

昭和 56 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和55年中の総出火件数は、前年より約3,900件減の5万9,885件で、8年振りに6万件を下回ることとなり、また、火災による死者は1,947人で、前年に比べ123人減少している。

しかしながら、昭和55年は、8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災、10月の愛知県大府市の毒劇物貯蔵倉庫火災、11月の栃木県川治プリンスホテル火災等これまでに例をみない新しい態様の火災が発生しており、また、昨年末から本年3月上旬にかけての記録的な大雪や台風第15号等の大規模な自然災害に見舞われている。このように、国民生活をとりまく災害は、複雑多様化し、また、大規模化してきており、火災その他の災害に対する備えがますます重要となっている。

今年の白書は、このような状況を踏まえて、安全な地域社会の実現のために、地域住民、企業など民間の積極的な参加を求め、行政と民間が一体となった地域ぐるみの消防防災体制づくりの方向と当面の諸問題に言及し、併せて昭和55年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種災害の実態と消防行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民生活の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

昭和56年11月

消 防 庁

目 次

第1 総 説	1
1 安全な地域社会の実現をめざして	1
——民間の積極的な参加を求めて——	
(1) 消防の現状と環境の変化に伴う課題	1
(2) 今後の消防防災体制の方向	3
2 最近の災害の動向	8
(1) 火 災	8
(2) 地震災害及び風水害等	10
(3) 石油コンビナート災害	11
3 当面の諸問題	12
(1) 消防体制の整備	12
(2) 救急救助体制の充実	16
(3) 防災対策の推進	18
(4) 震災対策の推進	21
(5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立	23
(6) 予防行政の充実	26
(7) 危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進	29
(8) 林野火災対策の推進	31
(9) 特殊災害対策の推進	31
(10) 研究開発の推進	33
第2 火災等の災害の実態	35
1 火 災	35
(1) 出 火 件 数	35
(2) 損 害 額	40

- (3) 死者.....42
- (4) 出火原因.....52
- (5) 火災種別ごとの状況.....57
- (6) LPガス, 都市ガス等による火災.....67
- (7) 危険物施設等の火災.....68
- (8) 昭和56年上半期における火災の発生状況.....70
- (9) 外国の火災状況.....71
- 2 地震災害及び風水害等.....73
 - (1) 地震災害.....73
 - (2) 風水害, 雪害等.....74
- 3 石油コンビナート災害.....75
- 4 その他の災害.....76
 - (1) ガスによる爆発等の災害.....76
 - (2) 危険物流出等の事故.....77
 - (3) 海上災害.....78
 - (4) 航空機災害.....79
- 第3 消防行政の現況.....81
 - 1 消防体制.....81
 - (1) 消防組織.....81
 - (2) 消防施設.....85
 - (3) 関係行政機関との協力.....88
 - 2 救急業務.....90
 - (1) 実施状況.....90
 - (2) 実施体制.....96
 - (3) 高速自動車国道における救急体制.....99
 - (4) 救急医療体制.....99
 - 3 救助活動.....101
 - (1) 実施状況.....101

- (2) 実施体制.....102
- 4 防災対策.....104
 - (1) 防災体制.....104
 - (2) 防災無線通信網.....107
 - (3) 風水害対策等.....109
 - (4) 活動火山対策.....110
- 5 震災対策.....111
 - (1) 消防庁の震災対策の現況.....111
 - (2) 地方公共団体における震災対策の現況.....115
- 6 防災意識の高揚と自主防災組織.....120
 - (1) 防災意識の高揚.....120
 - (2) 自主防災組織.....123
- 7 予防行政.....130
 - (1) 消防用設備規制.....130
 - (2) 消防同意及び予防査察等.....135
 - (3) 消防用機械器具等の検定等.....140
- 8 危険物行政.....143
 - (1) 危険物規制の概要.....143
 - (2) 危険物行政の現況.....146
 - (3) 石油パイプラインの規制.....154
- 9 石油コンビナート災害対策.....155
 - (1) 石油コンビナート災害の総合的防災体制.....155
 - (2) 石油コンビナート等特別防災区域の状況.....155
 - (3) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制.....158
 - (4) 事業所のレイアウト規制.....159
 - (5) 自衛防災組織等の整備充実.....161
- 10 林野火災対策.....162
 - (1) 林野火災特別地域対策事業.....162
 - (2) 広域的消防体制の整備.....162

- (3) 消防戦術及び装備の近代化..... 163
- (4) 出火防止対策..... 164
- 11 特殊災害対策..... 165
 - (1) ガス災害防止対策..... 165
 - (2) 原子力災害対策..... 165
 - (3) 高層建築物及び地下街等の火災対策..... 168
 - (4) 海上災害対策..... 170
 - (5) 大規模交通災害対策..... 170
 - (6) その他..... 172
- 12 消防の教育訓練等..... 174
 - (1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助..... 174
 - (2) 消防学校における教育訓練..... 176
 - (3) 全国消防操法大会等の実施..... 179
 - (4) 国際交流..... 180
- 13 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇..... 183
 - (1) 活動状況..... 183
 - (2) 公務災害の状況..... 183
 - (3) 処遇..... 186
 - (4) 消防表彰等..... 192
- 14 消防の科学技術の研究..... 197
 - (1) 大震火災対策の研究..... 197
 - (2) 石油コンビナート等の災害防止に関する研究..... 198
 - (3) その他の火災対策に関する研究..... 200
 - (4) その他..... 202
- 15 消防財政..... 203
 - (1) 市町村の消防費..... 203
 - (2) 市町村消防費の財源..... 204
 - (3) 都道府県の消防防災費..... 209
 - (4) 国の消防費..... 211

附 属 資 料

- 1 昭和55年度の法令の制定..... 214
- 2 昭和55年中の主な災害等..... 216
- 3 都道府県別火災損害状況..... 218
- 4 月別火災損害状況..... 226
- 5 出火原因別火災損害状況..... 228
- 6 主な出火原因の推移..... 228
- 7 用途別の主な火災事例..... 230
- 8 昭和21年以降の火災損害状況..... 232
- 9 昭和21年以降の火災損害比較..... 236
- 10 昭和21年以降の大火記録..... 238
- 11 風水害等による都道府県別被害状況..... 240
- 12 関東大地震以後の主な地震災害..... 245
- 13 昭和21年以降の風水害等の記録..... 246
- 14 都道府県の防災訓練の実施状況..... 248
- 15 都道府県別市町村消防組織一覧..... 250
- 16 消防機関数と消防職員数の推移..... 252
- 17 政令指定市町村数の推移..... 253
- 18 自主防災組織の都道府県別結成状況..... 254
- 19 石油コンビナート等特別防災区域の現況と
防災資機材の整備状況..... 256
- 20 空港における消防力の現状..... 260
- 21 都道府県別救急業務実施状況..... 270
- 22 都道府県別事故種別救急出場件数..... 272
- 23 都道府県別事故種別救急搬送人員数..... 274
- 24 都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧..... 276
- 25 都道府県別救助活動件数及び救助人員数..... 278
- 26 1980年世界主要都市の火災状況..... 280

第 1 総 説

1 安全な地域社会の実現をめざして ——民間の積極的な参加を求めて——

(1) 消防の現状と環境の変化に伴う課題

戦後、自治体消防が発足して以来30年余、我が国の消防は、この間の社会経済の発展と環境の変化に対応するとともに、地域住民の要望にもこたえつつ、逐次その整備が図られ、今日においては、その制度、組織、人員、装備等全般にわたって著しく充実され、自治体消防として国民の間に完全に定着するに至ったといえることができる。

自治体消防の整備の過程で最も注目すべきものは、消防本部・署の設置による常備体制の普及である。この常備化への動きは、昭和40年代の救急需要の増大を背景に、組合消防による広域化の動きと相まって急速に活発となり、自治体消防発足直後の昭和24年当時わずか218市町村が常備化されているにすぎなかったのが、昭和56年4月現在では、常備化指定市町村数は、2,844団体を数え、常備化率は市町村数で87%となり、全人口の98%をカバーするに至っている。これに伴い、常備消防の職員数も、昭和55年には12万人に達し、昭和24年当時の5.5倍に増えている。また、消防施設及び装備の充実も著しく、国庫補助制度の拡充、地方公共団体の努力等により、数の増強とともに、社会環境の変化に対応して化学消防自動車、はしご付ポンプ自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプターの整備等その近代化、高度化が進められてきている。

更に、消防行政の内容についてみると、従来の警防活動、すなわち消火活動を中心とした行政に加えて、近時、予防行政と救急救助業務が著しく充実強化されてきている。

予防行政の面では、都市構造や建築構造の変化、生活水準の向上等に伴う

危険性の増大などに対処するため、予防査察の強化、危険物規制の徹底、消防用設備等の設置の義務付け等が行われ、予防行政の範囲が拡充強化されてきた。特に最近においては、地下街等に対するガス保安体制の強化、防火対象物が防火安全基準に適合している旨の表示等の制度の採用等防火安全体制の強化が図られるとともに、一定の危険物施設及び石油コンビナートにおける保安体制の強化、石油タンク等の安全設備の設置等総合的な防災体制の整備が推進されている。現在では、1万人に近い職員が予防業務に従事し、個々の建築物の防災性を確認するための建築同意件数は、昭和55年度で117万件を超え、また、防火対象物と危険物施設に対する予防査察件数は、約158万件に達している。

救急業務は、毎年飛躍的に増大し、救急業務実施市町村は、消防の任務として定められた昭和38年当時の214団体から昭和56年の2,884団体へと大幅に増え、全人口の98%に当たる地域をカバーするに至っている。現在、救急隊員は約3万9,000人、救急自動車は約3,900台を数え、昭和55年中の救急出場件数は約201万件、搬送人員は約193万人と年々増加している。

救助活動においても、近年消防機関が取り扱う件数は増加し、その半数強が火災以外の災害時における救助活動であって、救助活動に対する消防機関への国民の期待も高まっている。

このように、消防行政、消防力は逐年整備充実されてきたが、なお、次に述べるような、国民生活をとりまく社会環境の著しい変化は、災害発生の要因を複雑多様化するとともに、災害発生の可能性と危険性の増大をもたらし、消防の今後に多くの課題を提起している。

第1に、都市構造及び建築構造の変化である。人口と産業の過度の集積が進み、無秩序な密集市街地の形成、建造物の複雑化と大規模化、多数の地下埋設物の設置等により、都市全体の構造が災害に対してぜい弱な体質となっており、連鎖的あるいは複合的な災害を誘発する可能性が高まっている。特に、高層ビル、地下街等の増加、その規模の巨大化、密閉構造の多用と新しい建築材料の普及などにより、消火、避難、救助等の活動を困難にしている。更に、百貨店、興行場、雑居ビル等多数の者が出入りする建築物の著し

い増加は、これらの活動をより困難なものにしている。

第2に、国民の生活様式の変化である。生活水準の向上による都市ガス、プロパンガス、石油ストーブ等の普及、石油製品類その他危険物の増加、更にこれらに伴う石油貯蔵施設等の危険物施設の増設、また、自動車交通の急増などは、国民の日常生活をとりまく危険性を著しく増大させている。一方、国家的な要請に基づく新しい石油備蓄方式が研究開発されつつあり、また、エネルギー対策の重要な一環として原子力発電所等の建設が推進されているが、これらに対する防災対策の充実も大きな社会的要請となっている。

更に、人口構成の老齢化、核家族化の進行等に伴い、火災その他の災害時において、自力による避難が困難な高齢者、乳幼児等に対する避難対策等も社会的な課題である。

第3に、風水害、地震等の大規模災害に関する問題である。我が国は、地形、気象条件等から風水害その他の自然災害にみまわれる宿命をもっており、毎年のように台風、豪雨等により多くの人命と多額の財産を失っている。しかも、過疎地域における人口の減少がその地域の防災活動を困難にしており、他方では、全国的な都市化の進展による農地や丘陵の宅地化、内水面の埋立て、急傾斜地の開発等に伴って、緑地の減少、地盤沈下、土地の保水能力の低下等を招き、自然災害への危険性を増大させている。

また、世界有数の地震国である我が国においては、既に述べたような人口や産業の都市への集積や、国民の生活様式の変化に伴う環境の変化によって、地震に対するぜい弱性を累積しており、もし、大地震が発生した場合には、交通通信網の途絶、電気・ガス施設、水道等の破壊等による都市機能の麻痺を招き、火災の同時多発、危険物の流出など、多大の二次災害を生ずるおそれがある。

(2) 今後の消防防災体制の方向

現在の消防をとりまくこのような環境の変化の下、複雑多様化する災害要因とその危険性の増大に対応して、安全な地域社会を確保するためには、消防防災への地域ぐるみの取組が一層重要である。

そのためには、まず消防防災の中核となる消防機関が、その自覚と責任の上に立って自らの機能を強化すべきことは当然である。しかしながら、地域社会の安全性の確保は、ひとり消防機関の努力のみで達成されるものではなく、企業の防災に関する社会的責任の遂行、住民の地域防災への積極的参加など民間における消防防災への活力をも活用し、国、地方公共団体、企業、住民が総合的な消防防災体制づくりに、それぞれの役割分担を果たすことが必要である。このように、行政と民間が一体となった地域ぐるみの消防防災体制づくりが確立して、はじめて全体としての地域の安全性が確保されるものといえよう。このような見地から、今後の消防防災体制の整備の基本的な方向として、次の諸点があげられる。

第1は、消防力の質の向上と効率的な整備である。

地域社会の安全確保のためには、まず消防防災体制の中核となる常備消防及び消防団の機能を強化しなければならない。それには、質量両面からの充実強化が図られなければならないが、国、地方を通じて行政改革の推進による行政の減量化が必要とされている現状にかんがみ、従来にも増して質的な面での向上とその効率的、重点的な整備、充実に配意していく必要がある。

まず、消防職員については、その増員が厳しい現状にあることを認識し、特に、資質の向上に留意してその充実を図らなければならない。初任教育の充実はもとより、特に、複雑多様化する災害要因に対応する警防戦術の高度化、専門化する予防業務に必要とされる知識技能の充実、また、救急隊員についての資質の向上、救助活動の増加とそれに対応できる技術の向上などの時代の要請にこたえるためにも、消防職員に対する科学的、専門的な教育訓練の充実強化を図ることが急務である。

また、施設・装備については、その対応に新たな高度の技術、訓練を必要とする高層建築物、地下街、危険物施設等における火災や石油、ガス、放射性物質等に起因する特殊の災害に対処するため、化学消防自動車、はしご付ポンプ自動車、救助工作車等の科学消防資機材の整備を図るとともに、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備の充実を図る必要がある。また、これら消防資機材の改良、開発に努めていく必要がある。

小規模消防、特に組合消防は、その大部分がここ10数年の間に発足したものであるだけに、人的、物的両面にわたって体制整備が必ずしも十分とはいえず、その基盤の強化を図ることが緊急の課題である。これら組合消防のかかえている問題点の多くは、財政面、人事面あるいは消防団との関係等の主として運営上の問題であり、消防機関、構成市町村等関係者の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国及び都道府県においても、これらの点について適切な指導、援助に努めていく必要がある。

また、消防団は、常備消防とともに地域の防災活動における車の両輪をなすものであり、初期消火、避難誘導、大規模災害時などにおいて、依然としてその役割は極めて大きいものがあり、今後ともその強化を図らなければならない。特に、団員の教育訓練の充実、機動力の強化と個人装備の充実を図る必要がある。団員数は、ここ数年減少率は鈍化しているものの、なお、減少傾向にあり、団員確保対策が今後の重要課題であることから、住民が団活動に積極的に参加できるよう魅力ある活動の場とするとともに、団員の職務の特殊性、危険性を考慮した適切な処遇の改善を講じていかなければならない。

第2は、企業の安全防災についての社会的責任の徹底である。

社会経済の発展に伴い、各種の企業が増加するとともに、施設規模も拡大し、企業施設における災害は、その利用者、従業員、更には周辺地域住民に対する人命の損傷をはじめ多大の被害をもたらす危険性を高めている。企業は、その社会的責任において、人命安全の確保を図る義務があり、消防用設備等の整備、管理や日常の防災訓練に努めるとともに、火災等の災害発生時には、直ちに適切な組織的対応をとれるように、施設内における防火管理体制を強化する必要がある。

さきの実現をみた百貨店、地下街、ホテル等不特定多数の者が利用する建築物に対して、既存のものであってもスプリンクラー等の消防用設備の設置が新たに義務付けられたのも、このような見地からにほかならない。

このような企業の安全防災についての社会的責任の一環として、一定規模以上の危険物施設及び石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所

については、自衛消防組織（自衛防災組織）の設置が法的に義務付けられ、所要の装備と消防防災要員が配置され、避難訓練等も行われている。また、一定の防火対象物に対しては、防火管理者の設置、消防計画の作成及びこれらに基づく消防訓練の実施、消防用設備等の点検整備などが義務付けられているが、これらの実施については、いまだ十分とはいえない状況にある。しかし、これらの防火対象物こそ、火災等の災害発生に際しては、人命損傷の危険性が大きいことから、安全防災に対する社会的責任についての自覚を促すとともに、法令違反の防火対象物に対しては改正な措置をとるなど防火管理制度の徹底を期していく必要がある。更にこれらの防火対象物のうち、災害危険度の高いものについては、今後、自衛消防組織の設置を義務付けていくことをも含めて、その社会的責任に応じた防火管理制度の整備を検討するとともに、その実効性の確保を図る必要がある。

第3は、住民の地域防災への積極的参加である。

住みよい地域社会づくりには、まず、地域の安全性が確保されなければならない。それには、消防機関等による公的活動と相まって、住民の地域防災活動への積極的参加による地域ぐるみの取組が不可欠である。出火原因の約77%が、たばこ、火あそび等の失火によるものであり、また、火災による死者の過半数が高齢者と乳幼児であることから、一層の住民の防火意識の高揚と防火対策の強化が要請されるとともに、今後の都市ガス、プロパンガス、石油等の潜在的な災害要因の日常生活における増大、高齢化社会への移行、地震その他の大規模な災害の発生を考慮するならば、住民の地域防災への積極的な参加が必要であることは論をまたない。

近年、婦人防火クラブや少年消防クラブの結成をはじめ、町内会、自治会などを中心とした自主防災組織を整備する動きが活発化し、年々自主防災組織に参加する世帯数が増加している。これらの組織による自主的な消防防災活動は、防火防災知識の普及、避難誘導あるいは出火防止や初期消火など地域の消防防災活動の大きな力となっているが、このような消防防災について理解し、協力するといった段階から、今後は更に一步進んで“自分たちの地域は自分たちで守る”といった積極的な姿勢が強く求められている。

もとより、自主的な防火防災組織は、住民自らの理解と連帯に基づいて結成し、整備されるべき性格のものであるが、その効果的な育成を図るために、国、都道府県、市町村においても、各種啓発活動の実施、リーダーの養成、その活動の拠点となる施設の整備その他各種資機材の整備等について、積極的に指導、援助し、その育成助長のための基盤づくりに努めるべきである。

2 最近の災害の動向

(1) 火 災

ア 出火件数と出火率

昭和55年中の総出火件数は5万9,885件で、6万件を下回ったのは昭和47年以來のことである。これは戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万件以上減少し、また、前年に比べ3,909件減少したこととなる。

このように、出火件数は減少したが、社会的影響の大きい火災が相次いで発生している。

まず、8月16日に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災では、死者15人（うち消防職団員の殉職者5人）、負傷者222人を出している。

また、10月1日に発生した愛知県大府市の丸全昭和運輸(株)中部支社の毒劇物貯蔵倉庫火災では、消火に約19時間を要し、付近住民約8,000人に対し避難命令が発せられた。

更に、11月20日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災では、死者45人、負傷者22人という戦後のホテル火災としては最大の死者を出している。

昭和55年中の出火件数を火災種別ごとにみると、車両火災を除いてすべて2年連続して減少しており、特に林野火災の減少が目立っている。車両火災は昭和50年以降毎年増加しており、昭和55年中においても前年に比べて134件増の3,773件発生している。

また、出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で5.1となり、前年に比べ0.4、前々年に比べ1.1それぞれ減少している。

なお、昭和56年上半年における総出火件数は3万4,476件で、前年同期に比べ2,053件（5.6%）の減少となっている。

イ 死者数と死因

昭和55年中の火災による死者は1,947人で、戦後最悪の前年に比べ123人減

少した。また、人口10万人当たりの死者数も1.61人と前年（1.78人）より減少している。特に、放火自殺者を除いた死者数は1,238人で、最近10年間では昭和51年に次いで少なく、3年連続減少している。

これに対し、放火自殺者は709人で全体の36.4%を占めており、前年（769人）より減少したが、戦後第2位の記録となっている。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが最も多く全体の72.7%の1,415人となっている。このうち、70.3%に当たる995人が専用住宅での火災、15.0%の212人が店舗などが併設されている併用住宅での火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多い傾向が続いている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない乳幼児や寝たきり老人などの身体の不自由な高齢者が多く、昭和55年中においても、放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が579人、0歳～5歳の乳幼児が106人で、この両年齢層の死者が55.3%を占めている。

更に、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況をみると、火傷死が649人（52.4%）、一酸化炭素中毒又は窒息死が502人（40.5%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠で倒れ、死に至ったものが相当数あると考えられる。

ウ 損害額と焼損面積

昭和55年中における火災による損害額は1,507億円で、前年に比べ139億円（10.1%）増加した。1日当たりの損害額は4億1,200万円（前年3億7,500万円）、火災1件当たりの損害額は252万円（前年214万円）、国民1人当たりの損害額は1,287円（前年1,187円）となっている。

建物焼損面積は213万㎡で、前年に比べ9万㎡（4.2%）増加し、建物火災1件当たりの焼損面積も前年より増加して56㎡（前年53㎡）となっている。

なお、昭和56年上半年の火災による損害額は817億円で、前年同期に比べ56億円（6.4%）減少し、建物焼損面積も119万㎡で前年同期に比べ、9万㎡

(6.7%) 減少している。

エ 出火原因

昭和55年中の火災の出火原因としては、失火によるものが圧倒的に多く4万6,006件で全火災の76.8%を占めている。中でもたばこによるものが7,338件(全火災の12.3%)と最も多く、次いで火あそびの6,012件(同10.0%)、たき火の5,805件(同9.7%)で、例年に比べたき火と火あそびの順位が逆転した。

また、放火(放火の疑いを含む。)によるものは5,747件(同9.6%)で、前年(5,944件)に比べ3.3%減少している。大都市地域においては、放火(放火の疑いを含む。)によるものが全火災の19.6%を占め、他の地域より高く、特に、東京、大阪、京都、福岡、川崎の各都市においては、放火(放火の疑いを含む。)が出火原因の第1位となっている。

(2) 地震災害及び風水害等

ア 地震災害

昭和53年6月の宮城県沖地震以後地震によるさしたる被害はなかったが、昭和55年中の有感地震は840回(前年612回)を数えた。特に、6月24日からは伊豆半島東方沖を震源地とする群発地震が続き、同月29日にはマグニチュード6.7の地震が発生し、静岡県ほか1都1県において負傷者10人、家屋、道路の損壊等の被害があった。また、9月24日には茨城県南西部を震源地とするマグニチュード5.4、翌25日には千葉県中部を震源地とするマグニチュード6.1の地震が相次いで発生し、東京都をはじめ首都圏一帯で死者2人、負傷者76人、家屋の一部損壊等の被害があった。

更に、昭和56年1月23日には北海道日高地方にマグニチュード7.1の地震が発生し、震源地に近い浦河郡浦河町では震度5を記録したが、幸いにも軽傷者2人、家屋の損壊等若干の被害にとどまった。

イ 風水害、雪害等

昭和55年中の風水害等(地震を除く豪雨、洪水、豪雪等の異常な自然現象により生ずる被害をいう。)による死者・行方不明者は147人(前年208人)、

負傷者は534人(前年1,046人)で、いずれも前年より減少した。住家の被害は、全壊・流失351棟、半壊653棟(前年、全壊509棟、半壊3,075棟)と、前年に比べそれぞれ大幅に減少した。一方被害額は、1兆1,374億円で、前年(9,178億円)より増加している。

昭和55年12月中旬から昭和56年3月上旬にかけて強い冬型の気圧配置が続いたため、記録的な大雪となり、北陸、東北地方を中心に死者・行方不明者145人、負傷者2,000人以上の大きな被害が生じた。また、昭和56年6月中旬から7月中旬にかけて日本列島に停滞した梅雨前線に伴う大雨により、九州、中国地方を中心に死者・行方不明者15人の被害が出たほか、8月上旬には台風第12号の影響による集中豪雨で北海道を中心として死者8人、負傷者14人などの大きな被害が生じた。更に、8月23日千葉県館山市付近に上陸した台風第15号により、関東甲信越から北海道にかけて死者・行方不明者43人、負傷者195人などの被害が生じた。これらの災害に対し、延べ21道県、913市町村で災害対策本部が設置され、災害応急活動が展開された。

(3) 石油コンビナート災害

昭和55年中の石油コンビナート災害の発生件数は115件で、前年に比べ32件(21.8%)減少している。発生形態別には、火災と危険物の漏出が全体の約8割を占めており、この傾向はここ数年変わらない。

なお、昭和56年に入ってから、1月東亜燃料工業(株)川崎工場第5栈橋において、ガソリンを受入中の小型タンカーが爆発炎上し、栈橋及び出荷施設等が破損し、3人が死亡、2人が負傷、当該タンカーが沈没する事故があった。

3 当面の諸問題

(1) 消防体制の整備

ア 消防力の重点的整備

(ア) 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、出動の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。また、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う火災の多様化、複雑化に対応して、消防力の充実強化を図るとともに、常時専門的な予防査察を行うことが必要となっており、救急業務についても、全国的にその需要が高まってきている。このため、市町村の消防体制は、常備体制が年々進展している。

消防常備化の状況については、昭和56年4月現在、常備化指定市町村数は2,844を数え、常備化率は市町村数において87.3%、人口において97.5%に達しているが、その大部分はここ10数年の間に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備、強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも新規常備化の大多数を占める消防組合は、財政面、人事面あるいは消防団との関係等の各面において、運営上の問題をかかえているところも少なくない。

これらの地域の消防の直面する問題を解消し、その健全な発展を期すためには、まず関係者の一層の努力が期待されることであるが、国や都道府県においても、更にきめ細かい検討を加え、諸施策の充実を図るとともに適切な指導助言を行う必要がある。

(イ) 消防力の整備

行政改革の推進は現下の急務となっており、消防行政においてもこれに取り組むことが要請されている。したがって、消防力の整備に当たっては、従

来にも増して消防施設及び人員の効率的、重点的な整備、充実に配慮する必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、高層建築物、地下街、危険物施設等における火災に対処するため、全国的に整備水準の低いはしご車、化学車、救助工作車等の整備を重点的に図る必要がある。更に、ガス災害、毒劇物災害等の特殊災害による消防職員の消防活動における危険性が增大していることにかんがみ、ガス災害等対策用資機材をはじめ防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備の充実と改良に努めなければならない。一方、消防水利については、自然水利の重要性を見直すとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型貯水槽の設置を促進し、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、常備化の進展等もあって、昭和45年の6万4,230人から昭和55年の12万460人へと10年間に約2倍に増えており、その充実強化が図られている。しかし、行政改革との関連において職員の増員抑制が求められていることにかんがみ、今後は地域の実情に即して、一層効率的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員については、ここ数年減少率は鈍化しているものの、なお減少傾向にあり、昭和55年には前年より約9,000人減って約106万9,000人となっている。しかし、人口移動が鎮静化し定住化が進行している状況において、地域活動の典型としての消防団活動の重要性を強く認識し、地域の防災体制の中核として位置付けるとともに、今後とも装備の充実と団員の資質の向上に努め、消防団の機能の強化を図っていかなければならない。また、常備化が進展した今日においても、消防団の果たす役割は依然として大きいものであるので、団員の確保対策は重要な課題であり、住民が消防団活動に積極的に参加できるように、その意義及び重要性に対する認識を深め、更に魅力あ

消防団となるよう団運営に工夫をこらす必要がある。

(ウ) 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講じるとともに、国庫補助金、地方債資金の拡充等、従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和54年度における市町村の消防費決算額は7,117億円(前年度比644億円, 9.9%増)で、その普通会計歳出総額に占める割合は、前年度と同様3.3%となっている。

消防力の整備は逐年推進されているものの、今後ますます大規模化し、複雑化し、あるいは多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を促進することが必要であり、そのための消防財源の充実強化が要請されているので、国、都道府県、市町村では、当面する行財政改革に対応して、従来にも増して経費の重点的配分に配慮するとともに、特に市町村においては消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

イ 消防職団員の教育訓練と処遇

(ア) 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行し、地域住民の期待にこたえていくためには、消防職団員に対する教育訓練の充実強化が何よりも重要である。特に、最近では静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災等特殊な災害がふえてきており、これらの災害に的確に対応していくためにも、消防職団員に対する専門的高度の教育訓練が必要不可欠である。

教育訓練の中でも最も基本となる初任教育について、昭和55年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者は、86.7%(前年度86.0%)で、受講者のうち国の基準で定める6か月の教育を受けた者が71.2%(同62.4%)となっており、年々改善されてきているもののいまだ十分とはいえない。初任教育は、消防職員として最低限備えるべき知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が6か月間初任教育を受講できるよう今後

とも一層努力する必要がある。

他方、災害の多様化と消防業務の高度化に対応して専門的、科学的な知識と技能を修得させるための専科教育及び消防幹部として必要な管理能力のかん養を目的とした幹部教育等現任者を対象とした教育訓練についても、その充実強化の必要性はますます高まってきている。

そのためには、施設の拡充及び教材等の充実を図るとともに、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があるが、更に進んで、今後の職員の採用状況、職務の専門化の動向等を十分考慮し、専科教育及び幹部教育の充実を中心に教育訓練のあり方を再検討すべき時期にきているといえよう。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行う消防大学校については、毎年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後質量ともに一層増大する傾向にあり、これに対処するためには、教育訓練施設及び教材の整備拡充を図るとともに専門的な知識及び高度な技能と経験を有する優れた教官の確保並びにその資質の向上に努め、更に、カリキュラム編成、教育訓練用教材及び技法等の改善を図る必要がある。

消防学校等における教育訓練のほか、消防本部等で日ごろ行われている災害を想定した実戦訓練及び基礎体力の錬成等の各種教育訓練は、消防職団員が実際の災害現場等で有効、的確に消防活動を行うために必要不可欠であるので、今後ともその充実強化を図っていく必要がある。

(イ) 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分配慮したものでなければならず、このためには勤務条件及び処遇の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を図らなければならない。

消防職員については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、給与、福利厚生面の充実、職場環境の整備等の諸施策について、その充実に努める必要がある。

4週1回・交替半休制（いわゆる「週休2日制」）については、昭和56年3月29日から国家公務員について実施されることとなったが、消防職員についても当該市町村の一般職員に同制度が実施されることとなる場合は、合わせて実施することとすべきである。ただし、この制度が行政サービスの急激な変化を来さず、実施のための定員、予算増を行わない等を前提として実施されるものであるので、公務能率の一層の向上に努める等制度の実施によって業務運営に支障が生じないよう留意する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、郷土愛護の精神に基づき、災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう、引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

（2）救急救助体制の充実

ア 救急業務

（ア）救急業務実施体制

救急業務は昭和56年4月現在、全市町村の88.6%に当たる2,884団体で実施されており、全国民の97.8%がカバーされている。昭和55年中の救急出場件数は200万7,731件で、はじめて200万件を突破した。搬送された人は192万8,492人となっており、1日平均5,486件、約16秒に1回の割合で救急隊が出場したことになる。

現在、消防庁は、救急需要の多様化に対応し、救命効率を高めるため、救急業務の質的な充実を図るための施策を進めている。すなわち、昭和53年7月「救急隊員の行う応急処置等の基準」を定め、応急処置の内容を明確化した。救急隊員が定められた応急処置を駆使するには、一定の資質能力と教育訓練が必要であり、このため、同年11月救急隊員の資格を法定化し、昭和57年3月までにすべての救急隊員がこの要件を満たすべきものとした。これをうけて、近く自治省令を制定し、最近の救急医学の進歩の成果である心マッサージ法等のそ生法の実技教育も含めて135時間の教育講習の内容を明ら

かにする予定である。今後、救急隊員にこの教育講習を徹底し、その資質の向上を図るとともに、救急自動車積載資機材等の改善を進め、人的、物的両面からの救急業務の質的充実を図っていく必要がある。

また、応急手当は早く行えば行うほど、その効果が大きいので、救急隊が現場に到着するまでの間においても、必要な応急手当を行うことが望ましい。したがって、消防機関は、医療機関とも協力し合い、自主防災組織の活動等あらゆる機会を通じて、国民に対する応急手当の普及に努める必要がある。特に、大規模災害時には、多数の負傷者が同時に発生し、救急隊だけでは必ずしも対応することができなくなる場合も考えられるので、国民の協力が不可欠である。

最近の救急出場件数は、年々増加してきているが、このような状況に対処し、国民に対して、症状観察や応急手当の基礎知識の普及を図るとともに、救急自動車の正しい利用の仕方を周知徹底する必要がある。

なお、最近における消防行政に占める救急救助業務の比重の大きさにかんがみ、消防庁においては、救急救助業務の一層の充実を図るため、昭和56年10月1日から救急救助室を設置したところである。

（イ）救急医療体制

救急患者を収容する救急告示医療機関は、昭和56年4月現在、5,138か所で、昭和47年以降おおむね横ばいとなっており、その絶対数、配置、診療科目等において、今日の多様化した救急医療需要には必ずしも十分に対応できていない。休日や夜間に発生した救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保するため、初期、第2次、第3次の救急医療体制の整備が図られているが、今後とも一層強力な整備が望まれる。

また、救急患者に対する医療は、その時期が早ければ早いほど救命効果が高いので、救急現場から医療機関へ迅速に搬送することが必要不可欠である。したがって、救急医療施設についての医師の配置状況、空床の確保状況等医療施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じて、即時に適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報体制の整備も今後一層推進していく必要がある。

イ 救助業務

消防隊員の救助活動は、火災のみならず、交通事故、労働災害、風水害、水難事故等の際においても、生命、身体の危険を排除するために行われている。消防機関による救急体制は年々充実し、救助隊は昭和56年4月現在、全国914消防本部の半分を超える486消防本部において1,282隊設置されている。また、昭和55年中における救助活動件数は1万3,995件、救助人員は1万126人であり、救助活動件数は、昭和50年の9,489件と比較して4,506件増加しており、この5年間で約5割の伸びを示している。

毎年増加する救助活動は、災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴って高度かつ専門的となっている。このため、時代に即応した救助隊員の指導者を養成する目的をもって、昭和56年度から消防大学校において正規の科目として「救助科」を新設した。今後とも、救助隊の装備、訓練等の一層の充実に努めるとともに、消防機関が取り組む救助体制のあり方について検討する必要がある。

(3) 防災対策の推進

ア 防災体制の整備

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて総合的な防災体制を確立するべく、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画を作成する等体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域における防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、災害態様の多様化に伴い、地方防災会議の中に、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会、通信情報部会等の専門部会が設置され、各種の災害に対処しているが、今後とも、地方防災会議における地域の防災対策の総合調整機能の強化が望まれる。

地域防災計画は、都道府県及び市町村の防災会議が作成する防災に関する総合計画であり、その内容には毎年検討が加えられ、逐年充実が図られてい

る。最近、震災対策等災害の特異性を考慮した対策の追加、変更等所要の修正がなされており、また、市町村においては、災害危険箇所の明示、警戒避難体制の整備及び情報連絡体制の整備等きめ細かい対策が盛り込まれてきている。震災対策については、地域防災計画の内容を抜本的に検討しているところが多く、昭和56年4月1日現在で17都道府県が震災対策計画を一般災害計画と区別して定めている。大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化地域の指定に伴い、関係地方公共団体の防災会議は地震防災強化計画を定めたが、この計画も地域防災計画の一部として位置付けられるものである。また、原子力災害対策についても、対象となる府県のほとんどが原子力災害対策計画を一般災害計画と区別して定めている。

なお、近年、災害の要因は複雑多様化しつつあり、地域の災害の危険性を科学的、総合的に分析、評価し、その成果を地域防災計画に反映させることが今後の課題となっている。

実際の災害時に、防災対策が有効かつ的確に実施されるためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して、実戦的能力をかん養しておかなければならない。そのために、昭和55年度には45都道府県、1,534市区町村（全国3,278市区町村）で、地方公共団体主催の下に地域住民も参加した総合防災訓練や通信訓練が実施された。

イ 防災無線通信網の整備

地震、風水害をはじめ、いかなる災害の場合においても、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するためには、効率的な情報の収集及び伝達体制を確立しておくことが最も重要であり、この伝達媒体となる無線通信施設の整備が緊要な課題である。

消防庁としては、地方公共団体と一体となり、国（消防庁）と都道府県との間、都道府県と市町村との間及び市町村の区域内のそれぞれの無線通信網の整備を進めてきた。

消防庁と都道府県を結ぶ防災無線施設は、全国的な防災ホットラインの幹線として47都道府県との間で運用中であり、高速ファクシミリ装置を併用して災害現場図等の図画電送及び文書電送を実施したことにより、情報の収集、

伝達がよりの確かつ迅速となり、更に一斉伝達の機能が一層強化された。しかし、現在の無線施設は、地上系のマイクロ無線通信網であるので、大規模地震等で山頂中継局等が損壊した場合は、機能停止のおそれがある。このため、既に実用可能とされており、かつ、中継点が衛星の一点ですみ、防災対策上も有利な通信衛星の利用方策を検討することも今後の大きな課題である。

都道府県と市町村を結ぶ防災無線施設については、国庫補助制度により整備の促進を図ってきたが、昭和56年8月現在、28都府県が運用中、11道県が整備中（一部運用中も含む。）となっており、未整備府県においても施設整備のための調査が行われている。この無線通信網の運用は、現在のところほとんどが無線電話によるもののみであるが、今後は都道府県と市町村との間の行政の効率化を一層推進するため、ファクシミリを活用を検討する必要がある。

市町村の区域内における防災無線施設としては、市町村の消防機関が自らの防災活動に必要とする消防・救急用無線と、市町村が全般的な防災活動に必要とする防災行政用無線とがある。

前者については、消防の常備化の進展とともに着実に整備されてきているが、市町村相互の混信を軽減するための割当電波の確保並びに無線利用形態の改善等に努力する必要がある。後者は、近年、震災対策をはじめとする災害対策全般にわたる地域住民の防災意識の向上とあいまって、市町村と集落との間を結び、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示等の情報伝達、被害状況の把握等を迅速かつ的確に行う手段として、その施設整備の必要性がますます高まっている。このため、消防庁は、昭和53年度から国庫補助制度を発足させ、昭和56年度までに196市町村に対して補助を行ったが、今後一層の整備充実を図る必要がある。

あらゆる災害に備え、上述したそれぞれの無線施設の有機的な整備をなお積極的に進めていかなければならないが、災害の際にこれらの無線施設を最大限に、かつ、的確に活用するため、通信運用方策の確立はもちろん、特に夜間における情報連絡体制の確保等、いわゆるソフト面の整備についても一層努力する必要がある。

ウ 風水害対策等の推進

昭和55年中の風水害等（地震を除く。）による被害総額は、1兆1,374億円に達し、このうち施設被害の主な内訳は、公共土木施設被害3,052億円、農林水産施設被害1,706億円となっている。

このような被害を軽減するためには、災害危険箇所を的確に把握して、これに対するきめ細かい防災対策を地域防災計画に明示するとともに、防災資機材の整備及び常時点検を行う必要がある。なお、昭和53年度から、同計画に掲げられている災害危険箇所を実施される自然災害防止事業に対し、地方債措置が講じられている。

また、風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民による災害に対する備えが基本となるので、住民への防災知識の普及、防災関係機関がとっている防災対策の周知徹底に努めるとともに、住民の自主防災組織の育成整備にも努めなければならない。

活動火山対策については、活動火山対策特別措置法に基づいて避難施設緊急整備地域に指定された阿蘇山及び桜島火山の周辺地域に対して、噴石等による人的被害が多い実態にかんがみ、退避壕、退避舎及びヘリコプター離着陸用広場の整備に要する費用の一部を補助している。

（4） 震災対策の推進

ア 震災予防体制の整備

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（6県170市町村）においては、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画（昭和54年9月3日中央防災会議決定）を基本とする地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進している。また、地震防災対策強化地域の周辺地域のうち、人口、産業の集積の著しい首都圏地域についても、予想される東海地震及び直下型地震の発生に備え、震災予防のための諸対策が逐次進められている状況にあるが、更に、これらの地域に係る地震予知体制の整備促進とも併せ、社会的混乱の防止及び被害軽減を図るため、地

震防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施等の施策を推進する必要がある。

また、大規模地震対策特別措置法に基づく国及び地震防災対策強化地域に係る6県170市町村合同の総合防災訓練は、昭和54年に引き続き昭和55年9月1日（防災の日）に行われた。更に、同日には、地震防災対策強化地域周辺の東京都、千葉県、埼玉県、三重県及びこれら都県内の市町村においても国との連携の下に、合同訓練が実施されるなど、地震防災強化計画あるいは地域防災計画に定める訓練項目の内容の充実とともに、参加人員等訓練規模も逐年拡大する傾向にあるが、今後とも防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加による地域社会の防災体制の確立を図るため、なお一層訓練指導を強化する必要がある。

更に、石油コンビナート等の震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、他方、特定事業所等は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。今後とも、地震防災対策強化地域の石油コンビナートにおける地震防災対策の一層の推進を図るとともに、他の地域の石油コンビナートについても地震対策の充実を図る必要がある。

イ 震災対策のための消防用施設等の強化

大規模な地震の発生に伴う災害の防止又は被害の軽減を図るためには、消防活動を有効に行う消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降大震災火災対策施設等整備に必要な事業として、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等の整備について、順次補助対象施設及び補助対象地域を拡充し、補助を行ってきた。更に、地震防災対策強化地域における地震防災上緊急に整備すべき施設の整備の促進を図るため、昭和55年5月に

施行された「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、消防用施設のうち、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽についての補助率を2分の1とし、計画的に施設整備を促進している。また、地震災害に伴う災害情報の収集伝達の確保を期するため、消防防災無線通信施設の整備も進められているほか、地域住民の自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため、コミュニティ防災センターの整備促進を図っている。

なお、昭和54年度から広域避難地を指定している地方公共団体においては、公益法人の助成による避難標識の設置が進められている。

(5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

ア 防災意識の高揚

防災については、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に関心を持つとともに、それぞれが自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、落ちついてこれに対処できるよう、出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁としては、年間を通じてテレビ及びラジオ放送を利用し、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等について、広く国民に対する防災知識の普及啓発を行っている。このほか、火災予防のために、毎年春と秋の2回全国火災予防運動を実施するなど、日ごろからあらゆる機会、場所をとらえて国民の防火意識の高揚を図っている。また、毎年7月1日には、「国民安全の日」にちなみ、安全功労者の長官表彰を行うとともに、随時、防災功労者に対する長官表彰を行い、防災意識の高揚を図っている。

地域社会における安全の確保は、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することによって、はじめてその目的を達成することができるものであり、今後ともより一層国民の防災意識の高揚に努める必要がある。

イ 地域の自主防災組織の育成強化

複雑多様化し、大規模化する災害に対処するためには、消防機関の機能の強化を図るべきことはいうまでもないが、国、地方公共団体、事業所及び住民が、それぞれ防災のための責務を十分果たすとともに、それらが一体となった総合的な防災体制を確立することが必要である。そのためには、消防防災上の行政の取組みに加えて、地域社会の構成員たる住民等の立場において「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識に基づく地域ぐるみの自主防災体制の整備を図る必要がある。

このような地域連帯に基づく住民の自主防災活動は、近年、地域社会において活発に行われつつあるコミュニティ活動の基本となるものである。

震災その他の大規模な災害が発生した場合には、被害の防止又は軽減を図るため、消防機関等による防災活動とあいまって、住民の自主防災活動すなわち、住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、応急手当、避難等を行うことが必要となる。このような防災活動を効果的に行うためには、地域ごとに自主防災組織を設置し、日ごろから防災知識の普及活動や大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが重要である。

このため、消防庁では、「自主防災組織の手引き」等の配布、テレビ等による啓発及びコミュニティ防災センターに対する補助を進めてきたところであり、昭和56年3月31日現在、全国3,278市区町村のうち1,102市区町村で3万2,612の自主防災組織が結成され、組織率（全国世帯数に対する組織されている地域の世帯数）は26.8%となっている。更に住民の自主防災活動をより広域にわたって支援するため、新たに昭和56年度から、自主防災組織等に対して高度な防災教育、訓練を行うとともに、広域的な備蓄・中継輸送を行う拠点としての広域防災センターの整備事業に補助を行うこととしており、今後とも、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成強化を一層推進することとしている。また、公益法人による防災資機材等への助成も行われており、幅広い住民参加による自主防災活動の積極的な展開が期待される。

また、民間の防火組織として婦人防火クラブ（昭和56年4月現在9,775団体、153万6,136人）や少年消防クラブ（同4,596団体、52万6,605人）が既に

全国各地で結成されているが、自主防災組織はこれらの民間防火組織と協働し、一体となって地域の防災に取り組む必要がある。

なお、住民による自主防災活動が積極的に推進されるためには、防火防災訓練が不可欠であり、その際の負傷者等に対する災害補償の充実を図るため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が発足した。昭和56年9月1日現在、全国3,278市区町村のうち1,487市町村が共済に加入し、訓練時の事故に対して災害補償を受けることのできる住民の数は5,210万人となっているが、住民参加の防火防災訓練を一層推進するため、更に多くの市町村の加入を促進する必要がある。

ウ 施設の自衛防災組織の強化

百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物のうち、特に規模が大きく、災害が発生した場合に人命にかかわる危険が大きいと予想される施設の防火対策は、消防用設備等の整備や日常の維持管理の充実だけでは十分でなく、火災等の災害が発生した場合に、当該防火対象物の関係者が直ちに適切な組織的対応をとることができるようにすることが不可欠である。

このことから、消防法では、防火管理の一環として自衛消防組織に関することを消防計画に定めることとしているが、組織のあり方、人員、装備等の基準が示されていないなど、自衛消防組織の重要性に比べ、これに対する規制が十分でないことが指摘されている。

これらの施設については、防災面における自助努力が強く望まれているところでもあるので、その社会的責任に応じて自衛消防組織が有効に設置されるよう、所要の措置を講じていく必要がある。

一方、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、大型化学消防自動車、油回収船その他の防災資機材を備えた自衛防災組織や共同防災組織を、その他一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては、化学消防車等を備えた自衛消防組織を設置しなければならない。前者は昭和56年4月現在で共同防災組織を含め1,040組織が、後者は昭和56年3月現在で48組織が設置されている。

今後の施設の自衛防災組織の活動は、当該施設も地域社会の一員であるこ

とにかんがみ、他の防災組織と連携をとり、地域全体としての防火防災活動に積極的に協力していくことが望まれる。消防機関も、それぞれの施設と密接な連絡をとり、その実態に応じて自衛防災組織を指導していかなければならない。

(6) 予防行政の充実

ア 防火管理者制度の充実

消防法では、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物については、防火管理者を選任させ、用途、形態に即した消防計画の作成と、これに基づく消火、通報、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理等防火上必要な業務を行うことを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率及び消防計画作成率は共に十分とはいえない状況にあり、また、これらがなされていても、それが形がい化する傾向も見受けられる状況にある。昭和55年11月に発生した川治プリンスホテル火災でも、防火管理面の不備等から、我が国の旅館・ホテル火災としては最高の45人の焼死者を出す結果となっている。

予防行政は、従来、ともすれば消防用設備等のいわゆるハード対策に偏りがちであったが、ハード対策も、日常の維持管理や訓練等のソフト対策を伴って初めて効果を発揮するものであるので、今後ソフト面に対する消防機関の指導体制を整備するとともに、違反者に対し厳正な措置をとる等防火管理制度の徹底を図る必要がある。更に、ソフト対策の充実強化の一環として、現行の防火管理者制度を抜本的に見直すことも課題となっている。

イ 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだこれらの整備が十分でないものがあるので、人命安全の確保を図るため、措

置命令等必要な措置を講じることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。

このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

ウ 建築物の防災システムの総合化

最近の大規模な防火対象物においては、火災現象が複雑多様化する一途をたどっているが、消防用設備等は、従来どおり、個別的に作動することを原則としており、防火対象物によっては複雑な火災態様に十分に対応しきれないことも懸念されている。一方、エレクトロニクスの急速な進歩により、消防用設備等の防災設備を相互に関連させ、場合によっては、判断機能をも付与した総合的なシステムとすることが可能になってきているので、これらの最新の技術によって、火災現象の多様化及び複雑化に対応していくことを検討する必要がある。この際、ハード面だけでなく情報システム、運営システム等ソフト面をも含めた総合的な防災システムとなるよう配慮するとともに、検定制度との係わり、オペレーターの技能水準の確保、環境管理との関連等を考慮して新たな体系化の方向を検討していくことが必要である。

エ 旅館、ホテル等の安全対策

消防庁は、川治プリンスホテル火災の直後、全国の消防機関に対して旅館、ホテルの一斉点検を指示し、その結果に基づき、防火管理体制を強化充実すること、消防用設備等の設置及び維持管理の徹底を図ること並びにちゅうちゅうなく措置命令を発する等不備事項の是正の徹底を図ることを指示した。

また、昭和56年1月、消防庁を中心とする関係7省庁は、従来の「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」を全面的に見直して、新たな「了解事項」を作成し、これに基づき、一致協力して旅館、ホテルの総合的な防火安全対策を推進することとした。

一方、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段としては、厳格に法令上の措置をとるだけでなく、広く国民に防火対象物の防災対策の状況を知らせることが効果的であることから、昭和56年5月、一定の防火対象物（旅館、ホテルの場合は収容人員が30人以上で、階数が3以上のもの）のうち一定の防火上の基準に達しているものについてはその旨を表示するとともに、措置命令に応じない悪質なものについてはその旨を公表する「表示、公表制度」を実施し、昭和56年度は、旅館、ホテルに重点を置いて実施していくこととした。

これらの施策については、火災予防行政の重点として、今後、積極的に対応していかなければならない。

オ 準地下街の安全対策

昭和55年8月に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災により、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられた、いわゆる準地下街の防災対策が十分でないことが明らかになったため、昭和56年1月、消防法施行令の改正を行い、いわゆる準地下街に対し、共同防火管理、防災規制、消防用設備規制等について地下街に準ずる規制を行うこととした。また、関係省庁においても、この事故を契機に様々なガス保安対策が講じられたほか、準地下街の新設は厳に抑制すべきことを申し合わせており、今後、消防機関は、既存の準地下街に重点を絞り、速やかに改善するよう指導していく必要がある。

カ 消防用設備等の規格の国際化への対応

昭和55年5月、第91回通常国会において、東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）が批准され、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び国際貿易の円滑化に協力していくこととなった。

これに伴い、従来、我が国の社会的、風土的特性を織り込んできめ細かく作られてきた消防用設備等の性能規定や、これに基づく検定制度が重大な影響を受けることとなった。

これに対処するため、消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等についての機能、構造等の基準や防災試験方法等の国際規格を検討してい

るISO（国際標準化機構）に我が国も積極的に参画し、外国の実情を調査するとともに我が国の意見を反映させるべく努力してきているところであるが、国際規格の確定が大詰めにきているため、今後、更に国際規格化への対応を強化していく必要がある。

（7） 危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進

ア 危険物規制体制の整備

危険物に関する防災上の規制は、昭和34年に全国的統一規制が実施されて以来、様々な危険物施設の事故を教訓とし、また危険物の取扱いの態様の変化に即応して、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵取扱基準等の整備と強化を図ってきた。

更に、昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を契機として、危険物・高圧ガスが大量に集積している石油コンビナート等に係る総合的な防災体制の確立を図るため、昭和51年に石油コンビナート等災害防止法が施行された。

今後とも、科学技術の発展と産業経済の発展に伴い、新たな技術の導入や危険物施設の増加、大規模化の傾向が進むものと見込まれ、危険物行政は、これらの動向に対応して常に新しい方向へ展開していかなければならない。

また、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の養成充実等消防機関の体制の整備及び危険物施設に対する日常の指導、査察の強化を図る必要がある。

一方、企業サイドにおいても、自主保安体制の確保、保安教育の徹底等その社会的責任に立脚した防災体制の強化が今後とも望まれるところである。

イ 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、現在33都道府県にわたり79地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これら自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備

されている。一方石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備が図られているが、なお未整備のところがある。

今後は、特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における防災訓練を更に改善強化し、自衛防災能力の向上を図るとともに、関係市町村の消防力についても整備を促進する必要がある。

ウ 石油備蓄基地等への対応

現在、石油精製、石油化学等の工場の集中立地といった従来型の石油コンビナートに加えて、石油備蓄法に基づく民間備蓄の義務化や石油公団法に基づく国家備蓄の実施により、石油及び液化石油ガス（LPG）の大規模な備蓄基地が建設され、又は建設が見込まれている。この中には、地中備蓄方式、岩盤備蓄方式、海上備蓄方式等の新しいタイプのものが含まれている。一方 COM（COAL OIL MIXTURE）貯蔵、固化貯蔵等の新貯蔵方式も研究されており、危険物の貯蔵システムはますます多様化する傾向にある。

エネルギー小国の我が国にとり、石油及びLPGの備蓄はきわめて重要な意義を有するものであるが、地域の安全性確保に万全を期すためには、備蓄の態様に応じ、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定や新たな技術上の基準の整備を進める等適時適切な対応を検討する必要がある。

エ 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空機燃料輸送用パイプラインに関しては、当初計画では昭和56年3月供用開始とされていたが、その後完成期限延長の申請がなされ、昭和55年12月に当該パイプラインの供用開始を昭和58年12月末までとした。

パイプラインの建設に当たっては、法令で定められている技術上の基準に適合しなければならないところから、今後とも工事完成に至るまで随時の立入検査等を行うとともに、工事が完成して使用が開始された後においても、その安全性の確保に万全を期することとしている。

（8） 林野火災対策の推進

林野火災は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものとなっている。また、いったん発生すると焼損面積が広範囲に及ぶことが多く、地形、林相の複雑さ等林野の自然的な条件から、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難なことが多い。

したがって、今後とも入山者等の防火意識のかん養、監視パトロールの実施等により出火防止対策を強化するとともに、相互応援協定をはじめとする広域的な消防体制の確立、ヘリコプターの積極的な活用、林野火災用消防資機材の近代化を図るなど総合的な林野火災対策を推進する必要がある。更に、林野火災は特定の地域に集中的に発生する傾向があることから、重点的、計画的な対策を講ずることにより、林野火災による被害の軽減を図らなければならない。

（9） 特殊災害対策の推進

ア ガス災害対策の推進

昭和55年8月16日に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災では、死者15人、負傷者222人（うち消防職団員の殉職者5人、負傷者30人）という大量の犠牲者を出した。この災害を教訓として、従来のガス対策に加えて地下街等のガスの保安に重点をおいた各種の対策が講じられたところである。

- ① 政令を改正することにより、ガス漏れ火災警報設備を地下街、特定の建築物の地階等に設置することを義務付けたこと。
- ② 地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化について通達したこと。
- ③ ガス漏れ事故に関する警防戦術等について通達するとともに「ガス漏れ事故に関する警防活動要綱」を都道府県消防担当部を通じ各市町村及び各消防機関に対し送付したこと等である。

ガスは現代社会に必要な不可欠のものであるが、他方、火災、爆発、中毒等の危険性を有するものである。従って、ガス事業者をはじめガス利用者、関

係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。

イ 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る防災対策については、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、防災体制の再点検作業が進められた。その結果、昭和54年7月、中央防災会議において、国として当面とるべき措置が決定され、更に昭和55年6月、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。

関係地方公共団体においては、これらを踏まえて、地域防災計画の見直しが行われているが、関係府県では、一部を除き完了している。今後は更に見直し後の地域防災計画に基づき、原子力防災対策のより一層の充実を図る必要がある。

ウ 毒劇物火災対策の推進

昭和55年10月1日に発生した愛知県大府市の毒劇物貯蔵倉庫火災によって、火災等の場合に有毒ガスを発生する毒劇物の危険性が大きな問題となった。

このため、昭和56年1月23日に消防法施行令が改正され毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物のうち所轄消防長又は消防署長に届出を要する物質として、シアン化水素、アンモニア等が指定され、更に5月28日には自治省令で、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスが発生する等消火活動上重大な支障があるものが新たに指定された。

これらの措置により消防機関は、消火活動に重大な支障のある毒劇物の把握が的確に行えることとなった。

今後は、毒劇物火災の特殊性にかんがみ、消火活動のあり方について研究を進めていく必要がある。

エ 航空機災害対策の推進

近年、航空機による輸送需要が増大しており、就航する機種も大型化、ジェット化の傾向にあり、また、各地で空港の整備が進められていることから、航空機災害に対する消防力の整備が重要性を増してきている。

空港内での航空機災害に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消防力を整備すべきこととされており、その基準は国際民間航空条約第14付属書に定められているが、地方公共団体が管理する第三種空港の消防力は、一部の空港を除き、いまだ満足すべき状態にはなく、その充実強化が要請されている。一方、空港が所在する市町村においても、空港管理者と連携、協力しながら、消防体制の整備に努める必要がある。

(10) 研究開発の推進

最近における都市構造、建築構造及び国民の生活様式の変化等は、災害の複雑化、多様化、大型化をもたらすとともに、新しい形態の災害発生の危険性を著しく増大させてきている。一方、自然災害も、あとを絶たず、これらに対する対策が現下の急務となっている。

このような国民生活をとりまく急激な環境の変化と、新たな危険性の増大に対処するためには、消防力の充実強化と並行して火災及び地震等の災害要因の究明、災害の発生防止、被害の軽減に関する科学技術の研究開発が極めて重要である。

消防研究所においては、これらの消防科学技術を究明するため、各種の研究課題について、長期的な研究計画に基づき基礎から応用に至るまでの研究に取り組んでいる。その内容は、① 大震火災の延焼推移を的確に把握するための赤外空中偵察法、地震火災時における人間行動と避難誘導等の大震火災の防止対策に関する研究、② 石油類の配管輸送時と採取時に発生する静電気放電を原因とする火災の防止技術、石油タンク鋼材の腐食や破損の原因究明、タンク地盤の不等沈下の解析等の石油コンビナート等の安全対策に関する研究、③ 消火栓、防火水槽の凍結防止等積雪寒冷地における消防資機材の改良、消防隊員用防火衣の性能向上等の消防用機器の開発に関する措

究、④ 火災時に発生するガスや微粒子の有毒性の解明、木材火災の再燃現象、林野火災の消防技術等の燃焼・消火に関する研究等である。

一方、石油類の新備蓄方式に関する防災対策、大規模地震の防災対策等緊急に解決を迫られている幾多の新しい研究課題があり、これらに関する研究開発を推進する必要がある。

予想される災害のさまざまな様相に対応する研究を実施するためには、今後一層、研究施設の整備と研究体制の充実を図っていくことが極めて重要である。また、広範化する研究内容を着実に進展させていくためには、国、地方公共団体、各大学、民間部門等他の試験研究機関と協調連携して有機的な研究体制の下に英知を結集し、多岐にわたる消防防災上の科学技術に関する研究開発を総合的に推進していかなければならない。

第2 火災等の災害の実態

1 火 災

昭和55年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損棟数、死者、負傷者及び出火率については前年に比べそれぞれ減少しているが、焼損面積、り災世帯数、り災人員及び損害額は前年より増加している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は164件、死者は5.3人となっている。また、昭和46年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおり、死者数は増加、出火件数は横ばい、建物焼損面積は減少の傾向を示している。なお、昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火の影響によるものである。

(1) 出火件数

ア 出火件数は減少

昭和55年中の出火件数は5万9,885件で前年に比べ3,909件(6.1%)減少し、出火率(人口1万人当たりの出火件数)も5.1と前年に比べ減少している。

イ 建物火災は全火災の63%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の63.5%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、林野火災、車両火災と続いている。前年に比べ、建物火災と車両火災の構成比が増加し、林野火災とその他の火災の構成比が減少している。

次に、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおり、車両火災を除きいずれも横ばいないしは減少の傾向にある。

第1表 火災の概況

区 分	単 位	昭和55年 (A)	昭和54年 (B)	増 減 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100 (%)
出火件数	件	59,885	63,794	△ 3,909	△ 6.1
建物		38,014	38,291	△ 277	△ 0.7
林野		4,120	5,534	△ 1,414	△ 25.6
車両		3,773	3,639	134	3.7
船舶		155	244	△ 89	△ 36.5
航空機		2	4	△ 2	△ 50.0
その他		13,821	16,082	△ 2,261	△ 14.1
焼損棟数	棟	51,317	51,925	△ 608	△ 1.2
全焼		13,890	14,291	△ 401	△ 2.8
半焼		4,954	4,917	37	0.8
部分焼		32,473	32,717	△ 244	△ 0.7
建物焼損面積	m ²	2,128,326	2,043,066	85,260	4.2
林野焼損面積	a	530,685	395,933	134,752	34.0
死者	人	1,947	2,070	△ 123	△ 5.9
負傷者	人	8,049	8,157	△ 108	△ 1.3
り災世帯数	世帯	37,948	37,801	147	0.4
全損		10,595	10,617	△ 22	△ 0.2
半損		3,640	3,701	△ 61	△ 1.6
小損		23,713	23,483	230	1.0
り災人員	人	123,467	123,051	416	0.3
損害額	百万円	150,707	136,827	13,880	10.1
建物		144,991	131,131	13,860	10.6
林野		2,081	1,472	609	41.4
車両		1,419	1,780	△ 361	△ 20.3
船舶		762	610	152	24.9
航空機		0	5	△ 5	△ 100
その他		1,454	1,829	△ 375	△ 20.5
出火率		5.1	5.5	△ 0.4	△ 7.3

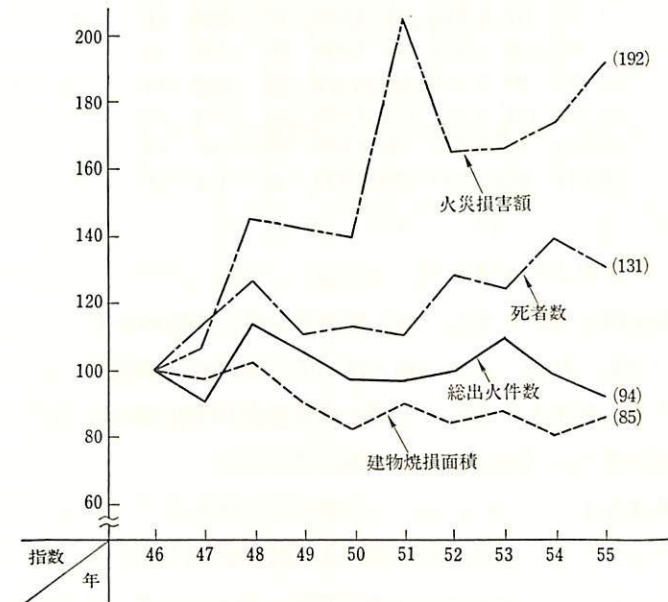
(注) 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。

第2表 1日当たり、1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭和55年	昭和54年
全火災1日当たり	出火件数	164	175
	損害額	412	375
	焼損棟数	140	142
	建物焼損面積	5,815	5,597
	林野焼損面積	1,450	1,085
	り災世帯数	104	104
	り災人員	337	337
全火災1件当たり	死者	5.3	5.7
	負傷者	22.0	22.3
全火災1件当たり	損害額	252	214
建物火災1件当たり	損害額	381	342
	建物焼損面積	56	53
	焼損棟数	1.3	1.4
	り災世帯数	1.0	1.0
林野火災1件当たり	り災人員	3.2	3.2
	損害額	51	27
林野火災1件当たり	林野焼損面積	129	72

第3図 火災の傾向

(昭和46年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成比

区 分	昭和55年	昭和54年
建物火災	63.5%	60.0%
林野火災	6.9	8.7
車両火災	6.3	5.7
船舶火災	0.3	0.4
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	23.1	25.2
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和46年=100)

区 分 年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
46	39,549	100	7,101	100	4,057	100	306	100	5	100	13,001	100
47	38,868	98	4,541	64	3,774	93	313	102	8	160	10,787	83
48	42,551	108	8,311	117	3,986	98	301	98	7	140	17,916	138
49	39,143	99	8,351	118	3,420	84	303	99	4	80	16,491	127
50	38,455	97	5,517	78	3,078	76	248	81	4	80	14,910	115
51	38,796	98	5,549	78	3,099	76	233	76	5	100	14,622	112
52	39,302	99	5,227	74	3,392	84	215	70	2	40	15,836	122
53	39,912	101	7,208	102	3,590	88	254	83	5	100	19,454	150
54	38,291	97	5,534	78	3,639	90	244	80	4	80	16,082	124
55	38,014	96	4,120	58	3,773	93	155	51	2	40	13,821	106

ウ 冬季、春季の火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、冬季が最も多く33.4%を占め、次いで春季、秋季、夏季の順となっている。火災は低温、低湿でしかも火気使用の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和55年では、冬季と春季で総出火件数の65.0%を占めている。

エ 出火率は5.1

出火率は全国平均で5.1となっている。昭和55年は10年前の昭和46年に比べ出火件数で6.5%、出火率で16.4%下回っている。(第7表参照)

第6表 四季別出火状況

年 別 季 別	昭和55年				昭和54年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	18,941	31.6	40,132	26.6	21,979	34.5	43,821	32.0
夏季(6月~8月)	9,699	16.2	26,017	17.3	12,240	19.2	26,554	19.4
秋季(9月~11月)	11,234	18.8	31,935	21.2	11,247	17.6	27,512	20.1
冬季(1月,2月,12月)	20,011	33.4	52,623	34.9	18,328	28.7	38,941	28.5
計	59,885	100.0	150,707	100.0	63,794	100.0	136,827	100.0

(注) 損害額は百万円未満を四捨五入したため、各季別の計と合計とは一致しない場合がある。

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の増加率

区 分	昭和55年	昭和46年	増加率(%)
出 火 率	5.1	6.1	△ 16.4
出 火 件 数(件)	59,885	64,019	△ 6.5
うち建物火災	38,014	39,549	△ 3.9
人 口(人)	117,057,485	104,539,680	12.0
世 帯 数(世帯)	35,976,517	30,027,454	19.8

(注) 人口及び世帯数は、昭和46年については3月31日現在の住民基本台帳により、昭和55年については10月1日の国勢調査による。

オ 出火率の高いのは沖縄県、低いのは奈良県

都道府県別の出火件数は、東京都の7,003件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方少ない方では、前年に引き続き奈良県の215件を最低に、福井県、和歌山県、富山県、鳥取県の順となっている(附属資料3参照)。都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均5.1に対して、最高は沖縄県で6.8、最低は奈良県で1.8となっている。

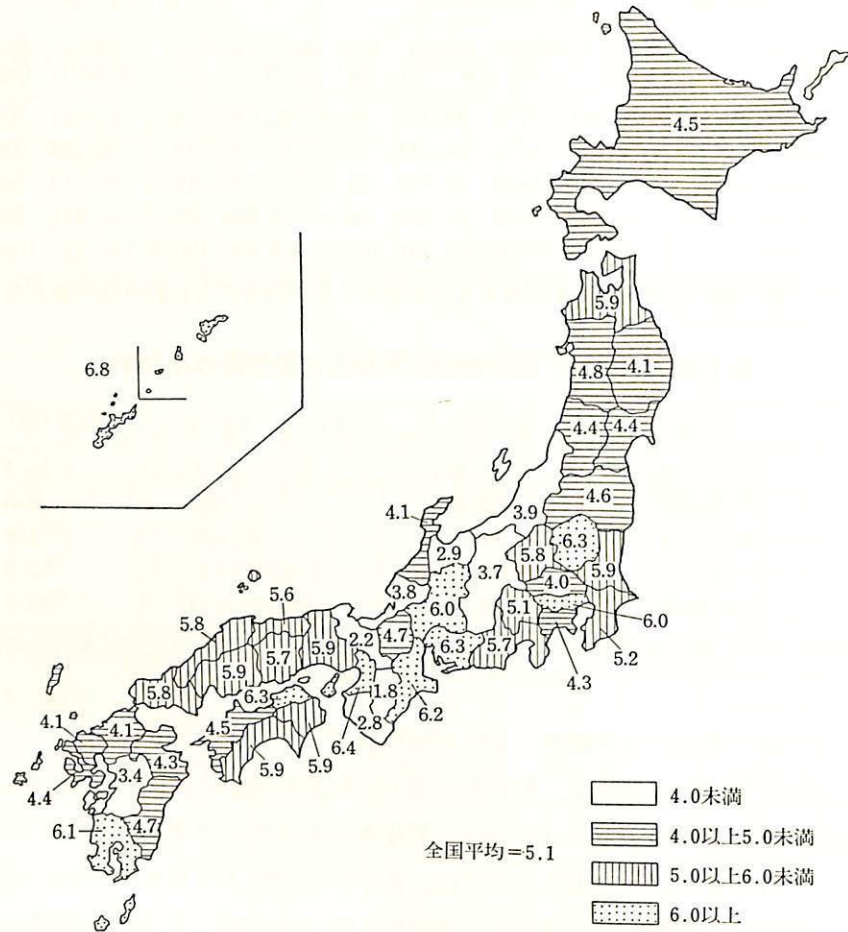
カ 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況の推移は、第10表に示すとおりであり、昭和55年中に、初期消火に簡易消火用具(水バケツ、水槽及び乾燥砂)が使用され

第8図 都道府県別出火率

(昭和55年中)



た火災は総出火件数の23.0%、消火器が使用されたものは26.0%となっている。

(2) 損害額

昭和55年中における火災による損害額は1,507億700万円で、前年(1,368億2,700万円)に比較し138億8,000万円増加し、火災1件当たりでは252万円(前年214万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおり

第9表 覚知方法別出火件数

(昭和55年中)

覚知方法別	区分	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知機		329	0.5
火災報知専用電話(119番)		46,359	77.4
加入電話		3,029	5.1
警察電話		1,470	2.5
望楼発見		35	0.1
駆け付け通報		799	1.3
事後聞知		6,836	11.4
その他		1,028	1.7
計		59,885	100.0

第10表 初期消火器具等使用状況の推移

(単位:件,%)

年別	区分		簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合		
46	20,101	31.4	15,278	23.9	2,193	3.4	26,447	41.3		
55	13,747	23.0	15,550	26.0	1,228	2.1	29,360	49.0		

第11表 損害額の推移

(昭和46年=100)

区分	年別									
	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
損害額(百万円)	78,570	84,106	113,706	112,306	110,148	160,954	129,393	130,539	136,827	150,707
指数	100	107	145	143	140	205	165	166	174	192
1件当たり損害額(千円)	1,227	1,443	1,557	1,659	1,771	2,583	2,023	1,854	2,145	2,517
指数	100	118	127	135	144	211	165	151	175	205

り、昭和55年にはやや増加している。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の96.2%占めている。(第1表参照)

(3) 死者

昭和55年中の火災による死者は放火自殺者を除くと1,238人で、前年に比べ63人減少し、最近10年間では、昭和51年の1,202人に次いで2番めに少ない。また、放火自殺(心中を含む。)による死者は709人で、前年より60人減少したものの、全体の36.4%となお高い割合を占めている。(第12表参照)

第12表 火災による死傷者の推移 (昭和46年=100)

区 分		年 別									
		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,263	1,471	1,586	1,323	1,300	1,202	1,350	1,323	1,301	1,238
	放火自殺者数	220	201	284	323	374	446	559	531	769	709
	計	1,483	1,672	1,870	1,646	1,674	1,648	1,909	1,854	2,070	1,947
指数	放火自殺者を除いた数	100	116	126	105	103	95	107	105	103	98
	放火自殺者数	100	91	129	147	170	203	254	241	350	322
	計	100	113	126	111	113	111	129	125	140	131
負傷者数(人)		9,208	9,692	9,789	9,070	8,232	9,365	8,506	8,718	8,157	8,049
指数		100	105	106	99	89	102	92	95	89	87

なお昭和55年中の火災による死傷者のうち、消防職員及び消防団員の殉職者は9人(前年2人)、負傷者は1,618人(前年1,784人)である。

ア 建物火災による死者が大部分

火災種別ごとの死傷者数は第13表のとおり、建物火災によるものが大部分を占めており、死者は1,415人で死者総数の72.7%、負傷者は7,202人で負傷者総数の89.5%となっている。

建物火災による死者1,415人について、その火災の焼損程度と死者数の関係を見ると、全焼の場合が830人(58.7%)、部分焼の場合が389人(27.5%)、半焼の場合が196人(13.9%)となっている。

第13表 火災種別死傷者数

(昭和55年中)

火災種別	死	者	負	傷	者
建物火災	1,415人	72.7%	7,202人	89.5%	
林野火災	17	0.9	156	1.9	
車両火災	180	9.2	231	2.9	
船舶火災	4	0.2	30	0.4	
航空機火災	—	—	1	0.0	
その他	331	17.0	429	5.3	
計	1,947	100.0	8,049	100.0	

イ 焼死者は冬季から春先にかけて多い

月別の死者発生状況は、第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて多く発生している。昭和55年中においても、1月から4月、11月及び12月の6か月間に死者総数の約3分の2に当たる1,304人の死者が発生している。

第14表 月別死傷者発生状況

(昭和55年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	233	256	223	197	148	102	92	99	95	107	197	198	1,947
割合(%)	12.0	13.1	11.5	10.1	7.6	5.2	4.7	5.1	4.9	5.5	10.1	10.2	100.0
うち放火自殺者(人)	56	66	92	75	65	46	49	49	47	47	63	54	709
割合(%)	7.9	9.3	13.0	10.6	9.2	6.5	6.9	6.9	6.6	6.6	8.9	7.6	100.0
負傷者(人)	774	958	839	733	637	512	488	701	417	459	648	883	8,049
割合(%)	9.6	11.9	10.4	9.1	7.9	6.4	6.1	8.7	5.2	5.7	8.1	11.0	100.0

時間帯別に死者の発生状況を見ると、第15図のとおり、15時台が最も多く141人(栃木県川治プリンスホテル火災による死者45人を含む。)、次いで2時台の113人、0時台の106人となっている。一方、死者発生のもっとも少ない時間帯は、21時台の48人、次いで12時及び16時台の59人となっている。

ウ 焼死者の率が高いのは栃木県、低いのは宮城県

都道府県別の死者発生状況を見ると、東京都が140人で最も多く、次いで

北海道127人、神奈川県110人となっている。一方、死者の少ない県は、山梨県の10人を最低に、島根県及び宮崎県がそれぞれ11人となっている。(附属資料3参照)

これを、人口10万人当たりの死者数で比較すると、全国平均は1.61人で、最も高い県は川治プリンスホテル火災の発生した栃木県の5.36人、最も低い県は宮城県0.77人となっている。(第16表参照)

エ 焼死者は木造住宅が多い

建物用途別の死者発生状況は第17表のとおりである。住宅での死者が最も多く1,207人で、建物火災による死者数の85.3%を占めている。

建物の階層別の死者発生状況については、建物の用途、規模等によって異なるが、1階での死者が最も多く912人で建物火災による死者数の64.5%、次いで2階が370人で26.1%と続いている。3階以上での死者は104人で7.3%となっており、その割合は例年に比べて高くなっている。これは、栃木県川治プリンスホテル火災により、3階以上で40人の死者が出たことによる。

建物火災における構造別及び死因別の死者発生状況は第18表のとおり、木造建物での死者が962人で最も多く68.0%を占め、次いで防火構造が198人で14.0%となっている。

第18表 建物火災の構造別・死因別死者発生状況

(昭和55年中)

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打 撲 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
木 造	303	423	1	11	20	758	204	962
防 火 造	82	51		6	4	143	55	198
簡易耐火造	10	20		4	6	40	11	51
耐 火 造	86	41	12	5	1	145	25	170
そ の 他	5	18				23	11	34
計	486	553	13	26	31	1,109	306	1,415

オ 火傷による死者が半数

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおり、火傷による死者が649人で52.4%を占め、次いで一酸化炭素中毒、窒息による死

第19表 死因別死者発生推移

区分 年別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打 撲 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
51	476 (39.6)	672 (55.9)	7 (0.6)	19 (1.6)	28 (2.3)	1,202 (100)	446 [27.1]	1,648
52	526 (39.0)	764 (56.6)	6 (0.4)	26 (1.9)	28 (2.1)	1,350 (100)	559 [29.3]	1,909
53	562 (42.5)	714 (54.0)	3 (0.2)	18 (1.4)	26 (1.9)	1,323 (100)	531 [28.6]	1,854
54	493 (37.9)	733 (56.3)	6 (0.5)	23 (1.8)	46 (3.5)	1,301 (100)	769 [37.1]	2,070
55	502 (40.5)	649 (52.4)	17 (1.4)	30 (2.4)	40 (3.2)	1,238 (100)	709 [36.4]	1,947

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また、[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

者が502人で40.5%となっている。

カ 依然として多い老人の死者

死に至った経過をみると第20表のとおり、判断力に欠けあるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったものが296人で、放火自殺者を除く死者総数1,238人の23.9%を占め、次いで発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが295人で23.8%となっている。

更に細かくみると、老衰、病気、身体不自由などのために死に至ったものは266人で、放火自殺者を除く死者総数の21.5%となっている。

なお、61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口数と比較してみると第21表のとおりである。

キ 1件で3人以上の死者を出した火災は43件

1件で3人以上の死者を出した火災は43件(前年57件)発生し、これによる死者は200人(前年は213人)で全体の10.3%(前年10.3%)を占めている。

火災種別ごとにみると、第22表のとおり、建物火災によるものがほとんどを占めており、件数で37件、死者数は179人となっている。

建物用途別では、第23表のとおり、専用住宅での死者が91人で最も多く50.8%、次いでホテルでの死者が45人で25.1%を占めている。

第20表 死に至った経過と

年齢区分等	発見が遅れ、気付いた時は、火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの。 (全く気付かなかった場合を含む。)				判断力に欠け、あるいは、体的条件が悪く、ほとんど避難できなかつたと思われるもの。				延焼拡大が早かつたため、ほとんど避難できなかったと思われるもの。				逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。					
	熟睡	泥酔	病氣・身体不自由	その他	乳児	泥酔	病氣・身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	ろうばいして	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうち	消火しようとして	人を救助しようとしていて	その他
0 ~ 5歳	4			3	80					2	1		2					
6 ~ 10	28			3			2		2	1	3	1	2			1		2
11 ~ 20	21	1	1	2		1	1		2	1	2	1	2	3	1		1	
21 ~ 30	16	14		1		6	3		5	9	3		1	3		1	1	1
31 ~ 40	26	13	1	3		4	5		1	11	5	1		1		3	2	1
41 ~ 50	22	13		3		7	4		2	4	3	2		1		5	3	
51 ~ 60	14	11	6			4	14		1	6	1	2		1		3	2	3
61 ~ 70	13	5	9	1		3	29	1	1	4				1		10	1	5
71 ~ 80	24	4	9	4		2	51	7	3	4			4	2	1	21		17
81 ~	5		8	3		1	33	18	3	1	2	1				8		3
不明	3	1																
計 (%)	176	62	34	23	80	28	142	26	20	43	20	8	11	12	2	52	10	42
	295 (23.8)				296 (23.9)				71 (5.7)				129 (10.4)					
昭和54年 (%)	166	58	29	17	101	25	124	23	20	36	23	11	9	7	0	64	12	10
	270 (20.8)				293 (22.5)				70 (5.4)				102 (7.8)					

年齢別の状況

(昭和55年中)

年齢	避難行動を起し逃げたが、逃げられなかったもの。 (一応、自力避難したが、避難中、火傷、ス吸引し、病院等で死亡した場合を含む)										いったん、避難後、再侵入したものの、出火時に、屋外に出た後、火災に巻き込まれたもの。										放火の巻添え・犠牲		その他		小計		計
	身体不自由のため	延焼拡大が早く	逃げ道を間違えて	出入口施錠のため	その他	救助・物品搬出のため	消火のため	その他	喫煙中	炊事	採暖中(たきびを除く)	たきび	火あそび	その他火気取扱い中	その他	放火自殺の巻添え者	放火殺人の犠牲者	左記以外の経過等	不明・調査中	計	放火自殺(心中の道づれを含む)						
0 ~ 5歳		2	1	1	1					2			1	2		1			3	106	19	125					
6 ~ 10	1	5	1		1	1						1	1						3	59	11	70					
11 ~ 20		1	2	1	1	1		1				1	1					6	1	55	25	80					
21 ~ 30	1	4	2	1	1	3		2		2		1	3	2				2	7	12	105	154	259				
31 ~ 40	3	1	2	2	2	2				1		1	1	1		1	1	4	15	113	188	301					
41 ~ 50	2	6		1	2			1	1	1			3	2	1	2	2	2	11	104	142	246					
51 ~ 60	4	7	2		2	2						4	2	2				2	15	110	76	186					
61 ~ 70	15	7		1	4	2	2	2	2	2	3	3	3	12	1			3	7	160	46	206					
71 ~ 80	17	16	4		4	9			4	3	9	9	1	24	1				9	263	30	293					
81 ~	21	4	2		4	3			1	1	6	5		16	4				3	156	8	164					
不明																			3	7	10	17					
計	64	53	16	6	20	25	2	6	9	9	26	24	4	61	8	3	5	24	82	1,238	709	1,947					
	159 (12.8)				33 (2.7)				141 (11.4)				8 (0.6)		106 (8.6)		(100)		[36.4]								
昭和54年	80	84	8	12	22	19	10	5	29	15	22	40	3	51	19	20	19	19	89	1,301	769	2,070					
	206 (15.8)				34 (2.6)				179 (13.8)				39 (3.0)		108 (8.3)		(100)		[37.1]								

第21表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

(昭和51年=100)

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) A	指 数	死者(人) B	指 数	B/A×100	指 数
51	12,629	100	564	100	4.47	100
52	13,035	103	661	117	5.07	113
53	13,411	106	627	111	4.68	105
54	13,777	109	665	118	4.83	108
55	14,001	111	663	118	4.74	106

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口（総理府統計局調べ）による。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別

発生件数及び死者数

(昭和55年中)

区 分		計	3 人	4 人	5 人	14 人	45 人
計 件(人)		43(200)	27(81)	10(40)	4(20)	1(14)	1(45)
建物火災	全 焼	26(139)	18(54)	4(16)	2(10)	1(14)	1(45)
	半 焼	9(32)	5(15)	3(12)	1(5)	—	—
	部分焼	2(8)	—	2(8)	—	—	—
林野火災		—	—	—	—	—	—
車両火災		6(21)	4(12)	1(4)	1(5)	—	—
船舶火災		—	—	—	—	—	—
航空機火災		—	—	—	—	—	—
その他火災		—	—	—	—	—	—

(注) ()内は死者数を示す。

特に多くの死傷者を出した火災としては、昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災（死者14人、負傷者223人、なお、負傷者の1人が23日後に死亡している。）、同年11月20日の栃木県川治プリンスホテル火災（死者45人、負傷者22人）があった。

ク 放火自殺者は死者総数の36.4%

昭和55年中における放火自殺者は709人で戦後最高を記録した前年（769人）より60人減少したが、死者総数に占める割合は36.4%と依然として非常に高い。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

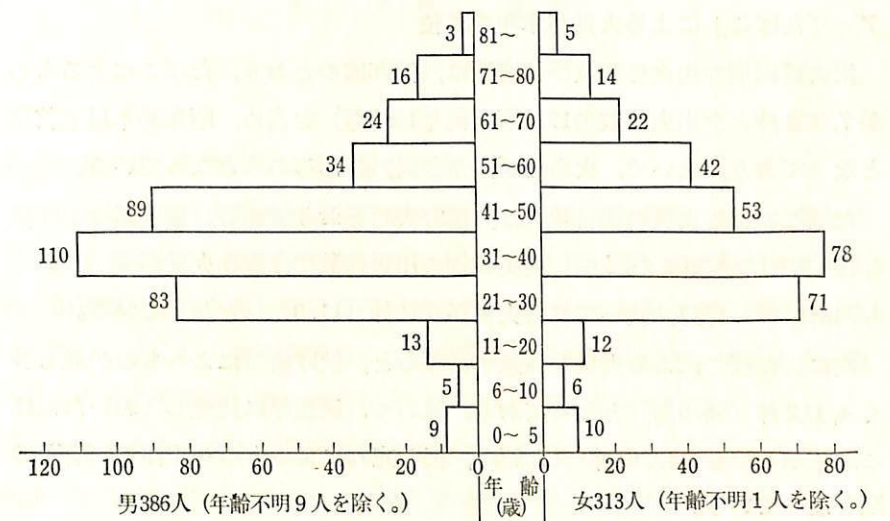
(昭和55年中)

区分	出火件数	死 者 数										
		計	一般住宅	共同住宅	商待業店舗合	病院	倉庫	その他	物品販売店舗	工場	ホテル	その他
			専用住宅	併用住宅								
計	37	179	80	11	9	4	3	3	14	5	45	5
			91		19							
地下		4							4			
1階	27	58	37	4	3	4			3	5		2
2階	8	63	43		6			3	3			5
3階	1	13		3								10
4階	1	34		4								30
屋外		7							7			

(注) 出火件数は出火した階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

第24図 年齢別・性別放火自殺者発生状況

(昭和55年中)



放火自殺の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり、31～40歳が188人（前年191人）と最も多く、次いで21～30歳の154人（前年166人）と続いている。性別では男性395人、女性314人となっている。

（4） 出火原因

昭和55年中における出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数5万9,885件のうち、失火が4万6,006件（76.8%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

第25表 出火原因別出火件数

（昭和55年中）

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	46,006	76.8
放火・放火の疑い	5,747	9.6
自然発火・再燃	1,039	1.7
天災	164	0.3
不明	6,929	11.6
計	59,885	100.0

ア 「たばこ」による火災が本年も首位

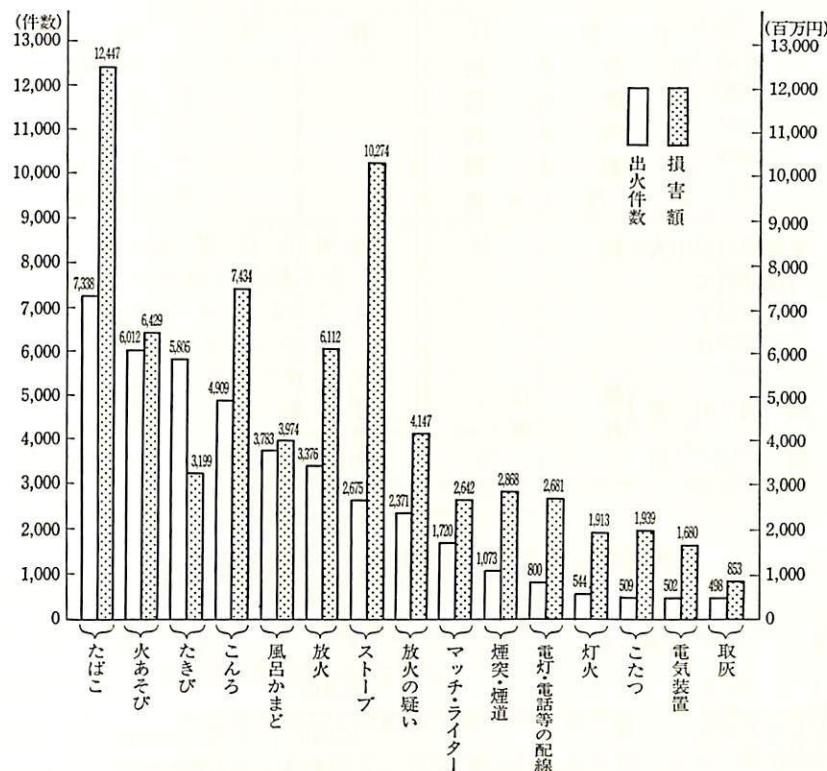
出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおり、たばこによるものが7,338件と全出火件数の12.3%（前年13.1%）を占め、昭和35年以来首位となっており、次いで、火あそび、たき火、こんろの順となっている。

たばこによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は124億4,700万円の多額にのぼり、火災種別の出火件数では建物火災が最も多く3,748件（51.1%）、次いで林野火災が872件（11.9%）となっている。

次に、たばこによる火災を経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く4,112件（56.0%）となっており、次いで、灰皿等に放置しておいたたばこが落下したもの1,264件（17.2%）、消し忘れによるもの654件（8.9%）の順となっている。

第26図 出火原因別の出火件数と損害額

（昭和55年中）



イ 火あそび、たき火による火災は減少

火あそびによる火災の損害状況をみると、第28表のとおりであり、前年より246件（3.9%）減少して6,012件（全火災の10.0%）の火災が発生したが、損害額は逆に8億4,900万円（15.2%）増加して64億2,900万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、マッチによるものが最も多く3,998件、次いでライター、花火の順となっている。

次に、たき火による火災の損害状況をみると、前年より1,844件（24.1%）減少して5,805件（全火災の9.7%）の火災が発生したが、損害額は逆に6億5,700万円（25.8%）増加して31億9,900万円となっている。たき火によ

第27表 たばこによる損害状況

区 分	単 位	昭 和 55 年
出 火 件 数	件	7,338
うち 建物火災		3,748
林野火災		872
車両火災		384
船舶火災		10
その他の火災		2,324
主な経過別出火件数	件	
{ 投げ捨て		4,112
{ 火源落下		1,264
{ 消し忘れ		654
焼 損 面 積 {建物	m ²	152,345
林野	a	66,082
損 害 額	百万円	12,447

第28表 火あそび及びたき火による損害状況

(昭和55年中)

区 分	単 位	火 あ そ び	た き 火
出 火 件 数	件	6,012	5,805
主な発火源別 出火件数	件	マ ッ チ 3,998	たき火の延焼拡大 3,963
		ラ イ タ ー 725	火の粉の飛火 1,659
		花 火 212	虫 焼 火 183
焼 損 {建物	m ²	127,967	63,484
面積 {林野	a	11,954	91,487
損 害 額	百万円	6,429	3,199

る火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く3,963件、次いで火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

ウ ストープによる火災は増加

ストーブによる火災の損害状況をみると第29表のとおりであり、前年に比べ、160件(6.4%)増加して2,675件の火災が発生し、損害額も7億円(7.3%)増加し、102億7,400万円となっている。

第29表 ストープによる損害状況

区 分	単 位	昭 和 55 年
出 火 件 数	件	2,675
うち 石油ストーブ		1,927
電気 "		363
ガス "		181
まき "		172
石炭 "		32
主な経過別出火件数	件	
{ うち可燃物の接触・落下		603
{ 引火・ふく射		569
{ 使用方法の誤り		355
{ 調整不良		189
{ 消し忘れ		167
建 物 焼 損 面 積	m ²	156,738
損 害 額	百万円	10,274

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,927件で全体の72.0%を占めており、次いで電気ストーブによるもの、ガスストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触落下によるものが603件と最も多く、次いで引火・ふく射、使用方法の誤り等の順になっている。

エ 放火による火災は減少

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は3,376件で前年に比べ328件(8.9%)減少し、放火の疑いによるものは2,371件で前年に比べ131件(5.8%)増加している。損害額は、両者合せて102億5,900万円の前年とほぼ同額となっている。

次に発火源別にみると、マッチによるものが1,868件と最も多く、次いでライターによるもの、たばこによるものの順となっている。

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和55年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	3,376	2,371	5,747
うち マッチによるもの		1,247	621	1,868
ライター "		678	493	1,171
たばこ "		32	38	70
焼 損 面 積	㎡	67,086	52,628	119,714
（建 物）				
（林 野）	a	1,529	511	2,040
損 害 額	百万円	6,112	4,147	10,259

第31表 全火災の主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 55 年		昭 和 54 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	8,429	14.1	10,654	16.7
紙くず・わらくず	4,114	6.9	3,922	6.1
寝 具	3,397	5.7	3,273	5.1
動 植 物 油	3,373	5.6	3,218	5.0
合成樹脂と成形品	2,643	4.4	2,520	4.0
紙・袋製品	2,641	4.4	2,665	4.2
ガソリン	1,861	3.1	1,649	2.6
織 維 製 品	1,633	2.7	1,696	2.7
板張・ベニヤ壁	1,320	2.2	1,493	2.3
鉱 物 油	1,210	2.0	1,369	2.1

(注) 昭和55年は着火物の上位10位までを表示した。

オ 着火物は枯れ草が首位

全火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別出火件数の上位のもののは第31表のとおりである。枯れ草に着火した火災が8,429件で総出火件数の14.1%（前年16.7%）を占め、例年どおり首位となっている。次いで紙くず・わらくず、寝具の順となっている。

(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に104件、14分ごとに1件

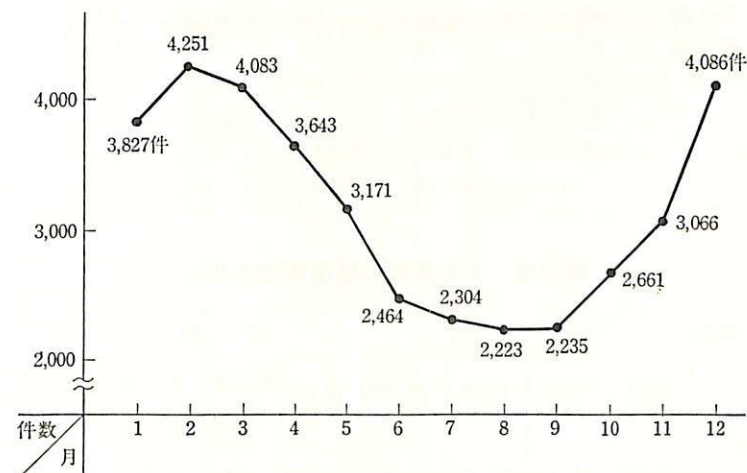
建物火災の出火件数は3万8,014件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移しているが、昭和55年は前年に比べ277件(0.7%)減少している。(第5表参照)

次に、月別の出火件数をみると、第32図のとおり、2月を最高に12月、3月、1月と続き、冬季から春先にかけて多く発生している。

第32図 建物火災月別出火件数

(昭和55年中)



(イ) 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第33表のとおり、居住建物の出火件数が1万9,241件で最も多く、全体の半数(50.6%)を占めている。次いで工場・作業場、倉庫、事務所の順となっている。

(ウ) 木造建物の火災が58%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第34表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万1,881件で、建物火災出火件数の57.6%を占め、次

第33表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
		昭和55年 (件)	昭和54年 (件)	増減率 (%)		
居	住	19,241	18,959	1.5	762,882	45,800
工場・作業場		4,700	4,823	△ 2.6	501,847	36,657
倉庫		3,122	3,229	△ 3.3	232,880	14,171
事務所		801	834	△ 4.0	33,419	1,995
飲食店		710	707	0.4	35,838	3,295
養畜舎		563	568	△ 0.9	76,292	1,448
学校		440	456	△ 3.5	39,498	1,330
旅館・ホテル		405	391	3.6	36,227	2,870
車庫		227	217	4.6	7,126	218
百貨店・マーケット		204	205	△ 0.5	24,123	3,402
神社・寺院		194	219	△ 11.4	12,910	978
官公署		95	103	△ 7.8	4,903	140
劇場・興行場		75	94	△ 20.2	3,839	450
病院・診療所		74	80	△ 7.5	1,816	125
福祉・保険施設		61	64	△ 4.7	1,902	93
浴場		35	28	25.0	1,686	140
その他		7,067	7,314	△ 3.4	351,138	31,879
計		38,014	38,291	△ 0.7	2,128,326	144,991

第34表 火元建物の構造別損害状況

構造別	出火件数				昭和55年				
	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	出火件数	延焼率 (%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)
木造	24,315	24,203	24,261	22,447	21,881	21.4	32,063	66.9	3,574
防火造	5,852	5,998	6,123	6,516	6,661	11.6	8,139	33.2	3,328
簡易耐火造	3,537	3,728	3,843	3,474	3,548	9.0	4,051	74.1	6,952
耐火造	3,808	4,028	4,117	4,110	4,182	2.2	4,303	16.2	2,694
その他・不明	1,284	1,345	1,568	1,744	1,742	45.9	2,761	64.4	4,988
全建物火災	38,796	39,302	39,912	38,291	38,014	17.6	51,317	56.0	3,814

いて防火造建物，耐火造建物，簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について，火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼

率）を火元建物の構造別にみると，木造建物の場合が最も多く，出火件数の21.4%（5件のうち1件）が別棟に延焼している。以下，防火造建物，簡易耐火造建物，耐火造建物の順となっている。

次に，火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると，簡易耐火造建物の場合が74.1㎡と最も大きく，以下，木造建物，防火造建物，耐火造建物の順となっている。

(エ) 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると，第35表のとおりである。損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万8,490件で全体の48.6%を占め，焼損面積では1件の火災につき50㎡未満の出火件数が2万8,181件で全体の74.1%を占めており，建物火災の過半数は小火災であるといえる。

第35表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和55年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(㎡)	出火件数
10未満	18,490	50未満	28,181
10～50 "	5,090	50～100 "	3,781
50～100 "	2,099	100～200 "	3,531
100～500 "	6,387	200～300 "	1,256
500～1,000 "	2,788	300～500 "	730
1,000～2,000 "	1,739	500～1,000 "	377
2,000～3,000 "	603	1,000～2,000 "	122
3,000～5,000 "	447	2,000～3,000 "	20
5,000以上	371	3,000以上	16
計	38,014	計	38,014

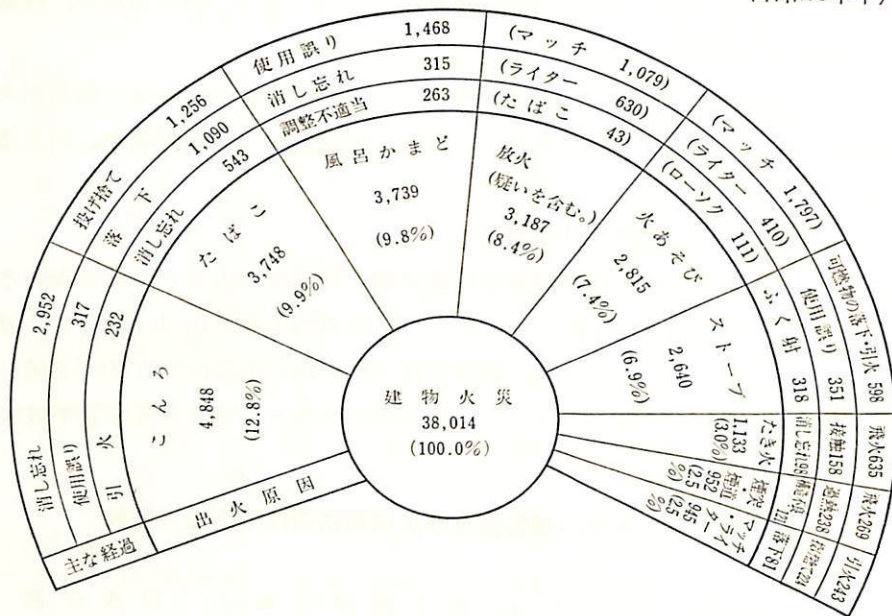
(オ) 建物火災はこんろによるものが多い

建物火災の主な出火原因は第36図のとおりであり，こんろによるものが4,848件（全体の12.8%）と最も多く，次いでたばこ，風呂かまど，放火（疑いを含む。）の順となっている。

こんろによる出火件数4,848件のうち2,952件（60.9%）は，消し忘れによるものであり，次いで使用方法の誤りによるものが317件，ガスや石油等

第36図 建物火災の主な出火原因と経過

(昭和55年中)



に引火したものが232件となっている。たばこによる出火件数は3,748件で、このうち吸いがらの投げ捨てによるもの1,256件(33.5%)、可燃物の上にたばこが落ちたもの1,090件、消し忘れによるもの543件となっている。

(力) 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

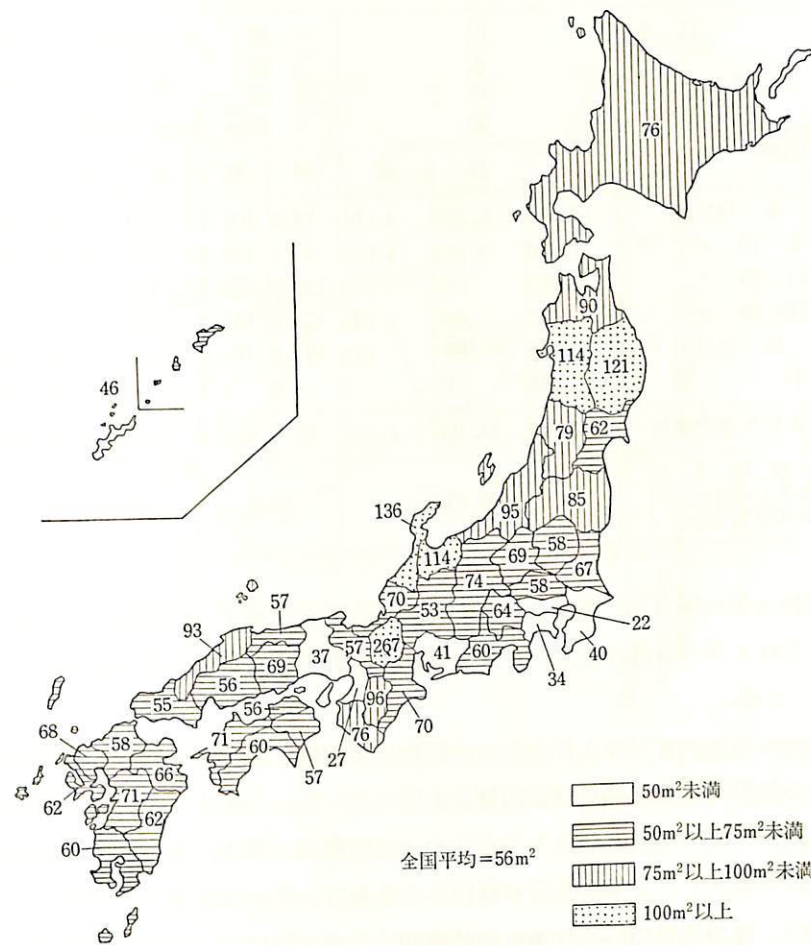
建物焼損面積は、前年より8万5,260㎡(4.2%)増加して212万8,326㎡となった。これは、3DK(65㎡)の住宅が3万2,743戸相当分焼損したことになる。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で15万897㎡、次いで大阪府、埼玉県、東京都、愛知県の順となっており、一方少ない県は鳥取県の1万2,705㎡を最低に、沖縄県、福井県、奈良県、和歌山県の順となっている。(附属資料3参照)

(キ) 1件当たりの焼損面積は56㎡

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第37図のとおりである。全国平均は56㎡で前年より3㎡増加している。全国平均を上回るのは、滋賀県の267㎡を最高に、石川県136㎡、岩手県121㎡、秋田県と富山県

第37図 建物火災1件当たりの焼損面積

(昭和55年中)



114㎡など36道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の22㎡を最低に、大阪府、神奈川県、兵庫県など11都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

(ク) 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第38表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万943件

第38表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(昭和55年中)

区分 昼夜別 覚知から放水開始まで	出火件数		一件当たり焼損面積(m ²)		一放台件水ポンプ数(台)		延焼率(%)	
	計	昼	夜	昼	夜	昼		夜
5分以内	10,500	6,239	4,261	74.2	107.7	3.9	4.6	29.1
6~10 "	7,700	4,664	3,036	87.2	118.6	4.1	4.6	29.9
11~15 "	1,773	980	793	121.7	184.4	4.5	4.3	29.8
16~20 "	507	267	240	153.6	152.9	4.3	4.2	33.9
21分以上	448	230	218	121.8	171.0	3.6	3.8	33.7
不明	15	10	5	6.6	2.4	1.7	1.6	6.7
放水した建物火災	20,943	12,390	8,553	85.4	121.5	4.0	4.5	29.6
全建物火災 (放水しなかった火災分を含む。)	38,014		56.0		2.3		17.6	

(建物火災の55.1%)で、このうち覚知から放水開始までの時間が5分以内のものは1万500件(50.1%)、10分以内のものは1万8,200件(86.9%)となっている。

覚知から放水までの1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、夜間の火災が昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

(ケ) 建物火災の52%は放水開始後20分以内に鎮火

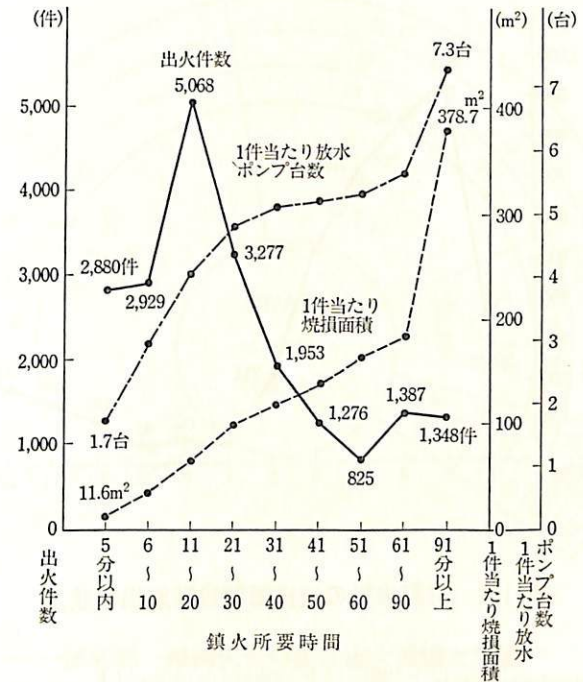
消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第39図のとおり放水開始後11分から20分までのものが5,068件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は1万877件で全体の51.9%となっている。

イ 林野火災

昭和55年中の林野火災の出火件数は4,120件で、前年に比べ1,414件(25.6%)減少し、死者は17人で前年より21人(55.3%)減っている。しかし、焼損面積は5,307haで前年より1,348ha(34.0%)、損害額は20億8,100万円

第39図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

(昭和55年中)



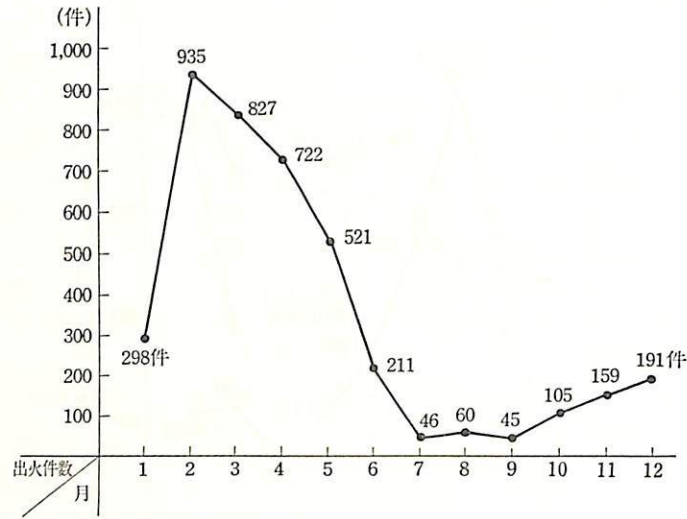
前年より6億900万円(41.4%)、それぞれ増加している。これは、焼損面積が50ha以上の大規模な林野火災が9件から19件に増加したことによる。ちなみに、昭和54年度の人工造林面積は17万8,172haとなっており(林野庁調べ)、昭和55年中の林野焼損面積はこの3.0%に相当する。

都道府県別の林野焼損面積は、北海道が949haで最も多く、次いで福岡県、兵庫県、岡山県、三重県の順となっており、少ないのは富山県の3ha、次いで、福井県、埼玉県、奈良県、京都府の順となっている。(附属資料3参照)

林野火災の出火件数を月別にみると、第40図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、2月から5月にかけて多く発生している。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第41表のとおりであ

第40図 月別林野火災の出火件数
(昭和55年中)



第41表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(昭和55年中)

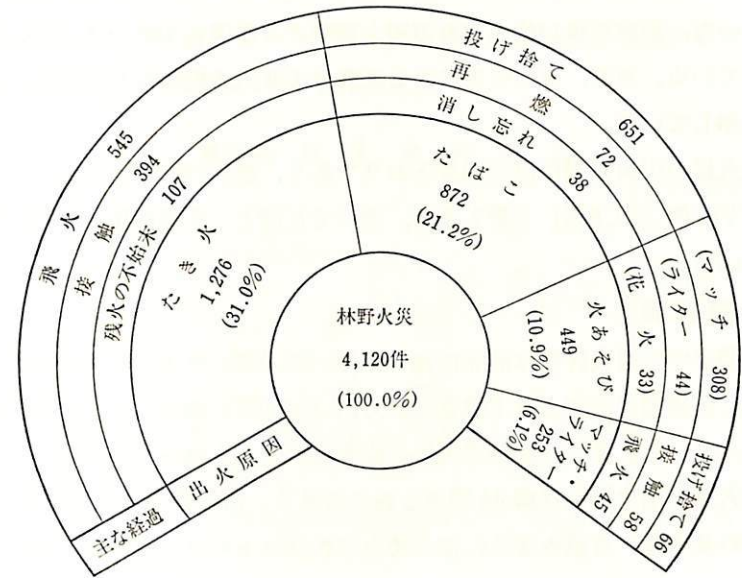
区分	焼損面積 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数 (件)	4,058	25	10	6	2	19	4,120
焼損面積 (ha)	1,364	336	235	193	89	3,089	5,307
損害額 (千円)	637,763	79,584	48,281	60,128	8,322	1,246,838	2,080,916

(注) 焼損面積は、単位未満を四捨五入しているため、計の数値とその内訳を合算した数値とは一致しない。

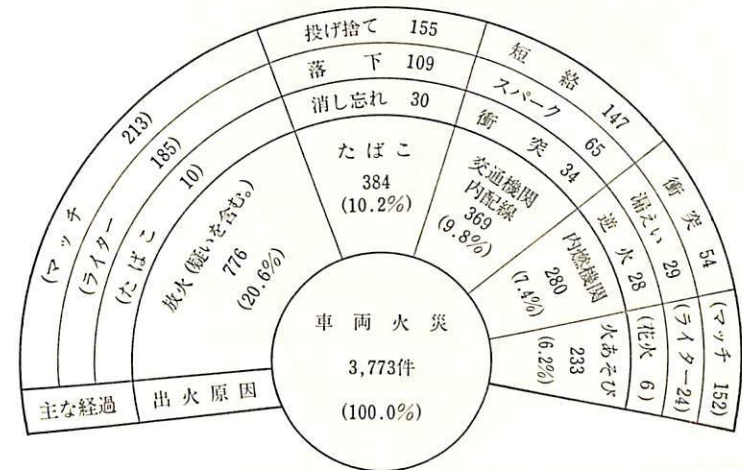
る。1件の火災につき焼損面積が10ha未満の出火件数は4,058件で全体の98.5%を占めている。

林野火災の出火原因は、第42図のとおりであり、たき火が1,276件で全体の31.0%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、マッチ・ライターの順となっている。

第42図 林野火災の主な出火原因と経過
(昭和55年中)



第43図 車両火災の主な出火原因と経過
(昭和55年中)



ウ 車両火災

昭和55年中の出火件数は3,773件で前年に比べ134件(3.7%)増加している。一方、損害額は14億1,900万円と前年より3億6,100万円(20.3%)減少している。また、車両火災による死者は180人で前年に比べ56人(45.2%)増加している。

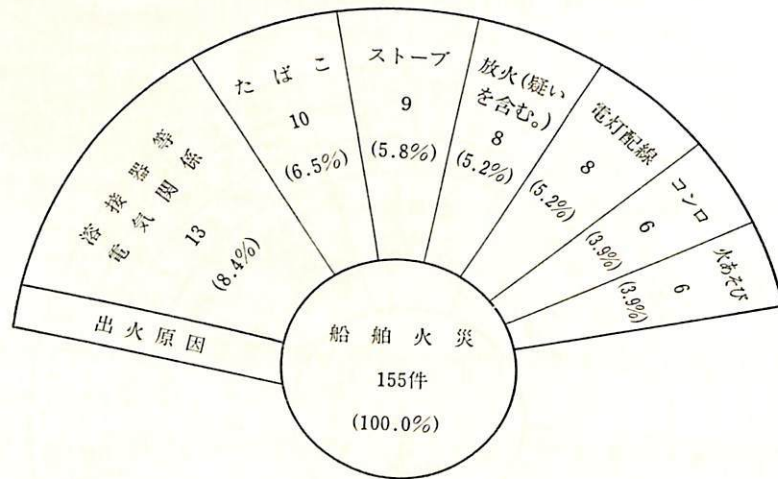
車両火災の出火原因は第43図のとおりであり、放火(疑いを含む。)によるものが776件(20.6%)と最も多く、次いでたばこ、交通機関内配線の順になっている。

エ 船舶火災

昭和55年中の出火件数は前年に比べ89件(36.5%)減少し、155件となっている。損害額は前年より1億5,200万円(24.9%)増加し、7億6,200万円となっている。また、船舶火災による死者は4人となっている。

船舶火災の出火原因は第44図のとおりであり、溶接器等電気関係が13件(全体の8.4%)と最も多く、次いでたばこ、ストーブの順になっている。

第44図 船舶火災の主な出火原因と経過 (昭和55年中)



オ 航空機火災

航空機火災は、昭和55年中に2件(前年4件)発生したが、死者はなかった。

(6) LPガス、都市ガス等による火災

昭和55年中におけるLPガス、都市ガス等による火災の発生件数及び死傷者数は第45表及び第46表のとおりである。

第45表 ガス火災件数 (昭和55年中)

形態	ガス種別		その他のガス				計
	LPガス	都市ガス	アセチレン	水素	アンモニア	その他	
火災A	921	262	123	3	—	10	1,319
火災B	3,222	3,535	656	—	1	17	7,431
計	4,143	3,797	779	3	1	27	8,750

(注) 火災Aとは、漏えいしたガスによって発生した火災で、例えば、ガスが漏えいしたのちに電気機器の火花等が発火源となり滞留していたガスに着火して爆発的に火災になったものをいう。

火災Bとは、ガス使用中に発生した火災で、例えば、ガスこんろを使用中、その火がカーテンに着火して火災になったものをいう。第46表において同じ。

第46表 ガス火災による死傷者数 (昭和55年中)

形態	ガス種別		都市ガス		その他のガス		計	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
火災A	68	707	28	362	—	30	96	1,099
火災B	26	454	22	509	3	38	51	1,001
計	94	1,161	50	871	3	68	147	2,100

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは22人である。

また、LPガス及び都市ガスによる火災を発生場所別及び発生原因別に分類すると、第47表及び第48表のとおりである。火災のほとんどはガスの消費先において発生しており、その多くは消費者の注意不足によるもの(7,442件, 93.9%)である。

なお、昭和55年8月16日静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災では15人が死亡し、222人が負傷した。

第47表 発生場所別火災件数

(昭和55年中)

発生場所 ガス種別	ガス		消費先							計
	製造施設	移送中	飲食店	旅館	共住	住宅	専用住宅	工場・作業場	複合用途防火対象物	
LPガス	3	3	215	16	608	2,488	152	312	346	4,143
都市ガス	—	6	138	10	844	2,040	48	498	213	3,797
計	3	9	353	26	1,452	4,528	200	810	559	7,940

第48表 消費先におけるガス火災の発生原因別件数

(昭和55年中)

発生原因 ガス種別	誤操作, 換気不備等主として消費者の注意不足によるもの				器具欠陥, 工事不良, 点検不備等主として消費者以外の責任によるもの				消費の意によるもの		不明	その他	計
	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	意によるもの	意によるもの			
LPガス	2,796	587	114	288	21	54	5	16	171	46	39	4,137	
都市ガス	3,292	202	46	117	21	10	7	8	61	11	16	3,791	
計	6,088	789	160	405	42	64	12	24	232	57	55	7,928	

(7) 危険物施設等の火災

ア 許可施設の火災

(ア) 火災件数

危険物施設として許可を受けた施設のうち、昭和55年中に火災となった施設数及び施設別内訳は第49表及び第50図のとおりである。

また、出火原因となった物品を消防法別表の分類等に従って区分すると、第51表のとおりである。

(イ) 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第52表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

イ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災

の発生件数は20件で、損害額は3億6,800万円、負傷者は12人となっている。

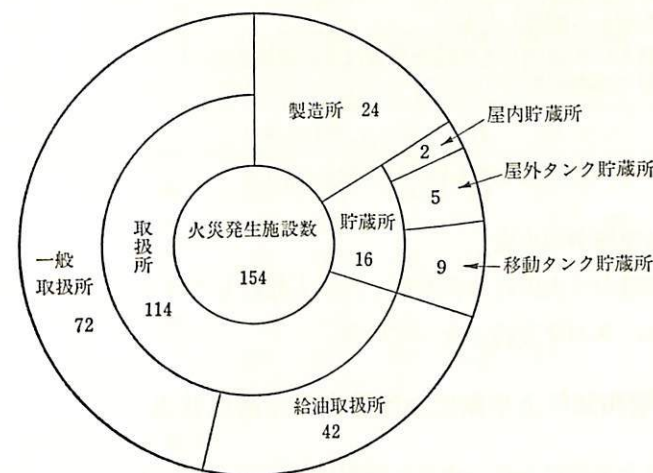
第49表 火災となった危険物施設数

(昭和55年中)

年 別	火災発生施設数	損害額(百万円)	死者(人)	負傷者(人)
51	166	2,436	9	179
52	148	1,012	5	42
53	162	1,208	2	96
54	160	1,176	6	57
55	154	634	8	48

第50図 危険物施設別火災発生状況

(昭和55年中)



第51表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数

(昭和55年中)

分類	危険物										危険物以外の計	
	第1類	第2類	第3類	第4類					第5類	第6類		
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件数	1	3	—	48	11	32	6	5	1	—	47	154

(注) 分類は消防法別表の分類による。

第52表 危険物施設の火災の拡大状況

(昭和55年中)

分類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみ火災にとどまったもの	144(93.5)
他の建築物等に延焼したもの	4(2.6)
他の建築物等から類焼したもの	5(3.2)
危険物の漏えいにより起因して危険物施設以外の建築物等が火災となったもの	1(0.7)
計	154(100.0)

(注) ()内は構成比を示し単位は%である。

ウ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災は7件発生し、1人死亡している。これらの火災による損害額は、9,800万円となっている。

(8) 昭和56年上半期における火災の発生状況

昭和56年上半期における火災の概況は第53表のとおりである。総出火件数は3万4,476件で前年同期に比べ2,053件(5.6%)とかなり減少しており、焼損棟数、焼損面積、損害額も減少している。しかし、死者は1,188人で前年同期に比べ29人増加しており、このうち船舶火災による死者は13人で前年同期(1人)に比べ大幅に増加しているのが目立つ。

第53表 昭和56年上半期(1~6月)における火災の発生状況(概数)

区分	昭和56年	昭和55年同期	対前年同期増減数	増減率						
	(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(C)/(B)×100(%)						
総出火件数(件)	34,476	36,529	△2,053	△5.6						
建物火災	21,266	21,439	△173	△0.8						
林野火災	2,647	3,514	△867	△24.7						
車両火災	1,987	1,944	43	2.2						
船舶火災	78	74	4	5.4						
航空機火災	1	1	0	0						
その他の火災	8,497	9,557	△1,060	△11.1						
焼損棟数(棟)	28,899	29,688	△789	△2.7						
り災世帯数(世帯)	21,939	22,271	△332	△1.5						
焼損面積										
建物(㎡)	1,190,357	1,275,844	△85,487	△6.7						
林野(a)	166,998	455,077	△288,079	△63.3						
損害額(千円)	81,687,694	87,252,706	△5,565,012	△6.4						
死傷者数	死者・負傷者の別		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者		
	計(うち放火自殺者)		1,188(403)	4,426	1,159(400)	4,453	29(3)	△27	2.5(0.8)	△0.6
	建物	865	3,932	854	3,936	11	△4	1.3	△0.1	
	林野	17	106	12	141	5	△35	41.7	△24.8	
	車両	83	119	97	115	△14	4	△14.4	3.5	
	船舶	13	18	1	14	12	4	1,200	28.6	
	航空機	3	—	—	—	3	—	皆増	—	
	その他	207	251	195	247	12	4	6.2	△1.6	

(9) 外国の火災状況

1979年(昭和54年)における世界主要国の火災状況は、第54表のとおりである。出火件数、死者数及び損害額については、例年どおり、国土、人口等の規模の大きいアメリカが圧倒的に第1位を占めており、日本は、死者数がアメリカに次いで多いほかは中程に位置している。

次に、これらの数値を人口当たり等で比較してみると、まず、人口1万人当たりの出火件数(出火率)については、ニュージーランドの143.1件、アメリカの129.0件が断然高く、日本の5.5件は、韓国に次いで低く、最も高

第54表 1979年主要諸外国の火災状況

国名	出火件数	人口1万人当たりの出火件数	死者数	人口100万人当たりの死者数	死者1人当たりの出火件数	損害額(億円)	1件当たりの損害額(千円)
日本	63,794	5.5	2,070	17.9	30.8	1,368	2,144
アメリカ	2,845,500	129.0	7,780	35.3	365.7	12,604	443
イギリス	355,500	63.6	1,096	19.6	324.4	1,652	465
フランス	118,346	22.1	230	4.3	514.5	4,356	3,681
カナダ	83,107	35.1	733	30.9	113.4	1,416	1,704
ニュージーランド	44,357	143.1	53	17.1	836.9
オーストリア	22,442	29.9	91	12.1	246.6	369	1,644
デンマーク	19,643	38.4
ノルウェー	9,756	24.0	91	22.4	107.2	394	4,039
韓国	5,711	1.5	283	7.5	20.2	40	700

(注) 1 資料については、在日各国大使館等の協力による。
 2 損害額の日本円換算については、日銀調べによる。

いニュージーランドの約26分の1である。人口100万人当たりの死者数では、アメリカが最も多く35.3人、次いでカナダ30.9人、ノルウェー22.4人と続き、日本は17.9人で、アメリカの約半分となっている。また、出火件数に対する死者数の割合では、日本は30.8件に1人で、最も高い韓国の20.2件に1人と共にその割合が高く、最も低いニュージーランドの約27倍となっている。更に、火災1件当たりの損害額でも、日本は214万4,000円で、ノルウェーの403万9,000円、フランスの368万1,000円に次いで3番目に多く、最も少ないアメリカの約4.8倍となっている。

火災の定義、火災統計システム等に違いがあり一概にはいえないが、日本は、諸外国に比べ、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火意識は高いといえるが、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額も多いことがうかがえる。

また、諸外国の最近の主な火災事例としては、アメリカのホテル火災史上2番目の惨事となった1980年11月21日のラスベガスのMGMグランドホテル火災(死者84人、負傷者679人)や1981年4月18日の落雷によるシンガポールシェール石油のタンク火災(損害額約20億円)などがいまだ記憶に新しい。

なお、1980年の世界主要都市の火災状況は、附属資料26のとおりである。

2 地震災害及び風水害等

(1) 地震災害

昭和55年中には、伊豆半島東方沖を震源地とする群発地震、茨城県南西部及び千葉県中部を震源地とする地震が発生した。なかでも伊豆半島東方沖を震源地とする群発地震は、伊豆半島及び伊豆大島を中心に6月24日以降232回の有感地震を記録し、同月29日には、伊豆半島近海のごく浅い場所を震源とするマグニチュード6.7(大島、網代で震度5)の地震が発生した。この地震により静岡県、神奈川県及び東京都において負傷者10人、一部損壊家屋725棟、その他文教施設、水道施設、鉄道施設等に被害が生じた。

また、9月24日には茨城県南西部を震源地とするマグニチュード5.4(宇都宮、水戸で震度4)、翌25日には千葉県中部を震源地とするマグニチュード6.1(東京、館山、千葉で震度4)の地震が発生したが、いずれも内陸型の地震であった。これらの地震により、東京都をはじめ首都圏一帯で死者2人、負傷者76人、家屋の一部損壊等の被害が生じた。

次に、昭和56年1月23日には北海道日高地方を震源地とするマグニチュード7.1の地震が発生し、北海道浦河郡浦河町では震度5(帯広市、釧路市、室蘭市、岩見沢市等では震度4)を記録した。この地震により軽傷者2人、全焼家屋1棟のほか若干の被害が生じたが、地震の規模・範囲に比べ被害が少なかった。これは、震源の深さが130kmと比較的深い場所で発生したことによるとされている。

なお、1980年中に外国において発生した大きな被害を伴う地震の主なものには、10月10日のエルアスナム(アルジェリア北西部)の地震(マグニチュード7.3、死者5,000人以上)、11月23日のナポリ(イタリア南部)の地震(マグニチュード6.8、死者約2,700人)などがある。

(2) 風水害, 雪害等

昭和55年中の風水害等による全国及び各都道府県別の被害状況は、第55表及び附属資料11のとおりである。主な風水害等は、以下のとおりである。

第55表 風水害等による主な被害状況

区 分	単 位	昭 和 55 年	昭 和 54 年	増 減
人	死 者	126	197	△ 71
	行 方 不 明 者	21	11	10
	負 傷 者	534	1,046	△ 512
建 物	全 壊・流 失	351	509	△ 158
	半 壊	653	3,075	△ 2,422
	床 上 浸 水	14,536	32,128	△ 17,592
	床 下 浸 水	116,179	275,534	△159,355
	一 部 破 損	6,952	44,382	△ 37,430
	非 住 家 被 害	9,591	29,456	△ 19,865
	り 災 世 帯 数	世帯	34,406	40,703
り 災 者 数	人	117,151	130,213	△ 13,062
被 害 額	百万円	1,137,404	917,840	219,564

(注) 地震による被害を除いた数値である。

昭和55年8月26日から31日にかけて日本付近に停滞した前線や低気圧の影響に伴う大雨により、中国、九州地方を中心に被害が生じ、死者・行方不明者27人、負傷者73人、住家の全壊・流失187棟、半壊232棟、床上浸水1万1,551棟に及んだ。これに対して6県、306市町村において災害対策本部が設置され、延べ約9万人の消防職団員が出動した。

また、9月10日から11日にかけて、台風第13号の影響により中国、四国及び九州地方を中心に被害が発生し、死者10人、負傷者63人、住家の全壊・流失6棟、半壊17棟、床上浸水202棟に及んだ。これに対して7県、291市町村において災害対策本部が設置され、延べ約1万2,000人の消防職団員が出動した。

このほか、8月14日富士山において、落石事故が発生し、登山者が岩石の

直撃を受け、12人の死者と31人の負傷者が出た。

昭和56年上半期においては、昭和55年12月中旬から昭和56年3月上旬にかけて、北陸、東北地方を中心に大雪となり、なだれによる多数の家屋の倒壊、除雪中の事故等により、死者・行方不明者145人、負傷者2,000人以上と、昭和38年豪雪に次ぐ死者・行方不明者を出した。これに対して延べ4県、279市町村において災害対策本部が設置され、延べ約31万人の消防職団員が出動した。

6月中旬から7月中旬にかけて梅雨前線が日本列島に沿って停滞したため各地に豪雨をもたらし、九州、中国地方を中心に15人の死者・行方不明者、79人の負傷者が出た。また、8月上旬に、台風第12号の影響により北海道地方は大雨となり、死者8人、負傷者14人などの大きな被害が生じた。更に8月下旬には、台風第15号が上陸し、関東から北海道にかけて死者・行方不明者43人、負傷者195人などの被害が生じた。これらの災害に対し、延べ17道県、865市町村で災害対策本部が設置され、災害応急活動が展開された。

3 石油コンビナート災害

昭和55年中の石油コンビナート災害の発生件数は、115件で、前年に比べ32件(21.8%)減少している。発生形態別には、危険物の漏出(53件)と火災(41件)で全体の8割強を占めている。(第56表参照)

第56表 石油コンビナート災害件数の推移

年 形態	51		52		53		54		55	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
火 災	68	43%	59	41%	66	45%	49	33%	41	36%
爆 発	12	8	14	10	10	7	9	6	4	3
危険物の漏出	47	30	58	40	63	43	66	45	53	46
そ の 他	30	19	14	10	8	5	23	16	17	15
計	157	100	145	100	147	100	147	100	115	100

4 その他の災害

(1) ガスによる爆発等の災害

昭和55年中におけるLPガス、都市ガス等のガスによる災害(火災を除く。以下同じ。)の発生件数及び死傷者数は第57表及び第58表のとおりである。

また、LPガス及び都市ガスによる災害の発生場所別及び発生原因別件数は第59表及び第60表のとおりである。災害のほとんど(5,597件、90.1%)はガスの消費先において発生しており、その多くは、LPガス、都市ガスによる火災の場合と同様、消費者の注意不足(2,101件、37.5%)又は故意(2,075件、37.0%)によるものである。

第57表 ガス災害件数

(昭和55年中)

形態	ガス種別	LPガス	都市ガス	その他のガス					計
				アセチレン	水素	塩素	アンモニア	その他	
爆発	発生	361	56	8	7	1	—	16	449
中毒、酸欠	発生	566	1,872	2	1	7	1	41	2,490
破裂	発生	12	—	1	—	—	—	7	20
その他	発生	1,155	2,191	109	8	8	25	126	3,622
計		2,094	4,119	120	16	16	26	190	6,581

(注) 災害形態には、爆発が原因となって火災となった事例を含まない。第58表において同じ。

第58表 ガス災害による死傷者数

(昭和55年中)

形態	ガス種別	LPガス		都市ガス		その他のガス		計	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
爆発	発生	5	420	11	47	3	44	19	511
中毒、酸欠	発生	100	522	522	1,431	12	49	634	2,002
破裂	発生	—	2	—	—	—	8	—	10
その他	発生	4	67	1	57	—	25	5	149
計		109	1,011	534	1,535	15	126	658	2,672

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは579人である。

第59表 発生場所別件数

(昭和55年中)

発生場所 ガス種別	ガス製造施設	ガス移送中	消費先							計
			飲食店	旅館	共同住宅	専用住宅	工場・作業場	複合用途 火防対象物等	その他	
LPガス	16	59	97	15	403	1,012	60	47	385	2,094
都市ガス	4	537	150	13	1,270	1,374	27	191	553	4,119
計	20	596	247	28	1,673	2,386	87	238	938	6,213

第60表 消費先におけるガス災害の発生原因別件数

(昭和55年中)

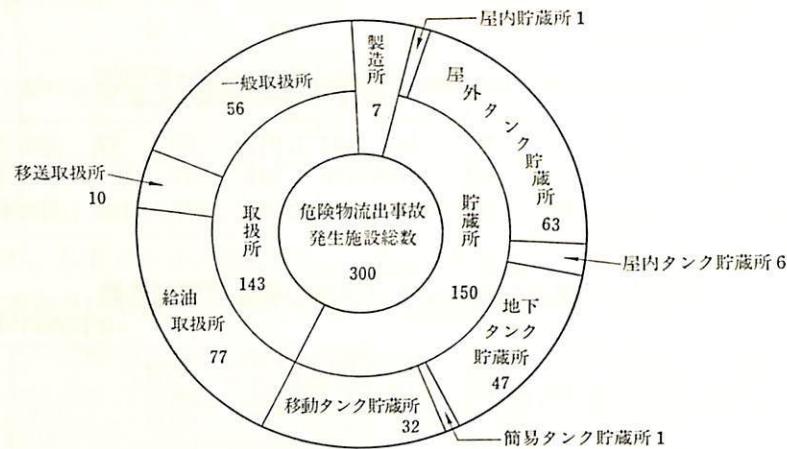
発生原因 ガス種別	誤操作, 換気不備等 主として消費者の注 意不足によるもの				器具欠陥, 工事不良, 点検不備等主として 消費者以外の責任に よるもの				消費者の意によるもの		計	
	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	不明	その他		
LPガス	267	392	110	75	14	245	15	111	512	35	243	2,019
都市ガス	574	370	197	116	13	294	26	173	1,563	75	177	3,578
計	841	762	307	191	27	539	41	284	2,075	110	420	5,597

(2) 危険物流出等の事故

昭和55年中の危険物施設における流出事故件数(火災に至らなかったもの)は、第61図のとおりである。

このほか危険物の運搬中に15件、無許可施設において14件の流出事故が発生している。

第61図 危険物施設における流出事故件数 (昭和55年中)



(3) 海上災害

昭和55年中の主要港湾における海上災害で、消防機関が出動したものは115件あり、このうち56件(48.7%)が火災、21件(18.3%)が油の流出によるものである。また、事故に係る船舶の約8割は1,000トン未満の小型船舶である。(第62表参照)

第62表 主要港湾における消防機関の出動状況 (昭和55年中)

事故種別件数				災害発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数					
爆発	火災	流出	その他	海上	係留中			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
					修理・解体中	荷役中	その他					
2	56	21	36	27	13	21	54	97	10	9	1	4

なお、昭和56年に入ってから、4月には、鹿児島県大隅半島沖を航行中の貨物船が出火、鹿児島港に入港後も沈没を防止しつつの消火活動は困難をきわめ、鎮火までに28日を要した火災、5月には、根室市花咲港に停泊中の漁船が出火、乗組員7人が死亡した火災と高知港に停泊中の高知県の海洋調査

船が出火、乗組員4人が死亡した火災があった。

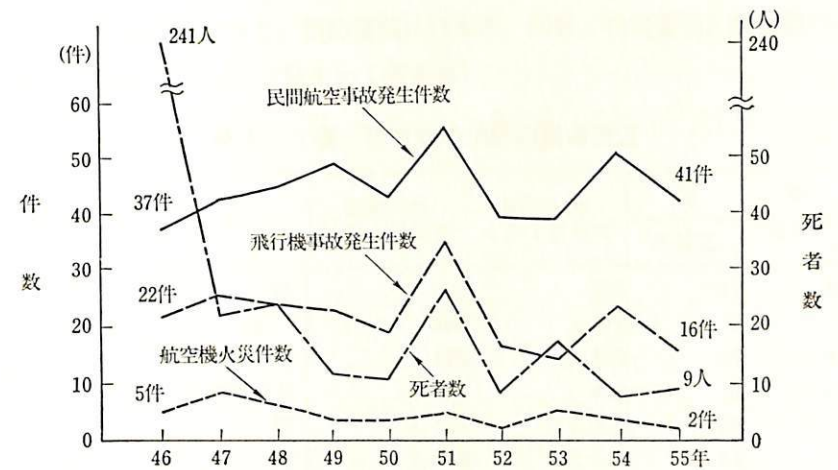
(4) 航空機災害

昭和55年中に、民間航空事故(飛行機、回転翼機、滑空機に係る事故)は41件あり、そのうち飛行機事故は16件で、これによる死者は9人となっている。(第63図参照)

死者の多かった航空機災害としては、昭和55年1月2日、三重県尾鷲市において小型飛行機が山中に墜落し、搭乗者4人が死亡する事故があった。

昭和56年に入ってから、8月10日、栃木県宇都宮市で、訓練中の陸上自衛隊の双発機が墜落し、民家1棟がほぼ全壊し、乗員6人のうち、5人が死亡し、1人が重傷を負う事故があった。

第63図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は運輸省の資料による。

第3 消防行政の現況

1 消防体制

(1) 消防組織

ア 常備消防機関

昭和55年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が906、消防署が1,425、出張所が2,883であり、また、消防職員数は12万460人となっており、前年と比較すると、消防機関は11本部、59署、43出張所、職員数では2,803人増加している。(第1-1表参照)

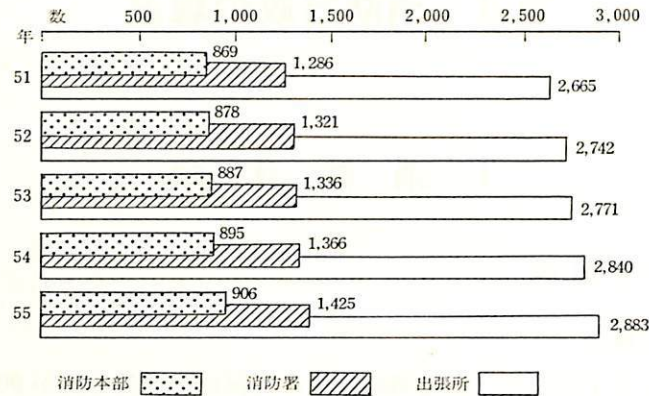
第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	昭和55年 4月1日現在	昭和54年 4月1日現在	比 較	
			増減数	増減率 (%)
消 防 本 部	906	895	11	1.2
消 防 内	369	371	△ 2	△ 0.5
{ 単 独 { 市	110	105	5	4.8
{ 一 部 事 務 組 合	427	419	8	1.9
消 防 署	1,425	1,366	59	4.3
出 張 所	2,883	2,840	43	1.5
消 防 職 員 数	120,460	117,657	2,803	2.4
消 防 団	3,641	3,666	△ 25	△ 0.7
消 分 団	26,084	26,281	△ 197	△ 0.7
消 防 団 員 (常勤消防団員を除く。)	1,068,993	1,078,390	△ 9,397	△ 0.9
消 防 団 常 備 部	11	12	△ 1	△ 8.3
常 勤 消 防 団 員	147	146	1	0.7

常備化の進展に伴い、消防本部・署所数は着実に増加しており、消防職員

数もこの10年間で約2倍に増えている。(第1—2図, 第1—3図参照)

第1—2図 消防本部・署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

(ア) 常備化の現況

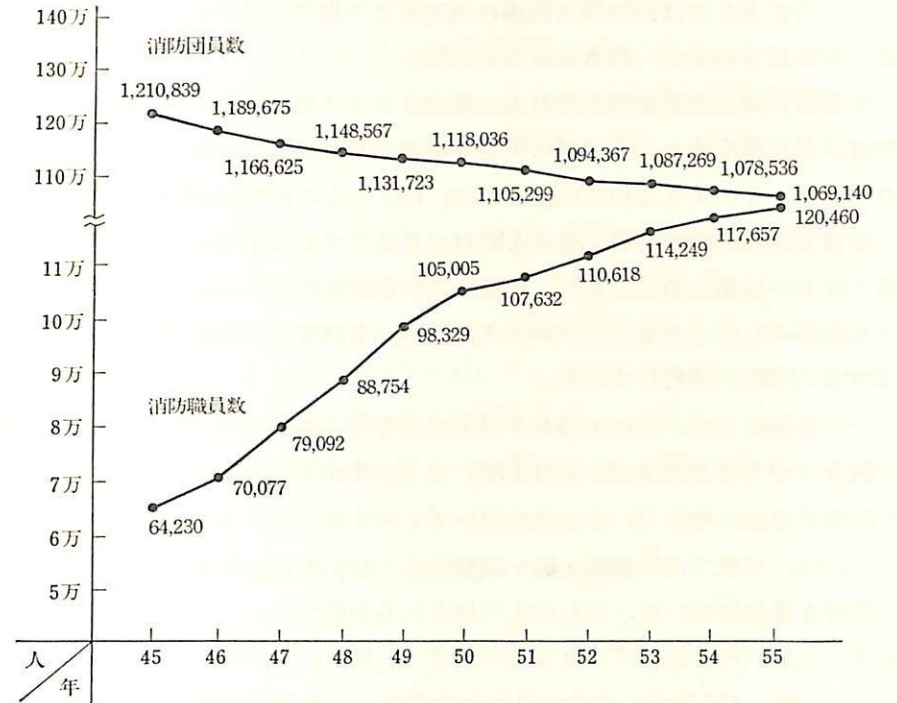
現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域(例外的に常備のみの市町村もある。)と②消防団のみが存する地域とがある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定することとされている。

現在、昭和56年4月に指定された52町村を含め、2,844市町村が政令指定市町村となり、常備化率は、市町村数で87.3%(市は100%, 町村は84.2%), 人口で97.5%に達している。

このように、常備化は全市町村を通じて進展しているが、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく単独での常備化が困難と考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、消防事務の広域的処理を検討することが適当であり、地理的条件等により広域的処理が困難な場合においては、当面、実情に即し

第1—3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

た適切な措置(例えば、機関員常備、消防団常備部の設置等)を講じる必要がある。

(イ) 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村限りでとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防衛し得ない場合が多い。また、最近では、交通通信網の発達、モーターリゼーションの進展等により住民の生活圏が市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離は著しく短縮されていることもあり、消防事務を市町村が単独で処理するよりも、相互に応援し、又は、共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多く、こうした要請に応じるのが広域消防で

ある。

その方法としては、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定による事務委託及び一部事務組合がある。

相互応援は、消防組織法第21条の規定により、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し、大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするものである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

事務委託は、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式（地方自治法第252条の14第1項）であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和56年4月現在、事務委託市町村数は112市町村（24市、73町、15村）である。

一部事務組合は、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために設立する組合（地方自治法第284条第1項）で、昭和40年代後半においてこの方式の採用が急激に増加し、その後においても年々増えている。

これは、単独で消防本部・署を設置することが困難な町村が共同して常備化を行う場合において、最も広く利用される形態であり、前述の常備化の進展はこの形態の普及によるところが大きい。消防組合数は、昭和57年4月1日までには、437組合に達する見込みであり、その構成市町村数2,251市町村は、常備化市町村数全体の79.1%に相当する。

イ 消防団

昭和55年4月1日現在、消防団数は3,641団、消防団員数は1,069,140人である。

消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては、消防活動は全面的に消防団に依存しており、常備市町村にあっては、特に大火災、地震等の大規模災害の場合には、その防除のために組織的に多数の人員を動員する必要があることから、消防団に依存する面が少なくない。このようなことから、常備化の進んだ今日においても、消防団の活躍なくしては消防行政の十分な遂行は考えられないと言っても過言ではない。

ところが、消防団員数は、ここ数年の減少率は鈍化しているものの、なお減少傾向にあり、最近10年間の減少人員は約14万2,000人にのぼっている

（第1—3図参照）。消防団員の減少の原因としては、社会構造の変化や消防の常備化の進展に伴う消防団の再編成、消防団装備の機械化・近代化に伴う定員の節減等があげられるが、社会奉仕に関する意識の変化による入団希望者の減少も見逃せない要因となっている。また、消防団員の地域外勤務による昼間不在あるいは東北地方等に多い季節的出かせぎによる長期不在といった現象もみられる。

消防団員の減少をはじめとするこうした傾向は、消防団の戦力低下をもたらし、ひいては地域の消防力の減退につながるものである。国としては、消防団員の任務の重要性にかんがみ、消防団員の確保対策として、処遇改善等種々の対策を講じているが、市町村においても消防団の役割の重要性を十分に認識し、消防団員の確保に努める必要がある。

なお、消防団員の年齢構成は、第1—4表のとおり、平均年齢が33.7歳、40歳以上の団員の構成比が22.9%となっている。

第1—4表 消防団員の年齢構成

(昭55.4.1現在)

区分	年齢						計	平均年齢
	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上		
消防団員数 (人)	6,458	354,581	463,689	184,535	52,936	6,941	1,069,140	33.7 歳
構成比 (%)	0.6	33.2	43.4	17.3	5.0	0.6	100.0	—

(2) 消防施設

ア 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1—5表のとおりである。災害の多様化に対応して、はしご車、化学車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター、消防艇等の科学消防機械の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきているが、更なる充実を図る必要がある。

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。

第1—5表 消防機械の保有数
(昭55.4.1現在) (単位:台,艇,機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
普通消防ポンプ自動車	4,499	13,716	18,215
水槽付消防ポンプ自動車	2,528	577	3,105
はしご付消防ポンプ自動車	911	2	913
化学消防自動車	853	13	866
救急自動車	3,805	59	3,864
無線指揮車	1,455	222	1,677
消 防 艇	50	2	52
救助工作車	326	—	326
林野火災工作車	43	9	52
電 源 車	43	—	43
小型動力ポンプ積載車	314	17,189	17,503
手引動力ポンプ	88	1,321	1,409
小型動力ポンプ	2,304	49,051	51,355
その他の消防自動車	1,540	139	1,679
ヘリコプター	12	—	12

消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

このうち自然水利は、消防水利として人工水利と並んで重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、第1—6表のとおり、消火栓が74.0%を占めており、防火水槽の割合は24.0%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりもあって、防火水槽の設置が促進されてきている。

ウ 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、すばやく消防隊が現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で、消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

第1—6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭55.4.1現在	昭54.4.1現在	比 較		
			増 減 数	増減率(%)	
全国の現有数	1,068,197 (100.0)	1,002,112 (100.0)	66,085	6.6	
消 火 栓	790,453 (74.0)	736,737 (73.5)	53,716	7.3	
防 火 水 槽	256,286 (24.0)	243,992 (24.3)	12,294	5.0	
井 戸	{20~40m ³ 未満	95,216	92,490	2,726	2.9
	{40m ³ 以上	161,070	151,502	9,568	6.3
井 戸	{20~40m ³ 未満	21,458 (2.0)	21,383 (2.1)	75	0.4
	{40m ³ 以上	11,143	11,129	14	0.1
	10,315	10,254	61	0.6	

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

(ア) 火災報知専用電話(119番)及び火災報知機

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急その他の災害の発生等を通報するもので、昭和55年4月1日現在、全国で1万146回線が設置され、逐年増加してきている。(第1—7図参照)

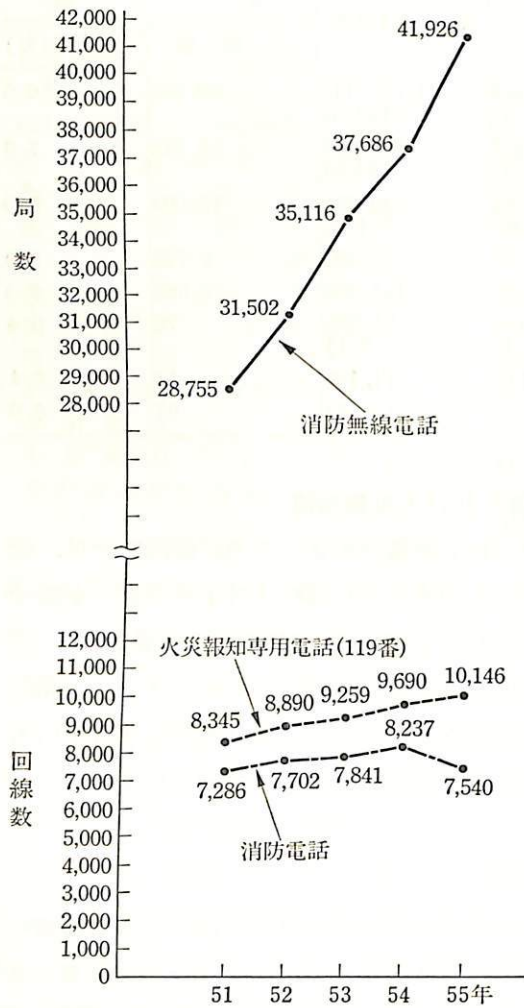
火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和55年4月1日現在、全国で受信装置が150基、発信機が940基設置されているが、近年、火災報知専用電話の普及による代替が進み、その数は減少している。

(イ) 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。

第1—7図 消防通信施設等の状況



地震災害については、大規模地震対策特別措置法に基づき、静岡県を中心とする6県170市町村が地震防災対策強化地域として指定されており、国、地方公共団体、事業所、地域住民を通じて、地震災害の未然防止と被害の軽減のための対策が推進されている。

また、総合的な地震防災対策の充実に資するため、中央防災会議、地震予

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るためには、ひとり消防機関のみならず、関係行政機関が協力して災害防止に努める必要がある、また、緊急事態に際しては、関係行政機関を含めた可能な限りの協力が得られる防災体制を確立する必要がある。

このため、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、石油コンビナート等災害防止法等に基づき、大規模な災害に対して国及び地方の行政機関等が総力をあげて対処するため、中央防災会議、非常災害対策本部、地震災害警戒本部、石油コンビナート等防災本部等の組織により、国及び地方において、それぞれ横断的に必要な連絡調整を行う体制がとられている。

知推進本部、大都市震災対策連絡会議等を通じて、関係省庁間の連絡調整が図られている。

石油コンビナート災害に関しては、石油コンビナート等災害防止法を中心に、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等多数の関係法令に基づき、総合的な観点から防災対策が進められており、また、関係省庁間においても必要な連絡調整を図っている。

海上火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて、市町村の消防機関と海上保安庁の機関との間で、両機関が協力して領海内の船舶火災に対する消火活動を実施するための業務協定が締結されている。

原子力災害については、米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、昭和54年7月、中央防災会議において国として当面とるべき措置が決定され、更に昭和55年6月、原子力安全委員会において原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的、技術的事項についての検討結果がとりまとめられたところである。関係省庁においては、これらを踏まえ、必要な連絡調整をとりつつ、原子力防災対策のより一層の充実を図ることとしている。

2 救急業務

(1) 実施状況

ア 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和55年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数200万7,731件、搬送人員192万8,492人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数で13万8,568件(7.4%)、搬送人員で14万841人(7.9%)増加している。(第2-1表、附属資料21参照)

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故による 出場件数 (B)	(A)に 対する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病による 出場件 数 (C)	(A)に 対する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員数	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
51	1,601,045	4.1	1,525,217	3.3	318,554	19.9	806,737	50.4
52	1,710,722	6.9	1,621,423	6.3	335,833	19.6	850,190	49.7
53	1,783,458	4.3	1,696,719	4.6	356,046	20.0	874,976	49.1
54	1,869,163	4.8	1,787,651	5.4	378,248	20.2	908,663	48.6
55	2,007,731	7.4	1,928,492	7.9	406,026	20.2	993,967	49.5

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均5,486件(前年5,121件)、16秒(前年17秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては57人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている。(附属資料22参照)

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、第2-2表のとおりである。

イ 医療機関別搬送人員の状況

昭和55年中の搬送人員192万8,492人のうち、医療機関に搬送された救急

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

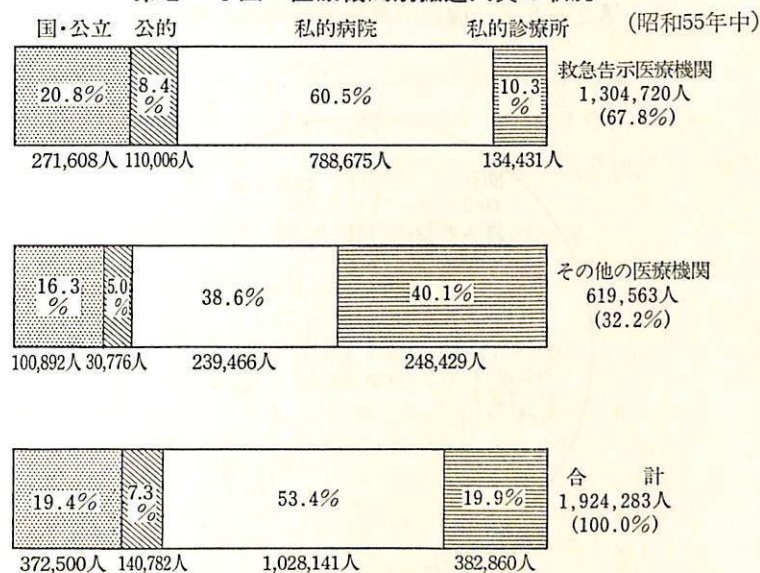
区分 年	11 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)
51	283,355	55.4	75,112	14.7	523,432	48.1	243,442	22.4
52	293,347	54.5	79,990	14.9	556,843	47.5	255,843	21.8
53	293,743	53.6	84,883	15.5	581,233	47.1	271,163	22.0
54	298,020	52.8	91,475	16.2	610,643	46.8	286,773	22.0
55	326,288	53.1	103,641	16.9	667,679	47.9	302,385	21.7

(注) 1 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう(以下の表について同じ)。

2 11大都市欄の昭和54年以前の件数には、広島市に係る分は含まれていない。

患者は、192万4,283人であり、その67.8%に当たる130万4,720人が救急告示医療機関へ、残りの32.2%に当たる61万9,563人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。また、医療機関へ搬送された救急患者の開設主体別搬送人員の状況は、第2-3図のとおりである。

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況



第2-4表 傷害程度別搬送

事故種別	区分 傷害程度	大 都 市					そ の 他	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病 交 通 事 故 一 般 負 傷 そ の 他 計	急 病	3,241 (1.1%)	32,072 (10.8%)	117,791 (39.8%)	142,913 (48.3%)	296,017 (100.0%)	11,383 (1.8%)	111,499 (17.7%)
	交 通 事 故	576 (0.5%)	6,006 (5.4%)	29,636 (26.6%)	75,204 (67.5%)	111,422 (100.0%)	4,107 (1.2%)	44,213 (12.9%)
	一 般 負 傷	242 (0.3%)	3,342 (4.1%)	21,519 (26.1%)	57,383 (69.6%)	82,486 (100.0%)	1,091 (0.6%)	18,456 (10.5%)
	そ の 他	890 (1.1%)	16,443 (21.1%)	34,783 (44.7%)	25,712 (33.0%)	77,828 (100.0%)	3,470 (1.7%)	72,720 (35.0%)
計	4,949 (0.9%)	57,863 (10.2%)	203,729 (35.9%)	301,212 (53.1%)	567,753 (100.0%)	20,051 (1.5%)	246,888 (18.2%)	

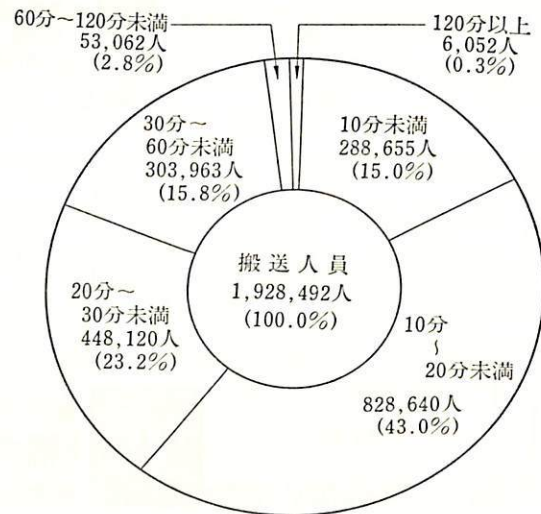
ウ 傷害程度別搬送人員の状況

昭和55年中の搬送人員 192万 8,492 人のうち、医師の診断を受け傷害程度の判明した 192万 4,404 人の状況は第2-4表のとおりであり、軽症患者の割合は47.5%を占め、特に11大都市においてその割合が高くなっている。

エ 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和55年中の搬送人員 192万 8,492 人について、収容所要時間（救急隊の

第2-5図 収容所要時間別搬送人員の状況 (昭和55年中)



人員の状況

(昭和55年中)

の 市 町 村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
236,843 (37.6%)	269,651 (42.8%)	629,376 (100.0%)	14,624 (1.6%)	143,571 (15.5%)	354,634 (38.3%)	412,564 (44.6%)	925,393 (100.0%)
107,373 (31.2%)	188,289 (54.7%)	343,982 (100.0%)	4,683 (1.0%)	50,219 (11.0%)	137,009 (30.1%)	263,493 (57.9%)	455,404 (100.0%)
51,202 (29.1%)	104,944 (59.7%)	175,693 (100.0%)	1,333 (0.5%)	21,798 (8.4%)	72,721 (28.2%)	162,327 (62.9%)	258,179 (100.0%)
81,618 (39.3%)	49,792 (24.0%)	207,600 (100.0%)	4,360 (1.5%)	89,163 (31.2%)	116,401 (40.8%)	75,504 (26.5%)	285,428 (100.0%)
477,036 (35.2%)	612,676 (45.2%)	1,356,651 (100.0%)	25,000 (1.3%)	304,751 (15.8%)	680,765 (35.4%)	913,888 (47.5%)	1,924,404 (100.0%)

出場から医療機関等に収容するまでに要した時間)別の搬送人員の状況をみると、第2-5図のとおりである。

オ 転送の状況

昭和55年中の搬送人員 192万 8,492 人について転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.4%に当たる 187万 8,916 人で、残りの 2.6% に当たる 4万 9,576 人が1回以上転送されており、この転送された人員について転送回数別にみると第2-6表のとおりである。4回以上転送された人員は前年に比較してわずかではあるが減少している。

また、転送の理由は第2-7表のとおりであり、処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている。なお、転送には、取りあえず医療機関で応急処置

第2-6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和55年中)

事故種別	転送回数 0	転 送				計 (B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1~3	4~6	7~10	小 (A)		
急 病	900,333	26,212	6	—	26,218	926,551	2.8
交 通 事 故	444,862	10,770	1	—	10,771	455,633	2.4
一 般 負 傷	252,052	6,420	3	—	6,423	258,475	2.5
そ の 他	281,669	6,162	1	1	6,164	287,833	2.1
計	1,878,916	49,564	11	1	49,576	1,928,492	2.6

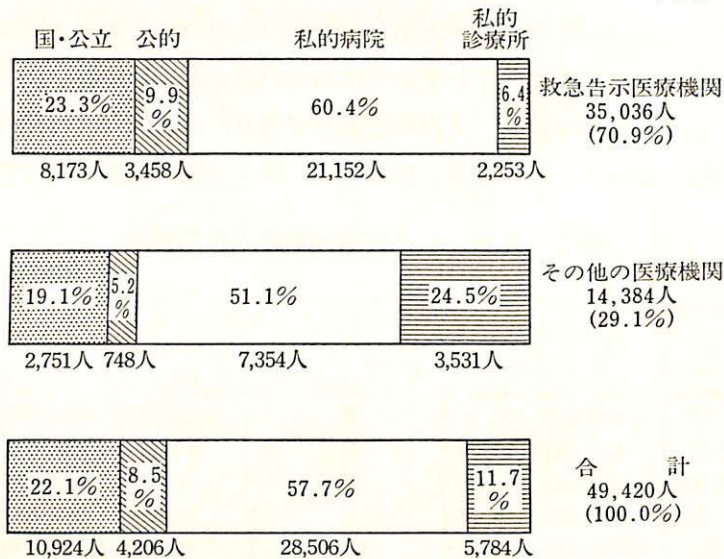
第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和55年中)

理由	収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
処置困難	7,738 (27.6%)	8,131 (34.5%)	15,869 (30.8%)	
専門外	6,101 (21.8%)	4,252 (18.1%)	10,353 (20.1%)	
ベッド満床	6,262 (22.4%)	2,599 (11.0%)	8,861 (17.2%)	
入院施設なし	986 (3.5%)	5,386 (22.9%)	6,372 (12.4%)	
医師不在	3,040 (10.9%)	1,551 (6.6%)	4,591 (8.9%)	
手術中	1,579 (5.6%)	246 (1.0%)	1,825 (3.5%)	
その他(身元不明, 暴力行為等)	1,965 (7.0%)	1,202 (5.1%)	3,167 (6.1%)	
理由不明	341 (1.2%)	176 (0.7%)	517 (1.0%)	
計	28,012 (100.0%)	23,543 (100.0%)	51,555 (100.0%)	

第2-8図 転送者の収容先別医療機関の状況

(昭和55年中)



を施した後専門病院に搬送したような場合も含まれている。

転送された救急患者4万9,576人のうち、最終的に医療機関へ収容された4万9,420人について収容先別にみると救急告示医療機関へ3万5,036人(70.9%)が搬送されており、また、私的医療機関(私的病院, 私的診療所)へ3万4,290人(69.4%)が搬送されている。(第2-8図参照)

カ 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和55年中の搬送人員192万8,492人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は105万6,214人(搬送人員の54.8%, 前年は52.6%)であり、前年に比較し11万6,097人増加している。その内容は酸素吸入が最も多く、次いで止血, 気道確保となっている。(第2-9表参照)

第2-9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和55年中)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象搬送人員数	509,779	230,916	158,914	156,605	1,056,214
処置項目					
止血	5,519 (0.8%)	81,983 (26.3%)	49,827 (25.2%)	25,697 (11.8%)	163,026 (11.8%)
固定	3,203 (0.5%)	29,671 (9.5%)	20,369 (10.3%)	14,844 (6.8%)	68,087 (4.9%)
人工呼吸	9,852 (1.5%)	1,360 (0.4%)	1,087 (0.5%)	3,133 (1.4%)	15,432 (1.1%)
心マッサージ	10,970 (1.7%)	1,552 (0.5%)	1,109 (0.6%)	2,971 (1.4%)	16,602 (1.2%)
酸素吸入	124,504 (18.9%)	14,674 (4.7%)	7,227 (3.7%)	38,124 (17.5%)	184,529 (13.3%)
気道確保	64,854 (9.9%)	9,170 (2.9%)	4,742 (2.4%)	16,370 (7.5%)	95,136 (6.9%)
その他	438,899 (66.7%)	173,895 (55.7%)	113,550 (57.4%)	116,157 (53.5%)	842,501 (60.8%)
計	657,801 (100.0%)	312,305 (100.0%)	197,911 (100.0%)	217,296 (100.0%)	1,385,313 (100.0%)

(注) 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

キ 交通事故に対する実施状況

昭和55年中の人身事故を伴う交通事故件数は47万6,677件(前年47万1,573件)で、負傷者数は59万8,719人(前年59万6,282人)となっている。

これに対する救急出場の件数は40万 6,026 件で85.2% (前年80.2%) の出場率となっている。また、搬送された負傷者数は45万 5,636 人で、前年の42万 3,740 人に比較して3万 1,896 人 (7.5%) の増加となっている。(附属資料23参照)

(2) 実施体制

ア 救急体制の現状

救急業務実施市町村数は、昭和56年4月1日現在、2,884市町村(650市, 1,756町, 478村)で、前年の2,841市町村(647市, 1,723町, 471村)に比較し43市町村(1.5%)の増加となっている。救急業務が消防の業務として法制化されて以来、実施市町村数も年々増加し、昭和38年を100とした指数では、昭和56年は、1,348と大幅に伸びている。(第2-10表参照)

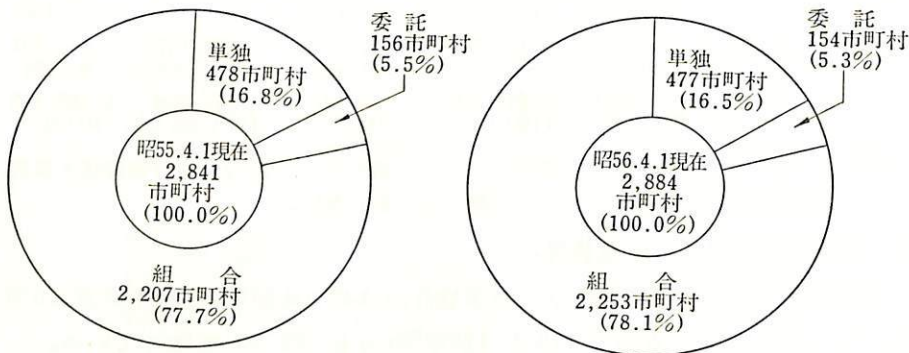
この結果、全市町村3,256のうち、88.6%(前年87.3%)に当たる2,884

第2-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	52	53	54	55	56
市町村数		214	2,669	2,744	2,776	2,841	2,884
対前年増加数		45	23	75	32	65	43
対前年増加率(%)		26.6	0.9	2.8	1.2	2.3	1.5
指数		100	1,247	1,282	1,297	1,328	1,348

(注) 実施市町村数は昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

第2-11図 救急業務実施形態の内訳



市町村で救急業務が実施され、全人口の97.8% (前年97.3%) がカバーされることとなった。(附属資料21参照)

また、実施市町村のうち、2,792市町村は消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、92町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

イ 救急隊

救急隊は、昭和56年4月1日現在、3,297隊設置されており、前年の3,268隊に比べて29隊(0.9%)増加している(第2-12表参照)。救急業務を実施している市町村では、人口3万4,708人につき救急隊が1隊配置されていることになる。

第2-12表 救急隊数の推移

区分	年	52	53	54	55	56
救急隊数		2,844	2,985	3,075	3,268	3,297
対前年増加数		126	141	90	193	29
対前年増加率(%)		4.6	5.0	3.0	6.3	0.9

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ウ 救急隊員

救急隊員数は、全国で3万8,927人であり、このうち専任隊員及び兼任隊員の内訳は第2-13表のとおりである。

第2-13表 救急隊員の状況

区分	年	52	53	54	55	56
救急隊員数	専任	6,638 (21.5%)	7,158 (22.6%)	7,683 (22.6%)	8,065 (22.2%)	8,519 (21.9%)
	兼任	24,298 (78.5%)	24,524 (77.4%)	26,324 (77.4%)	28,189 (77.8%)	30,408 (78.1%)
	計	30,936	31,682	34,007	36,254	38,927
対前年増加数		1,805	746	2,325	2,247	2,673
対前年増加率(%)		6.2	2.4	7.3	6.6	7.4

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、都道府県及び指定都市の消防学校等において隊員の養成を行っている。更に、消防大学

校においても、昭和43年度から救急科を設置し、救急隊員の指導者を養成しており、昭和56年4月1日現在で、843人がその課程を修了し、全国の救急隊員の中核として活躍している。

なお、救急業務における応急処置の重要性にかんがみ、昭和53年11月に救急隊員の資格に係る基準について消防法施行令の一部が改正され、昭和57年4月1日から施行されることとなった。このため、都道府県及び市町村においては、救急隊員養成のための人的・物的要件を整備し、救急業務に関する講習を実施しており、昭和57年3月までには定められた資格要件を満たした救急隊員数を確保できる見込みである。

エ 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和56年4月1日現在、3,895台で前年の3,805台に比べ90台(2.4%)増加している。

オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。

昭和56年4月1日現在、救急指令装置の整備基数は全国で486基となっており、このうち昭和43年度からの国庫補助によるものは323基である。

カ 救急医療情報収集装置

救急医療情報収集装置は、医療機関と消防本部とを電電公社の公衆通信回線で結び、それで得た病院情報を病院運用表示盤に表示し、救急自動車の出場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、迅速かつ的確に指示を行うためのものであり、昭和52年度から補助制度が創設され、昭和55年度までに3基が整備された。

キ 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和55年度までに厚生省の補助制度を活

用し、21都府県に整備された。

(3) 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は昭和56年3月31日現在、総延長2,859.8kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは2,788.9kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは70.9km(中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用I.C~落合I.C間62.4km)である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財政措置を行っている。

昭和54年7月10日「有料道路負担問題検討委員会」から、高速自動車国道に係る市町村の救急業務については、従来の財政措置方式の拡充を図るとともに、新たに他の消防業務についても財政援助措置の導入を検討すべきである旨の報告が出された。これを受けて、昭和55年度から高速自動車国道における救急業務実施市町村に対する財政措置が一部拡充された。

(4) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、全国で5,138か所となっている。(附属資料24参照)

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—14表のとおり、救急業務の法制化当時と比較して約4.3倍に増加している。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の需要増大に対処するため、休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、昭和55年度までに401か所整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

第2-14表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
52	2,931	1,840	4,771	404
53	2,971	1,835	4,806	407
54	3,034	1,859	4,893	414
55	3,147	1,891	5,038	426
56	3,265	1,873	5,138	435

(注) 昭和39年(8月1日現在)以外は各年とも4月1日現在の数値である。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和55年度までに287地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和55年度までに58か所整備された。

3 救 助 活 動

(1) 実施状況

ア 火災時における救助活動

救助隊は、火災現場において人命検索、要救護者の救出を最優先とした救助活動を展開している。

昭和55年中における火災時の救助活動の実施状況は、救助活動件数6,609件、救助人員993人、消防職団員の救助活動出動人員44万2,554人となっている。(第3-1表参照)

第3-1表 救 助 活 動 状 況

(昭和55年中)

区分	災害、 事故の 種別	火災時 におけ る救助 活動	火災以外の災害時における救助活動								計	
			交通 事故	水難 事故	風水 害等	機 械 による 事 故	建物等 による 事 故	ガス及 び酸欠 事 故	爆発 の事故	その他 の事故		小 計
救助活動 件数		6,609	4,143	736	166	501	544	214	40	1,042	7,386	13,995
救助 人員数		993	5,530	577	368	698	603	231	83	1,043	9,133	10,126
救助活動 出動 人員 数	消防 職員	276,332	59,815	14,634	3,383	10,144	7,719	4,786	1,191	16,050	117,722	394,054
	消防 団員	166,222	616	8,357	4,632	21	1	191	537	2,312	16,667	182,889

(注) 1 「機械による事故」とは、エレベーター、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。
2 「建物等による事故」とは、建物若しくは門、柵、へい等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等に閉じ込められる事故又は建物等にはさまれる事故をいう。

イ 火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は、交通事故、水難事故、建物等による事故等による要救護者の救出救助がその主なものである。

昭和55年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況は、救

助活動件数 7,386 件, 救助人員数 9,133 人, 消防職団員の救助活動出勤人員数 13 万 4,389 人となっている。(第 3—1 表, 第 3—2 表参照)

第 3—2 表 火災以外の災害時における救助活動状況

区 分	51 年	52 年	53 年	54 年	55 年
救助活動件数	7,659	5,686	6,442	6,811	7,386
救助人員数	15,105	6,980	7,823	8,533	9,133

(注) 昭和51年の救助活動件数, 救助人員数が多いのは, 台風第17号などの風水害による救助活動が例年に比べ多かったことによる。

(2) 実施体制

昭和56年 4 月 1 日現在, 救助隊は全国 914 消防本部の 53.2%に当たる 486 消防本部(前年 479 消防本部)で設置され, 救助隊数は 1,282 隊となっている。救助隊員数は 1 万 7,860 人で, そのうち専任救助隊員は 6,618 人(専任率 37.1%), 兼任救助隊員は 1 万 1,242 人である。(第 3—3 表参照)

第 3—3 表 救助隊の設置状況

区 分	救助隊設置団体数	設置団体人口	救助隊数	救助隊員数			救助隊員が搭乗する車両					
				専任	兼任	計	救工はス車	作しノ車	助車ケル	消ポ	化タン	その
昭56.4.1 現 在	本部(昭55国調) 486	90,502,252	1,282	6,618	11,242	17,860	329	379	875	208	180	1,971
昭55.4.1 現 在	(昭50国調) 479	85,483,441	1,277	6,257	11,393	17,650	300	382	831	238	180	1,931
対前年 増加率 (%)	1.5	5.9	0.4	5.8 [△]	1.3	1.2	9.7 [△]	0.8	5.3 [△]	12.6	0	2.1

救助隊は, 空気呼吸器等の保護用具, エンジンカッター等の破壊用具, その他油圧式救助器具, 救命索発射銃等を装備して救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については, 消防学校の警防科のなかに救助課程をおき, 災害救助対策, 救助基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うこととしている。消防大学校においては, 昭和54年 8 月から救助科が設けられ, 救助隊員の指導者の養成を行っている。また, 複雑多様化

する災害に対応できる救助技術の向上を図るため, 救助活動, 救助訓練時の安全対策に十分配慮した「消防救助操法の基準」が制定されている。

今後, 高所, 地下等における救助活動あるいは酸欠状態, 有毒ガスが発生している中での救助活動等, 高度で専門的な救助技術を必要とする災害がますます増加するものと見込まれる。そこで, これらの事故に対処するため, 救助隊員の技術の向上, 装備の充実強化, 救助技術の開発と体系化等救助態勢の拡充に努めている。

4 防 災 対 策

(1) 防 災 体 制

ア 防 災 組 織

災害対策基本法は、防災全般を通ずる防災組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置すること、また、それぞれの防災会議は、行政機関のほか日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画を作成し、及びその円滑な実施を推進することを定めている。

更に、災害に際して防災上必要がある場合は、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して、災害対策を推進することとしている。

(ア) 防 災 会 議

都道府県防災会議は、昭和56年4月1日現在、全都道府県に設置されている。

市町村防災会議は、全国3,278団体（特別区を含む。）中3,230団体で設置されており、災害対策基本法により設置を免除されている団体（5団体）を除くと、設置率は98.7%である。

昭和55年度に都道府県においては47団体（全体の100%）、市区町村においては1,401団体（同42.7%）が会議を開催して防災計画の修正、防災訓練の検討等を行い、関係機関相互の総合連絡調整を図っている。

また、防災会議の部会として、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会、地下街等災害対策部会（昭和55年度新設）等が設置されている。

(イ) 災 害 対 策 本 部

昭和55年中、都道府県においては、12団体において延べ28回、市町村では

延べ1,328団体において災害対策本部が設置されている。（附属資料11参照）

(ウ) 防 災 主 管 部 課

全都道府県において、消防防災に関する事務を専管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、最近、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を新設する都道府県もみられる。

特に近年における災害の広域化、多様化の傾向から、広域の地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されているため、消防防災主管課は、国、市町村、事業所その他防災関係機関と協力して、大規模災害、特殊災害に対する防災計画の策定、防災訓練の実施、防災資機材の整備・備蓄等の災害防止対策の推進に努めている。

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、市町村長部局の部課に防災会議、防災計画等に関する事務を所掌させ、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多く、更にすすんで、これらを専管する部課を設置する団体が増えている。

イ 防 災 計 画 の 整 備

地域防災計画は、都道府県又は市町村の地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務並びに災害予防対策、災害応急対策、災害復旧に関する事項等について定める総合計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和55年度において全体の78.7%に当たる37都道府県が修正を行っている。市区町村では、全国3,278団体の98.5%に当たる3,230団体において市町村地域防災計画を作成しており、昭和55年度においては、その27.9%に当たる900団体が計画の修正を行っている。

このように、地域をとりまく環境の変化に対応して所要の修正が行われているが、その修正内容は、災害危険区域の追加、情報連絡網の整備のほか、ガス災害対策、震災対策、雪害対策等個別の災害対策の見直しなどである。これにより、計画は一層実効性のあるものとなってきている。

今後、未作成の市町村が早急に計画を作成すべきことはもとより、既に作

成済みの団体においても毎年これに検討を加え、地域内で想定されるあらゆる災害に有効適切に対処し得るよう、各般の対策について更に具体化を図ることが必要である。消防庁としても、この趣旨に沿って地域防災計画の作成及び修正を指導している。

ウ 防災訓練の実施

災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、防災訓練を実施し、日ごろから実践的な対応力のかん養しておくことが必要である。消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関及び住民と連携して総合的かつ実践的な防災訓練を少なくとも年1回実施するよう指導しており、その実施回数も逐年増加してきている。

昭和55年度においては、都道府県が延べ104回（前年度104回）の防災訓練を実施した。また、市区町村では、3,278団体中1,534団体（46.8%）が延べ1,758回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県の場合、地震が最も多く、次いで台風等の風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順となっており、訓練の形態も、地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的に多い。（附属資料14参照）

なお、昭和56年度から住民が参加する防災訓練の際の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足した。

昭和56年9月1日現在、全国3,278市区町村のうち1,487市町村が共済に加入し、訓練時の事故に際して災害補償を受けることができる住民の数は5,210万人となっている。

エ コミュニティ防災センターの整備

地域の安全を確保するには、住民の一人ひとりが防災に関する自覚を深め、災害の防止に努めることが必要である。このため、消防庁では、コミュニティ活動の中で実施される住民の自主防災活動の拠点となるコミュニティ防災センターの整備費の一部を市町村に補助する制度を昭和54年度に創設した。補助の対象は、発災時に備えて生活必需品や防災資機材等を備蓄保管するとともに、防災訓練の打合せや防災に関する展示・教育活動の場として使用できる施設、貯水槽及び可搬式動力ポンプ等の防災資機材を整備する事業

である。市町村は、これらの中から地域の実情に応じて必要とする事業を選択し、1か所7,500万円の範囲内で補助を受けることができる。ちなみに昭和55年度は全国38団体がこれらの事業を実施した。

また、昭和56年度に、自主防災組織等に対して高度の防災教育・訓練を行うとともに、防災資機材等を備蓄し、災害時において本格的な救援活動が開始されてからの物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備費の一部を地方公共団体に補助する制度を創設し、2県がこの事業を実施することとしている。

（2）防災無線通信網

近年、震災対策における地震予知情報等の伝達をはじめとする各種の災害情報の収集及び伝達に万全を期することが急務となっている。このため、消防庁は、地方公共団体と一体となり、情報の収集・伝達媒体となる無線通信施設の整備に努力してきた。

国及び地方公共団体を含め、消防防災行政の遂行に不可欠な無線通信網は、①国（消防庁）と都道府県②都道府県と市町村③市町村と地域（集落等）を結ぶ無線通信網に大別できる。

ア 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網は、国と地方公共団体を結ぶ防災用ホットラインの幹線として現在47都道府県との間で運用しており、地震、風水害等をはじめとする災害対策全般にわたる防災業務の遂行に必要な情報の収集・伝達ルートとしてますます重要性を増している。

その運用に当たっては、無線電話のみならず、ファクシミリを導入により災害現場図等を含む文書、図画の電送も行っているため、複雑多様化してきている防災業務に必要な情報を都道府県との間で迅速かつ的確に交換することが可能であり、行政効果が顕著である。また、昭和55年度において、都道府県との間をそれぞれ1回線で結ぶ直通方式に改善し、一斉指令装置の活用により、各都道府県への情報を地域別に一斉に伝達する機能を強化した。

イ 都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線通信網

防災対策を的確に実施するためには、各都道府県において市町村を含む一元的な災害情報の収集・伝達体制を確立することが不可欠である。このため、現在、総合的機能を果たす防災行政無線通信網の整備が進められ、指令機能の活用による気象予警報等の全市町村に対する一斉伝達あるいは災害対策本部と県域内いずれの地点からも交信し得る移動局の稼働による地域情報の収集の迅速化等、その運用が非常に効率化されてきている。

消防庁は、この整備事業に対し、現在1都道府県当たり平均4億円を交付して整備の促進を図っているが、昭和56年8月1日現在の整備状況は、運用中の都道府県が28、一部運用を含む整備中の道県が11で、全体の整備率は83%となっている。

ウ 市町村の区域内における消防、防災行政無線通信網

市町村の行政区域内における消防・防災行政無線通信網としては、市町村の消防機関が自らの消防・救急活動を効率的に行うために用いる消防・救急無線通信網と、市町村が行政区域全域にわたる防災対策に用いる防災行政無線通信網とがある。

(ア) 市町村の消防・救急無線通信網

消防本部及び消防署等に基地局を、消防ポンプ自動車、救急自動車等に移動局を設置し、移動局を主体として情報の収集・伝達、指揮及び連絡等に活用しており、昭和55年4月1日現在における無線局数は4万1,926局で、この1年間に4,240局増加した。

(イ) 市町村と出先機関、集落等を結ぶ防災行政無線通信網

従来、一部の市町村においては、同報無線方式による子局を集落等に設置し、市町村役場等から地域住民に対して行政広報も含めた情報伝達を行っている例がある。しかし、この方式は一方的な情報伝達手段にすぎず、災害時において集落等の情報を災害対策本部で得ることができないこと等、防災対策上の通信網としては不十分である。

したがって、防災の第一線機関である市町村が、行政区域全域にわたる効率的な防災体制を整えるためには、同報無線方式により地域住民に対して気

象予警報、避難の勧告・指示等を迅速に伝達し、更に移動無線を活用して集落等からの災害情報を的確に収集する体制を整備することが極めて重要な課題である。

このため、消防庁は、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域の各市町村で、市町村役場に固定局及び基地局を設置し集落等に同報無線用子局及び可搬型無線機を配備して、同報通信の機能と相互交信の機能を併用する無線システムを整備する市町村を対象として、昭和53年度から国庫補助制度（補助率 $\frac{1}{3}$ 、限度額2,000万円）を創設した。更に昭和56年度においては人口おおむね10万人以上の市について補助限度額の引上げ（2,000万円→3,000万円）を行い整備の促進を図っている。昭和53年度から昭和56年度までの間に、196市町村に対して26億6,100万円の補助金を交付した。

エ その他の防災無線通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して、効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換に必要な連絡無線通信網が必要である。このため、防災関係機関がそれぞれの可搬型無線機に相互連絡用の専用共通波を常備して行う防災相互用無線の活用が昭和50年度から行われている。

消防庁は、都道府県を通じ、特に大規模災害等の発生が想定される市町村あるいは石油コンビナート地帯等の市町村にあっては、この無線設備を常備し、かつ、災害時にその機能を発揮させるため、あらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておくよう指導している。

(3) 風水害対策等

ア 災害危険箇所の把握

災害に強い地域づくりを推進するため、治山、治水などの災害防止事業が施行されているが、風水害等は毎年のように全国各地で発生しており、災害

危険箇所もなお少なくない。

このため、都道府県及び市町村は、災害危険箇所を的確に把握して地域防災計画に掲げるとともに、特に市町村においては、災害危険箇所ごとのきめ細かい警戒避難体制を確立する必要がある。また、昭和56年の豪雪災害にかんがみ、なだれ及び融雪出水等による災害を未然に防止するため、なだれ等のおそれのある危険箇所等の巡視点検に万全を期す必要がある。なお、昭和53年度から地域防災計画に掲げられている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対し、地方債措置が講じられている。

イ 防災資機材等の整備

風水害対策等を具体的に現地で実施する責任がある都道府県及び市町村は、防災資機材等の備蓄と整備点検に努めなければならない。更に消防庁は、併せて防災資機材の質的向上をも図るよう地方公共団体を指導している。

ウ 住民に対する広報活動の徹底

風水害による被害を最小限に食い止めるためには、住民の災害に対する備えが基本となる。このため、都道府県及び市町村において、住民への防災知識の普及、防災関係機関がとっている防災対策の周知徹底に努めており、また、消防庁においてもテレビ、ラジオ等による広報活動を行っている。

(4) 活動火山対策

消防庁では活動火山対策特別措置法に基づいて避難施設緊急整備地域に指定された桜島火山及び阿蘇山の周辺地域に対して、退避壕、退避舎等の避難施設の整備に要する費用の一部を補助するとともに、警戒避難体制の整備等に関して関係地方公共団体を指導してきた。

なお、昭和54年9月に阿蘇山が爆発して死傷者を出したことに伴い、阿蘇山周辺地域においては、昭和55年度に避難施設緊急整備計画が変更され、昭和56年度までの2か年間で退避壕及びヘリコプター離着陸用広場を整備することとされた。消防庁は、これらの整備に要する費用の一部を補助しており昭和55年度においては、退避壕7か所、ヘリコプター離着陸用広場2か所が整備された。

5 震 災 対 策

(1) 消防庁の震災対策の現況

消防庁としては、消防の制度、人員、施設整備、装備資機材等の充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災に関する調査研究等の施策を推進していくこととし、特に次に掲げる事業に重点をおいて震災対策を行っている。

ア 地震対策緊急整備事業計画等の状況

大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域が指定された(第5—1表、第5—2図参照)ことにより、当該地域に係る県及び市町村の地方防災会議は、地震防災強化計画を作成して地震防災応急対策の実施に関する事項等を定めることとなった。そこで消防庁としても、関係地方公共団体に対し、地域防災計画に地震防災強化計画として定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行ってきたが、現在までに関係地方公共団体はすべて計画の作成を終えている。

また、地震防災対策強化地域内において病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設等又は地方鉄道業等の事業を管理し、又は運営する者は、当該施設又は事業ごとに地震防災応急計画を作成して地震防災応急対策に関する事項等を定めることとされたが、昭和56年6月末現在、2万5千余の対象事業所のうち約8割の事業所において作成済みとなっている。

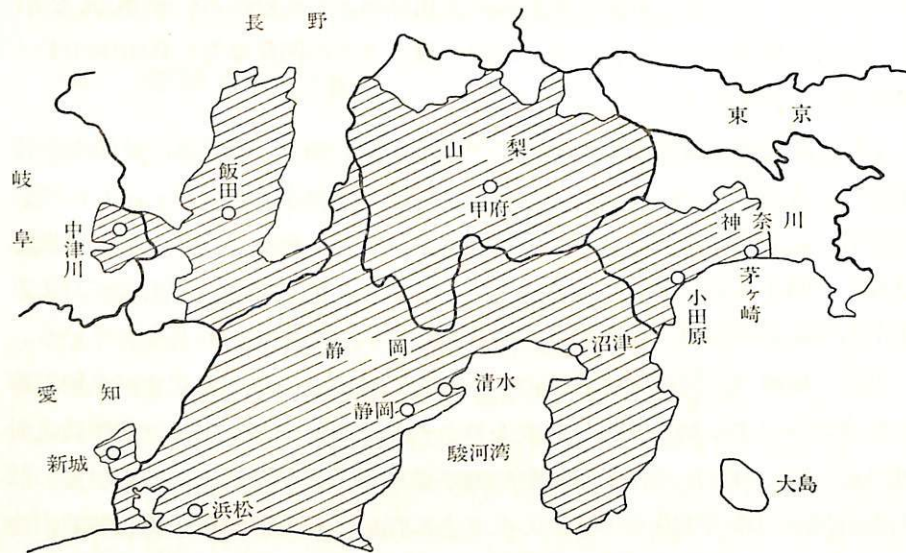
更に、地震防災対策強化地域において地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するための国の財政上の負担割合の特例等を定めた地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月に成立したことに伴い、地震防災対策強化地域内の知事は、地震対策緊急整備事業計画を作成して内閣総理大臣の承認を受ける

第5-1表 地震防災対策強化地域一覧表

県名	区域
神奈川県	平塚市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 厚木市, 伊勢原市, 海老名市, 南足柄市, 高座郡, 中郡, 足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市, 富士吉田市, 塩山市, 都留市, 山梨市, 大月市, 韮崎市, 東山梨郡春日居町, 同郡牧丘町, 同郡勝沼町, 同郡大和村, 東八代郡, 西八代郡, 南巨摩郡, 中巨摩郡, 北巨摩郡双葉町, 同郡明野村, 同郡白州町, 同郡武川村, 南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市, 伊那市, 駒ヶ根市, 上伊那郡飯島町, 同郡中川村, 同郡宮田村, 下伊那郡鼎町, 同郡松川町, 同郡高森町, 同郡阿南町, 同郡上郷町, 同郡阿智村, 同郡下条村, 同郡天竜村, 同郡泰阜村, 同郡喬木村, 同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

第5-2図 地震防災対策強化地域の指定状況



地震防災対策強化地域 (斜線部分)

こととされた。この計画には、昭和55年度を初年度とする向こう5か年間における地震防災上必要な避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められているが、この計画に基づく総事業費は3,569億円となっている。なお当該事業計画のうち消防用施設関係については第5-3表のとおりである。

第5-3表 地震対策緊急整備事業計画の内容 (消防用施設関係)

(単位: 億円)

消防用施設	事業費
消防ポンプ自動車	46
小型動力ポンプ	4
防火水槽	68
消防専用電話装置	2
小型動力ポンプ付積載車	5
耐震性貯水槽	53
可搬式小型動力ポンプ	14
その他	30
計	222

(注) 「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

なお、同計画に基づいて整備される消防用施設のうち消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については、国の負担割合が2分の1 (一般分3分の1) とされている。このほか、これら施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したもの (昭和56年5月12日付自治地第100号により、「国の負担金又は補助金の対象とされた事業費の財源に充てるために起こしたもの」を指定している。) に係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

イ 震災対策施設等の整備

地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、地震時における出火防止と初期消火の徹底を図るとともに、消防活動、避難誘導、救急救助等の応急対策

が十分に行われるようこれらに必要な施設等の整備を図っていく必要がある。

このため、消防庁は、出火危険物等の規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を推進している。特に震災時に予想される同時多発の火災に対処し、初期消火と延焼拡大防止の徹底を図るため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、起震車等の特殊車両、備蓄倉庫等の整備について補助を行い、大震災対策施設等の整備を図っている。

昭和55年度においては、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が施行されたことに伴い、一層の整備促進が図られた。なお、昭和55年度末における補助事業による大震

第5—4表 大震災対策施設等の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～昭和55年度		左のうち昭和55年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽 (100㎡)	1,931 (188)	4,966 (742)	232 (88)	782 (355)
〃 (飲料水兼用1,500㎡)	7	451	3	213
〃 (飲料水兼用100㎡)	5 (5)	22 (22)	2 (2)	9 (9)
可搬式小型動力ポンプ	2,934 (603)	967 (301)	453 (301)	209 (154)
電 源 車	36	300	6	57
起 震 車	26	67	11	32
防 災 指 導 車	7	44	1	7
震 災 救 援 車	1	5	—	—
備 蓄 倉 庫	4	126	2	54
そ の 他	8	224	—	—
計	—	7,172 (1,065)	—	1,363 (518)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分て内数である。
2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

火災対策施設等の整備状況は第5—4表のとおりである。

ウ 震災対策に関する研究

昭和55年度において、消防庁は、地震予知以後発災までの間の事前対策から発災後の応急対策に至る一連の過程において、市町村と地域住民との間で最も有効に機能し得る総合的な災害情報システムに関する調査研究を行った。この研究結果を踏まえて、各地方公共団体がそれぞれの地域の特性に見合った災害情報システムの整備を推進することが期待される。

エ 総合防災訓練の実施

大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生すると想定の下に、昭和55年9月1日(防災の日)、中央防災会議が主催して20省庁、10指定公共機関、地震防災対策強化地域に係る6県の参加により総合防災訓練が実施された。

消防庁においても自治省・消防庁防災業務計画及び応急体制整備要領に基づき地方公共団体に対する応急対策の指導、職員の参集訓練、地震災害警戒本部、災害対策本部等の設置及び運営訓練のほか、強化地域内の防災体制の把握、応急対策実施状況、津波警報の発令等について消防防災無線を運用し国と都道府県の間を結ぶ情報の伝達訓練等を実施した。特に昭和55年度の訓練においては、消防防災無線に一斉指令装置が導入され情報伝達の迅速化が図られた。

(2) 地方公共団体における震災対策の現況

地方公共団体は、大規模地震対策特別措置法の制定や昭和53年6月に発生した宮城県沖地震等過去の大規模な地震による被害状況を踏まえ、地方防災会議に震災対策部会を設置したり、震災対策の充実強化のために地域防災計画を修正するなど震災対策に対して、積極的に取り組んでいる。

特に、地震防災対策強化地域内の静岡県では、昭和54年度から5年間法人事業税の超過課税を行って地震防災事業に要する経費を確保することとしている。

昭和55年度における都道府県及び調査対象都市(県庁所在市、県庁所在市

を除く人口 20 万人以上の市及び特別区の合計 125 団体、以下都市という。)の震災対策の現況は次のとおりである。

ア 地域防災計画（震災対策）の作成状況

都道府県においては、地域防災計画のなかで震災対策に関する事項について、「震災編」として独立の項目を設けているものが 17 都道府県、火災、水害等と同列に扱い「節」等を設けているものが 26 県、「その他災害等」として扱っているものが 4 県となっている。また、昭和56年度においては28都府県が地域防災計画の修正を予定している。

都市においては、同じく地域防災計画のなかで、「震災編」として独立の項目を設けているものが32都市、「節」等を設けているものが74都市、「その他災害等」として扱っているものが19都市となっている。また、東京都においては、行政機関のほか事業所や住民を規制し、あるいはその責務等を定めた「震災予防条例」を制定しているほか、地域防災計画（震災編）の附編として「警戒宣言に伴う対応措置」を設けている。

イ 避難場所の指定状況

避難場所の指定については、都市の指定状況は進んでいるが、都道府県においては東京都、山口県及び香川県の3都県のみ指定にとどまっている。

第5—5表 都市における避難場所の指定状況

(昭56.4.1現在)

指定箇所数	総面積	規模別		用途別			
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
		ha	箇所数	ha			ha
10,901 (指定している都市、96団体)	28,170 ^{ha} (公有地 23,775ha 私有地 4,395ha)	20以上	254	13,666	学 校 (校庭・グラウンド)	5,952	10,536
		20~10	249	3,189	公 園・広 場	2,733	10,010
		10未満	10,398	11,315	河 川 敷 グ ラ ン ド (学校グラウンドを 除く。)	93	1,493
					そ の 他	1,963	4,870

(注) 都市とは、県庁所在市、県庁所在市を除く人口20万人以上の市及び特別区をいう。第5—6表及び第5—8表において同じ。

このうち東京都における昭和55年度末の指定状況は、134か所となっている。昭和56年4月1日現在の都市における指定状況は、調査対象都市125都市のうち96都市が指定しており、その内容は第5—5表のとおりである。

ウ 震災訓練の実施状況

昭和55年度において38都道府県と101都市が震災訓練を実施している。都道府県においては、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主である。都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、情報伝達訓練等を個別的に実施している例が多い。

更に、日ごろから住民等の防災に対する認識を高めるために、39都道府県と105都市において、起震車等を活用した地震体験のほか、パンフレット、映画会等による防災知識の普及啓発事業を実施している。

エ 資機材の備蓄状況

災害発生後は、速やかに復旧作業を開始し、また被災者の保護を行わなければならない。応急対策や災害復旧に必要な防災資機材、食糧、飲料水、生活必需物資、医薬品等の確保を図るため、地方公共団体は、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と流通在庫に関して協定を結ぶなどの施策の実施に

第5—6表 資機材等の備蓄状況

(昭56.4.1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品	医療器具	初期消火用	情報連絡用	避難救出用	
都道府県	8	6	28	6	14	19	20	17
都 市	60	35	75	62	63	84	84	36

区分	流 通 在 庫							
	生活必需品			医薬品	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品	医療器具	初期消火用	情報連絡用	避難救出用	
都道府県	12	—	7	7	—	—	—	3
都 市	43	13	23	22	7	6	8	11

努めている。昭和56年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は第5-6表のとおりである。

オ 震災対策施設の整備状況

地方公共団体はそれぞれ独自に震災対策事業を進めているが、特に都道府県においては、市町村に対し国の補助を受けた事業に上乗せ補助をしている例のほか、市町村の単独事業に対して補助を行っている例も見受けられる。

昭和55年度において都道府県が単独で実施した主な事業（市町村への補助を含む。）としては、防災行政無線整備事業（14都府県）、防災資機材等（食糧・医薬品を含む。）整備事業（6県）、耐震性貯水槽・可搬式ポンプ整備事業（5県）、備蓄倉庫・防災倉庫整備事業（4県）、コミュニティ防災センター整備事業（3県）、避難地・避難路（誘導標識、案内板等を含む。）整備事業（2県）等がある。

カ 震災時における相互応援協定の締結状況

大規模な地震が発生した場合その被害は甚大となり、また、被害を受ける地域も広範囲に及ぶことが予想される。このため地方公共団体においては、地方公共団体相互間又は公共機関等との間に震災時における相互応援協定を締結し、対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は第5-7表のとおりである。なお、協定を締結している他の公共機関の主なものは、放送機関、日赤、医師会等である。

第5-7表 震災時相互応援協定の締結状況

(昭56. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
東北地方防災対策連絡協議会	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 新潟 (8)
震災時等の相互応援に関する協定	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨, 長野, 静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山, 石川, 福井, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀 (9)
近畿府県災害対策協議会	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山 (7)

キ 調査研究の実施状況

的確な震災対策を確立し推進するため、地方公共団体は独自の方法で各種の調査研究を実施している。昭和55年度の調査研究の実施状況は、第5-8表のとおりである。

第5-8表 震災対策関係調査研究事業実施状況

(昭和55年度)

団 体	調査内容 被害想定 に関する もの	地震予知 に関する もの	避難地避 難路に関 するもの	建築物等 の安全性 に関する もの	危険物施 設に関す るもの	応急対策 に関する もの	その他
都 道 府 県 数	17	5	3	5	5	4	7
都 市 数	9	5	15	21	7	15	11

6 防災意識の高揚と自主防災組織

(1) 防災意識の高揚

ア 火災予防運動

(ア) 全国火災予防運動

近年、住宅の密集・高層化、生活様式の変化などに伴い、災害の要因はますます多様化し、その危険性も著しく増大している。

このような状況下において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を認識し、自主的な防災活動を積極的に実践することが肝要である。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の年2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、自主的な火災予防の実践を促進している。

a 秋季全国火災予防運動（昭和55年11月26日～12月2日）

昭和55年秋季の運動では、「あなたです！ 火事を出すのも防ぐのも」を全国統一標語とし、次の3点を重点目標に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、身体不自由者や幼児、老人等の身体的弱者の占める割合が高いことから、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に焼死防止対策の徹底を図ること。
- ② 火災予防思想の若年層への普及徹底を図るため、少年消防クラブを育成強化すること。
- ③ 防火管理体制が不十分だったために、火災が拡大して多数の焼死者が発生するなどの事例が見受けられることから、防火管理体制の整備を推進すること。

b 春季全国火災予防運動（昭和56年2月28日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の場合と同一の全国統一標語の下に、次の4点を重点目標として運動を展開した。

- ① 昭和56年は、国際障害者年にも当たり、また、依然として身体不自由者や幼児、老人等の身体的弱者の焼死する例が多いことから、秋の運動に引き続き、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に焼死防止対策の徹底を図ること。
- ② 防火管理面の不備から火災時に即応した態勢が執れず、多数の死傷者が発生した事例にかんがみ、防火管理体制の確立を図ること。
- ③ ガス漏れによる爆発火災で多数の死傷者と多大な損害が発生していることから、ガス漏れ火災発生防止対策を推進すること。
- ④ 季節的観点から、異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策を推進すること。

(イ) 全国山火事予防運動（昭和56年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施されている。

昭和56年の全国山火事予防運動では、「燃やすまい山は緑に萌えるもの」を統一標語として、広報活動、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(ウ) 車両火災予防運動（昭和56年2月28日～3月6日）

東名高速道路日本坂トンネルにおける車両火災事故など、車両火災は、年々増加の傾向にあることから、昭和56年の車両火災予防運動では、車両、車庫及び関係建築物等について、査察指導を行うとともに、大規模トンネル内での初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、車両火災防止の徹底を図った。また、自家用乗用車に対する消火器の普及を図った。

(エ) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」としている。

昭和56年の文化財防火デーは、第27回目に当たるが、国では、広報活動に

より「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防機関の指導の下に消火訓練や重要物件の搬出、避難等の訓練を積極的に実施し、文化財の防火対策に努めた。

イ 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが自主防災の意識を持ち、防災訓練に参加するなど地域ぐるみ、事業所ぐるみで防災対策に当たることが極めて重要である。そのため、都道府県及び市町村は、防火教室、自主防災組織の訓練などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ及びラジオ放送を利用して防災知識の普及啓発を行っており、昭和55年度に行った普及啓発事業の内容は、第6—1表のとおりである。

第6—1表 テレビ、ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況
(昭和55年度)

放送内容	放送局	放送月日
テレビ5分番組(ごぞんじですか?) 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	毎週木曜日 11:25~11:30
テレビ5分番組(そのときあなたは?) 組(くらしの中の防災)	フジテレビほか31局	毎週土曜日 9:55~10:00
特別番組(1丁目の火消しさんたち)	フジテレビほか31局	昭和55年9月1日 11:00~11:30
特別番組(炎に勝った人々)	フジテレビほか31局	昭和56年3月2日 11:00~11:30
テレビスポット(15秒) (おやすみ前に火の点検 あぶない!火あそび)	テレビ朝日ほか32局 フジテレビほか31局	昭和56年2月28日から3月6日まで、毎日1回 昭和56年3月5日から3月13日まで、毎日1回
ラジオスポット(20秒) (地震、とび出すのは危険です 油断大敵 おやすみ前に火の点検 たばこの投げすて)	文化放送ほか31局	昭和55年8月28日から9月1日まで、毎日2回 昭和55年11月26日から12月2日まで、毎日2回 昭和56年2月28日から3月13日まで、毎日2回

(2) 自主防災組織

ア 地域の自主防災組織

(ア) 自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯の精神に基づく自発的な防災組織が整備されていなければならない。災害対策基本法は、防災関係機関における防災組織を整備するのみならず、住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。このような地域の自主防災組織の充実を図ることは、ひとり市町村のみならず、国、都道府県をも通じた重要な課題である。

住民による地域ぐるみの防災体制を整備するため、消防庁では、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう、都道府県、市町村等を指導している。昭和56年3月31日現在、全国3,278市区町村のうち1,102市区町村で3万2,612の自主防災組織が設置されており、組織率(総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は26.8%となっている。特に静岡県においては、県内全市町村において合計4,362の自主防災組織が設置されており、組織率も89.0%と47都道府県中の最高となっている。次に組織率が高いのは山梨県の78.4%で、64市町村中63市町村で合計2,035の自主防災組織が設置されている。(附属資料18参照)

これらの組織では、約6割の組織が防災訓練を実施することとしているほか、同じく約6割の組織で防災に関する講演等を、約3割の組織で三角バケツ、消火器等の頒布又は共同購入を行うこととしている。災害時においては、ほとんどの組織で初期消火活動(約8割)をはじめ、負傷者等の救出救護(約6割)、住民の避難誘導(約6割)、情報の収集・伝達(約5割)、給食給水(約5割)等の防災活動を実施することとしている。このため、ほとんどの組織が何らかの防災資機材を保有している。約4割の組織で消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材、約2割の組織で可搬式動力ポンプが保有されているほか携帯用無線通信機等の情報連絡用資機材(約3割)、救急医療

セット等の避難救出救護用資機材（約2割）等が保有されている。

これらの自主防災組織を育成するために504市町村において、資機材購入費及び運営費等に対する補助制度を設けているほか、259市町村において、資機材等の現物支給を行っている。消防庁としても、地震等の大災害に備えて今後とも都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進していくこととしている。

(イ) 婦人防火クラブ・少年消防クラブ

婦人防火クラブ及び少年消防クラブは、民間防火組織の一つとして、地域における防火思想の普及に貢献しているが、大規模な地震等による被害を最小限に食い止めるためにも、住民の自主防災体制を整備する必要性が痛感されている。消防庁においては、昭和54年度から両クラブの未設置地域の解消、クラブ員数の増加を図ることについて指導しており、昭和56年4月1日

第6-2表 婦人防火クラブ、少年消防クラブの推移

(単位：団体、人)

年別	婦人防火クラブ				少年消防クラブ			
	組織数	指数	クラブ員数	指数	組織数	指数	クラブ員数	指数
54	8,216	100	1,151,979	100	3,641	100	379,724	100
55	8,852	108	1,304,857	113	3,849	106	379,216	100
56	9,775	119	1,536,136	133	4,596	126	526,605	139

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第6-3表 旅館、ホテルの

点検対象施設数	防火管理体制			消 防	
	防火管理者を選任していない。	消防計画を作成していない。	訓練を年1回以上実施していない。	消 火 器	屋内消火栓設備
12,700	1,383 (10.9)	4,151 (32.7)	6,069 (47.8)	88 [0.7]	956 [9.9]

(注) 1 点検対象施設とは、旅館、ホテル等（消防法施行令別表第1(5)項イ又は2()は、点検対象施設総数に対する割合を、[]は、点検対象施設のし、単位はともに%である。

現在の組織数及びクラブ員数は、第6-2表のとおり婦人防火クラブが9,775団体、153万6,136人、少年消防クラブが4,596団体、52万6,605人となっており、この2年間でかなり増加している。

婦人防火クラブは、常日ごろ家庭で火気使用器具を取り扱う機会の多い婦人に火災予防の知識等を修得させ、一般家庭における火災を防止することはもとより、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として、各家庭の防火診断、消火器や小型動力ポンプ等を使用した初期消火訓練、防火防災思想の普及活動等を行っており、現在全国的に組織化が進められている。

少年消防クラブは、少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の予防を図るため、小中学校、消防署又は市町村を単位に組織づくりが進められ、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等を行っている。なお、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長消防庁長官）では、毎年優良な少年消防クラブと指導者の表彰を行っており、昭和56年3月には、12クラブに対して表彰旗、27クラブ及びクラブ指導者13名に対して記念品を授与して表彰した。

イ 施設の自衛防災組織

(ア) 自主防火体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるためには、消防機関の充実のみでは十分でなく、国民が自らを守るため自主防火管理体制を整えておくことが必要である。

一斉点検結果（概要）

(昭55.12.31現在)

用 設 備 等				避 難 経 路		
スプリンクラー設備	自動火災報知設備	避難器具	誘導灯	設備等の点検結果を報告していない。	管理不良	案内板を掲げていない。
110 [11.7]	127 [1.0]	355 [4.2]	263 [2.1]			

(0)項イに該当する防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものをいう。なかでそれぞれの消防用設備等の設置を義務付けられているものに対する割合を示

消防法第8条は、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物の管理権原者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届出なければならないこと、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火・通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。更に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画を作成しなければならない施設については、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

過去の火災事例を見ても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されていたにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、昨年の川治プリンスホテル火災でも防火管理面の不備が厳しく指摘されている。この火災の直後、全国の旅館、ホテルのうち面積が1,000平方メートル以上のもの1万2,700件について一斉点検を実施したが、その結果は第6-3表のとおりであり、消防計画の作成、訓練の実施等のいわゆるソフト面でかなりの不備が見受けられた。

また、昭和56年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は第6-4表のとおりであり、旅館、ホテルに限らず、全体的に十分とはいいがたく、特にバー、キャバレー、飲食店及びこれらの混在する複合用途防火対象物等においては防火管理者の選任及び消防計画の作成率が低い状況にある。しかし、この種の用途に供される防火対象物こそ、火災等の災害発生に際して避難誘導等に支障をきたすことが多く、人命損傷の危険性が大きいので、消防機関としても、これらの違反状態の早期是正をはかり、自主防火管理体制を早急に確立するよう努めている。

また、消防法第8条の2では、高層建築物、地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物で、その管理権原が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火・通報及び避難の訓練の実施等を協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物の安全を図ることとしている。また、昭

第6-4表 全国の防火管理実施状況

(昭56.3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任している防火 対象物数		消防計画を作成している防火 対象物数	
			選任率 (%)	作成率 (%)		
(一) 劇場等	イ 劇 場	2,503	2,121	84.7	1,493	59.6
	ロ 公 会 堂	33,223	18,816	56.6	11,077	33.3
(二) キャンパレー等	イ キャンパレー	3,364	1,942	57.7	1,166	34.7
	ロ 遊技場	9,139	6,636	72.6	4,216	46.1
(三) 料理店等	イ 料 理 店	7,948	5,536	69.7	3,343	42.1
	ロ 飲 食 店	40,174	25,912	64.5	15,758	39.2
(四) 百貨店等	イ 百 貨 店	43,032	28,284	65.7	19,479	45.3
(五) 旅館等	イ 旅 館	46,338	36,666	79.0	26,918	58.0
	ロ 共 同 住 宅	69,556	47,656	68.5	30,704	44.1
(六) 病院等	イ 病 院	20,042	16,437	82.0	13,198	65.9
	ロ 社 会 福 祉 施 設	28,843	25,609	88.8	21,728	75.3
(七) 幼稚園等	イ 社 幼 稚 園	14,672	12,902	87.9	10,853	74.0
	ロ 学 校	42,755	39,100	91.5	34,393	80.4
(八) 図書館等	イ 図 書 館	1,475	1,108	75.1	817	55.4
(九) 特殊浴場等	イ 特 殊 浴 場	1,413	1,050	74.3	807	57.1
	ロ 一 般 浴 場	7,566	6,687	88.4	5,403	71.4
(十) 停車場	イ 停 車 場	984	800	81.3	598	60.8
(十一) 神社・寺院等	イ 神 社 ・ 寺 院	15,537	10,393	66.9	5,924	38.1
(十二) 工場等	イ 工 場	44,902	36,528	81.4	26,486	59.0
	ロ テレビスタジオ等	98	86	87.8	71	72.4
(十三) 駐車場等	イ 駐 車 場	1,151	944	82.0	680	59.1
	ロ 航 空 機 格 納 庫	29	19	65.5	15	51.7
(十四) 倉庫	イ 倉 庫	3,800	2,678	70.5	1,860	48.9
(十五) 事務所等	イ 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	105,607	61,300 (72,644)	58.0 (68.8)	38,443 (47,074)	36.4 (44.6)
	ロ 一 般 複 合 用 途 防 火 対 象 物	15,594	10,320 (11,632)	66.2 (74.6)	6,784 (7,772)	43.5 (49.8)
(十六) 地下街	イ 地 下 街	61	47	77.0	49	80.3
(十七) 文化財	イ 文 化 財	652	478	73.3	336	51.5
	計	619,221	446,614	72.1	315,996	51.0

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。
2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

和56年1月には、消防法施行令を改正し、いわゆる準地下街においても共同防火管理を行わなければならないこととした。

昭和56年3月31日現在の全国における共同防火管理実施状況は、第6-5表のとおりである。

第6-5表 全国の共同防火管理実施状況

(昭56.3.31現在)

区 分 項 目	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	計
		特 定 (3階以上)	一 般 (5階以上)		
防火対象物数	3,019	39,629	5,601	53	48,302
協議事項届出数	1,506	14,387	1,918	51	17,862
届 出 率(%)	49.9	36.3	34.2	96.2	37.0

この表によれば、地下街以外においては、協議事項の消防長への届出率は非常に低調である。しかし、高層建築物や複合用途防火対象物において共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関はこれらの各管理権原者に積極的な指導を行い共同防火管理体制の確立に努めている。

これら現行の自主防火管理体制の実施に加え、特に規模が大きく、火災が発生した場合に人命損傷の危険が大きい特定の防火対象物については、訓練を受けた要員と一定の装備を有する自衛消防組織の設置を義務付けること等、その社会的責任に応じた自主防火体制の強化を図るための対策を検討している。

(イ) 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。昭和56年3月31日現在、自衛消防組織の設置を必要とする事業所は48事業所あり、このうち化学消防自動車2台以上、人員10人以上を必要とする事業所は2事業所、1台以上、5人以上を必要とする事業所は46事業所である。

石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所に

ついては、消防法による自衛消防組織の設置の義務がなくなるため、近年、自衛防災組織の設置が推進されるにつれて自衛消防組織を設置すべき事業所の数は減少する傾向にある。

(ウ) 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

石油コンビナート等特別防災区域に係る特定事業所においては、石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和56年4月1日現在、936の自衛防災組織(要員22,031人)と104の共同防災組織(要員3,481人)が設置され、大型化学消防車187台、大型高所放水車143台、泡原液搬送車153台、油回収船38隻等が配備されている。

7 予 防 行 政

(1) 消防用設備規制

ア 防火対象物の実態

昭和56年3月31日現在における全国の防火対象物の数（消防法施行令別表第1(一)項から(六)項に掲げるもので、(七)項及び(八)項を除き延面積150m²以上のもの）は195万2,118件で、前年同期の193万4,466件より1万7,652件(9.1%)増加している。また、11大都市の防火対象物数は、50万6,289件で、全国の防火対象物数の25.9%を占めてる。特に集中しているものは地下街(75.4%)、一般複合用途防火対象物(52.3%)、共同住宅等(41.8%)等である。(第7-1表参照)

イ 消防用設備等の規制の現況

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第7-2表に示すとおりであり、屋内消火栓設備の設置率が89.1%(前年87.4%)、スプリンクラー設備の設置率が92.9%(前年91.0%)となっている。

昭和49年の消防法の改正により、不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても現行の基準による消防用設備等の設置が義務付けられており、違反防火対象物のうちにはこの工事が完了していないものかなり含まれている。消防庁は、違反防火対象物については指導を一層徹底し、悪質なものについては措置命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。

また、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災の教訓にかんがみ、昭和56年1月、消防法施行令を改正し、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形

第7-1表 防火対象物数

事 項	防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)	(五)		(六)
	全 国	11大都市割合(%)	劇場等	公会堂等	キヤパレ等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等
防火対象物数(150m ² 以上)	全 国	56.3.31 現在	2,913	32,605	4,278	9,670	10,231	42,367	62,832	81,032	413,100	45,542
	11大都市割合(%)	56.3.31 現在	435	2,042	987	2,743	1,915	8,814	9,614	8,116	172,647	7,574
	全 国	55.3.31 現在	14.9	6.3	23.1	28.4	18.7	20.8	15.3	10.0	41.8	16.6
	全 国	55.3.31 現在	2,911	30,271	5,028	10,357	10,746	42,466	62,086	82,801	421,464	45,705
事 項	防火対象物の区分		(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
	全 国	11大都市割合(%)	社会福祉施設	学 校	図書館等	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジアム等
防火対象物数(150m ² 以上)	全 国	56.3.31 現在	33,922	18,900	103,271	1,929	1,610	11,797	2,832	34,133	402,822	329
	11大都市割合(%)	56.3.31 現在	3,425	3,107	14,324	234	634	4,869	790	4,657	70,693	117
	全 国	55.3.31 現在	10.1	16.4	13.9	12.1	39.4	41.3	27.9	13.6	17.5	35.6
	全 国	55.3.31 現在	33,693	19,192	102,087	1,805	1,620	12,447	2,998	33,807	401,256	352
事 項	防火対象物の区分		(六)		(七)		(八)		(九)	(十)		計
	全 国	11大都市割合(%)	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	7-ケ下	(六)	(六)
防火対象物数(150m ² 以上)	全 国	56.3.31 現在	17,810	254	171,132	179,935	179,111	83,079	61	3,493	1,128	1,952,118
	11大都市割合(%)	56.3.31 現在	4,864	40	32,029	44,328	62,797	43,439	46	607	402	506,289
	全 国	55.3.31 現在	27.3	15.7	18.7	24.6	35.1	52.3	75.4	17.4	35.6	25.9
	全 国	55.3.31 現在	17,003	246	163,450	173,688	168,154	84,168	61	3,519	1,085	1,934,466

(注) 割合は、全国の防火対象物数を100とした場合における11大都市の占める%である。

第7—2表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(昭56.3.31現在)

消防用設備 事項	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備				計
	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	
特定防火対象物									
劇場等	1,387	1,200	187	86.5	219	197	22	90.0	
公会堂等	3,456	3,048	408	88.2	228	223	5	97.8	
キャバレー等	180	156	24	86.7	22	18	4	81.8	
遊技場等	859	789	70	91.9	320	298	22	93.1	
料理店等	764	523	241	68.5	4	4	—	100.0	
飲食店等	837	669	168	79.9	31	30	1	96.8	
百貨店等	8,577	7,265	1,312	84.7	2,033	1,962	71	96.5	
旅館等	12,424	10,673	1,751	85.9	585	472	113	80.7	
病院等	7,747	7,344	403	94.8	1,064	966	98	90.8	
社会福祉施設	2,559	2,377	182	92.9	44	42	2	95.5	
幼稚園等	1,566	1,371	195	87.5	14	14	—	100.0	
特殊浴場	46	40	6	87.0	1	—	1	0.0	
特定複合用途防火対象物	11,390	10,688	702	93.8	2,491	2,327	164	93.4	
地下街	55	54	1	98.2	50	50	—	100.0	
計	51,847	46,197	5,650	89.1	7,106	6,603	503	92.9	

(注)「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備を加え、大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてその設置を義務付けた。

ウ 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格(消防設備士)制度並びに定期点検結果報告制度を設ける等性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和56年1月の消防法施行令の改正により、ガス漏れ火災警報設備が新たにこれらの規制の対象に加わり、消防設備士としては第4類、消防設備点検

第7—3表 消防設備士の数

(昭56.3.31現在)

類別	第1類 (屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	第2類 (泡消火設備)	第3類 (二酸化炭素消火設備等)	第4類 (自動火災報知設備等)	第5類 (金属製はしご等)	第6類 (消火器)	第7類 (漏電火災警報器)	計
甲種(工事)	56,606	15,604	13,064	133,152	9,056	—	—	227,482
乙種(整備)	10,303	3,405	3,090	16,174	5,308	55,202	101,654	195,136

資格者としては第2種の資格を有する者でなければガス漏れ火災警報設備の工事、点検等を行えないこととされた。

昭和56年3月31日現在、消防設備士の数は延べ42万2,618人となっており(第7—3表参照)、また、一定の防火対象物の消防用設備等の定期点検を行う資格のある消防設備点検資格者の数は第1種(機械系統)33,642人、第2種(電気系統)33,883人となっている。

エ 防災規制

(ア) 防災物品の使用状況

構造及び形態上防火に特に留意する必要がある高層建築物及び地下街並びに劇場、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火対象物において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の防災対象物品には、消防法第8条の3の規定により、所定の防災性能を有する防災物品を使用することが義務付けられている。

昭和56年1月の消防法施行令の改正により、いわゆる準地下街も地下街と同様この防災規制の対象となった。

昭和56年3月31日現在、全国の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第7—4表に示すとおりである。このように、規制が十分徹底していない現状にかんがみ、防災規制の重要性を関係者に認識させ、なお一層の普及徹底を図っている。

(イ) 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判

第7-4表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況
カーテン・どん帳、展示用の合板等 (昭56.3.31現在)

防災防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)	(五イ)	(五ロ)	計
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等	
使用状況区分											
防災防火対象物数		2,876	32,606	3,936	8,974	10,330	42,700	63,332	82,349	45,595	
カーテン・どん帳等を使用しているもの	防災物品を全部使用 (%)	1,472 (51.2)	13,323 (40.9)	1,425 (36.2)	3,005 (33.5)	3,767 (36.5)	15,603 (36.5)	17,235 (27.2)	43,528 (52.9)	26,490 (58.1)	
	全部又は一部について防災物品を使用していない	716	7,209	1,036	1,728	2,824	10,657	11,792	21,620	9,441	
小計		2,188	20,532	2,461	4,733	6,591	26,260	29,027	65,148	35,931	
カーテン・どん帳等を使用していないもの		688	12,074	1,475	4,241	3,739	16,440	34,305	17,201	9,644	
展示用の合板等及び用びの	防災物品を全部使用	122	607	37	102	89	387	1,745	1,304	487	
	防災物品を使用していない	108	475	22	63	66	341	1,435	1,421	380	
防災防火対象物の区分		(六)		(七イ)	(七ロ)	(八)		(九)	高層	計	
使用状況区分		社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	テレビスタジオ等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	建築物		
防災防火対象物数		33,886	18,757	1,613	267	161,183	3,371	61	5,220	517,056	
カーテン・どん帳等を使用しているもの	防災物品を全部使用 (%)	19,796 (58.4)	10,208 (54.4)	949 (58.8)	86 (32.2)	48,960 (30.4)	764 (22.7)	40 (65.6)	1,579 (30.2)	208,230 (40.3)	
	全部又は一部について防災物品を使用していない	6,842	4,065	307	41	40,933	651	13	2,355	122,230	
小計		26,638	14,273	1,256	127	89,893	1,415	53	3,934	330,460	
カーテン・どん帳等を使用していないもの		7,248	4,484	357	140	71,290	1,956	8	1,286	186,596	
展示用の合板等及び用びの	防災物品を全部使用	393	239	7	29	1,972	63	18	117	7,718	
	防災物品を使用していない	346	224	1	80	1,395	64	1	75	6,497	

(注) 1. 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。
2. (%)は、防災防火対象物のうち、カーテン・どん帳等の全部に防災物品を使用しているものの割合である。

別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、消防法施行規則で定められた防災表示を付すこととされている。また、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができない。

昭和56年7月31日までの防災表示者の認定数は1万7,615業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.2%を占めている。）で、前年同期と比較すると2,038業者（13.1%）の増加となっている。

(ウ) 防災性能の試験

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを判定するため、従来、カーテン等については、特殊法人である日本消防検定協会が鑑定を行っていたが、行政の簡素合理化を図るため、昭和56年4月1日から、民間団体である財団法人日本防災協会において、じゅうたん等とともに防災性能の試験を行うこととした。

(2) 消防同意及び予防査察等

ア 消防同意の実態

建築主事等は、建築物の新築、増築等について許可又は確認を行うに際し、消防法第7条の規定に基づき事前に消防機関の同意を得ることが義務付けられている。

昭和55年度の全国の消防同意事務処理状況は、第7-5表のとおりである。消防機関は、防火に関する専門的立場から建築物の設計段階でその防火安全性について審査、指導を行う必要があるため、建築確認等の段階で消防同意を行うこととしている。消防同意は、火災予防上極めて重要なものであるため、建築物の防火及び避難に関する安全性並びに消火活動上の円滑性を十分配慮し、よりきめ細かい審査、指導を行うとともにこの事務が迅速に処理されるよう、行政組織の充実と連携の強化を図っている。

イ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は、火災予防のために必要があるときは消防法第4条の規定により、防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和55年度に全国の消

防機関が行った予防査察の状況は、第7-6表のとおりである。

また、予防査察の結果、火災予防上必要がある場合又は火災が発生した際人命に危険であると認める場合は、消防長又は消防署長は消防法第5条の規定により、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。昭和55年度に全国の消防機関がこの規定に基づいて発した措置命令及び措置命令に基づく是正の件数は、第7-7表のとおりである。

また、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物については、消防法第17条の4の規定により、必要な措置をなすべき旨の命令を発することができる。昭和55年度に全国の消防機関がこの規定に基づいて発した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は、第7-8表のとおりである。

これらの措置命令は、査察結果書の交付、指導勧告書の交付等によってもその指摘事項が是正されない場合、当該防火対象物の関係者に対して発せられるものである。これらの措置命令を発しても、命令事項がなお依然として履行されない場合は、当該防火対象物の関係者に対して、機を失することなく告発等の措置を講じ、防火対象物における安全性の確保を図らなければならない。

(3) 消防用機械器具等の検定等

ア 検 定

消防用機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その合格の表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

この検定は、「型式承認」(形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認)と「個別検定」(個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定)とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。昭和55年度の検定申請数量は第7-9表のとおりである。

第7-9表 検 定 申 請 数 量

(昭和55年度)

種別	区分	型 式 試 験	型式変更試験	個 別 検 定
		件	件	個
① 消 火 器	大 型	7	14	20,792
	小 型	63	78	4,176,486
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型	—	—	35,098
	小 型	8	—	1,798,279
③ 泡 消 火 薬 剤		20	—	163,228
④ 動 力 消 防 消 防 ポ ン プ	消防ポンプ自動車	6	91	1,928
	手引消防ポンプ	—	1	1
	軽可搬消防ポンプ	3	2	9,159
⑤ 消防用ホース(ゴム引)		13	26	489,242
⑥ 消 防 用 吸 管		5	—	11,918
⑦ 結 合 金 具		9	2	492,476
⑧ 火 災 報 知 設 備	感 知 器	63	93	4,624,348
	発 信 機	1	5	284,668
	中 継 器	9	4	14,852
	受 信 機	27	26	57,633
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		12	15	119,879
⑩ 閉鎖型スプリンクラー ヘッ ド		37	12	1,031,000
⑪ 流 水 検 知 装 置		23	8	5,919
⑫ 一 斉 開 放 弁		5	14	8,009
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		8	1	86,944
⑭ 緩 降 機		1	—	9,098
	計	320	392	13,440,957

検定は、現在、日本消防検定協会が行っている。検定の対象は、昭和56年6月からガス漏れ火災警報設備及び火災報知設備の中継器と受信機が加わり、現在16品目となっている。

イ 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は消防用機械器具等の検定の業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。昭和55年度の品目別の鑑定申請件数及び受託試験申請件数は第7—10表のとおりである。なお、防災性能の鑑定業務は、昭和56年3月31日で終了している。

第7—10表 鑑定及び受託試験の申請件数

(その1) (昭和55年度)

特殊消防ポンプ自動車の鑑定									防災性能の鑑定			その他の鑑定	受託試験	計
水槽付	化学付	はしご付	屈折はしご付	大型化学	大型高所放水	放水塔付	大放水車	放水塔・水槽	防火布	防火薬剤	防火合板			
300	95	23	27	14	3	2	2	1	456	11	1	6	33	974

(その2)

種別	区分	型式鑑定試験	型式変更鑑定試験	個別鑑定
		件	件	個
簡易型火災警報器	差動式	—	—	3,560
	定温式	—	—	3,977
	イオン化式	—	—	900
	光電式	5	6	8,910
火災報知設備用予備電源		9	—	86,620
火災報知設備用音響装置		12	—	48,797
計		26	6	152,764

8 危険物行政

(1) 危険物規制の概要

消防法は、同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品（危険物）について保安上の規制を行っている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないとされているほか、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならない。

危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いについてもその基準に従わなければならない。

更に、それぞれ特定の危険物施設の所有者等（所有者、管理者、占有者）には、次の義務の全部又は一部が課せられている。

- ① 危険物の保安に関する業務の統括管理者を定めること。
- ② 危険物保安監督者を定めて危険物の保安を監督させること。
- ③ 危険物施設保安員を定め、施設に係る保安の業務を行わせること。
- ④ 予防規程を定めること。
- ⑤ 自衛消防組織を設置すること。
- ⑥ 特に、移送取扱所及び屋外タンク貯蔵所については、定期的に保安に関する検査を受けること。
- ⑦ 定期的に点検して点検記録を作成し、これを保存すること。

また、危険物の運搬に関しては、その容器、積載方法、運搬方法の基準が定められている。

第8-1表 危険物施設数

(昭56.3.31現在)

施設の区分	製造所	貯蔵所								取扱所					計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地下タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売所	第1種販売所	移送取扱所		一般取扱所
消防本部及び 署設置市町村	3,875	52,901	80,857	18,051	91,802	3,091	46,597	21,202	314,501	69,569	3,151	598	1,177	99,032	173,527	491,903
町村	384	6,881	13,238	1,569	14,345	836	7,073	3,691	47,683	12,511	228	44	110	14,873	27,766	75,783
小計	4,259	59,782	94,095	19,620	106,147	3,927	53,670	24,893	362,134	82,080	3,379	642	1,287	113,905	201,293	567,686
消防本部及び 署未設置町村	87	1,772	3,414	303	3,608	149	1,316	769	11,331	3,976	37	5	51	3,851	7,920	19,338
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	-	28	28
計	4,346	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	373,465	86,056	3,416	647	1,366	117,756	209,241	587,052
昭55.3.31 現在総数	4,272	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	366,356	84,588	3,462	604	1,357	114,737	204,748	575,376

第8-2表 危険物施設数の累年比較(指数)

施設の区分	製造所	貯蔵所								取扱所					計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地下タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売所	第1種販売所	移送取扱所		一般取扱所
昭34.9.30 現在	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
47.3.31 現在	150	190	399	716	951	66	808	465	366	334	219	100	-	916	481	396
50. "	157	226	513	856	1,379	63	1,116	1,013	493	386	219	2,454	100	1,254	610	520
52. "	163	241	522	890	1,566	62	1,255	1,028	527	401	216	3,569	107	1,346	645	554
53. "	163	245	521	910	1,655	59	1,314	1,024	539	408	213	3,946	109	1,387	661	567
54. "	166	248	519	924	1,747	58	1,401	1,016	553	416	208	4,162	115	1,425	676	580
55. "	169	255	526	950	1,900	58	1,484	1,090	579	424	203	4,646	118	1,482	697	604
56. "	172	261	511	973	2,001	56	1,559	1,092	590	432	201	4,977	119	1,521	712	617

(注) 1 2及び3を除き昭34年9月30日現在の数値を100とした。
 2 第2種販売取扱所については、昭和47年3月31日現在の数値を100とした。
 3 移送取扱所については、昭和50年3月31日現在の数値を100とした。

(2) 危険物行政の現況

危険物は、第1類から第6類に区分されているが、このうち石油製品を中心とする第4類の危険物が大半を占めており、これら第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、昭和56年3月31日現在、全危険物施設数58万7,052のうち57万1,541 (97.4%) に及んでいる。

ア 危険物施設 (製造所, 貯蔵所, 取扱所)

(ア) 危険物施設の数

昭和56年3月31日現在における危険物施設の施設別及び設置区分別構成は、第8-1表のとおりである。

また、危険物施設数の推移を昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数を100とした指数によって示すと、第8-2表のとおりである。

(イ) 危険物施設の規模別構成

昭和56年3月31日現在における危険物施設総数の規模別 (貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの) の構成は、第8-3図のとおりである。

危険物施設の規模別の構成比は、前年同期とほとんど変わっていない。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者に対して、危険物取扱いの資格が与えられる。昭和55年度において、危険物取扱者試験は全国で延べ165回実施され、その状況は、第8-4表のとおりである。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和56年3月31日現在、240万5,917人となっている。

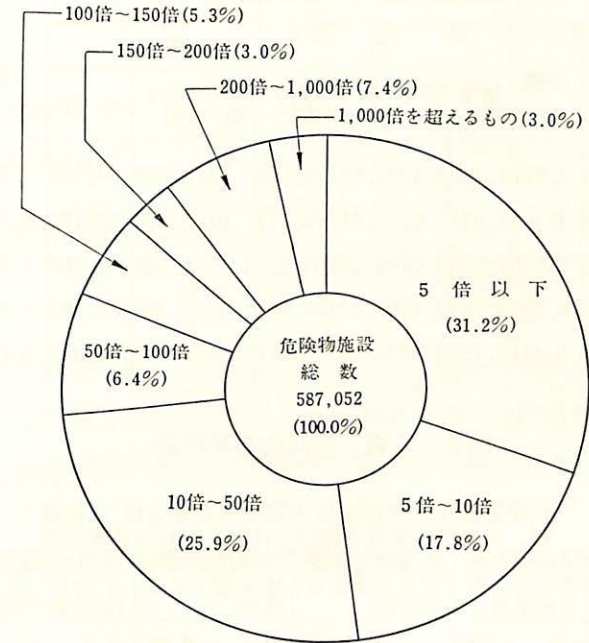
ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和55年度において保安講習は、全国で延べ442回実施され、その受講者

第8-3図 危険物施設の規模別構成比

(昭和56.3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

第8-4表 危険物取扱者試験実施状況

(昭和55年度)

種別	甲種	乙種						丙種	計	
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
受験者数	9,444	2,305	2,008	2,889	190,552	1,305	7,105	206,164	92,193	307,801
合格者数	3,569	1,744	1,594	1,937	65,361	1,112	4,786	76,534	50,877	130,980
合格率 (%)	37.8	75.7	79.4	67.0	34.3	85.2	67.4	37.1	55.2	42.6

数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳は、第8-5表のとおりである。

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

石油精製事業所等の一定規模以上の危険物施設の所有者等には、化学消防

第 8—5 表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						小計	丙種	計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
51	85,056	3,977	1,765	1,429	1,894	74,009	841	4,598	84,536	6,430	94,943
52	91,046	4,168	1,943	1,627	2,111	78,777	915	5,100	90,473	8,212	102,853
53	107,789	5,576	2,535	2,029	2,397	94,373	1,136	6,918	109,388	7,641	122,605
54	108,728	5,793	2,793	2,435	2,824	95,892	1,448	7,200	112,592	7,639	126,024
55	108,311	5,421	2,435	2,387	2,469	93,777	1,203	7,271	109,542	8,577	123,540

第 8—6 表 危険物事業所数

(昭56.3.31現在)

設置区分の別	区分	危険物保安統括管理者, 危険物施設保安員, 予防規程, 自衛消防組織を設けなければならない事業所				その他の事業所
		危険物保安統括管理者を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	自衛消防組織を要する事業所	
消防本部及び署設置市町村分	市	234	1,321	8,841	43	197,341
	町村	27	168	1,410	4	31,616
	小計	261	1,489	10,251	47	228,957
消防本部及び署未設置町村分		0	70	280	1	8,844
計		261	1,559	10,531	48	237,801

自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置, 施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和56年3月31日現在, これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は, 第8—6表のとおりである。

オ 仮貯蔵, 仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し, 又は取り扱う場合は, 危険物施設として

第 8—7 表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数 (昭和55年度)

設置区分の別	区分	仮貯蔵	仮取扱い
		市	7,897
消防本部及び署設置市町村分	町村	772	480
	小計	8,669	8,572
消防本部及び署未設置町村分		75	52
計		8,744	8,624

許可を受けた場所で行わなければならないが, 臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し, 又は取り扱う場合は, 所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ, 10日以内の期間に限り, 危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められる。

昭和55年度にこの承認を受けた件数は, 第8—7表のとおりである。

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置, 構造又は設備を変更したときは, 市町村長等が行う完成検査を受け, これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められない。しかし, 危険物施設を変更する場合において, 当該危険物施設のうち, 当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは, 完成検査を受ける前においても, 当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和55年度にこの承認を受けた件数は, 第8—8表のとおりである。

キ 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は, 危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは, 指定数量以上の危険物を貯蔵し, 若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者等に対して資料の提出を命じ, 若しくは報告を求め, 又は当該消防事務に従事する職員に, 製造所等に立ち入り, これらの場所の位置, 構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ, 関係のある者に質問させ, 若しくは試験のため必要な最小限

第8-8表 危険物施設の

設置区分 の別	施設の区分	製造所	貯 蔵				
			屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地貯下タンク所	簡貯易タンク所
消防本部及び署 設置市町村分	市	2,294	247	20,197	123	652	11
	町村	188	10	2,031	6	56	3
	小計	2,482	257	22,228	129	708	14
消防本部及び署未設置 町村分		24	2	443	2	5	1
2以上の許可行政庁の 区域にわたるもの		—	—	—	—	—	—
計		2,506	259	22,671	131	713	15

第8-9表 危険物施設に対する

設置区分 の別	施設の区分	製 造 所	貯 蔵					
			屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地貯下タンク所	簡貯易タンク所	
消防本部 及び署設 置市町村 分	市	{検査施設数	2,358	27,002	50,018	9,173	47,573	1,377
		{延回数	4,670	33,193	77,529	10,668	57,460	1,728
	町村	{検査施設数	235	3,903	8,802	845	7,998	480
{延回数		315	5,387	12,968	1,152	11,095	700	
小計	{検査施設数	2,593	30,905	58,820	10,018	55,571	1,857	
	{延回数	4,985	38,580	90,497	11,820	68,555	2,428	
消防本部及び署 未設置町村分	{検査施設数	49	364	961	88	714	50	
	{延回数	53	376	1,028	91	720	51	
2以上の許可行政庁の区域に わたるもの	{検査施設数	—	—	—	—	—	—	
	{延回数	—	—	—	—	—	—	
計	{検査施設数	2,642	31,269	59,781	10,106	56,285	1,907	
	{延回数	5,038	38,956	91,525	11,911	69,275	2,479	

仮使用承認件数

(昭和55年度)

所			取 扱 所						計
移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
8	87	21,325	22,210	6	2	553	9,732	32,503	56,122
4	12	2,122	2,173	—	—	34	789	2,996	5,306
12	99	23,447	24,383	6	2	587	10,521	35,499	61,428
—	6	459	443	—	—	3	107	553	1,036
—	—	—	—	—	—	10	—	10	10
12	105	23,906	24,826	6	2	600	10,628	36,062	62,474

予防査察実施状況

(昭和55年度)

所			取 扱 所						計
移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
33,552	11,392	180,087	50,392	1,623	359	728	61,984	115,086	297,531
42,676	14,287	237,541	76,397	1,918	431	1,695	84,428	164,869	407,080
5,424	2,078	29,530	8,705	168	30	82	9,647	18,632	48,397
7,747	2,905	41,954	13,103	244	46	109	13,694	27,196	69,465
38,976	13,470	209,617	59,097	1,791	389	810	71,631	133,718	345,928
50,423	17,192	279,495	89,500	2,162	477	1,804	98,122	192,065	476,545
239	166	2,582	1,162	7	—	8	1,127	2,304	4,935
242	170	2,678	1,257	7	—	8	1,177	2,449	5,180
—	—	—	—	—	—	14	—	14	14
—	—	—	—	—	—	18	—	18	18
39,215	13,636	212,199	60,259	1,798	389	832	72,758	136,036	350,877
50,665	17,362	282,173	90,757	2,169	477	1,830	99,299	194,532	481,743

第8—10表 危険物施設及び無許可

施設の区分 命令の区分	製 造 所	貯 蔵					計
		屋内貯蔵所	屋外 タンク 所	屋内 タンク 所	地下 タンク 所	簡貯 タンク 所	
製造所等における危険物の貯蔵取扱いの基準に関する遵守命令（法第11条の5）	18	211	207	46	214	11	
製造所等の位置、構造、設備の基準に関する措置命令（法第12条第2項）	修理命令	28	105	287	11	201	3
	改造命令	28	8	373	2	32	1
	移転命令	—	1	4	—	—	—
	小計	56	114	664	13	233	4
製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	—	2	7	—	6	1	
製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	14	1	26	1	4	—	
危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	1	143	34	6	6	6	
計	89	471	938	66	463	22	

（注） 危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令については、当該施設が設置

度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させることができる。

昭和55年度の予防査察の実施状況は、第8—9表のとおりである。

予防査察を行った結果、危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱い、若しくは当該施設の位置、構造又は設備が消防法令に規定される技術上の基準に違反していると認められる場合、市町村長等は、当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと、若しくは当該基準に適合するよう施設を修理し、改造し、又は移転すべきことを命令することができる。更に、その命令に違反した場合等は、施設の使用の停止を命ずることができる。

また、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合

施設に関する命令状況

（昭和55年度）

所			取 扱 所					計	
移貯 タンク 所	屋外 貯蔵所	小 計	給油 取扱所	第取 一種 取扱 所	第取 二種 取扱 所	移送 取扱所	一 般 取扱 所		小 計
114	71	874	564	15	3	—	307	889	1,781
103	49	759	464	4	—	1	224	693	1,480
21	7	444	45	2	—	—	48	95	567
3	1	9	5	—	—	—	5	10	19
127	57	1,212	514	6	—	1	277	798	2,066
7	—	23	12	—	—	—	16	28	51
2	2	36	7	—	—	2	19	28	78
17	95	307	41	6	—	—	22	69	377
267	225	2,452	1,138	27	3	3	641	1,812	4,353

許可を受けるべき危険物施設の欄に記入した。

は、危険物の除去その他危険物による災害防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

昭和55年度の市町村長等によるこれらの命令権の行使状況は第8—10表のとおりである。

ク 防油堤の改修等に係る金融上の措置

防油堤の改修等を行わなければならない危険物施設に対しては、日本開発銀行の融資制度が設けられ、また、昭和54年度からは、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の融資制度が追加された。

(3) 石油パイプラインの規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の定めるところにより、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって意見を述べること等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

新東京国際空港航空燃料パイプラインに関する基本計画は、昭和53年9月に告示され、新東京国際空港公団から工事計画の認可申請がなされ、同年10月に認可された。その後の工事の進捗に伴い消防庁においても運輸省とともに立入検査等を実施してきている。

なお、石油パイプライン事業法の適用外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

9 石油コンビナート災害対策

(1) 石油コンビナート災害の総合的防災体制

昭和48年以降の主なコンビナート災害は第9—1表のとおりである。

このような災害の発生を防止するため、石油コンビナート等災害防止法を中心として、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所について危険物災害の防除に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上災害等に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等により総合的な防災体制の確立を図っている。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の状況

ア 石油コンビナート等特別防災区域の現況

石油コンビナート等特別防災区域の現況は、第9—2図のとおりである。当初、昭和51年7月に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、その後4地区が追加指定され、現在は33都道府県79地区となっている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。最近では、昭和55年12月に東播磨地区及び姫路臨海地区、昭和56年7月にむつ小川原地区、四日市臨海地区及び大分地区がそれぞれ区域を拡張している。

昭和56年4月1日現在における石油コンビナート等特別防災区域の総面積は4万3,362 haであり、第一種事業所が524事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は251）、第二種事業所が412事業所ある。なお、石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料19のとおりである。

イ 防災緩衝緑地等の整備状況

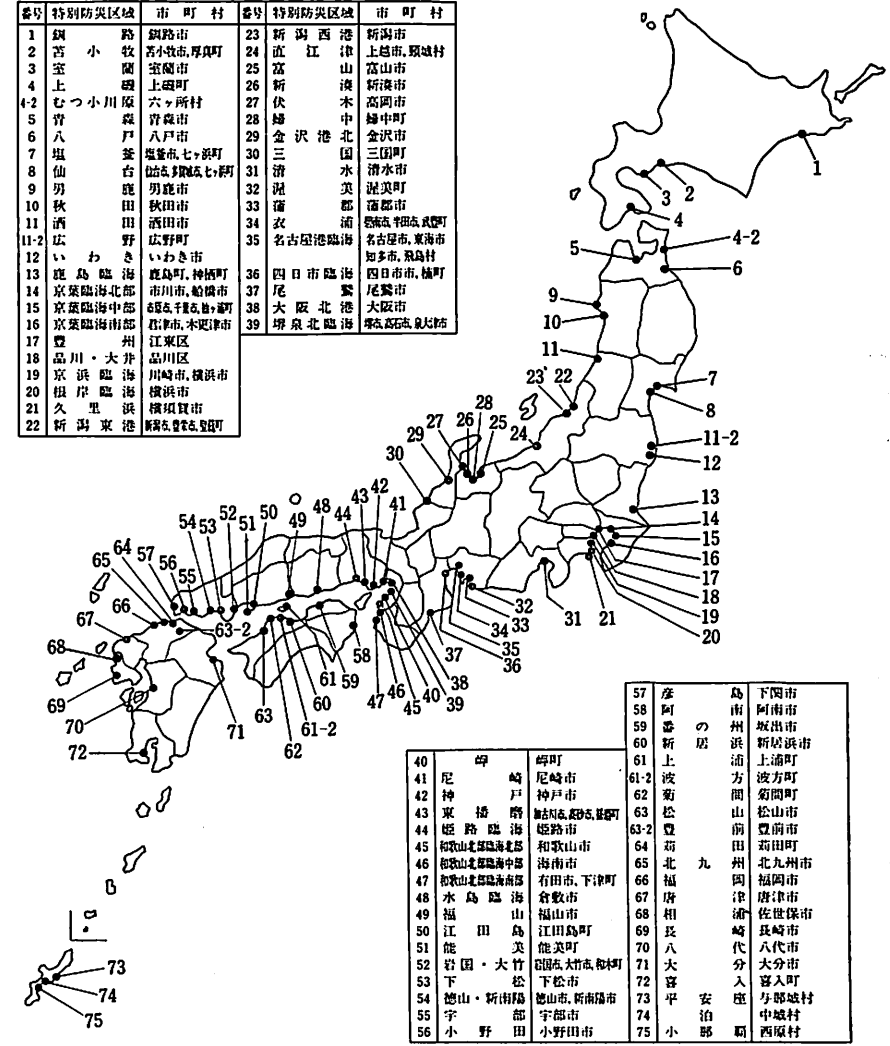
石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防

第9—1表 主な石油コンビナート災害

発年	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48. 10. 8	京葉臨海中部	チッソ石油化学磯五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48. 10. 28	直 江 津	信越化学工業磯直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49. 12. 18	水 島 臨 海	三菱石油俵水島製油所	タンク漏出	—	—	50,000	重油漏出42,888kl
50. 2. 16	四 日 市 臨 海	大協石油俵四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫 路 臨 海	日本触媒化学工業俵姫路製造所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6. 12	仙 台	東北石油俵仙台製油所	タンク漏出	—	—	4,275	宮城県油地震による重油等漏出68,160kl
53. 11. 8	四 日 市 臨 海	昭和四日市石油俵四日市製油所	タンカー漏出	—	—	770	係留中のタンカー陸洋丸
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産俵徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	第2接触水添脱装置

(単位：人、百万円)

第9—2図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況



止するうえで、緑地帯等の緩衝地帯が果たす役割は大きい。
 このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事

業者の費用分担の下にその設置を推進することとしており、現在、宮城県
の塩釜地区において整備が進められている。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制

石油コンビナート等災害防止法に基づき、都道府県石油コンビナート等防
災本部を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進してい
る。

ア 石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県には、石油コンビ
ナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が置かれている。したがって、
石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時
における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務は防災本
部を中心に行われている。

防災計画は、石油コンビナート等特別防災区域が所在する33都道府県すべ
ての防災本部で作成されており、これをもとに防災体制の整備が推進されて
いる。

イ 消防本部等

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策
は、防災計画の定めるところにより一般的には市町村の消防本部等が消防活
動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係
機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防
災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この
中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に
対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改
正してこれを強化した。

昭和55年4月1日現在、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村に
は、大型化学消防車90台、大型高所放水車71台、泡原液搬送車87台、その他
の消防車3,054台、泡消火薬剤2,826kL、消防艇51艇等が配備されている。

消防庁は、昭和51年度から、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村
に対し、石油コンビナート等消防施設等整備費補助を行っている。この補助
を受けて昭和55年度までに66団体で、大型化学消防車59台、大型高所放水車
60台、泡原液搬送車52台が整備され、その補助金総額は21億4,300万円に達
している。

また、市町村の消防力を補完し、石油コンビナート等特別防災区域の防災
体制を充実強化するため、石油コンビナート等特別防災区域所在都道府県に
対しても、石油コンビナート等防災資機材施設整備費補助を行っており、昭
和55年度までに22道府県で、泡原液貯蔵設備20基、泡原液搬送車26台、泡放
水砲36基、高発泡器12基等が整備された。

ウ 自衛防災組織等

石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業者に対し、石油コン
ビナート等災害防止法では、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任を
義務付けている。また、一の石油コンビナート等特別防災区域に所在する特
定事業者は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関
係を有していることから、石油コンビナート等災害防止法は、共同防災組織
及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和56年4月1日現在、936の自衛防災組織、2以上の特定事業所が所在
する63の石油コンビナート等特別防災区域のうち55地区で104の共同防災組
織、45地区で48の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び
共同防災組織は、それぞれ所要の防災要員と防災資機材等を備えている。

なお、このほか特定事業所は、災害の拡大を防止するため、特定事業所内
の危険物施設の規模等に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非
常通報設備（「特定防災施設等」）を設置しなければならないこととされてい
る。昭和56年4月1日現在、流出油等防止堤が182事業所に、消火用屋外給
水施設が628事業所に、非常通報設備が936事業所に設けられている。

(4) 事業所のレイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成す

る事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置の変更をしようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

ア レイアウト対象事業所の実態

石油コンビナート等特別防災区域内における第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる第一種事業所は、昭和55年度に新たに対象となった2事業所を含め、251事業所となっている。

一方、レイアウト対象事業所の総面積は、石油コンビナート等特別防災区

第9—3表 第一種事業所の新設等の届出の現況

区分	件数 年度	新設・変更届出 件数					処 理 件 数					確 認 件 数				
		51	52	53	54	55	51	52	53	54	55	51	52	53	54	55
新 設		1	3	5	3	5	1	2	6	1	5	—	—	2	4	2
変	製造施設地区	8	12	12	24	28	3	17	11	20	29	—	5	10	9	18
	貯蔵 "	16	21	28	35	36	8	26	29	28	38	—	7	11	23	26
	入出荷 "	5	2	4	3	3	2	1	4	3	4	—	3	2	3	6
	用役 "	1	1	4	—	4	1	1	2	2	4	—	1	1	4	1
	事務管理 "	1	5	6	4	8	—	6	2	10	8	—	1	7	6	8
更	その他 "	4	8	12	4	9	1	6	12	7	11	1	5	6	8	12
	連絡導管及び 連絡道路	6	6	6	9	10	2	8	6	7	12	—	1	2	1	3
	敷地面積の減 少	7	6	8	20	7	3	11	7	16	8	—	7	5	10	7
計		49	64	85	102	110	21	78	79	94	119	1	30	46	68	83

(注) 1 施設地区別の分類は、変更に係る主たる施設地区等により区分した。
2 敷地面積の増加を伴うものは、当該増加部分の施設地区に係る変更として分類した。

域の総面積の48%を占めており、半分近くがレイアウト規制を受けている。

また、レイアウト対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の防災区域全体の量に占める割合は、石油にあつては70%、高圧ガスにあつては99%となっており、大部分がレイアウト対象事業所において保有されている。

イ 第一種事業所の新設等の届出の現況

昭和55年度における事業所の新設及び変更の届出件数は、110件で前年度に比べ8件増加している。

新設又は変更の届出がなされ工事が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和55年度の確認件数は83件(第9—3表参照)で、新設又は変更の計画に適合していなかったものが1件あった。

(5) 自衛防災組織等の整備充実

石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、自衛防災組織や共同防災組織を設置し、所定の防災要員及び防災資機材等を配備することにより防災体制の整備を図っている。

しかしながら、石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。

このため消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について災害の態様に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討し、自衛防災組織等における防災教育、防災訓練、防災活動のあり方を調査研究することとしている。

10 林野火災対策

(1) 林野火災特別地域対策事業

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防御訓練等を総合的に行おうとするものであり、昭和55年度までに、23都道府県の55市261町99村にわたる100地域において実施されている。しかし林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えていながら、いまだに当該事業を実施していない市町村も多数ある。

消防庁は、当該事業を実施する市町村に対して、これまで林野火災用消防施設の整備について助成してきており、この措置により、昭和55年度までに、100林野火災特別地域内の市町村に対して消防無線503機、防火水槽902基、可搬式散水装置147組、林野火災工作車49台等の整備について補助を行った。

なお、昭和55年度には新たにブッシュカッターも補助対象に加えられている。

(2) 広域的消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備、都道府県を中心としたヘリコプターによる空中消火を実施するための広域消防体制の整備を進めている。

第10—1表 林野火災空中消火の主な実施状況

(昭和55年中)

発 災 場 所	発災月日	出動機数 (機)	焼損面積 (ha)
高知県室戸市佐喜浜町	2. 13	4	220
三重県南牟婁郡紀和町	2. 17	4	280
兵庫県神戸市東灘区本山町	2. 17	1	21
東京都多摩市落合	2. 18	1	6
大阪府富田林市伏見堂	3. 27	1	4
岐阜県土岐市西山	5. 12	1	100
北海道浜益郡浜益村	6. 1	2	24
青森県下北郡脇野沢村	6. 3	4	11
北海道天塩郡幌延町	8. 3	3	600

(3) 消防戦術及び装備の近代化

林野火災の多くは、交通不便な奥地に発生し、広範囲に延焼するとともに地形や気象状況の変化に伴って燃焼が急激に変化するため、林野火災の防衛は、多数の消防隊員による長時間の困難かつ危険な消火作業によって行われる。このため、時には殉職者を出すこともあり、林野火災についての消防戦術及び装備の近代化は、重要な課題となっている。

消防庁は、これらの課題に対処して、消防研究所が昭和39年以来大震火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによる林野火災の空中消火技術を開発した。これに伴い、昭和49年度から都道府県における空中消火用資機材の整備に対し消防施設等整備費補助金を交付して、昭和55年度までに23道府県に空中消火体制の整備を進めたが、これに独自で整備した14道府県を合わせると37道府県において空中消火体制が整備されたことになる。

なお、昭和55年中の空中消火の実施件数は36件であり、その主なものは第

10—1表のとおりである。

(4) 出火防止対策

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が大半を占めている。昭和55年中の10ha以上の林野火災をみると、失火者が出火場所へ来た理由としては、農作業、山菜取り等で、出火原因については、たばこ、たき火等となっている。したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

- ① 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、林野火災の多発期に当たる春先の2月末日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練などを通じて山火事防止を呼びかけている。

11 特殊災害対策

(1) ガス災害防止対策

ガスによる災害を予防するため、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともにLPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けている。また、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、自損行為による場合は別として消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。

なお、消防関係者に対しては、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

また、昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災の教訓に基づき、次の施策を講じてガス保安体制の強化を図った。

- ① 消防法施行令を改正して、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。
- ② ガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携の強化を図った。
- ③ 「ガス漏れ事故に関する警防活動要綱」をとりまとめ、ガス漏れ事故に際しての警防活動のあり方について通達した。

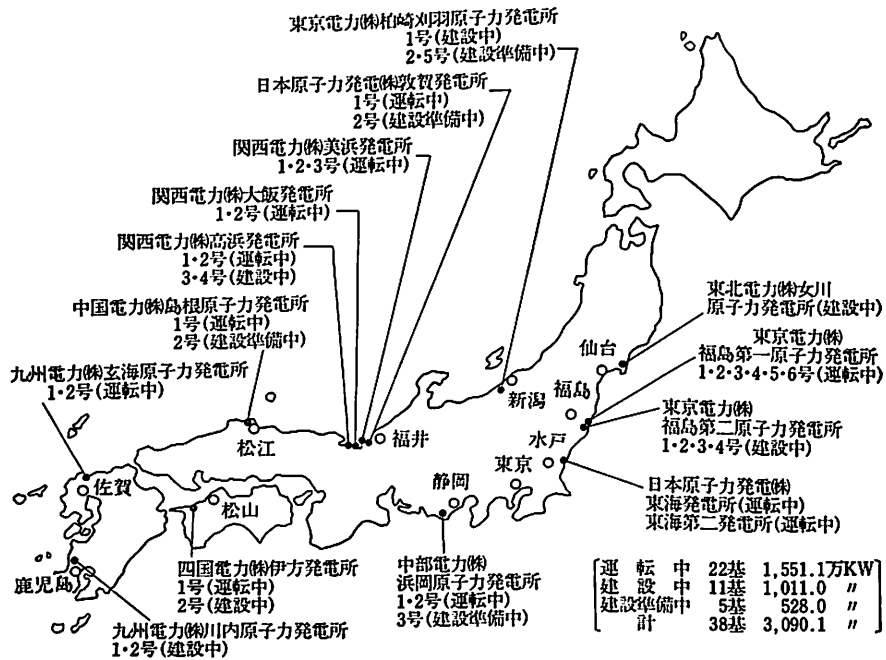
(2) 原子力災害対策

ア 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所等の建設に当たっては、その安全対策に十分配慮す

第11-1図 原子力発電所立地図

(昭56. 8. 1現在)



(注) 資源エネルギー庁の資料による。

る必要がある。

原子力発電所（第11-1図参照）等の原子力施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

原子力発電所等所在の都道府県と市町村は、災害対策基本法に基づく地域防災計画において、原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えているが、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月

の中央防災会議で国として当面とるべき措置について、次のような事項が決定された。

- ① 緊急時連絡体制の常時整備・維持及び国務大臣を本部長とする事故対策本部の設置
- ② 緊急技術助言組織の設置
- ③ 専門家の派遣体制の常時整備・維持
- ④ 緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制の常時整備・維持
- ⑤ 緊急医療派遣体制の常時整備・維持

更に昭和55年6月、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。

関係地方公共団体においては、これらを踏まえて、地域防災計画の見直しを含め、原子力防災対策のより一層の充実整備を進めている。

なお、消防庁においては、昭和56年度予算において、原子力発電所等所在市町村及び周辺市町村が、原子力災害に対処するための防災資機材として放射能測定器等の資機材を積載した住民の避難誘導用の広報車を整備する場合に、助成措置を講じている。

イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、現在まで放射性物質輸送中の交通事故及び火災による漏えい事故は起っていないが、輸送頻度は年々高くなっており、従来にも増してその対策は重要なものになっている。

核燃料物質の安全輸送の確保については、昭和53年7月の原子炉等規制法の改正を受けて、同年12月に関係法令の整備が図られ、これにより関係省庁の規制責任分担が明確にされ、核燃料物質の安全輸送に万全を期している。

また、放射性同位元素（R I）の輸送については、昭和55年5月の放射線障害防止法の改正及び昭和56年5月の関係政省令の改正により、運搬の技術上の基準が整備され、また危険時における消防機関等への通報義務を含む応急措置等が定められ、一層の安全の確保が図られている。

(3) 高層建築物及び地下街等の火災対策

ア 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般的に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理規制（消防法第8条の2）、防災規制（消防法第8条の3）、消防用設備等の規制（消防法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の防止、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実に出来るよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

なお、最近では、防災に関する情報や防災機器の操作を防災センターで一括制御する総合防災システムの開発が進んできているので、消防庁としても、その有効性や改善方法等について検討している。

また、消防機関においては高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方、非常の場合の防災センターの活用についても熟達するよう努力している。

イ 地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、建設省、消防庁、警察庁、運輸省等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設は原則として認めないこととし、公益上真に建設がやむを得ないものについては、防災上可能な限りの安全策を講じさせること等、厳しい規制を行ってきている。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置について

第11—2表 地下街等の一斉点検実施結果の概要

(昭55.9.30現在)

点検項目等	点検総数	ガス漏れ警報器が設置されていない	換気設備が不良である	消防用設備等が不良である	喫煙場指定されていない	避難用の案内板が設けられていない	消火、通報、避難の訓練を実施していない	火気使用部分が防火区画となっていない	火気使用店舗が集中配置されていない
地下街 (消防法第8条の2)	61 [58] (%)	50 (86.2)*	1 (1.6)	5 (8.2)	32 (52.5)	13 (21.3)	8 (13.1)	27 (46.6)*	36 (62.1)*
地下街と一体とみなされるもの (消防法施行令第9条の2)	10	10	—	—	6	2	5	5	8
準地下街	15	14	—	—	7	3	7	2	10

- (注) 1 [] は、ガスを使用している地下街の数を示し、内数である。
 2 ()* はガスを使用している地下街の数58に対する割合を示し、()は点検総数61に対する割合を示す。
 3 準地下街とは、地下道に面して設けられている建築物の地階で、地下街と同様の危険性を有するものをいう。消防法施行令別表第1(16の3)項に定めるものとは必ずしも一致しない。

は、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため最大限の規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性が新たにクローズアップされるとともに、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになった。このため、地下街中央連絡協議会に新たに資源エネルギー庁が加わり、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁により、準地下街の新設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、火災後ただちに全国の地下街等の一斉点検を行い(第11—2表参照)、更に消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、更に一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計

画したり、空気呼吸器などの救助資器材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、今回、前述の火災にかんがみ地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する警防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化した。

(4) 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、臨海コンビナートの大規模化等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においても地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備され、その推進が図られている。

更に、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁の間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の防止に万全を期している。

(5) 大規模交通災害対策

ア 長大トンネル火災対策

消防庁は、昭和54年7月11日に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の車両火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月25日「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を作成して

通達した。この後「道路トンネル内における非常用施設の設置について」を通達した。この通達では、最近のトンネル火災事故例を参考として、トンネルの等級ごとに通報、警報設備、消火設備、避難誘導設備等の非常用施設に関する設置基準を定めるとともに、これら施設の運用基準を具体的に定めている。

イ 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、第1種空港及び第2種空港においては、国際民間航空条約第14付属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、また、第3種空港においては、「第3種空港における消防力の基準」に従って防災体制の整備を推進しているが、地方公共団体が管理する第3種空港の消防体制は、一部の空港を除き、なお消防力の整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、これらの状況を踏まえ、最近の航空機利用の増加、航空機の大型化及びジェット化の傾向、また、ICAO基準が改正されたこと等を契機に、空港災害に対する防災体制のあり方を検討してきたが、昭和54年に、整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術などからなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に配付し、今後の航空機災害に対する消防防災体制の整備充実に資したところである。

また、消防庁及び運輸省は、「〇〇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（準則）」に基づき、市町村消防機関と空港管理者との間で協定を締結するように指導しており、昭和56年4月1日現在、空港所在市町村の53消防機関が協定を締結している。（附属資料20参照）

更に、昭和52年9月に横浜市内で発生した米軍航空機墜落事故にかんがみ、消防庁は都道府県に対し、自衛隊又は在日合衆国軍が使用する飛行場の周辺地域における航空事故に関する連絡調整体制の整備を図るよう指導している。

なお、消防庁としては、昭和54年度から空港所在市町村に対し、空港災害

用大型化学消防ポンプ自動車の配備について助成措置を講じている。

ウ 鉄道災害対策

消防庁は、昭和47年11月の北陸トンネル火災を契機として、トンネル等における鉄道側の消火、避難設備等の設置促進及びトンネル等所在市町村における消防体制の強化について関係地方公共団体を指導してきた。

なお、日本国有鉄道においては、事故防止対策として、車両難燃化、救援機器の整備や異常時における救援、救助のマニュアルの見直し、教育訓練等の対策が推進されており、更に、民営鉄道においても、車両の不燃化等の火災事故防止対策が図られている。また、踏切の事故防止対策については、踏切保安施設の整備等の対策が急がれている。

(6) その他

ア 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和55年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は53件、死傷者数は46人であり、事故形態としては漏出が、被害形態としては中毒がそれぞれ大半を占めている。しかし、昭和55年10月1日愛知県大府市において発生した毒劇物貯蔵倉庫火災は、消火活動に重大な支障をきたし、その消火に約19時間を要する結果となった。

こうした災害の教訓から、一定数量以上の毒物等を「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」として政省令で定め、これらを貯蔵し又は取り扱う者に、あらかじめその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ることを義務付けたところである。

事故発生の際に消火、救急・救助及び事故の拡大防止の処置等に従事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含

めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

イ 酸素欠乏災害対策

地下工事現場、井戸、マンホール等の酸素欠乏危険場所での作業においては、労働安全衛生法により各種の労働災害予防措置を講ずることが義務付けられているが、この種の災害現場では、困難な条件下での救助活動を強いられる場合が多い。このため消防機関においては、関係機関との協力の下に酸素欠乏危険場所の実態把握及び関係者に対する指導、救助・救急体制の整備等の対策を行っている。

12 消防の教育訓練等

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

ア 教育訓練

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

消防大学校（消防講習所を含む。）の卒業生は、昭和55年度末までに1万1,779人となっている。（第12-1表参照）

第12-1表 卒業生の推移

区 分	消防講習所 23～33	消 防 大 学 校							計
		34～50	51	52	53	54	55	小 計	
卒 業 生 数	3,120	5,621	498	557	615	664	704	8,659	11,779

(ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育課程は、消防大学校校則の定めるところにより4部9学科からなっている。

このうち、第4部の救助科は、都道府県等の消防学校及び消防本部等において救助技術指導を担当している者に対して、救助実務に関する専門的かつ高度の知識と技術を修得させることを目的として昭和56年度に正規の科目として新設されたものである。

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

- 第1部 消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得
- 第2部 消防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得
- 第3部 消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得
- 第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

(イ) 教育訓練の実施状況

昭和55年度及び昭和56年度における各部各学科別の実施回数、学生数、実施期間等の教育訓練の実施状況は第12-2表のとおりであり、昭和55年度には総数704人が卒業し、また、昭和56年度には709人が卒業する見込みである。

第12-2表 教育訓練の実施状況

教育課程		昭和55年度		昭和56年度		備 考 (昭和56年度)
部	学 科	実施回数	学生数	実施回数	学生数	
第1部	本 科	1	51	1	54	4月7日～9月5日 54人
第2部	警防科	2	191	2	137	前期 6月3日～8月5日 59人 後期 1月13日～3月17日 78人 (見込)
	予防科	2	150	2	132	前期 4月7日～7月2日 60人 後期 9月29日～12月24日 72人 (見込)
第3部	上級幹部科	1	76	1	70	10月21日～11月19日 70人 (見込)
	消防団長科	1	35	1	32	7月9日～7月24日 32人
第4部	救急科	3	147	3	142	前期 4月7日～6月9日 48人 中期 8月25日～10月27日 48人 (見込) 後期 1月13日～3月17日 46人 (見込)
	危険物保安科	1	29	1	33	9月29日～12月24日 33人 (見込)
	教員科	1	25	1	30	2月16日～3月17日 30人 (見込)
	救助科	—	—	2	79	前期 4月7日～5月30日 35人 後期 8月25日～10月17日 44人 (見込)
計		12	704	14	709	

イ 消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では、消防組織法の規定に基づき、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関（以下「学校等」という。）に対し、必要に応じ次のような技術的援助を行っている。

(ア) 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等から

の要請を受け、予防査察、建築同意、救助技術等の実務面の指導について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

(イ) 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を完成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改定作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出している。

(ウ) 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、政令指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、鳥取県を除く46都道府県と政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市に設置されている。なお、東京都には、上記のものとは別に東京消防庁の消防学校がある。

イ 教育訓練の基準

消防学校の教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して

行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ロ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(ハ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(ニ) 「特別教育」とは、上記(イ)～(ハ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

なお、消防団員は自らの職業を持っているため、消防学校における教育が十分行いがたいと認められる場合には、教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができることとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち最も基礎的な消防職員の初任教育の実施状況は、第12—3表のとおりであり、昭和55年度に初任教育を行った53校のうち、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施したのは、38校（うち政令指定都市の消防学校は6校）で前年度に比べ3校増加しているが、いまだ十分とはいえない状況にある。

第12—3表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間			昭和54年度	昭和55年度
6	か	月	35	38
5	か	月	8	6
4	か	月	6	8
3	か	月	3	1
2	か	月	1	—
計			53	53

(注) 初任教育期間の異なる研修を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

新規採用者の初任教育受講状況は第12—4表のとおりであり、昭和55年度

における新規採用者のうち初任教育の受講者は、3,578人で前年度に比べ419人減少したが、これは新規採用者が減少したためであり、受講率は86.7%と前年度より0.7%増加している。

また、6か月の教育訓練を受講した者は、2,547人で前年度に比べ54人増加しており、初任教育受講者に占める割合も前年度を8.8%上回り71.2%となった。

第12—4表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人、%)

区		分		昭和54年度		昭和55年度	
初任教育を受けた者	6	か	月	2,493	(53.6)	2,547	(61.7)
	5	か	月	442	(9.5)	439	(10.6)
	4	か	月	135	(2.9)	543	(13.2)
	3	か	月	681	(14.7)	27	(0.7)
	2	か	月	186	(4.0)	22	(0.5)
	1	か	月	60	(1.3)	—	
	小		計	3,997	(86.0)	3,578	(86.7)
初任教育を受けなかった者				651	(14.0)	547	(13.3)
計				4,648	(100.0)	4,125	(100.0)

このように、新規採用職員に対する初任教育の実施状況が前年度に比べて改善されてはいるもののなお消防学校教育訓練の基準を充足するに至っていないのは、近年、消防組合等広域消防体制の整備が進むにつれて初任教育の必要な新規採用職員が急増したのに対し、消防学校の収容能力が追いつかなかったこと、専門教育等も併せて行わなければならない状況の中で、消防学校教員の絶対数が不足し、初任教育のみを充実するわけにはいかなかったこと等の理由によるものと思われる。

このほか、消防学校は現任の消防職員を対象とした専科、幹部科等の教育訓練を実施している。

このうち専科教育には警防科、予防科、機関科及び救急科の4科がある。なかでも救急科は、昭和53年11月に消防法施行令の一部が改正されて救急隊員となる消防職員は所定の教育訓練を修了していることとされたため、最も

多くの学校(51校)で実施されている。以下、警防科、予防科、機関科の順になっている。

近年の複雑、多様化した災害に適切に対処するためには、専門的知識と技能を備えた消防職員の養成が必須とされており、この一端を担っている専科教育はますます重要となってきている。

エ 教職員の状況

昭和55年度の消防学校教職員数の状況は第12—5表のとおりである。専任教員554人のうち派遣教員が101人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない道府県が消防学校を設置しているため、多くの道府県が、専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

第12—5表 消防学校教職員数

(昭和55年度)

教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
実員	派遣	実員	派遣								
453	101	64	—	618	106	6	112	120	7	127	857

(注) 教員欄の数には、校長、教頭を含む。

(3) 全国消防操法大会等の実施

ア 全国消防操法大会の実施

消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図り、消防活動の進歩充実に寄与することを目的として、全国消防操法大会が財団法人日本消防協会の主催で隔年実施されている。第7回大会は、昭和55年10月12日に東京で「ポンプ車操法」と「小型ポンプ操法」の2種目について実施された。

イ 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術の相互交換、研さんの場

としての全国消防救助技術大会は、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されている。第10回大会は、昭和56年8月19日に横浜市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、種目内容、安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

(4) 国際交流

ア アジア諸国等消防職員の研修等

消防庁では、日本政府のコロンボ計画に基づいて、国際協力事業団の協力の下に発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした集団研修（消防行政セミナー）を実施している。この研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和56年度においても例年どおり約2か月間にわたって実施された。これまでの受講状況は第12—6表のとおりである。

また、昭和55年10月、日本から中国消防事情調査のため関係者が訪中し、更に同年11月には、前年に引き続き、中国消防局長を団長とする調査団が来日して我が国の消防事情の調査を行った。

イ ブラジル国への技術協力

昭和53年5月、ブラジル政府から外務省を通じて首都ブラジリアに建設予定の消防訓練センター及び消防研究所の建設設計等に対する技術協力の依頼があった。この要請に基づき、消防庁では、国際協力事業団の協力の下に、昭和54年以降4度にわたって調査団を派遣し、実情把握に努めた。その結果に基づき、昭和56年3月ブラジル側の要請に沿った報告書を作成して提出した。

また、この間、技術協力の一環としてブラジリア消防局関係者が来日し、都市消防の視察を含めた研修が2度にわたり実施された。

ウ アジア消防長協会総会

アジア消防長協会（International Fire Chief's Association of Asia）は、アジア各国の消防機関の長等を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として昭和35年に設立された。

昭和55年11月、インドのニューデリーにおいて第11回総会が開催され、日

第12—6表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

(単位：人)

国名	年度								計
	45~50	51	52	53	54	55	56		
1 アフガニスタン	1	—	—	1	—	—	—	2	
2 カンボジア	1	—	—	—	—	—	—	1	
3 インド	4	1	1	1	1	—	—	8	
4 インドネシア	9	1	1	1	1	1	—	14	
5 イラ	2	1	1	1	—	—	—	5	
6 ラオス	5	—	—	—	—	—	—	5	
7 マレーシア	7	1	1	1	1	—	1	12	
8 ネパール	1	—	1	1	—	—	—	3	
9 パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	2	
10 フィリピン	6	1	1	1	2	1	1	13	
11 サウジアラビア	—	—	—	—	—	—	1	1	
12 シンガポール	5	2	2	1	1	1	1	13	
13 スリランカ	—	—	—	—	—	—	1	1	
14 タイ	5	1	—	—	—	1	1	8	
15 ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	1	
16 パプアニューギニア	—	—	—	—	—	—	1	1	
17 クメール	1	—	—	—	—	—	—	1	
18 韓国	2	1	—	—	—	—	—	3	
19 台湾	3	—	—	—	—	—	—	3	
20 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	2	
21 エジプト	2	—	1	—	—	—	—	3	
22 ブラジル	1	1	—	—	1	3	3	9	
23 ビルマ	—	—	1	—	—	—	—	1	
24 バングラデシュ	—	—	—	1	1	1	1	4	
25 スーダン	—	—	—	1	1	—	—	2	
26 ヨルダン	—	—	—	—	1	—	—	1	
計	60	10	10	10	10	8	11	119	

本ほか9か国の会員が参加した。総会では、各国の消防事情の報告等がなされた後、火災予防体制の確立、消防機器の開発並びに技術の向上、救急体制の整備強化等を推進することが宣言された。

エ 国際消防長協会年次総会

国際消防長協会（International Association of Fire Chiefs）は、主に、

アメリカ、カナダの各都市の消防機関の長等を会員とする団体であり、消防業務の発展を促進することを目的として活動している。

昭和55年9月、アメリカのマイアミビーチにおいて第107回年次総会が開催され、日本から消防関係者4人が参加した。

オ 日仏消防交流会議

財団法人国際消防交流協会は、フランスの消防機関との交流を図るため、昭和53年から日仏消防交流会議を開催している。昭和56年6月、フランスのマルセイユにおいて第2回日仏消防交流会議が開催され、日本から消防関係者22人が参加した。

13 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

(1) 活動状況

昭和54年中における全国の消防職団員の活動状況は、第13—1表のとおりである。

そのうち火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）、ただし救急業務を除く。）への出動回数は48万8,810回で、前年を5万3,321回上回り、また延人員では788万4,021人である。1日当たりの出動回数は1,339回、約1分に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が23.4%で一番多く、次いで火災出動が23.1%となっており、火災出動回数は前年と比べ8.5%の減となっている。

なお、救急業務は、昭和56年4月1日現在、2,884の市町村において実施されており、昭和55年中の出場件数は200万7,731件で前年と比べ7.4%の増となっている。

(2) 公務災害の状況

消防職団員は、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならない場合があり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する者も少なくない。

昭和54年中における火災等の災害の防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は19人、同じく負傷した者は4,257人である。前年に比べて殉職者（6人の減）、負傷者（465人の減）ともに減少している。

殉職の原因を出動形態別にみると、火災及び演習訓練によるものがそれぞれ26.3%と最も多く、次いで風水害及び特別警戒によるものがそれぞれ10.5%、その他によるものが26.3%となっている。また、同じく負傷の原因をみ

第13—1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風 水 害 等 の 災 害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	63,285	1,302,730	15,000	125,978	11,082	70,965
消 防 団 員	49,604	2,206,650	560	19,679	6,079	344,343
計	112,889	3,509,380	15,560	145,657	17,161	415,308
火災等 構成比(%)	23.1	44.5	3.2	1.8	3.5	5.3
構 成 比 (%)	2.6	15.1	0.4	0.6	0.4	1.8

区分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	124,516	953,230	103,866	567,312	376,824	1,502,429
消 防 団 員	85,488	3,961,925	12,559	333,121	11,880	189,971
計	210,004	4,915,155	116,425	900,433	388,704	1,692,400
構 成 比 (%)	4.9	21.2	2.7	3.9	9.0	7.3

第13—2表 消防職員及び消防団員

区分	計		火 災		風 水 害 等 の 災 害		救 急	
	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
消 防 職 員	4	2,474	2	829	—	18	—	117
消 防 団 員	15	1,783	3	927	2	83	—	—
計	19	4,257	5	1,756	2	101	—	117
構 成 比 (%)	100.0	100.0	26.3	41.2	10.5	2.4	—	2.7

消 防 団 員 の 活 動 状 況

(昭和54年中) (単位：回，人)

特 別 警 戒		遭 難		そ の 他		火 災 等 小 計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
71,918	403,117	1,240	10,448	147,284	736,629	309,809	2,649,867
42,586	1,402,772	1,308	56,685	78,864	1,204,025	179,001	5,234,154
114,504	1,805,889	2,548	67,133	226,148	1,940,654	488,810	7,884,021
23.4	22.9	0.5	0.9	46.3	24.6	100.0	100.0
2.6	7.8	0.1	0.3	5.2	8.4	11.3	33.9

火 災 原 因 調 査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
72,798	274,353	1,166,570	1,759,390	1,864,581	5,479,954	4,018,964	13,186,535
456	2,941	12,316	296,856	6,996	17,061	308,696	10,036,029
73,254	277,294	1,178,886	2,056,246	1,871,577	5,497,015	4,327,660	23,222,564
1.7	1.2	27.2	8.9	43.2	23.7	100.0	100.0

の 公 務 による 死 傷 者 数

(昭和54年中) (単位：人)

演 習 訓 練		特 別 警 戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
—	642	—	3	—	—	2	865
5	586	2	39	—	13	3	135
5	1,228	2	42	—	13	5	1,000
26.3	28.8	10.5	1.0	—	0.3	26.3	23.5

ると、火災によるものが41.2%、次いで演習訓練によるものが28.8%となっている。殉職、負傷ともにその原因は火災によるものが多い。(第13—2表参照)

(3) 処 遇

ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村(消防事務組合を含む。)の条例によって定められている。

(ア) 給料及び手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において採用されている給料表は、消防(公安)職給料表と行政職給料表に区分され、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて優遇しているところが多い。

消防職員の平均給料月額は、昭和55年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると、平均年齢33.1歳で16万6,518円であり、一般行政職員の場合は平均年齢36.3歳で17万8,752円となっている。

また、平均諸手当額は、消防職員が4万8,703円であり、一般行政職員は3万6,815円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものと思われる。

(イ) 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別される。このうち交替制勤務にあっては、ほとんどの市町村で隔日勤務(2部制)を採っているが、東京消防庁をはじめ一部の団体においては、3部制を採用しているところもある。3部制は、勤務時間、拘束時間、夜間勤務時間の減少等職員の負担が軽減されるほか、昭和56年3月に国家公務員について本格実施となった4週1回・交替半休制(いわゆる「週休2日制」)の実施も容易である等の利点も考えられるが、人員増は避けられないので、導入に当たっては、出勤頻度等業務の実態を勘案して進めていく必要がある。

また、週休2日制については、消防職員が交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則通り画一的に適用することは困難であるが、各地方公共団体においても国家公務員の本格実施に伴い逐次実施に踏み切る団体がでてきている。したがって、当該市町村の一般職員へ導入された際には、消防職員についても関係規程を整備のうえ消防業務に支障を来さない方法(16週18休、8週9休等)で実施していく必要がある。

なお、消防職員の勤務時間の特例規定(1日10時間、1週60時間までの労働時間を認めた規定)は、経過措置により昭和58年3月末日をもって廃止されることとなっている。

(ウ) 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、勤務の特殊性を反映するようこれまでも処遇改善の措置が講じられてきた。しかしながら、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化している。このため、消防職員の勤務環境は著しい変化をみせており、勤務条件についても給与水準、3部制の導入及び安全対策等多くの問題が残されている。消防職員の勤務条件のあり方については、昭和49年12月、消防職員勤務条件研究会から基本的な方向に関する報告がなされたところであるが、現下の諸情勢をも勘案し、これらに関連する諸問題について引き続き検討を進めている。

(エ) 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和55年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,533件であり、職員1,000人当たりの受理件数は20.8件となっている。ちなみに、清掃事業職員は66.3件、警察職員は31.3件である。

イ 消防団員の処遇

(ア) 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、役務の対価としての報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。しかし、その支給額、支給方法は市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るように指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和56年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の報酬、出勤手当等について、第13—3表のとおり、改善措置が講じられた。

第13—3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	55	56
報酬			
団員(年額)		13,500	14,000
団長(年額)		48,000	49,000
出勤手当(1回あたり)		3,500	3,800
県内出張旅費(1回あたり)		5,250	5,330
公務災害補償負担金			
人口1人あたり		2	2
団員1人あたり		1,400	1,500
退職報償金負担金			
団員1人あたり		9,880	9,880

(イ) 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第13—4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされている。

第13—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年	50	51	52	53	54	50~54年平均
死者		26	27	12	14	15	19
負傷者		1,900	2,060	2,027	2,099	1,783	1,974
計		1,926	2,087	2,039	2,113	1,798	1,993

また、昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。

非常勤消防団員が公務により災害を受けた場合には、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償を受けることができる。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎とな

第13—5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
54	団長, 副団長	7,400	8,000	8,600
	分団長, 副分団長	6,200	6,800	7,400
	部長, 班長, 団員	5,000	5,600	6,200
55	団長, 副団長	7,670	8,280	8,900
	分団長, 副分団長	6,440	7,050	7,670
	部長, 班長, 団員	5,200	5,820	6,440
56	団長, 副団長	8,000	8,650	9,300
	分団長, 副分団長	6,700	7,350	8,000
	部長, 班長, 団員	5,400	6,050	6,700

る補償基礎額について、第13-5表のとおり、毎年引き上げられており、更に扶養親族に係る加算額も一般職公務員の扶養手当の改定に応じて引上げが行われている。

火災、風水害等における民間の消防協力者等の死傷者数（消防基金が扱ったものに限る。）は第13-6表のとおりである。これらの消防協力者等についても団員とほぼ同様の措置が講じられている。

第13-6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年度	51	52	53	54	55	51~55年度平均
死者		6	2	1	1	2	2
負傷者		316	236	261	254	185	250
計		322	238	262	255	187	252

(注) 昭和56年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

(ウ) 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金加入市町村については消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、休養又は療養、リハビリテーション、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、その他必要と認める施設として休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、介護料、特別支給金、特別援護金、特別給付金の支給及びアフターケアの実施となっている。

(エ) 退職報償金

非常勤消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。退職報償金については、その支給を統一的かつ的確に行うため、公務災害補償の場合と同様、消防基金の共済対象とされている。共済の対象範囲は、勤務年数5年以上とされており、共済金額については、昭和56年度においては最低が4万5千円、最高が55万円となっている。

(オ) 公務災害補償等の共済制度

消防基金は、公務上の災害を受けた非常勤消防団員等に対する市町村の補償責任の共済基金として、その補償に要する経費の支払い及び福祉に関して必要な施設を行うほか共済制度による非常勤消防団員の退職報償金の支払いを行っている。

昭和56年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村

第13-7表 公務災害補償費の支払状況

(昭和55年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	2,168	239,074
休業補償	1,389	156,910
傷病補償年金	12	16,829
障害補償	151	182,355
遺族補償	383	445,939
葬祭補償	6	2,119
計	4,109	1,043,226

第13-8表 福祉施設の実施状況

(昭和55年度)

福祉の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
外科後処置	2	3
療養	1	102
休業援護金	1,285	52,218
奨学援護金	162	20,484
就労保育援護金	11	404
介護料	13	2,962
アフターケア	3	1,081
障害特別支給金	26	10,150
遺族特別支給金	7	14,000
障害特別援護金	6	4,230
遺族特別援護金	7	7,000
傷病特別給付金	10	3,317
障害特別給付金	129	35,874
遺族特別給付金	286	78,998
計	1,948	230,823

の数は、公務災害補償業務については2,914市町村（全市町村の89.5%）、退職報償金支払業務については3,227市町村（全市町村の99.3%）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

昭和55年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第13—7表のとおりであり、福祉に関して必要な施設の実施状況は第13—8表のとおりである。

昭和55年度の退職報償金の支払額は、7万4,975人（その遺族を含む。）に対し108億8,219万円となっている。

（4）消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく表彰並びに消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関等並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア 叙 位

現在、死没者に対してのみ運用されている。

イ 叙 勲

叙勲内則（明治25年12月23日閣議決定）に基づき、国家又は社会公共に対し、功労のある者を広く叙勲することとされ、死没者に対する叙勲については随時に、生存者に対する叙勲については、毎年、春（4月29日）と秋（11月3日）に発令されている。

ウ 褒 章

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づき運用されており、消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公共の事務に精励し、その成績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄附し、功績顕著な者に授与される。

エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣と消防庁長官がそれぞれ表彰している。

（ア）安全功労者に対する表彰

次の各号の一に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体を表彰する。

- a 国民安全運動の組織化及び運営
- b 工場、鉱山その他職域における安全確保
- c 学校、家庭、交通機関その他職域以外における安全確保
- d 安全のための研究又は教育を通じた安全水準の向上又は安全思想の普及

（イ）防災功労者に対する表彰

次の各号の一に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体を表彰する。

- a 災害時における防災活動
- b 防災思想の普及又は防災体制の整備

オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と、積年にわたる功労に対し毎年3月上旬に表彰する定例表彰がある。

（ア）随時表彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される。
- b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な者に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な者に授与される。
- d 顕彰状 職務遂行中死亡した者に授与される。

e 表彰状 功労顕著な者で、上記3章を授与されるに至らない者及び功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体で功績顕著な者に授与される。

f 賞状 功労顕著な隊に授与される。

(イ) 定例表彰

a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な者に対して行う表彰であり、具体的には、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に、それぞれ10年以上在職している者で、かつ、成績特に優秀な者に授与される。

b 永年勤続功労章 25年以上勤続しその勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。

c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関で、竿頭綬が授与されている機関に授与される。

d 竿頭綬 表彰旗が授与される消防機関に準ずる機関に授与される。

力 賞じゅつ金及び報賞金

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金と報賞金がある。

賞じゅつ金は、災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は廃疾となった場合で、その功労により特別功労章、頭功章又は功績章が授与されたときに支給される。

報賞金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者等に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

キ 退職者報償

非常勤消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため、退職消

第13—9表 消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数等

表彰等の種類	年 度				
	51	52	53	54	55
叙 位	47	55	67	59	61
特 別 叙 勲 等	69	68	75	70	73
生 存 者 叙 勲	653	679	676	724	752
銀 杯	—	—	1	—	—
木 杯	2	2	—	—	1
紅 綬 褒 章	—	—	(54. 4. 29)	(55. 4. 29)	(56. 4. 29)
黄 綬 "	1	2	2	2	1
藍 綬 "	43	51	52	42	50
紺 綬 "	179	176	169	163	176
総 理 大 臣 表 彰					
安 全 功 労	4	4	4	4	4
防 災 功 労	7	6	6	2	10
消 防 庁 長 官 表 彰					
安 全 功 労	22	18	11	17	14
防 災 功 労	17	11	19	3	10
消 防 庁 長 官 表 彰 (随 時)					
特 別 功 労 章	2	—	—	—	6
頭 功 章	5	9	4	2	2
功 績 章	9	5	1	9	—
頭 彰 状	3	7	8	7	—
表 彰 状	4	4	2	2	4
賞 状	1	—	—	—	—
消 防 庁 長 官 表 彰 (定 例)					
功 労 章	85	135	100	116	109
永 年 勤 続 功 労 章	904	1,146	1,203	1,476	1,497
表 彰 旗	37	45	43	44	42
竿 頭 綬	80	79	79	84	82
賞 じ ゅ つ 金	10人	12人	5人	7人	8人
	5,950万円	6,100万円	3,150万円	2,950万円	8,500万円
報 賞 金	5人	4人	6人	8人	7人
	480万円	350万円	140万円	510万円	1,150万円
退 職 消 防 団 員 報 償					
1 号 報 償	17,000	11,990	7,993	12,483	10,784
2 号 報 償	30,023	35,105	19,225	27,014	22,224

防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状が、それぞれ授与される。

なお、消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数等は第13—9表のとおりである。

14 消防の科学技術の研究

昭和55年度の消防研究所の体制は、職員59人（うち研究職員38人）、予算4億8,064万円（科学技術庁からの移替えによる原子力試験研究費894万円を含む。）となっている。当研究所においては、消防の科学技術の研究開発を推進しており、昭和55年度に実施した主な研究は、次のとおりである。

（1）大震火災対策の研究

ア シミュレーターによる赤外空中偵察法の研究

赤外撮像装置を航空機に搭載し、出火の発見、延焼状況の把握を空から行う偵察法について、その最適諸元を求めるため、この研究を行っている。

この方法は、赤外線を用いることにより、煙に邪魔されずに火災域を明りょうにとらえることができる点で注目されている技術である。火災の偵察用として、この技術を利用する場合には、火災の特性に合わせて機器を設計あるいは装備する必要がある。そのため、実際に偵察する場合の位置関係等を500分の1に縮小して模型的に再現するシミュレーター（模擬装置）を製作し、飛行高度と火災像の分解能との関係、航空機の振動の影響等について検討している。

イ 大震時危険物火災の特殊消火法の研究

大震時の危険物火災に対して、空から消火剤を投入して消火する新しい消火法についての研究を行った。瞬時に多量の泡を発生する特殊な泡剤容器の試作、泡の放出実験により、この方法が原理的には可能であることが確認された。また、実際に使用する場合に生ずるとと思われる技術的問題点についても検討した。

ウ 市街地火災の防御に関する研究

昭和56年度から開始した研究で、大震時の市街地火災を対象として、水幕設備、樹木等の効果的活用方法を見出そうとするものである。

水幕が火災からの放射熱を通過させる効果があることは既に実験で示され

ているが、多量の水を必要とする等、実戦的にはまだ多くの問題が残されている。この研究は、樹木帯と水幕の併用による避難路・避難地の防御、濡れ効果・熱風吹上げ効果による延焼の阻止又は抑制をねらいとしている。

エ 危険物施設の挙動に関する研究

地震動による石油タンク内の石油類の液面動揺現象を解明するとともにタンク本体の坐屈、亀裂等の現象を力学的に解析し、新設タンクの安全設計基準の作成等に資そうとするものである。

(2) 石油コンビナート等の災害防止に関する研究

当研究所においては、石油コンビナート等の災害防止に関し、次のような課題について、重点的に研究を推進している。

ア 静電気帯電の災害防止技術に関する研究

この研究は、石油類の配管を通しての輸送時、油を採取するサンプリング時等に起る静電気放電を原因とする火災発生の防止技術を確立するためのものである。中規模及び大規模貯油プラント実験施設を用いて、当研究所と労働省産業安全研究所等との共同研究を5か年計画で実施し、昭和55年度で終了した。現在、総合報告書を作成中である。

この研究により、石油配管内における静電気の発生と移動の状況及び石油タンク内の静電気帯電の状況が明らかにされ、静電気災害防止上配慮すべき場所や取扱上の留意事項について新しい知見を得た。

イ タンクの不等沈下に関する研究

この研究では、タンク建設時等における技術上の基準の整備に関連して、土の性状による圧密の特性と試験結果の解析、土質試験の精度について実験・研究を行った。また、当研究所構内に建設した静電気実験用のタンクの基礎部に各種計器を埋設し、その実記録から現場適用の可否と精度について検討した。また、タンク基礎の洗掘による破壊現象を実験的に確認する研究を行った。

ウ タンク構造部材の経年変化と寿命に関する研究

鋼材の腐食等化学的因子と疲労等力学的因子の組合せが、タンクの強度と

寿命にどのような影響を与えるかを研究し、昭和55年度で5か年計画の研究を終了した。

この研究の結果、タンク破損の原因として油の出し入れに伴って側板と底板とのつなぎ目に加わる力が究明され、また、タンクの腐食現象について、タンク底板周縁部で腐食が起りやすいこと、腐食の進行速度式、腐食状態の予測方法等が明らかにされた。

昭和56年度からは、この研究成果を基に、腐食が進行しつつあるタンク鋼材の強度に関して、破壊力学的解析を行うこととしている。

エ アコースティック・エミッション計測によるタンク診断法の研究

アコースティック・エミッション(A・E)による石油タンクの非破壊診断法の研究は、昭和56年度から、従来の研究成果を踏まえて実際のタンクに適用する技術的方法を研究することとした。

オ 火災・爆発とその防止に関する研究

(ア) 漏出ガスの拡散及び引火防止に関する研究

この研究は、昭和55年度で5か年計画の研究を終了したが、その研究成果の主なものは、a. 漏えいしたガスの濃度分布を算出する式を得たこと、b. 石油類の蒸発速度の推定が可能となったこと、c. 引火爆発防止用スチームカーテンの設計に必要な諸元を求めたこと等である。なお、昭和55年度から「漏出ガス及び液化ガスの流出性状と消火法の研究」として研究を発展させ、重点をLNG等の液化ガスの火災とその消火対策に移し、液化ガスの流出量の測定と粉末消火剤等による消火実験を行う予定である。

(イ) 液面燃焼における流入空気に関する研究

石油類の液面燃焼は、火炎の中に入って行く流入空気量すなわち空燃比により燃焼性状が変化し、しかも液面の広さの影響が大きい。

そこで、この研究では、直径1mの液面火災の場合を基準とし、直径の種々異なる場合と比較しながら燃焼に及ぼす流入空気量及び流入領域の影響に関する研究を行った。

昭和56年度からは、この研究を発展させ、大型石油タンクの火災に関する研究として「タンク火災の燃焼性状とタンク規模に関する研究」に取り組む

こととした。これは、直径 100m にも及ぶ大型石油タンクの火災性状、特に周辺に及ぼす放射熱の強さ等について正確な予測ができるような実験式を求めようとするものである。

(ウ) 水溶性液体火災用泡消火剤の消火性能に関する研究

アルコール等水溶性液体の火災は、通常の石油火災用の泡消火剤では効果が期待できず、特殊な泡剤が必要である。この特殊泡剤の消火性能を調べるための研究を行った。

(エ) 管内爆発に関する研究

引火点の高い油類が附着した大型配管が爆発する事故がある。このフィルムデトネーション現象に関する実証的研究として、昭和56年度から装置を大型化した実験を予定している。

カ 石油類の新備蓄方式における防災対策に関する研究

この研究では、既に実行段階に入りつつある洋上、地下、地中のそれぞれの石油類の新備蓄方式に対して採るべき防火・消火等の防災対策について研究することとした。

(3) その他の火災対策に関する研究

ア 雪寒地消防技術の向上に関する研究

多雪酷寒地固有の消防活動上の障害を克服することを目的として、昭和53年度から5か年計画で開始したものである。現地消防機関と学識経験者との協力の下に、理論と実際の両面からこの問題を解決するための努力が続いている。そのため、冬季には現地において各種の野外実験や測定を実施し、また、所内では、機器の試作、模型実験及びシミュレーション等を行っている。屋外消火栓の凍結防止策、最適タイヤチェーンの選定等既に幾つかの具体的成果を得ているが、このほかにも動力ホースカーの試作と雪上運行テスト、雪による消火実験、雪と水の混層流の実験、消防用ホースの凍結現象の解明等の研究を昭和57年度まで継続する予定である。

イ 地震・火災時における人間の行動と避難誘導に関する研究

この研究では、火災時に煙に巻かれたときの人間の思考力の低下、逃げ道

に迷ったときの行動様式あるいは音声を使った避難誘導効果等心理学的研究を継続して行っており、その成果は避難対策に反映されている。

ウ 都市消防に関する情報処理的研究

火災事例と現地状況を調査しながら、都市火災の発生から延焼、鎮圧に至る過程をコンピューターシミュレーションによる模擬演算により類推する方法を研究している。また、都市消防力は、今までも都市等級や消防力の基準で考慮されているが、高層ビル、地下街、危険物施設等が増加した新しい都市に対応する新しい都市消防力の基準を見出すための研究も行っている。

エ 住宅火災の感知システムに関する研究

住宅火災対策は、都市における火災対策の基本ともいべきものなので、住宅用火災感知システムの研究を本年度から当面5か年計画で開始した。

現在は実際の使用状態における家庭用火災感知器の作動状況を約1,000世帯のモニターに依頼して調査している。将来は、誤報の少ない信頼性の高い感知器を開発して、それを広く普及させることとともに、集中監視等によりそれらのシステム化を図ることをも目的としている。

オ 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

核燃料・放射性同位元素等の輸送中の火災における安全性を評価するため、輸送容器の断熱材として木材（バルサ）を使用した容器モデルを製作し、耐火試験により、その熱的評価を行った。昭和56年度は、不燃性断熱材を使用した容器モデルの耐火試験を行う予定である。

カ その他の研究

林野火災の消防技術に関する研究として、火災性状、気象との関連等の現象面、予防警防等の対策の全般にわたって継続的に研究を進めている。また、保護用装備の性能向上に関する研究においては、過酷な環境から消防隊員を守る個人装備の改良研究として、耐熱防火服、ヘルメット等について研究試作を続けている。火災時に発生するガスや微粒子の化学組成、有害性に関する研究、高分子物質の難燃化機構に関する研究、木材火災の注水消火と再燃現象に関する研究も実施している。

これらのほかに、大規模地震時に消防力がどの程度機能し得るかに関する

シミュレーション的研究、火災や地震時にヘリコプターを用いて避難者を音声誘導する方法の効果に関する研究等を行っている。

なお、昭和55年度には、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災と川治プリンスホテル火災の現地調査を実施し、主として、爆発火災の要因に関する技術的事項及び宿泊者の避難状況について調査した。

(4) その他

昭和55年10月、第28回全国消防技術者会議を開催した。会議では、研究発表や各専門分野ごとの分科会において、全国の消防機関における消防施設・設備・機器等の研究開発の現状、対策等について、意見交換と討議が行われ、消防技術上の問題点の把握などについて有意義な結果が得られた。

また、他省庁の研究機関及び地方公共団体等他の団体における消防に関する各種委員会、研究会に積極的に参画し、研究開発についての情報を交換するなど効果的な研究の推進を図っている。

15 消 防 財 政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第15—1表のとおりである。昭和54年度の消防費歳出決算額は7,117億円（前年度6,473億円）で、前年度と比べ644億円（9.9%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額21兆4,818億円（前年度19兆4,053億円）に占める消防費決算額の割合は3.3%（前年度3.3%）となる。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和54年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は1万9,863円（前年度1万8,312円）であり、住民1人当たりでは6,125円（前年度5,615円）となっている。これを前年度と比較すると1世帯当たりでは1,551円（8.5%）、住民1人当たりでは510円（9.1%）の増加となっている。（第15—1表参照）

第15—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円) (A)	消 防 費 決算額 (百万円) (B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人当 たり消防費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
52	16,706,014	576,908	16,550	5,048	3.5
53	19,405,350	647,321	18,312	5,615	3.3
54	21,481,773	711,706	19,863	6,125	3.3

- (注) 1 世帯数及び人口は当該年度の3月31日現在による。
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は除く。

ウ 経費の性質別内訳

昭和54年度消防費歳出決算額7,117億円の性質別内訳は、人件費4,980億円（全体の70.0%、前年度70.9%）、物件費615億円（同8.6%、前年度8.4

%)、普通建設事業費 1,169 億円 (同16.4%, 前年度15.7%), その他 353 億円 (同5.0%, 前年度5.0%) となっている。これを前年度と比較すると、人件費が 389 億円 (8.5%), 物件費が70億円 (12.8%), 普通建設事業費が153 億円 (15.1%) それぞれ増加している。(第15—2表参照)

第15—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位:億円, %)

区 分	昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増加額(B)-(A)	増加率(C)/(A)×100
人 件 費	4,182	72.5	4,591	70.9	4,980	70.0	389	8.5
物 件 費	493	8.5	545	8.4	615	8.6	70	12.8
普通建設事業費	817	14.2	1,016	15.7	1,169	16.4	153	15.1
{ 補助事業費	284	—	373	—	460	—	—	—
{ 単独事業費	532	—	640	—	708	—	—	—
{ 受託事業費	1	—	3	—	1	—	—	—
そ の 他	277	4.8	321	5.0	353	5.0	32	10.0
計	5,769	100.0	6,473	100.0	7,117	100.0	644	9.9

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

昭和54年度の消防費決算額の財源内訳は第15—3表のとおりである。一般

第15—3表 市町村消防費決算額財源内訳及び一般財源と特定財源の推移

(単位:億円, %)

区 分	昭 和	昭 和	昭和54年度		対前年度比較	
	52年度	53年度(a)	金 額(b)	構成比	増 減 額(b)-(a)	増 減 率(c)/(a)×100
決 算 額(A)	5,769	6,473	7,117	100.0	644	9.9
一 般 財 源(B)	5,179	5,731	6,268	88.1	537	9.4
{ 国庫補助金	106	138	169	2.4	31	22.5
{ 特定地方債	356	427	485	6.8	58	13.6
{ 使用料, 手数料	17	19	22	0.3	3	15.8
{ その他	111	158	173	2.4	15	9.5
計 (C)	590	742	849	11.9	107	14.4
(B)/(A)×100	89.8	88.5	88.1	—	—	—
(C)/(A)×100	10.2	11.5	11.9	—	—	—

財源(地方税, 地方交付税, 地方譲与税)が6,268 億円 (全体の88.1%, 前年度88.5%), 次いで, 地方債が485 億円 (同6.8%, 前年度6.6%), 国庫補助金が169 億円 (同2.4%, 前年度2.1%) となっている。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については, 市町村における消防費の実情を勘案して算定されており, 第15—4表のとおり逐年増加している。昭和55年度の単位費用は4,710 円 (対前年度伸び率5.8%), 基準財政需要額は7,569 億円 (対前年度伸び率8.1%) であったが, 昭和56年度は, 消防職員数を1人増員したほか, 消防団員の処遇改善, 消防活動用資機材の充実等により単位費用が5,110 円 (対前年度伸び率8.5%) に引き上げられ, 基準財政需要額は8,339 億円 (対前年度伸び率10.2%) に増加している。

第15—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用(円)	対前年度伸率(%)	基準財政需要額(百万円)	対前年度伸率(%)
52	3,840	108.8	595,652	109.5
53	4,220	109.9	657,525	110.4
54	4,450	105.5	700,231	106.5
55	4,710	105.8	756,879	108.1
56	5,110	108.5	833,894	110.2

ウ 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては, 国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は, 消防施設強化促進法による補助に予算補助を加え, 市町村の消防施設の整備について, 補助基準額の3分の1以内(人口急増地域, 地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート所在市町村に対しては2分の1以内, 過疎地域, 離島地域, 同和地域, 新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内)の補助を行っている。

昭和55年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は, 第15—5表のとおりである。最近における整備状況をみると, 消防常備化市町村の増加により, 基本的な消防施設である消防ポンプ自動車

第15—5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 53 年 度		昭 和		
	数 量	補 助 金	数 量		
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	963	2,565,203	1,002	
	手引動力ポンプ	—	—	—	
	小型動力ポンプ	1,362	513,556	1,405	
	火災報知機	発信機	—	—	—
		受信機	—	—	—
	消防専用無線電話装置	1,049	197,790	1,199	
	防火水槽	5,278	4,838,216	5,960	
	積載車	728	727,877	833	
	水 槽 車	27	140,823	36	
	可搬式散水装置	31	21,600	39	
	小 計	—	9,005,065	—	
	化学消防ポンプ自動車	38	268,415	33	
	はしご付消防ポンプ自動車	52	1,010,487	57	
科学消防施設整備費補助金	救急車	10	10,857	10	
	消防艇	1	47,000	3	
	ヘリコプター	—	—	1	
	救助工作車	26	104,720	33	
	屈折放水塔車	2	19,148	—	
	高 発 泡 車	1	3,800	1	
	林野火災工作車	1	2,975	2	
	ブッシュカッター	—	—	—	
	大型化学消防ポンプ自動車	16	227,884	15	
	大型高所放水車	16	349,600	10	
	泡原液搬送車	17	73,997	12	
	原子力災害広報車	—	—	—	
	空港災害用化学消防ポンプ自動車	—	—	—	
小 計	—	2,118,883	—		
計	—	11,123,948	—		
救急指令装置	43	131,056	34		
救急医療情報収集装置	—	—	—		
消防吏員待機宿舍	45	74,963	50		
合 計	—	11,329,967	—		

(注) 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

54 年 度	昭 和 55 年 度		昭和28～昭和55年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
2,964,709	1,006	3,139,201	21,151	25,469,347
—	—	—	507	79,787
564,988	1,538	640,543	38,257	6,288,005
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
247,318	1,137	233,571	17,923	2,691,937
6,067,535	6,594	7,120,424	61,780	30,569,002
831,842	1,179	1,098,764	7,348	5,124,294
205,394	36	205,122	113	612,237
27,313	31	21,533	139	98,846
10,909,099	—	12,459,158	—	70,984,891
261,687	44	324,433	736	2,336,924
1,208,703	47	916,346	844	8,614,745
14,388	10	14,673	459	365,269
161,000	1	145,000	31	677,600
57,750	2	121,600	12	448,350
139,741	34	156,248	245	729,417
—	—	—	16	114,940
4,180	1	4,380	34	80,380
9,000	1	6,282	49	171,807
—	1	2,980	1	2,980
201,370	1	10,186	59	760,574
246,784	—	—	60	1,211,974
51,964	3	9,369	52	202,225
—	4	7,900	4	7,900
—	2	24,974	2	24,974
2,356,567	—	1,744,371	—	15,750,059
13,265,666	—	14,203,529	—	86,734,950
130,424	33	129,356	324	795,180
—	—	—	3	20,979
82,916	43	73,144	1,723	831,874
13,479,006	—	14,406,029	—	88,382,983

や防火水槽の整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学車、はしご車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和56年度の市町村に対する国庫補助金予算額は192億232万円（前年度比11億6,033万円、6.4%増）で、新たにガス漏れ災害等に対処するために整備するガス災害等対策用資機材を補助対象に加えたほか、市町村の要望の強い防火水槽（6,345基→6,609基）、小型動力ポンプ積載車（220台→310台）の数量増を図り、併せて予算単価につき所要の引上げを行った。

また、都道府県に対する補助の対象としては、石油コンビナート災害対策及び林野火災対策のための防災資機材施設（昭和56年度予算額4,200万円）、消防防災無線通信施設（同12億円）並びに防災ヘリコプター（同1億200万円）がある。

エ 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状態は、第15—6表のとおりである。

第15—6表 市町村消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

（単位：百万円，%）

区 分	年 度			対 前 年 度 比 較	
	52	53 (A)	54 (B)	増 加 額 (B)-(A) (C)	増 加 率 (C)/(A)×100
政 府 資 金	1,777	1,101	1,586	485	44.1
共 済 組 合 資 金	6,250	7,698	7,897	199	2.6
損 保 債	8,700	9,149	10,995	1,846	20.2
生 保 債	2,909	3,301	4,000	699	21.2
市 有 物 件 債	3,826	3,988	4,817	829	20.8
全国自治協会資金	1,835	2,099	2,345	246	11.7
共 済 農 協 連 債	—	1,800	3,000	1,200	66.7
そ の 他	2,578	7,364	4,876	△ 2,488	△ 33.8
計	27,875	36,500	39,516	3,016	8.3

オ その他

市町村の消防費の財源としては、前記イ～エのほか、特に消防費に係る

る財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第15—7表のとおりである。昭和54年度における歳出決算額は266億9,400万円であり、昭和54年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.1%である。その内容は、危険物・高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材施設の建設・管理運営費等である。

第15—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

（単位：百万円，%）

年 度	普通会計総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	消 防 関 係 補 助 金	消 防 関 係 貸 付 金
52	18,405,800	18,090	0.10	1,951	1,078
53	20,949,806	24,760	0.12	2,362	1,354
54	22,851,516	26,694	0.12	3,288	2,267

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金がある。

昭和54年度における補助金の総額は32億8,800万円で前年度に比べ9億2,600万円（39.2%）の増加となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額により補助しているか、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は22億6,700万円で前年度より9億1,300万円（67.4%）増加している。

このように、都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防

第15—8表 昭和56年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位：千円，%)

事 項	昭和56年度 予 算 額 (A)	昭和55年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)－(B)	対 前 年 度 比 (A)/(B)×100
◎主 要 事 項				
1 大震火災対策に必要な経費	4,858,385	4,529,669	328,716	107.3
(1) 大震火災対策施設等整備費補助金	4,567,265	4,218,185	349,080	108.3
大震火災対策施設等整備費	1,754,137	1,749,025	5,112	100.3
消防防災無線通信施設整備費	2,150,000	2,000,000	150,000	107.5
コミュニティ防災センター整備費	450,000	450,000	—	100
広域防災センター整備費	200,000	—	200,000	皆 増
活動火山対策用避難施設整備費	13,128	19,160	△ 6,032	68.5
(2) 防災知識啓発等委託費等	291,120	311,484	△ 20,364	93.5
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	15,979,053	15,172,801	806,252	105.3
消防施設等整備費	15,448,113	14,603,658	844,455	105.8
林野消防施設整備費	159,794	185,909	△ 26,115	86.0
石油コンビナート消防施設整備費	250,157	254,346	△ 4,189	98.4
防災資機材施設整備費	42,000	18,000	24,000	233.3
空港災害用防災資機材整備費	61,331	83,663	△ 22,332	73.3
原子力災害用防災資機材整備費	17,658	27,225	△ 9,567	64.9
小 計	20,837,438	19,702,470	1,134,968	105.8
◎上記以外の重点事項				
1 (財)日本消防協会補助に要する経費	41,000	41,000	—	100
2 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	59,788	65,750	△ 5,962	90.9
3 無線通信施設整備に要する経費	49,030	95,242	△ 46,212	51.5
小 計	149,818	201,992	△ 52,174	74.2
◎その他の経費	1,421,206	1,375,258	45,948	103.3
計	22,408,462	21,279,720	1,128,742	105.3

力の充実強化に大いに役立っており、なお一層の拡充が望まれている。

(4) 国の消防費

消防庁の昭和56年度予算額は、第15—8表に示すとおり、全体で224億846万円で前年度より11億2,874万円(5.3%)の増加となっている。

総額のうち、205億4,632万円(91.7%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

附 属 資 料

(注) 表のみかた

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値とその内訳を合算した数値とが一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は、次のとおりである。
 - 又は空欄：皆無（該当なし）
 - 0 ：単位未満
 - △ ：負数
 - … ：不明

附属資料1 昭和55年度の法令の制定
昭和55年度に制定された法律（消防関係）

法律名	施行年月日	要 旨（消防関係部分）
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）（国土庁所管）	55. 5. 28	強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体等の実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等、国の財政上の特別措置について定めた。（昭和60年3月31日までの限時法）
地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（昭和55年法律第106号）	55. 12. 8	非常勤消防団員等に係る年金たる補償を受ける権利について、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けを受けるための担保に供することができることとした。

昭和55年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係部分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和55年政令第67号）	55. 4. 5 （一部は 55. 9. 1）	非常勤消防団員等に係る損害補償について、補償基礎額の引上げを行い補償の基準の改善を図るとともに、年金たる損害補償の支給期月を変更した。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第68号）	55. 4. 5	基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を増額するとともに、非常勤消防団員等の公務災害補償等の改善に伴い、基金に対する掛金の額を改定した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（昭和55年政令第165号）	55. 6. 10	石油コンビナート等特別防災区域として、新たにむつ小川原地区及び波方地区を指定するとともに、伏木地区等について区域の拡張を行った。
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和55年政令第174号）（国土庁所管）	55. 6. 20	地震対策緊急整備事業に係る国の負担又は補助の特例が適用される消防用施設の範囲を定めた。

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係部分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和55年政令第321号）	55. 12. 8	遺族補償年金の額の引上げを行った。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（昭和55年政令第340号）	55. 12. 26	石油コンビナート等特別防災区域のうち、東播磨地区及び姫路臨海地区について区域の拡張を行った。
消防法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第6号）	56. 7. 1	消防機関に届出を要する物質として毒物及び劇物を追加するとともに、準地下街に対する規制を新設し、また地下街、準地下街等に対し、ガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。

附属資料 2 昭和55年中の主な災害等

月 日	事 項
1 12	滋賀県甲西町のガラス容器製造会社の倉庫から出火。2棟全焼, 1棟半焼。建物延べ47,871㎡焼損。損害額21億9,900万円。
1 17	石川県羽咋市の紡績工場屋根裏から出火。倉庫, 寮など29棟全焼。建物延べ20,256㎡焼損。損害額36億円(うち収容物損害26億円)。原因は落雷。
2 1	東京都小金井市の住宅兼アパートの住宅部分から出火。住宅の一家とアパートの主婦合わせて5人死亡。
2 3	大阪生野区の住宅から出火。一家4人死亡。原因は、電気ストーブに可燃物が接触して燃え広がったため。
2 12	沖縄県那覇市のアパートで、瞬間湯沸器のつけ放しによる酸欠のため一家4人が死亡。
2 13	高知県室戸市の山林でたき火の残火が再燃し、森林220ha焼損。異常乾燥注意報発令中で火勢が強く、消火作業が難航し15日に至ってようやく鎮火。
2 17	三重県紀和町の山林でたき火の不始末から出火。林野280ha焼損。出火当時風が強く、また現場が急斜面であったために消火作業が難航した。
2 24	兵庫県太子町の住宅から出火。母子ら4人死亡。
4 10	北海道江別市の住宅から出火。出火時両親は不在で子供5人死亡。原因は子供の火遊び。
4 22	東京都杉並区の共同住宅から出火。幼い姉妹と泊りに来ていた母子計4人死亡。原因はたばこの火の不始末。
4 24	茨城県岩井市のテレビ製造工場の梱包荷造場から出火。建物3,016㎡焼損。損害額7億9,300万円。原因は溶接の火花が飛んで可燃物に燃え移ったため。
4 24	広島市の製パン工場から出火。建物4,512㎡焼損。損害額4億1,300万円。原因はアセチレンガス溶接機の火花が飛んで可燃物に燃え移ったため。
5 4	北九州市の山林で、登山者が炊事中、火が周囲の枯れ草に燃え移り林野火災となった。原野230ha焼失。
5 12	熊本県御船町の医院から出火。老人患者4人が逃げ遅れて死亡, 3人負傷。原因はたばこの火の不始末。
6 3	広島市の倉庫兼住宅の2階居室でLPガスが爆発して出火。3人死亡。原因はガスコンロ接続部から漏れたガスにライターの花が引火したため。
6 17	広島県府中市の樹脂工場から出火。5人死亡。
6 20	埼玉県上尾市の包装紙製造工場の作業場から出火。工場2,995㎡全焼。損害額5億6,400万円。
6 27	神戸市神戸港のふ頭にけい留中の貨物船から出火。船体及び船載貨物を焼損。損害額4億4,700万円。原因は、溶接作業中の火花が飛んで貨物に燃え移ったため。
8 3	北海道幌延町のサロベツ原野で枯れ草, 笹等が燃え出し原野600haが燃えた。空気が乾燥していて火勢が強く、また現場が湿原地帯のため消火作業

月 日	事 項
8 14	が難航した。出火後3日目に空中消火が実施されようやく鎮火。
8 16	富士山で落石事故。岩石の直撃を受けて、登山者12人死亡, 31人負傷。
8 16	静岡県静岡市の静岡駅前ゴールデン街第1中央ビル地階において小爆発が生じ、その約30分後、小爆発によって破損したガス配管から漏れた都市ガスが引火して爆発し火災となった。死者15人(消防職団員5人を含む)、負傷者222人。損害額5億5,400万円。
8 19	東京都新宿区新宿駅西口のバスターミナルで発車待ちしていたバスの車内に、火の着いた新聞紙を投げ込み、更にガソリンをまいて放火。乗客6人死亡, 17人負傷。
8 26 31	日本列島に停滞した低気圧の影響で、中国, 九州地方に強い雨が降り続き、死者・行方不明者27人, 負傷者73人, 住家の全壊・流出187棟のほか農林水産業施設などに甚大な被害が生じた。
9 4	滋賀県彦根市の污水处理施設のマンホール内を清掃中、硫化水素が発生し、酸欠・中毒により5人死亡。
9 10 11	台風第13号の影響により、中国, 四国, 九州地方で豪雨による被害が続出した。死者10人, 負傷者63人。住家の全半壊・流出23棟。
9 25	大阪府泉南市の紡績工場から出火。建物2,853㎡焼損。損害額6億9,000万円(うち収容物損害5億9,300万円)。
10 1	愛知県大府市の丸全昭和運輸東海倉庫から出火。この倉庫には大量の化学薬品が保管されていたため場合によっては有毒ガスを発生するおそれがあり、付近の住民に避難命令が出された。原因は、溶接中の火花が可燃物に着火して燃え広がったため。建物2,613㎡焼損。損害額8億円(うち収容物損害7億円)。
10 17	富山県黒部市のアルミニウム工場2階から出火。建物5,442㎡焼損。損害額7億5,700万円。原因は屋内配線の絶縁不良。
11 13	愛媛県小杉町の旅館から出火。従業員2人死亡。近くの旅館など17棟全焼, 延べ5,482㎡焼損。損害額3億2,700万円。
11 20	栃木県藤原町川治温泉の川治プリンスホテルで午後3時過ぎに出火。当日は老人客が多かったうえに避難誘導が徹底されなかったこともあり死者45人(うち宿泊者40人), 負傷者22人を出した。建物3,582㎡焼損, 損害額5億3,400万円。
11 27	千葉県船橋市の会社寮4階から出火。母子ら4人死亡。原因は放火心中。
11 28	岩手県岩手町のスナック(地階)で漏えいしたLPガスが引火爆発して出火。4人死亡, 8人負傷。
11 29	滋賀県守山市の化学繊維紡績工場の資材倉庫から出火。1棟14,949㎡全焼。損害額20億9,000万円。
12 26	山形県新庄市の住宅から出火。母子3人死亡。原因は石油コンロの火が衣類に燃え移ったため。

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
北海道	2 509	1 993	96	150	16	—	254
青森	897	659	128	50	3	—	57
岩手	589	455	69	24	2	—	39
宮城	918	616	68	58	8	—	168
秋田	598	447	77	18	1	—	55
山形	554	423	35	30	—	—	66
福島	941	652	99	51	—	—	139
茨城	1 514	806	182	71	1	—	454
栃木	1 122	604	127	73	—	—	318
群馬	1 070	721	48	71	—	—	230
埼玉	2 170	1 592	40	138	—	—	400
千葉	2 459	1 283	216	158	5	2	795
東京都	7 003	4 196	38	520	7	—	2 242
神奈川県	3 012	1 755	47	250	8	—	952
新潟	955	747	61	54	2	—	91
富山	321	268	14	19	1	—	19
石川	454	312	35	28	3	—	76
福井	298	218	14	21	1	—	44
山梨	409	271	51	25	—	—	62
長野	777	588	61	41	—	—	87
岐阜	1 179	612	80	50	—	—	437
静岡県	1 958	1 105	131	130	8	—	584
愛知県	3 919	2 027	117	269	3	—	1 503
三重	1 045	471	138	58	2	—	376
滋賀	508	301	22	34	—	—	151
京都	552	401	46	31	—	—	74
大阪	5 459	4 059	107	403	8	—	882
兵庫県	3 048	1 836	325	174	8	—	705
奈良	215	163	19	25	—	—	8
和歌山	303	215	46	10	3	—	29

火災損害状況

(昭和55年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
2 377	804	387	1 186	150 897	94 853
894	410	114	370	59 249	20 150
697	372	61	264	55 088	6 589
860	298	78	484	38 155	3 784
609	290	61	258	50 760	5 259
592	217	61	314	33 333	1 631
895	392	99	404	55 556	3 946
1 163	511	100	552	54 158	4 382
878	328	71	479	35 087	3 279
981	352	80	549	49 407	1 563
2 247	634	255	1 358	92 455	483
1 648	515	143	990	51 404	3 295
6 040	691	429	4 920	91 180	1 162
2 353	489	177	1 687	59 555	1 744
1 043	362	96	585	70 755	2 408
368	119	52	197	30 541	296
471	145	59	267	42 491	1 145
307	87	38	182	15 188	333
356	125	43	188	17 249	2 788
771	300	92	379	43 798	1 684
782	208	82	492	32 657	12 725
1 527	432	154	941	65 786	4 686
2 616	530	258	1 828	82 277	3 392
686	222	69	395	33 174	33 178
369	100	36	233	80 428	3 484
593	163	86	344	22 775	1 141
5 005	513	350	4 142	108 493	4 666
2 344	401	207	1 736	68 398	58 009
228	116	40	72	15 620	1 134
340	143	48	149	16 262	2 348

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
鳥取	339	224	41	22	1	—	51
島根	452	268	64	15	1	—	104
岡山	1 069	661	156	51	1	—	200
広島	1 608	924	191	96	8	—	389
山口	925	549	96	56	8	—	216
徳島	490	314	42	21	1	—	112
香川	633	401	63	27	1	—	141
愛媛	679	481	71	39	6	—	82
高知	488	339	66	23	5	—	55
福岡	1 870	1 308	143	128	8	—	283
佐賀	357	250	24	20	—	—	63
長崎	698	420	96	37	13	—	132
熊本	605	411	64	46	2	—	82
大分	531	375	74	23	1	—	58
宮崎	544	341	67	27	4	—	105
鹿児島	1 085	644	139	57	4	—	241
沖縄	756	308	186	51	1	—	210
全国計	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2	13 821
札幌	514	394	5	31	—	—	84
東京	5 060	3 199	—	381	6	—	1 474
横浜	1 249	660	—	101	3	—	485
川崎	346	261	—	28	2	—	55
名古屋	1 203	642	14	103	2	—	442
京都	215	190	3	14	—	—	8
大阪	1 676	1 214	—	164	7	—	291
神戸	791	474	69	60	4	—	184
広島	516	304	32	46	2	—	132
北九州	323	248	20	18	2	—	35
福岡	389	313	9	34	4	—	29
11大都市計	12 282	7 899	152	980	32	—	3 219

(注) 11大都市は全国計の内数である。

火災損害状況(つづき)

(昭和55年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
294	75	34	185	12 705	3 258
401	184	31	186	24 912	1 919
890	289	95	506	45 664	38 617
1 301	303	135	863	51 452	20 447
786	231	60	495	30 305	8 963
415	147	45	223	17 926	10 415
531	134	70	327	22 370	2 769
678	227	66	385	34 027	5 709
514	201	58	255	20 316	28 952
1 767	474	192	1 101	75 610	69 021
329	100	34	195	17 024	1 185
542	198	69	275	26 027	3 439
542	198	53	291	29 190	28 872
489	162	46	281	24 797	10 156
477	196	29	252	20 976	4 066
927	379	64	484	38 601	2 152
394	123	47	224	14 248	5 208
51 317	13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685
454	55	48	351	14 153	1 811
4 646	453	332	3 861	68 529	—
883	182	58	643	20 662	—
326	38	33	255	4 471	—
881	125	80	676	20 259	190
327	67	55	205	10 222	140
1 605	117	154	1 334	28 999	—
655	78	53	524	12 027	2 544
416	47	37	332	11 194	141
334	86	56	192	13 430	44 778
460	96	34	330	14 619	161
10 987	1 344	940	8 703	218 565	49 765

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り人員 災数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	127	350	1 874	670	293	911	5 641
青森	47	84	649	332	74	243	2 282
岩手	34	69	372	177	34	161	1 390
宮城	16	114	526	191	41	294	1 928
秋田	14	60	383	171	43	169	1 455
山形	36	77	337	110	39	188	1 295
福島	47	110	494	192	61	241	1 886
茨城	51	117	668	266	63	339	2 484
栃木	96	131	486	161	33	292	1 738
群馬	36	130	589	188	42	359	2 216
埼玉	95	327	1 548	487	136	925	5 508
千葉	77	248	1 093	317	100	676	3 738
東京都	140	1 196	5 558	1 061	521	3 976	15 847
神奈川県	110	451	1 916	452	138	1 326	5 905
新潟	44	148	698	239	51	408	2 698
富山	19	71	218	67	30	121	873
石川	23	86	308	103	35	170	1 137
福井	18	51	195	53	24	118	758
山梨	10	45	231	59	37	135	759
長野	23	107	449	144	51	254	1 702
岐阜	21	131	510	95	59	356	2 075
静岡	74	439	950	307	95	548	3 120
愛知	92	387	1 737	326	192	1 219	5 909
三重	34	127	416	135	42	239	1 422
滋賀	18	67	201	46	24	131	792
京都	29	112	480	136	56	288	1 208
大阪	100	678	4 727	861	332	3 534	14 785
兵庫県	81	359	2 073	461	172	1 440	6 510
奈良	12	46	143	69	23	51	496
和歌山	16	58	278	107	52	119	762

火災損害状況(つづき)

(昭和55年中)

計	損害額(千円)									
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他		
	建物	収容物	小計							
7 831 837	3 358 435	4 200 286	7 558 721	68 825	99 705	43 242	—	61 344		
3 013 026	1 609 556	1 305 717	2 915 273	67 794	12 850	2 600	—	14 509		
2 364 497	1 237 426	1 084 376	2 321 802	18 610	17 100	3 782	—	3 203		
2 485 367	1 165 675	1 234 725	2 400 400	33 641	23 317	2 969	—	25 040		
2 297 858	1 280 497	989 476	2 269 973	12 209	13 819	196	—	1 661		
1 508 757	741 863	741 002	1 482 865	6 929	13 797	—	—	5 166		
2 520 815	1 249 989	1 213 167	2 463 156	13 616	30 254	—	—	13 789		
4 428 947	2 066 416	2 200 588	4 267 004	69 919	29 527	100	—	62 397		
2 702 773	1 200 087	1 358 354	2 558 441	5 468	118 397	—	—	20 467		
2 168 694	1 018 353	1 101 288	2 119 641	12 419	27 085	—	—	9 549		
10 180 662	4 213 892	5 699 680	9 913 572	1 925	58 123	—	—	207 042		
3 794 203	2 106 760	1 507 508	3 614 268	12 980	70 083	36 785	209	59 878		
17 455 477	5 974 661	11 156 445	17 131 106	6 404	155 714	9 704	—	152 549		
4 744 469	2 513 886	2 036 810	4 550 696	28 132	91 254	1 331	—	73 056		
4 395 808	2 050 225	2 293 197	4 343 422	8 064	18 163	10 256	—	15 903		
1 837 373	727 686	1 102 285	1 829 971	1 830	5 280	25	—	267		
5 093 802	1 876 210	3 201 188	5 077 398	4 205	5 805	4 800	—	1 594		
870 857	379 580	482 180	861 760	1 618	5 591	796	—	1 092		
826 990	424 169	373 170	797 339	7 083	18 609	—	—	3 959		
2 307 096	1 277 594	990 667	2 268 261	4 925	11 194	—	—	22 716		
1 998 037	754 303	987 419	1 741 722	206 671	36 551	—	—	13 093		
4 575 235	2 440 041	1 914 085	4 354 126	29 304	83 093	17 166	—	91 546		
5 478 811	2 390 743	2 937 142	5 327 885	10 680	67 636	306	—	72 304		
2 775 260	1 011 556	1 058 419	2 069 975	613 507	33 828	53 956	—	3 994		
5 534 138	2 689 954	2 829 867	5 519 821	1 235	10 899	—	—	2 183		
1 623 241	849 045	754 860	1 603 905	1 326	7 267	—	—	10 743		
10 262 410	4 278 664	5 740 079	10 018 743	6 425	72 281	655	—	164 306		
6 072 136	2 515 115	2 933 483	5 448 598	56 751	36 385	461 541	—	68 861		
1 163 097	464 052	617 224	1 081 276	39 153	15 360	—	—	27 308		
1 264 854	599 040	625 535	1 224 575	22 856	8 101	7 190	—	2 132		

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
鳥 取	12	44	208	58	25	125	706
鳥 根	11	65	227	100	19	108	831
岡 山	33	144	572	181	60	331	1 907
広 島	44	211	991	235	104	652	3 047
山 口	40	98	573	176	43	354	1 836
徳 島	19	86	216	84	17	115	642
香 川	18	86	334	91	40	203	1 127
愛 媛	28	106	459	161	41	257	1 407
高 知	27	78	369	153	40	176	1 039
福 岡	44	246	1 360	397	146	817	4 352
佐 賀	15	44	235	63	17	155	922
長 崎	23	96	421	158	57	206	1 319
熊 本	25	96	337	126	25	186	1 206
大 分	17	54	360	127	32	201	1 206
宮 崎	11	52	355	158	25	172	1 057
鹿 児 島	27	140	612	263	28	321	1 814
沖 縄	13	27	212	81	28	103	730
全 国 計	1 947	8 049	37 948	10 595	3 640	23 713	123 467
札 幌	14	94	492	81	61	350	1 267
東 京	103	915	4 342	805	423	3 114	12 060
横 浜	39	156	752	186	49	517	2 332
川 崎	19	72	297	53	25	219	887
名 古 屋	27	148	752	117	87	548	2 343
京 都	15	49	297	72	37	188	609
大 阪	36	277	1 736	316	193	1 227	4 846
神 戸	25	97	730	129	59	542	2 141
広 島	13	56	366	64	30	272	1 036
北 九 州	14	41	297	123	57	117	841
福 岡	6	80	392	87	32	273	1 218
11大都市計	311	1 985	10 453	2 033	1 053	7 367	29 580

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和55年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	収 容 物	小 計					
565 137	255 540	285 301	540 841	12 357	5 014	270	—	6 655
1 052 926	542 184	491 000	1 033 184	10 717	3 793	1 500	—	3 732
3 118 735	1 318 534	1 704 332	3 022 866	52 626	28 702	200	—	14 341
3 635 386	1 513 104	1 933 573	3 446 677	111 567	25 425	41 017	—	10 700
1 463 398	760 261	588 001	1 348 262	79 628	14 148	9 418	—	11 942
861 391	432 510	340 491	773 001	62 449	6 050	75	—	19 816
1 651 286	716 421	869 557	1 585 978	22 050	5 651	146	—	37 461
1 552 999	819 989	649 965	1 469 954	60 046	10 419	1 257	—	11 323
1 380 034	603 931	580 339	1 184 270	173 814	11 598	2 331	—	8 021
3 606 711	1 884 595	1 646 758	3 531 353	9 012	44 044	5 086	—	17 216
838 162	422 158	388 025	810 183	15 290	5 823	—	—	6 866
1 260 107	563 301	631 898	1 195 199	15 824	9 528	31 367	—	8 189
1 727 003	795 368	889 732	1 685 100	16 839	13 104	1 550	—	10 410
1 382 407	605 873	717 482	1 323 355	34 819	14 931	3 352	—	5 950
631 816	346 120	250 377	596 497	18 517	4 088	6 172	—	6 542
1 635 802	867 757	733 327	1 601 084	6 160	13 547	185	—	14 826
767 423	417 764	289 739	707 503	4 697	6 089	600	—	48 534
150 707 250	67 330 883	77 660 119	144 991 002	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
1 350 269	595 065	746 481	1 341 546	—	6 193	—	—	2 530
14 311 420	4 678 470	9 425 567	14 104 037	—	133 409	1 204	—	72 770
1 867 168	888 903	942 316	1 831 219	—	25 047	80	—	10 822
405 156	241 470	149 030	390 500	—	8 653	10	—	5 993
1 493 642	623 645	841 631	1 465 276	62	19 937	303	—	8 064
500 846	281 902	208 536	490 438	5	4 655	—	—	5 748
2 350 646	1 027 897	1 282 626	2 310 523	—	15 391	655	—	24 077
1 982 615	593 800	904 533	1 498 333	718	14 387	456 903	—	12 274
996 130	575 956	412 109	988 065	121	5 532	329	—	2 083
533 350	275 097	243 807	518 904	291	5 319	2 039	—	6 797
931 713	408 212	513 571	921 783	670	5 928	1 905	—	1 427
26 722 955	10 190 417	15 670 207	25 860 624	1 867	244 451	463 428	—	152 585

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数							
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
1 月	5 826	3 827	298	331	8	1	1 361	
2 月	8 219	4 251	935	326	15	—	2 692	
3 月	7 637	4 083	827	365	17	—	2 345	
4 月	6 280	3 643	722	311	12	—	1 592	
5 月	5 024	3 171	521	350	13	—	969	
6 月	3 543	2 464	211	261	9	—	598	
7 月	3 061	2 304	46	266	13	1	431	
8 月	3 095	2 223	60	303	10	—	499	
9 月	3 092	2 235	45	293	13	—	506	
10月	3 770	2 661	105	311	17	—	676	
11月	4 372	3 066	159	319	10	—	818	
12月	5 966	4 086	191	337	18	—	1 334	
計	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2	13 821	

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	損 害						
	計	建 物			林 野	車 両	
		小 計	建 物	収 容 物			
1 月	19 454 804	19 058 277	7 780 592	11 277 685	56 353	191 730	
2 月	17 771 431	16 448 873	7 760 427	8 688 446	1 037 960	99 865	
3 月	14 508 800	14 149 410	7 128 366	7 021 044	121 485	128 403	
4 月	14 639 602	13 994 033	6 495 014	7 499 019	347 074	117 024	
5 月	10 983 994	10 305 699	4 975 005	5 330 694	421 338	121 567	
6 月	9 894 075	9 193 534	3 820 280	5 373 254	62 923	54 686	
7 月	7 317 811	7 102 921	3 262 653	3 840 268	670	111 997	
8 月	8 805 161	8 442 222	3 919 381	4 522 841	3 731	126 859	
9 月	8 348 541	8 137 335	3 548 825	4 588 510	1 091	121 469	
10月	9 786 955	9 489 683	4 183 119	5 306 564	7 422	99 437	
11月	13 799 473	13 546 043	7 402 936	6 143 107	10 752	113 083	
12月	15 396 603	15 122 972	7 054 285	8 068 687	10 117	132 902	
計	150 707 250	144 991 002	67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	

損 害 状 況

(昭和55年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林 野(a)	死 者	負 傷 者
5 245	1 537	532	3 176	282 409	9 607	233	774
6 099	1 785	639	3 675	254 584	179 054	256	958
5 725	1 728	540	3 457	226 259	41 537	223	839
5 076	1 478	459	3 139	208 824	93 077	197	733
4 240	1 110	442	2 688	162 046	113 717	148	637
3 303	877	302	2 124	141 722	18 085	102	512
2 877	575	282	2 020	98 083	911	92	488
2 829	690	278	1 861	111 873	62 325	99	701
2 862	681	250	1 931	113 822	4 557	95	417
3 490	892	313	2 285	136 662	2 174	107	459
4 101	1 104	427	2 570	182 612	2 125	197	648
5 470	1 433	490	3 547	209 430	3 516	198	883
51 317	13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049

損 害 状 況 (つづき)

(昭和55年中)

額 (千円)			り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数
船 舶	航空機	そ の 他	計	全 損	半 損	小 損	
7 747	179	140 518	4 234	1 237	465	2 532	13 824
33 543	—	151 190	4 620	1 439	463	2 718	15 010
17 582	—	91 920	4 290	1 300	377	2 613	13 844
9 464	—	172 007	3 719	1 052	349	2 318	12 310
38 196	—	97 194	3 055	877	297	1 881	9 855
458 661	—	124 271	2 353	586	250	1 517	7 683
11 211	30	90 982	2 055	431	198	1 426	6 648
33 235	—	199 114	1 970	457	187	1 326	6 671
15 734	—	72 912	2 100	534	188	1 378	6 769
70 854	—	119 559	2 394	647	217	1 530	7 714
33 260	—	96 335	3 055	843	301	1 911	9 794
32 439	—	98 173	4 103	1 192	348	2 563	13 345
761 926	209	1 454 175	37 948	10 595	3 640	23 713	123 467

附属資料5 出火原因別

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り災世帯数	損害額 (千円)
たばこ	7 338	6 760 545	4 906	4 550	12 446 554
火あそび	6 012	1 323 367	3 768	2 325	6 429 244
たき火	5 805	9 212 184	1 563	487	3 198 937
こんろ	4 909	385 323	5 798	5 241	7 433 934
風呂かまど	3 783	114 248	4 363	3 914	3 974 052
放火	3 376	219 986	2 498	1 856	6 112 119
ストーブ	2 675	158 238	3 666	3 370	10 273 934
放火の疑い	2 371	103 728	1 862	1 205	4 147 132
マッチ・ライター	1 720	3 852 846	1 288	1 289	2 641 534
煙突・煙道	1 073	180 181	1 155	805	2 868 475
電灯・電話等の配線	800	38 179	704	423	2 681 210
灯	544	27 823	704	726	1 913 220
こたつ	509	39 662	771	711	1 939 035
電気装置	502	23 323	430	175	1 680 217

附属資料6 主な出火

年 出火原因	昭和50年			昭和51年			昭和52年		
	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %
たばこ	1	9 257	14.9	1	8 814	14.1	1	9 069	14.2
たき火	2	6 645	10.7	2	6 616	10.6	2	6 850	10.7
火あそび	3	6 169	9.9	3	6 247	10.0	3	5 850	9.1
こんろ	4	4 112	6.6	5	4 293	6.9	5	4 434	6.9
放火(疑いを含む)	5	3 872	6.2	4	4 465	7.2	4	5 417	8.5
風呂かまど	6	3 248	5.2	6	3 155	5.1	6	3 224	5.0
ストーブ	7	2 497	4.0	7	2 757	4.4	7	2 581	4.0
マッチ・ライター	8	2 407	3.9	8	2 102	3.4	8	2 188	3.4
煙突・煙道	9	1 265	2.0	9	1 308	2.1	9	1 253	2.0
こたつ	10	761	1.2	11	685	1.1	13	577	0.9
電灯電話等の配線	11	657	1.1	10	727	1.2	10	748	1.2
電気装置	12	583	0.9	14	546	0.9	11	591	0.9
取灰	13	578	0.9	12	610	1.0	12	585	0.9
炉	14	558	0.9	15	518	0.8	15	510	0.8
灯	15	531	0.9	13	607	1.0	14	567	0.9
		62 212			62 304			63 974	

火災損害状況

(昭和55年中)

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り災世帯数	損害額 (千円)
取灰	498	51 347	590	322	852 824
炉	434	27 641	474	95	1 220 563
配線器具	398	13 865	350	179	1 235 423
交通機関内配線	393	610	16	15	137 386
かまど	389	598 941	500	216	879 138
内燃機関	370	313 110	62	18	214 524
電灯・ネオン	358	14 674	389	231	783 499
電気アイロン・電気こて	130	10 266	190	192	1 037 436
いり	61	5 122	89	35	125 065
火ばち	38	2 778	53	35	129 991
その他の電気	1 659	81 164	1 691	1 192	5 637 628
その他・不明	13 740	31 637 675	13 437	8 341	70 714 176
計	59 885	55 196 826	51 317	37 948	150 707 250

原因の推移

年 構成割合	昭和53年			昭和54年			昭和55年		
	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %
14.2	1	9 920	14.1	1	8 347	13.1	1	7 338	12.3
10.7	2	9 877	14.0	2	7 649	12.0	3	5 805	9.7
9.1	3	6 335	9.0	3	6 258	9.8	2	6 012	10.0
6.9	5	4 514	6.4	5	4 797	7.5	5	4 909	8.2
8.5	4	5 369	7.6	4	5 944	9.3	4	5 747	9.6
5.0	6	3 665	5.2	6	3 752	5.9	6	3 783	6.3
4.0	7	2 766	3.9	7	2 515	3.9	7	2 675	4.5
3.4	8	2 268	3.2	8	1 840	2.9	8	1 720	2.9
2.0	9	1 305	1.9	9	1 094	1.7	9	1 073	1.8
0.9	13	558	0.8	14	462	0.7	12	509	0.8
1.2	10	782	1.1	10	811	1.3	10	800	1.3
0.9	14	542	0.8	11	564	0.9	13	502	0.8
0.9	11	587	0.8	13	512	0.8	14	498	0.8
0.8	15	520	0.7	15	450	0.7	15	434	0.7
0.9	12	560	0.8	12	558	0.9	11	544	0.9
		70 423			63 794			59 885	

附屬資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

Table with 10 rows and 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 出火場, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 出火原因, 出火原因. Includes incidents from 昭和46 to 昭和55.

(病院)

Table with 10 rows and 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 出火場, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 出火原因, 出火原因. Includes incidents from 昭和35 to 昭和52.

(劇場・映画館)

Table with 4 rows and 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 出火場, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 出火原因, 出火原因. Includes incidents from 昭和29 to 昭和33.

(劇場・映画館)(つづき)

Table with 6 rows and 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 出火場, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 出火原因, 出火原因. Includes incidents from 昭和34 to 昭和54.

(ホテル・旅館)

Table with 10 rows and 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 出火場, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 出火原因, 出火原因. Includes incidents from 昭和44 to 昭和55.

〔総合用途防火対象物(雑居ビル)〕

Table with 10 rows and 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 出火場, 事業所名(火元事業所名), 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 出火原因, 出火原因. Includes incidents from 昭和47 to 昭和55.

附属資料8 昭和21年以降

年	出火件数							焼計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 931	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 125	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 130	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 107	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 179	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 164	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 149	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 146	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 158	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 194	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 160	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 138	51 317	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴い、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年 以 降

年	区 分	り 災 世 帯 数			り 災 人 数	損	
		計	全 焼	半 焼		計	建 小 計
昭和21年		23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22		34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23		22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24		25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25		20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26		20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27		21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28		17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29		27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30		29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31		31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32		28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33		30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34		35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35		34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36		37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37		37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38		35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39		35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40		35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41		33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42		36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43		34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44		39 533	(全損) 15 506	(半損) 4 502	(小損) 19 525	145 372	70 171 860
45		41 782	15 697	4 820	21 265	151 103	83 387 083
46		42 636	15 158	4 588	22 890	148 152	78 569 529
47		40 176	13 291	4 266	22 619	137 966	84 106 133
48		43 464	14 458	4 507	24 499	147 650	113 795 975
49		40 153	12 305	4 371	23 477	135 595	112 305 713
50		39 030	11 976	3 921	23 133	128 561	110 148 495
51		40 716	13 034	4 002	23 680	134 604	160 953 944
52		39 693	11 614	4 023	24 056	129 990	129 393 052
53		39 789	11 770	3 933	24 086	131 927	130 538 604
54		37 801	10 617	3 701	23 483	123 051	136 827 438
55		37 948	10 595	3 640	23 713	123 467	150 707 250

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建物
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

害 額 (千円)						
建 物		林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
建 物	収 容 物					
...
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	...
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	...
...	...	152 172	227 993	
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	...
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282	...
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803	...
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958	...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906	...
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776	...
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518	...
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090	...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463	...
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466	...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	...
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697	...
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	...
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961	...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520	...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883	...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175

の評価額に対する当該建物の焼き損害額によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 事件数 指数	出火率 (指数)	死者 数 指	負傷者 数 指	損害額 指	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3

の火災損害比較

構成比(%)				火災損害額構成比(%)					
船	船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6		2.3		96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	
0.5		4.4		97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	
7.1				98.3	0.7		1.0		
0.7		5.0		97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	
0.7		4.9		96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	
0.6		6.5		98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	
0.6		7.0		98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	
0.8		7.8		95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	
0.7		8.6		89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	
0.7		8.8		97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	
0.9		9.2		97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	
0.8		11.0		95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	
0.8		13.1		83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	
0.7		13.6		95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	
0.7		13.9		93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	
0.7		12.9		88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	
0.7		13.8		87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	
0.7		13.5		90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	
0.6		14.5		93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	
0.5		15.9		92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	
0.5	0.0	16.4		92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6		92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3		93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5		96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5		93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4		93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0		96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5		95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8		94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6		94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2		95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1		96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0

附属資料10 昭和 21 年 以 降

番 号	出 火 場 所	出火年月日及び時刻	死 者 数	負傷 者 数	り 災 世帯数	り 災 人員数	焼損 棟数
2	新潟県村松市	21年6月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337
3	飯田	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田	22年4月20日11時48分	—	4	010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊市	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	松島	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	鳥取	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道取岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟県市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	新潟県市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	新潟県津水町	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の 大 火 記 録

焼損面積	損 害 額	出 火 原 因	気 象 状 況				
			天 気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
44 781	56 990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135 231	16 541	煙突の火の過熱	晴	SE	8.0	15.0	50
33 500	20 000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	たばこの吸が過熱	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	晴後曇	SW	4.0	15.0	…
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄曇	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が過熱	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が飛	薄曇	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機械車の残	曇	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不漏	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	たばこの吸が	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこん	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物 72 498	建物 5 088 259	こ た	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野 32ha	林野 143 000	こ た	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不煙	曇	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	不煙	曇	SW	7.4	…	82
建物 66 314	建物 1 000 000	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野 600ha	林野 980	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物 53 047	建物 2 155 350	か ま ど	晴	WSW	30.0	…	…
林野 40 366ha	林野 3 784 596	か ま ど	晴	WSW	30.0	…	…
51 752	774 317	放たば	晴	SW	14.2	…	60
44 664	2 221 191	放たば	晴	W	5.5	…	72
64 698	3 975 200	放たば	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	放たば	晴	W	5.2	…	60
34 116	300 000	不	晴	NE	1	…	96
37 453	2 069 455	たがた	晴	WSW	22	…	40
53 537	1 565 605	たがた	晴	W	22	25	53
37 790	1 203 268	たがた	曇	WSW	5.7	…	52
33 846	2 321 732	不	晴	S	8.0	…	44
152 105	40 500 000	不	晴	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不	曇	E	0.0	…	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)			建物		
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	
北海道	道	1	—	21	64	143	
	青森	1	—	—	—	—	
	岩手	1	—	4	3	5	
	宮城	2	7	34	4	51	
	秋田	1	—	15	—	2	
	山形	5	—	58	1	5	
	福島	9	11	58	7	25	
	茨城	—	—	—	4	5	
	栃木	6	—	4	2	3	
	群馬	—	—	1	—	1	
関東	埼玉	—	—	11	—	—	
	千葉	—	—	13	2	—	
	東京	2	—	38	2	7	
	神奈川	1	—	3	2	—	
	新潟	21	—	50	6	2	
	富山	1	—	—	—	—	
	石川	1	—	1	—	3	
	福井	9	—	39	15	29	
	山梨	12	—	31	—	1	
	長野	4	—	3	3	—	
中部	岐阜	—	1	1	1	1	
	静岡	—	—	8	—	5	
	愛知	1	—	15	—	20	
	三重	—	—	—	—	2	
	滋賀	—	—	—	—	—	
	京都	—	—	5	3	3	
	大阪	—	—	—	—	—	
	兵庫	1	—	12	—	3	
	奈良	—	—	—	—	—	
	和歌山	3	—	11	2	1	
近畿	鳥取	—	—	4	—	2	
	島根	—	—	5	3	11	
	岡山	3	—	2	8	13	
	広島	5	—	3	12	15	
	山口	5	—	16	25	29	
	徳島	1	—	2	—	2	
	香川	—	—	—	—	—	
	愛媛	2	—	10	5	11	
	高松	4	—	8	2	8	
	福岡	9	—	33	49	75	
九州	佐賀	4	—	8	16	20	
	長門	1	—	14	29	29	
	熊本	5	—	19	39	44	
	大分	6	—	7	5	18	
	宮崎	—	2	26	7	30	
	鹿児島	—	—	6	18	17	
	沖縄	—	—	5	12	13	
	計	127	21	604	351	654	
	地震災害を除いた計	126	21	534	351	653	

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な

都道府県別被害状況

(昭和55年中)

被害(棟)				り災世帯数	り災者数
床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家		
1 019	3 037	665	216	1 187	3 560
40	170	1	3	40	180
9	248	61	119	17	70
371	3 598	1 485	1 648	430	1 825
279	1 009	22	751	279	1 120
30	537	46	122	619	2 223
86	393	1 683	2 855	117	676
26	851	4	30	20	66
11	272	2	36	288	882
—	—	9	14	1	2
—	15	—	9	—	—
28	388	9	16	30	95
10	96	71	89	19	60
112	554	68	504	139	442
10	140	15	123	22	80
14	198	—	16	14	61
6	163	12	57	9	37
5	812	106	177	11	57
—	—	5	1	6	41
43	372	1	—	—	—
28	391	7	14	34	121
96	2 185	665	27	98	342
445	14 989	150	—	471	1 673
27	963	15	3	29	106
20	1 461	6	1	20	68
150	4 267	33	100	160	511
—	—	—	—	—	—
87	4 454	119	121	95	280
—	2	—	3	2	9
8	1 168	3	8	16	34
4	53	13	36	9	32
59	1 059	197	226	71	210
65	1 359	37	12	1 482	4 911
75	4 858	58	6	102	325
208	5 413	220	33	253	375
28	1 529	24	5	33	103
—	245	1	10	—	—
57	1 830	71	63	39	137
299	2 130	49	15	271	858
2 440	16 215	303	667	19 203	66 355
3 063	19 559	32	10	3 106	11 097
359	2 420	162	174	431	1 485
4 617	9 820	109	391	4 786	15 283
135	3 113	47	78	180	626
51	1 634	317	159	91	305
95	2 011	621	586	131	292
21	198	156	75	46	137
14 536	116 179	7 680	9 609	34 407	117 152
14 536	116 179	6 952	9 591	34 406	117 151

自然現象により生ずる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

区分	その					
	田 (ha)		畑 (ha)		道路	
	流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	箇所	箇所
北海道	0.4	2.8	—	66.1	206	—
青森	246.4	184.8	29.5	81.7	222	—
岩手	2.1	—	0.9	—	282	—
宮城	14.1	3 531.9	—	415.0	566	—
秋田	—	22.0	—	4.0	1 007	—
山形	29.7	1 235.5	1.0	—	305	—
福島	—	25.0	—	121.0	285	—
茨城	—	102.0	—	—	19	—
栃木	—	256.0	—	—	198	—
群馬	—	0.1	—	—	116	—
埼玉	—	—	—	—	29	—
千代田	3.9	200.0	1.0	25.0	462	—
東京都	—	—	0.8	4.9	172	—
神奈川県	—	—	—	—	31	—
新潟	27.6	—	—	—	463	—
富山	—	—	—	—	230	—
石川	—	11.0	—	11.2	366	—
福井	1.1	—	—	—	137	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	770	—
岐阜	14.6	—	1.0	—	459	—
静岡県	1.3	128.0	3.3	—	162	—
愛知県	0.8	—	0.4	—	240	—
三重	5.3	2 696.9	—	430.7	474	—
滋賀	3.0	17.0	—	36.1	124	—
京都	0.9	8.5	0.4	25.5	361	—
大阪	—	—	—	—	—	—
兵庫県	—	307.0	—	144.6	626	—
奈良	—	—	0.2	—	421	—
和歌山	0.9	1 280.6	0.4	972.4	894	—
鳥取	8.8	46.4	0.2	—	77	—
島根	120.6	3 830.2	—	313.8	2 596	—
岡山	210.0	1 688.0	—	96.0	3 588	—
広島	174.9	—	16.7	—	2 698	—
山口	4 596.9	4 628.0	338.5	406.2	4 273	—
徳島	—	3 971.0	—	3 816.0	841	—
香川県	—	—	—	—	318	—
愛媛	29.8	—	20.2	—	2 929	—
高知県	—	1 860.0	—	346.1	1 479	—
福岡	352.0	24 838.0	162.0	1 774.0	3 699	—
佐賀	579.1	15 702.0	292.6	—	2 269	—
長門	29.2	22.2	—	5.0	2 860	—
熊本	—	4 015.0	—	2 443.0	3 893	—
大分	620.5	5 387.5	461.6	396.7	2 725	—
宮崎	51.6	1 372.1	1.2	155.9	2 037	—
鹿児島	47.7	650.3	31.3	36.0	1 755	—
沖縄	—	83.8	3.2	171.8	62	—
計	7 173.2	78 103.6	1 366.4	12 298.7	47 726	—
地震災害を除いた計	7 173.2	78 103.6	1 366.4	12 298.7	47 692	—

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和55年中)

他				
橋りょう 箇所	河川 箇所	がけ崩れ 箇所	鉄道不通 箇所	船舶被害 隻
15	1 112	29	—	—
—	315	—	—	66
15	285	2	7	667
3	379	144	1	1 632
27	2 158	—	—	—
7	884	—	4	29
9	498	8	9	196
—	6	—	—	—
1	254	1	—	—
1	126	8	—	—
—	—	2	—	—
2	113	82	—	—
—	12	7	—	1
—	—	80	—	—
7	552	12	—	123
1	209	—	—	—
—	212	1	—	208
1	100	3	—	151
—	—	—	—	—
21	810	—	—	—
7	531	121	—	—
1	108	53	1	—
2	91	—	6	—
6	454	—	—	—
1	369	9	3	—
3	165	10	2	29
—	—	—	—	—
—	445	2	2	—
1	356	—	—	—
2	529	1	5	—
1	178	—	4	56
12	1 342	318	2	235
16	2 178	—	24	2
7	1 336	—	81	—
17	2 866	47	3	13
16	558	2	—	—
—	341	—	—	—
6	1 077	209	2	34
8	1 263	141	—	182
43	3 219	2 188	8	4
10	2 204	—	—	14
8	1 548	1 296	4	17
41	2 130	880	—	—
15	1 737	—	1	—
7	869	165	2	22
3	1 293	158	—	162
—	39	7	—	22
343	35 251	5 986	171	3 865
342	35 246	5 955	166	3 865

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)

(昭和55年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の 出動延人員 (人)	被害総額 (百万円)	
		都道府県(回)	市町村(団体)				
北海道	北 道	—	3	3	—	32 686	
	青森	—	—	—	—	17 199	
	岩手	—	7	—	10 639	88 677	
	宮城	—	33	—	9 651	29 291	
	秋田	—	14	—	7 146	43 224	
	山形	—	40	—	—	40 828	
	福島	1	68	—	10 408	110 701	
	茨城県	茨城	—	4	—	696	29 121
		栃木	—	1	—	704	13 824
		群馬	—	—	—	3	17 257
埼玉		—	—	—	—	529	
千葉		—	2	—	1 990	18 774	
東京		—	10	—	328	661	
神奈川		—	2	—	806	146	
新潟県		新潟	—	19	—	6 900	20 865
		富山	—	—	—	95	2 996
		石川	—	—	—	342	14 480
	福井	—	25	—	1 646	7 188	
	山梨県	山梨	—	—	—	41	5 339
		長野	—	9	—	4 725	11 260
		岐阜	—	—	—	—	13 471
		静岡	—	4	—	1 086	1 779
		愛知	3	62	—	2 152	4 834
		三重	4	259	—	—	12 789
滋賀県		滋賀	—	1	—	—	12 242
		京都	—	—	—	—	10 980
		大阪	—	—	—	—	—
		兵庫	—	1	—	4 982	8 002
	奈良	—	—	—	5	7 093	
	和歌山	—	—	—	—	6 550	
	鳥取県	鳥取	—	1	—	94	17 734
		岡山	1	15	—	2 754	16 585
		広島	—	59	—	13 164	34 084
		山口	—	12	—	—	39 123
徳島		—	27	—	6 272	36 730	
香川		1	27	—	1 020	15 901	
愛媛		—	—	—	591	2 668	
高松		8	125	—	5 272	39 875	
福岡		1	68	1	5 080	21 491	
福井県		福井	1	97	1	38 224	92 548
	佐賀	1	19	7	22 783	51 542	
	熊本	—	55	—	7 310	24 989	
	大分	—	49	5	31 282	59 801	
	宮崎	—	40	1	7 039	34 075	
	鹿児島	2	44	—	4 711	32 040	
	沖縄	2	97	—	4 200	28 161	
	計	28	1 328	18	214 845	1 138 068	
	地震災害を 除いた計	28	1 325	18	213 965	1 137 404	

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニ チュー ド)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
" 13. 1. 15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
" 14. 5. 23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12 584	3 711	—	16 295	2 925
" 5. 11. 26	北伊豆地震	7.0	2 165	—	75	2 240	272
" 6. 9. 21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
" 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2 346	216	4 917	7 479	3 008
" 10. 7. 11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
" 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
" 18. 9. 10	鳥取地震	7.4	7 485	251	—	7 736	1 083
" 19. 12. 7	東南海地震	8.0	26 130	—	3 059	29 189	998
" 20. 1. 13	三河地震	7.1	12 142	—	—	12 142	1 961
" 21. 12. 21	南海地震	8.1	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
" 23. 6. 28	福井地震	7.3	35 420	3 691	—	39 111	3 895
" 24. 12. 26	今市地震	6.4	873	—	—	873	8
" 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
" 35. 5. 23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
" 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
" 37. 4. 30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
" 39. 6. 16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
" 43. 2. 21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
" 43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
" 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
" 53. 1. 14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
" 53. 6. 12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住宅被害(棟)			
				死者	行方不明者	方負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9. 15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手九州より東北部, 特に鹿児島, 愛媛	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6. 18~22	台風	九州, 四国	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8. 13~18	台風	九州, 四国	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8. 31~9. 1	台風	東日本, 特に関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1. 10~14	風害	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部, 北日本, 特に近畿	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10. 13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6. 22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7. 10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	6. 23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7. 16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8. 11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	28. 9. 22~26	台風13号	全国, 特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	風害	北日本, 近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9. 10~14	台風12号	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9. 24~27	台風15号(洞爺丸風)	全国, 特に北海道, 四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2. 19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—

21	31. 4. 17~18	風水害	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320
22	7. 25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
23	1. 26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9. 26~28	台風22号(狩野川)	近畿以東, 特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	8. 12~14	台風7号(伊勢湾)	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9. 26~27	台風15号(伊勢湾)	全国(九州を除く), 特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	5. 24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	6. 24~7. 5	水害	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9. 15~16	台風18号(第二室戸)	全国, 特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10. 25~28	台風26号	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	1.	雪害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	7. 17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	9. 10~18	台風23・24・25号	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	9. 23~25	台風24・26号	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	8. 26~29	水害	新潟, 東北部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	8. 17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	7. 3~15	台風6・7・9号	全国, 特に北九州, 島根, 広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49. 5. 29~8. 1	台風8号	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	9. 8~14	台風17号	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54. 10. 17~20	台風20号	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 都道府県の防災訓練

区分 都道府県	回数	災 害 想				
		台風等の 風水害	地 震	コンビナ ート災害	大 火 災	林野火災
北海道	6	3	1	1	—	—
青森	1	1	1	—	—	—
岩手	1	1	1	—	—	—
宮城	4	1	1	—	1	—
秋田	3	1	1	1	1	1
山形	3	1	1	1	1	1
福島	9	8	3	1	—	—
茨城	1	—	1	1	—	—
栃木	2	—	1	—	—	—
群馬	1	—	1	—	—	—
埼玉県	3	—	2	—	—	1
千葉県	3	—	1	1	—	1
東京都	2	—	2	—	—	—
新潟	2	—	1	1	—	—
富山	1	—	1	—	—	—
石川	1	1	1	—	—	—
山梨	1	—	1	—	—	—
長野	3	1	2	—	2	1
岐阜	3	—	3	—	—	—
静岡県	2	—	1	1	—	1
愛知県	3	1	1	1	—	—
三重	1	—	1	—	—	—
滋賀	1	1	1	—	—	—
京都	—	—	—	—	—	—
大阪	2	1	1	—	—	—
兵庫県	2	1	1	1	—	—
奈良	2	1	1	—	—	1
和歌山	2	1	1	1	—	1
鳥取	2	1	1	—	—	—
島根	1	—	1	—	1	—
岡山	4	—	—	1	—	3
広島	2	1	—	—	—	1
山口	4	—	—	1	1	1
徳島	2	—	1	1	—	1
香川県	1	1	1	—	—	—
愛媛	2	1	1	—	—	—
高知県	6	6	1	—	—	—
福岡	1	1	—	—	—	—
佐賀	2	1	—	—	1	—
長門	2	1	—	1	—	—
熊野	1	1	1	1	—	1
大分	1	1	1	—	1	—
宮崎	3	1	1	—	—	—
鹿児島	2	1	—	1	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—
計	104	41	53	19	10	16

の実施状況

(昭和55年度)

定	訓 練 形 態				
	そ の 他	総合 (実働)	図 上	通 信	そ の 他
		2	1	2	水防工法訓練
		1	—	—	
		1	—	—	
		3	1	—	
海難救助		3	—	—	
		2	—	—	
		9	1	1	
		1	—	—	
高圧ガスの路上事故		2	—	—	
		1	—	—	
		2	—	—	1
		3	—	—	—
		2	1	—	2
		1	—	—	—
		2	—	—	—
		2	—	—	—
		1	1	—	1
		1	—	—	—
		2	—	—	—
		3	—	—	—
		1	—	—	—
		3	1	—	—
		1	—	—	—
		1	—	—	1
		—	—	—	—
		2	—	—	—
		1	—	—	—
		1	—	—	—
高圧ガス移動中事故 3		2	—	—	—
		1	—	—	—
		4	—	—	—
		2	—	—	—
夜間通信訓練		3	—	—	1
		2	—	—	—
		1	—	—	1
		2	—	—	—
		1	—	—	—
		2	—	—	—
		2	—	—	—
		1	—	—	—
		1	—	—	—
		1	—	—	—
		2	—	—	2
		—	—	—	2
		6	85	7	19
					1

附属資料15 都道府県別市

都道府県	区分	消防本部					消防署	出張所	消防職員	
		計	市	町	村	組合				
北海道	道	72	20	8		44	113	410	7 607	
	青森	16	1	2		13	25	58	1 910	
	岩手	14	3	1		10	18	55	1 398	
	宮城	13	4			9	24	75	2 027	
	秋田	17	2	1		14	19	59	1 525	
	山形	15	8	2		5	15	48	1 356	
	福島	12	2			10	23	70	1 857	
	茨城県	茨城	26	9	4	1	12	47	46	2 773
		栃木	15	4	1		10	16	47	1 758
		群馬	12	2			10	25	44	1 877
		埼玉	47	27	5		15	69	80	4 943
		千葉	33	18	5		9	55	99	5 213
東京		6(3)	3	2(2)	1(1)		77	209	18 057	
神奈川		28	19	7		2	52	156	7 065	
新潟県		新潟	35(1)	11	7	1(1)	16	43	61	2 501
		富山	22	9	11		2	29	25	1 114
		石川	11	3	3		5	16	37	1 106
		福井	12	1	3		8	14	42	919
山梨県		山梨	10	2	1		7	17	28	796
	長野	21(1)	9	2		10(1)	39	36	1 558	
	岐阜	22	8	2		12	37	48	1 846	
	静岡	29	15	1		13	36	83	3 182	
	愛知	45	28	6		11	61	101	5 834	
	三重	14	8			6	19	44	1 569	
滋賀県	滋賀	11	3			8	19	12	957	
	京都	16	11	4		1	28	42	2 502	
	大阪	31	22	5		4	69	152	8 288	
	兵庫	30	19	1		10	52	75	4 139	
	奈良	11	8	1		2	15	15	870	
	和歌山	17	7	5		5	23	9	897	
鳥取県	鳥取	3				3	8	18	578	
	岡山	11	2	1		8	12	38	754	
	広島	14	5			9	21	54	1 649	
	山口	22(1)	6	5		11(1)	35	49	2 646	
徳島県	徳島	11	3			8	19	22	750	
	香川	11	4	1		6	17	15	969	
	愛媛	16	5			11	17	31	1 172	
	高知	15	6			9	18	25	871	
福井県	福井	27	9	2		16	39	90	3 675	
	佐賀	10	3			7	14	20	845	
	長崎	10	3			7	15	70	1 482	
	熊本	14	2			12	20	41	1 657	
	大分	15	4	1		10	18	39	1 354	
	宮崎	9	6			3	12	22	843	
	鹿児島	17	6	1		10	21	38	1 397	
	鹿儿岛	23	10	2	3	8	24	19	1 017	
	沖縄									
	計	906(6)	369	103(2)	7(2)	427(2)	1 425	2 883	120 460	

(注) () 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭55. 4. 1 現在)

消防団	分 団	消防団常備部				消防団員
		計	市	町	村	
244	1 065				31 956	
68	712				23 902	
62	496				28 043	
77	506	2			25 980	
67	648	1		2	24 151	
44	365			1	32 600	
90	652				41 089	
92	1 218				30 821	
49	365				17 591	
70	480				14 033	
93	614				16 638	
72	1 019				35 217	
98	712				26 425	
58	517				18 817	
112	860				54 310	
41	296				9 896	
39	224	4		4	5 360	
32	243				5 549	
64	242				19 322	
122	903				48 789	
102	556				25 274	
75	665				27 135	
313	815				29 386	
69	484				15 140	
50	187				9 443	
73	382	2		2	22 720	
39	382	1		1	10 278	
117	1 881				58 493	
47	346				11 300	
50	302				13 210	
41	248				6 173	
59	398				16 053	
80	454				34 799	
93	706				28 621	
56	522				15 994	
46	445				12 439	
43	272				7 973	
70	531				23 471	
53	303				8 769	
108	727				28 487	
49	188				25 316	
79	885				25 522	
98	816				44 815	
58	468				20 105	
44	124				18 206	
96	734				17 926	
39	126	1		1	1 603	
3 641	26 084	11		11	1 069 140	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和40年度	114	64	50	—	2 △	2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	— △	1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1 △	12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △	1 △	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △	1 △	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24 △	27	1 896	632	1 264
48	365	2	363	△ 11	10 △	21	2 250	644	1 606
49	221	—	221	△ 7	— △	7	2 464	644	1 820
50	68	—	68	△ 4	— △	4	2 528	644	1 884
51	73	—	73	—	1 △	1	2 601	645	1 956
52	63	—	63	—	1 △	1	2 664	646	2 018
53	50	—	50	—	1 △	1	2 714	647	2 067
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56 (見込)	52	—	52	—	3 △	3	2 844	650	2 194

附属資料18 自主防災組織の

都道府県	市区町村数	自主防災組織する市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と自主防災活動項目別			
						防訓	防災知識の啓発	防巡	火視
北海道	212	43	674	97 769	5.2	92	117	137	
青森	67	14	54	7 850	1.8	23	27	34	
岩手	62	21	53	32 734	8.2	12	37	24	
宮城	74	56	1 117	279 787	47.3	528	538	321	
秋田	69	39	940	65 252	19.3	248	554	544	
山形	44	34	295	23 249	7.1	117	72	87	
福島	90	11	108	12 224	2.2	17	20	11	
茨城	92	18	277	54 258	7.7	97	73	124	
栃木	49	21	72	13 929	2.8	49	34	15	
群馬	70	23	132	191 732	37.0	60	33	86	
埼玉	92	37	785	397 447	24.8	146	320	246	
千葉	80	24	307	102 853	7.1	262	271	182	
東京都	64	40	3 643	2 938 697	67.5	3 473	3 467	2 081	
神奈川県	37	27	4 125	1 476 325	64.3	3 509	3 593	181	
新潟	112	22	205	18 721	2.9	48	42	69	
富山	35	12	174	55 485	19.1	77	93	103	
石川	41	25	674	59 060	18.5	424	187	297	
福井	35	23	750	52 511	24.9	314	239	70	
山梨	64	63	2 035	180 081	78.4	1 554	1 160	277	
長野	122	32	904	108 865	18.5	334	424	237	
岐阜	100	53	1 852	244 981	46.3	985	925	168	
静岡	75	75	4 362	871 564	89.0	3 545	2 781	1 100	
愛知	88	40	1 886	908 206	48.3	1 645	1 444	609	
三重	69	32	412	82 877	17.1	154	99	136	
滋賀	50	25	837	84 506	28.6	356	267	510	
京都	44	16	390	30 667	3.6	107	113	59	
大阪	44	7	375	94 265	3.4	1	1	1	
兵庫県	91	18	420	59 135	3.7	212	103	26	
奈良	47	14	243	53 478	15.2	32	27	75	
和歌山	50	13	216	19 911	6.0	38	32	3	
鳥取	39	35	853	54 626	31.5	304	146	131	
島根	59	16	352	18 225	8.0	36	249	48	
岡山	78	14	709	85 441	15.0	241	110	41	
広島	87	12	399	227 163	25.4	377	382	4	
山口	56	15	147	20 234	4.0	105	15	21	
徳島	50	10	101	7 364	3.0	90	10	6	
香川	43	16	78	26 011	8.6	41	20	24	
愛媛	70	7	62	64 317	13.3	5	6	—	
高知	53	15	343	19 861	7.0	57	40	48	
福岡	97	15	168	370 766	25.8	95	44	72	
佐賀	49	3	89	10 000	4.2	2	—	3	
長崎	79	9	77	7 586	1.6	49	—	—	
熊本	98	20	87	22 451	4.2	28	20	4	
大分	58	5	78	24 691	6.6	4	1	3	
宮崎	44	7	41	3 903	1.1	18	40	5	
鹿児島	96	23	668	143 075	23.3	46	497	30	
沖縄	53	2	43	6 664	2.2	19	24	22	
計	3 278	1 102	32 612	9 730 797	26.8	19 976	18 697	8 275	

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したもので

都道府県別結成状況

(昭56.4.1現在)

災害時の任務とされている活動項目別	自主防災組織数									
	三角バケツの購入	消火器の共同購入	その他	災害危険箇所等の視察	災害危険箇所等の情報収集	危険視察等の情報伝達	初消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食水
26	16	27	58	193	113	78	22	41		
22	18	5	12	40	38	37	29	4		
6	2	3	1	37	8	7	41	—		
635	76	52	354	726	433	384	731	139		
134	93	47	119	645	85	222	646	4		
13	2	59	29	186	27	34	79	6		
10	64	22	29	84	11	13	16	3		
48	69	56	71	271	145	150	62	24		
19	5	8	40	38	36	38	36	3		
4	12	69	25	66	13	57	72	13		
97	75	100	186	779	177	206	149	40		
90	99	143	258	268	263	267	222	76		
866	535	1 417	3 257	3 452	3 369	3 434	2 604	493		
3 097	113	2 939	3 772	3 725	3 784	3 795	3 668	406		
25	1	7	23	137	13	10	12	—		
40	21	15	8	156	20	34	20	18		
87	7	45	15	504	31	142	66	—		
107	27	90	12	317	23	124	1	—		
203	40	820	1 599	1 790	1 600	1 731	1 426	129		
183	6	167	190	561	255	441	271	28		
157	23	228	957	1 143	947	945	923	91		
1 984	665	1 916	4 165	4 261	4 128	4 065	3 513	494		
341	303	624	1 362	1 564	1 374	1 479	1 090	276		
22	69	70	87	339	105	103	4	35		
97	2	234	52	678	292	382	84	—		
96	18	26	20	284	5	7	29	1		
—	27	—	—	360	1	—	—	—		
41	160	150	117	265	184	173	117	162		
106	11	41	35	215	48	77	2	—		
21	2	1	1	42	—	—	6	1		
79	80	80	55	457	81	96	181	2		
80	19	62	62	227	109	190	174	2		
20	113	31	1	329	19	52	20	2		
8	6	1	367	394	369	373	7	6		
5	2	12	3	121	4	47	36	1		
3	10	10	2	98	4	2	6	2		
2	—	24	16	66	37	17	3	15		
1	1	17	15	24	—	19	20	—		
42	23	38	39	91	37	110	39	17		
75	5	47	83	91	47	56	55	5		
—	—	84	—	8	3	—	18	—		
—	2	23	22	73	24	25	25	23		
9	—	19	13	83	13	17	31	22		
—	1	5	2	4	—	2	—	1		
36	—	1	15	41	37	18	39	—		
12	—	19	8	552	37	39	25	3		
—	—	19	19	21	19	19	—	—		
8 949	2 823	9 873	17 576	25 806	18 368	19 517	16 620	2 588		

ある。

附属資料19 石油コンビナート等

都道府県	特別防災区域	面積 (km ²)	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高压ガスの処理量 (万N ²)	大型化学消防車 (台)
北海道	1 釧路小	1 020	8(1)	3	33	123	1
	2 苫小牧	18 293	9(5)	5	276	2 481	3
	3 室蘭	6 567	4(3)	11	205	15 659	3
	4 上川	750	2(1)	1	56	247	2
青森	4-2 小川	2 500	—	—	—	—	—
	5 青森	123	5(—)	—	18	—	1
	6 八戸	1 251	10(2)	5	40	296	1
宮城	7 塩釜	352	9(5)	3	26	607	—
	8 仙台	4 598	2(1)	5	275	2 685	2
秋田	9 男鹿	807	1(1)	1	66	52	2
	10 秋田	1 699	8(1)	7	59	203	1
山形	11 酒田	3 165	5(—)	3	27	2	1
福島	11-2 広野	1 099	1(—)	—	22	—	1
	12 いわき	6 955	9(2)	6	169	5 401	2
茨城	13 鹿島臨海	23 835	12(10)	12	633	25 717	4
千葉	14 京葉臨海北部	2 480	10(—)	5	56	376	2
	15 京葉臨海中部	44 660	37(27)	34	2 003	158 413	22
	16 京葉臨海南部	9 970	3(2)	1	17	1 386	1
東京	17 豊洲	891	3(—)	—	32	—	2
	18 品川・大井	322	3(1)	—	15	42	1
神奈川	19 京浜臨海	32 870	55(33)	52	1 400	118 501	20
	20 根岸臨海	6 340	4(2)	6	493	28 756	5
	21 久里浜	710	1(—)	—	57	—	1
新潟	22 新潟東港	18 551	9(1)	3	233	1 174	2
	23 新潟西港	6 975	7(3)	7	166	10 224	5
	24 直江津	2 723	4(—)	2	12	58	—
富山	25 富山	727	2(1)	5	116	198	1
	26 新伏木	343	1(—)	—	18	—	1
	27 伏木	170	6(—)	1	16	89	—
	28 婦木中	571	1(1)	—	1	4 998	—
石川	29 金沢港北	273	5(—)	4	23	443	1
福井	30 三国	1 399	6(—)	1	45	—	1
静岡	31 清水	1 130	4(1)	11	67	1 063	1
愛知	32 渥美	1 079	1(—)	—	117	—	1
	33 蒲郡	168	3(—)	2	18	181	1
	34 名古屋港	8 770	4(1)	6	33	1 588	1
	35 名古屋港臨海	25 704	33(9)	22	891	29 009	9
三重	36 四日市臨海	9 621	22(18)	15	721	68 844	6
	37 尾鷲	791	2(1)	2	70	36	1
大阪	38 大阪北港	4 470	11(1)	16	70	733	3
	39 堺北臨海	16 990	19(10)	29	627	95 060	12
	40 岬	557	2(2)	—	29	5	1
兵庫	41 尼崎	4 300	7(3)	14	47	356	1
	42 神戸	2 900	13(3)	6	123	2 680	2

(注) 第一種事業所欄の () は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況

(昭56. 4. 1現在)

大型高所放水車 (台)	泡原液車 (台)	その他の消防ポンプ自動車 (台)	泡消火薬 (kl)	オフインス (m)	オフインス張 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	—	2	91	5 060	2	—	—
1	2	4	103	7 360	1	1	—
2	3	9	158	4 460	4	2	—
2	2	1	63	2 240	3	—	1
—	—	—	—	—	—	—	—
1	1	—	49	3 240	5	—	—
1	1	—	115	6 285	1	—	—
—	—	2	94	5 680	13	—	—
2	2	2	88	7 700	2	1	2
1	1	2	28	1 720	1	—	—
1	1	2	121	6 170	2	—	—
1	1	2	53	3 840	1	—	—
1	1	—	38	2 200	1	1	—
2	2	8	225	5 960	1	1	—
3	3	18	247	11 460	2	1	1
2	2	—	99	6 580	1	—	—
10	14	45	730	34 100	10	2	5
1	1	2	34	2 640	1	—	—
2	1	—	37	3 780	3	—	—
1	1	1	35	2 700	2	—	—
10	12	41	714	42 600	13	1	1
5	5	7	166	9 730	3	1	1
1	1	—	11	1 620	1	—	—
2	2	—	100	7 580	1	1	—
2	2	1	120	5 020	3	—	1
—	—	7	52	3 000	1	—	—
1	1	2	55	6 600	1	1	—
1	1	—	11	1 620	1	—	—
—	—	2	56	3 780	1	—	—
—	—	2	7	—	—	—	—
1	1	—	58	3 240	1	—	—
1	1	1	57	4 860	2	—	—
1	1	2	129	7 900	4	—	—
1	1	—	11	2 160	1	1	—
1	1	1	35	2 160	4	—	—
1	1	4	36	4 520	5	—	1
8	8	19	519	31 419	21	1	—
4	4	19	1 066	25 035	6	2	3
1	1	3	163	15 100	6	—	4
1	1	9	199	8 000	1	—	—
8	8	23	532	24 160	12	1	—
1	1	—	28	2 280	1	—	—
1	1	8	72	6 500	4	—	—
2	2	8	192	13 080	5	—	—

附属資料19 石油コンビナート等特別防災区

都道府県	特別防災区域	面積 (km ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)	大型化学 消防車 (台)
兵庫	43 東播磨	11 432	5(4)	11	45	5 078	1
	44 姫路臨海	18 600	10(9)	8	368	12 539	3
和歌山	45 和歌山北部臨海	5 096	3(2)	—	16	3 272	1
	46 和歌山北部臨海中	1 491	3(3)	—	99	571	2
	47 和歌山北部臨海南	3 071	3(2)	—	592	13 763	6
岡山	48 水島臨海	25 357	17(16)	12	901	91 642	4
広島	49 福山	9 556	5(3)	4	22	5 426	—
	50 江田	186	2(—)	—	27	—	1
	51 能美	307	1(—)	—	67	—	1
山口・ 広島	52 岩国・大竹	5 340	8(7)	7	237	21 431	1
山口	53 下松	2 614	2(2)	3	106	668	2
	54 徳山・新南陽	7 764	10(9)	8	383	73 535	4
	55 宇野	4 725	5(3)	9	22	7 896	1
	56 小野	1 925	1(1)	—	387	5 410	2
	57 彦島	124	5(—)	—	32	—	代
徳島	58 阿南	800	1(—)	—	25	5	1
香川	59 番の州	4 225	3(2)	1	336	9 491	3
愛媛	60 新居浜	4 500	5(3)	6	21	22 600	1
	61 上浦	112	1(—)	—	26	—	1
	61-2 波方	295	—	—	—	—	—
	62 菊間	550	1(1)	—	155	1 209	2
63 松山	2 557	4(3)	1	123	11 359	2	
福岡	63-2 豊前	465	1(1)	—	14	1	—
	64 荻北	1 043	2(1)	2	17	1	1
	65 九州	23 554	20(9)	11	84	19 249	3
	66 福岡	456	9(1)	16	29	634	2
佐賀	67 唐津	325	3(1)	—	20	398	1
長崎	68 相浦	239	1(1)	—	18	1	1
	69 長崎	170	6(—)	5	15	87	—
熊本	70 八代	156	6(—)	—	12	—	1
大分	71 大分	10 177	12(12)	2	316	30 294	4
鹿児島	72 喜入	1 882	1(—)	—	885	—	2
沖縄	73 平安座	4 089	3(1)	—	557	7 683	2
	74 泊那	186	1(1)	—	38	501	1
	75 小那覇	781	1(1)	—	168	2 080	2
計		433 619	524(251)	412	15 584	924 510	187

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭56.4.1現在)

大型高所 放水車 (台)	泡 原 液 車 (台)	その 他の 消防 ポン プ 自 動 車 (台)	泡 消 火 薬 剤 (kl)	オ イ ル ス フ ェ ン ス (m)	オ フ 展 張 船 (隻)	油 回 収 船 (隻)	消 防 艇 (艇)
2	1	19	71	7 940	8	—	—
4	4	19	205	15 400	11	1	1
1	—	9	52	5 160	4	—	1
2	2	4	73	6 460	4	—	—
4	5	6	253	8 540	3	2	3
5	7	38	411	26 620	18	2	—
—	1	6	56	3 780	5	—	—
1	1	—	36	3 120	7	—	—
1	1	—	49	4 420	3	—	—
1	1	22	182	10 940	4	1	—
1	1	3	76	2 880	1	1	—
1	2	19	258	12 960	11	1	—
1	1	9	54	4 300	1	—	—
2	2	2	88	2 190	2	1	3
替	設	備	69	4 440	2	—	—
1	1	—	13	2 680	2	—	—
3	3	4	118	13 470	4	1	—
1	1	6	119	4 080	1	—	—
1	1	—	17	1 740	1	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2	2	1	36	2 700	3	1	—
1	1	6	126	5 400	4	1	—
—	—	—	12	1 640	1	—	—
1	1	3	22	3 240	2	—	—
4	3	15	241	16 120	8	—	—
1	2	—	104	6 980	1	—	—
1	1	2	20	2 820	1	—	—
1	1	—	12	1 620	1	—	—
—	—	1	47	3 780	1	—	—
1	1	—	57	4 380	1	—	—
3	4	12	217	8 280	5	1	1
2	2	2	132	8 240	4	3	5
2	2	5	109	6 900	4	2	6
1	1	—	37	2 320	1	1	1
2	2	1	72	2 100	1	1	1
143	153	473	10 241	572 779	284	38	42

附属資料20 空港における

種別	消防力等 空港名	空港の消防力					
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
一	新東京国際	2 400	4	1 200	1	8 000	4
	東京国際	3 700	1			6 000	1
		2 400 2 100 (粉)2 000	1 1 1			3 000	1
種	大阪国際	6 000	2				
		1 600 (粉)2 000	1 1				
二	稚内	2 500	1				
	旭川	工事中 (昭和57年供用開始の予定)					
	帯広	1 200	1				
	釧路	1 300	1			6 000	1
		1 820	1				
	函館	2 100	1	3 000	1		
	山形	2 000	1				
種	仙台	2 980	2			6 000	1
	新潟	2 100	1			6 000	1
		1 200 (1 300)	1 (1)				
名古屋	(1 865)	(5)	(2 080)	(1)	(15 600)	(1)	

(注) ()の中の数値は、防衛庁の消防力を示す。

消防力の現状

(昭56.4.1現在)

市町村名	空港所在市町村の消防力				協定の締結状況 空港との消防業務
	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	
成田市	2	8	1	6	○
東京都	50	372	13	112	○
豊中市	4	20	2	9	○
池田市	2	6		3	○
伊丹市	4	11	1	3	○
稚内市 (稚内地区消防事務組合)	1	6		2	○
旭川市	1	12	1	4	
東神楽町(大雪消防組合)		2			
帯広市	1	12	1	4	
釧路市	2	14		3	○
函館市	3	26	1	4	○
東根市	1	2	1	2	○
名取市	1	5		2	
岩沼市	1	3		1	○
新潟市	4	21	1	7	
春日井市	2	12	1	6	○
小牧市	1	7	1	3	○
豊山町(西春日井郡 東部消防組合)	1	4		3	○

附属資料20 空 港 に お け る

種 別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防 力					
		化 学 消 防 車		消 防 ポ ン プ 車		給 水 車	
		放射能力 (l/分)	台 数	放水能力 (l/分)	台 数	積載量 (l)	台 数
二 種	八 尾	2 100 (1 000)	1 (2)	(200)	(1)		
	広 島	2 500 2 680	1 1			6 000	1
	山 口 宇 部	3 500	1			10 000	1
	高 松	2 100	1			6 000	1
	松 山	2 100	2			6 000	1
	高 知	2 100	1			6 000	1
	福 岡	7 120 1 900	1 1			5 000	1
	北 九 州	2 480	1			4 500	1
	長 崎	2 100 3 000 (粉)2 700	2 1 1	2 300	2	6 000 4 500	1 1
	熊 本	2 100 (粉)2 700 (600)	2 1 (2)	(400)	(1)	6 000	1
	大 分	3 200 2 700	1 1			6 000	1
	宮 崎	2 100 1 200	1 1			6 000	1
	鹿 児 島	3 242 2 500	2 1	2 500	1		
	那 覇	2 500 (粉)1 900 (800) ((粉)1 890)	2 1 (2) (5)	(1 600)	(2)	8 000 (9 000)	1 (2)

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭56. 4. 1現在)

市 町 村 名	空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力				協定の締結状況 空港との消防業務
	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	
八 尾 市	1	11	1	4	○
大 阪 市	8	171	11	43	
広 島 市	3	49	4	27	○
宇 部 市	3	6		5	○
高 松 市	1	16	1	6	○
松 山 市	3	13	1	6	○
南 国 市		2		2	○
福 岡 市	3	41	5	17	○
北 九 州 市	7	62	2	18	○
大 村 市 (県央地域広域 市町村圏組合)	1	5		1	○
菊 陽 町・益 城 町 (高遊原消防組合)		5	1	4	○
武 蔵 町・安 岐 町 (東国東地域広域市 町村圏事務組合)		2			○
宮 崎 市	2	14	1	8	○
溝 辺 町 (始良郡西部消防組 合)		5		4	○
那 覇 市	1	19	1	5	○

附属資料20 空 港 に お け る

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防 力					
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
三 種	利 尻						
	礼 文						
	奥 尻			2 000	1		
	中 標 津						
	紋 別			2 400	1		
	女 満 別						
	青 森						
	花 卷	2 538	1				
	秋 田						
	大 島						
	三 宅 島						
	八 丈 島						
	佐 渡						
富 山							
福 井							

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭56.4.1現在)

空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力					協定の締結状況 空港との消防業務
市 町 村 名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	
東 利 尻 町 (利尻礼文消防事務組合)		1		1	○
礼 文 町 (利尻礼文消防事務組合)		1			○
奥 尻 町 (檜山広域消防組合)		1		1	○
中 標 津 町 (根室北部消防事務組合)		11		5	○
紋 別 市 (紋別地区消防組合)	1	2		1	○
女 満 別 町 (網走地区消防組合)	1	1		1	○
青 森 市	2	19	1	8	
花 卷 市 (花巻地区消防事務組合)		8	1	7	○
秋 田 市	3	13	1	6	○
大 島 町				2	
三 宅 村		1		2	○
八 丈 町				2	
両 津 市	1	2	1	2	○
富 山 市	3	17	1	9	○
春 江 町 (嶺北消防組合)	3	4		3	○

附属資料20 空 港 に お け る

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防 力					
		化 学 消 防 車		消 防 ポ ン プ 車		給 水 車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
三 種	松 本						
	南紀白浜						
	鳥 取						
	隠 岐						
	出 雲	2 000	1				
	岡 山	400	1				
	対 馬						
	福 江						
	老 岐						
	種 子 島						
	屋 久 島						
	奄 美	2 000	1				
	喜 界						
	徳 之 島	2 100	1				

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭56.4.1現在)

市 町 村 名	空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力				協定の締結状況 との消防業務
	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	
塩 尻 市	1	2		2	○
松 本 市	1	12	1	4	○
白 浜 町	1	4	1	1	○
鳥 取 市 (東部広域行政管理組合)	2	17	1	4	○
西 郷 町 (隠岐島町村組合)	1	6		6	○
斐 川 町 (出雲市外四町広域消防組合)	1	4	1	5	○
岡 山 市	1	25	2	8	○
美 津 島 町 (対馬総町村組合)		1		1	○
福 江 市 (下五島地域広域市町村圏組合)	1	3		1	○
石 田 町 (老岐広域圏町村組合)	1	2		2	○
中 種 子 町					
上 屋 久 町					
笠 利 町					
喜 界 町					
天 城 町					

附属資料20 空 港 に お け る

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防 力					
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
三 種	沖永良部						
	与論						
	栗国						
	久米島						
	南大東						
	北大東						
	伊江島						
	宮古	2 500	1				
	下地島	2 100	2				
	多良間						
	石垣	2 500	1				
	波照間						
与那国							

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭56.4.1現在)

空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力					空協定との締結状況 消防業務
市 町 村 名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	
和 泊 町					
与 論 町					
栗 国 村					
具志川村 (久米島消防組合)		2			○
南 大 東 村					
北 大 東 村					
伊 江 村					
平 良 市		5		2	○
伊 良 部 村		2		1	○
多 良 間 村					
石 垣 市		8		2	○
竹 富 町					
与 那 国 町					

附属資料21 都道府県別救急

都道府県	市町村数	人口 (昭55. 国調)	救急業務実施市町村 ^①		
			市町村数	人口 (昭55. 国調)	
北海道	212	5 576 110	212	5 576 110	
	67	1 524 029	67	1 524 029	
	62	1 421 969	62	1 421 969	
	74	2 082 272	72	2 053 120	
	69	1 256 781	68	1 246 255	
	44	1 251 878	44	1 251 878	
	90	2 035 302	90	2 035 302	
	茨城県	92	2 557 903	88	2 542 956
		49	1 792 205	49	1 792 205
70		1 848 566	70	1 848 566	
92		5 420 340	88	5 363 319	
80		4 735 437	74	4 703 535	
42		11 615 069	36	11 606 448	
37		6 924 258	37	6 924 258	
東京都		112	2 451 357	106	2 389 658
		35	1 103 459	32	1 100 259
	41	1 119 298	37	1 077 791	
	35	794 363	35	794 363	
山梨県	64	804 272	64	804 272	
	122	2 083 942	79	1 875 244	
	100	1 960 117	77	1 849 499	
	75	3 446 776	64	3 356 720	
	88	6 221 629	69	6 080 742	
	69	1 686 922	47	1 479 839	
	滋賀県	50	1 079 885	50	1 079 885
44		2 527 248	28	2 372 639	
44		8 473 412	38	8 381 136	
91		5 144 896	77	4 977 664	
47		1 209 299	29	1 071 249	
50		1 087 648	30	957 072	
静岡県	39	604 225	39	604 225	
	59	784 779	49	729 289	
	78	1 871 005	75	1 844 687	
	87	2 739 156	48	2 510 775	
	56	1 587 089	52	1 558 517	
徳島県	50	825 265	36	762 387	
	43	999 968	42	994 666	
	70	1 506 661	64	1 454 236	
	53	831 283	50	823 151	
高知県	97	4 553 520	94	4 499 393	
	49	865 603	49	865 603	
	79	1 590 554	78	1 588 734	
	98	1 790 277	98	1 790 277	
	58	1 228 924	58	1 228 924	
	44	1 151 575	28	1 032 509	
	96	1 784 364	67	1 543 799	
	53	1 106 595	38	1 068 453	
計	3 256	117 057 485	2 884	114 433 494	

(注) 東京都特別区は市として計上した。

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年増 加率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	①内における人口1万人当たりの救急出場件数 (件)
市町村数 (%)	人口 (%)	54年中 ^② (件)	55年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	81 682	89 456	9.5	160
100.0	100.0	20 646	21 761	5.4	143
100.0	100.0	18 690	19 424	3.9	137
97.3	98.6	20 540	22 522	9.6	110
98.6	99.2	13 809	14 825	7.4	119
100.0	100.0	14 440	15 500	7.3	124
100.0	100.0	27 205	29 686	9.1	146
95.7	99.4	34 753	37 362	7.5	147
100.0	100.0	23 400	25 663	9.7	143
100.0	100.0	27 533	29 034	5.5	157
95.7	98.9	87 672	94 012	7.2	175
92.5	99.3	84 436	90 283	6.9	192
85.7	99.9	266 994	284 301	6.5	245
100.0	100.0	141 798	151 886	7.1	219
94.6	97.5	32 107	34 481	7.4	144
91.4	99.7	11 805	12 858	8.9	117
90.2	96.3	12 155	13 414	10.4	124
100.0	100.0	10 078	11 087	10.0	140
100.0	100.0	15 122	15 619	3.3	194
64.8	90.0	25 692	27 964	8.8	149
77.0	94.4	24 056	25 887	7.6	140
85.3	97.4	46 085	50 318	9.2	150
78.4	97.7	87 124	91 392	4.9	150
68.1	87.7	20 615	22 493	9.1	152
100.0	100.0	18 612	20 024	7.6	185
63.6	93.9	41 297	44 069	6.7	186
86.4	98.9	193 888	203 110	4.8	242
84.6	96.7	72 385	78 546	8.5	158
61.7	88.6	17 862	19 966	11.8	186
60.0	88.0	16 121	17 566	9.0	184
100.0	100.0	7 585	8 401	10.8	139
83.1	92.9	9 075	9 799	8.0	134
96.2	98.6	24 947	27 198	9.0	147
55.2	91.7	38 022	40 858	7.5	163
92.9	98.2	25 104	26 617	6.0	171
72.0	92.4	12 640	13 738	8.7	180
97.7	99.5	16 724	17 687	5.8	178
91.4	96.5	22 562	24 856	10.2	171
94.3	99.0	15 676	16 587	5.8	202
96.9	98.8	66 895	72 541	8.4	161
100.0	100.0	11 127	12 242	10.0	141
98.7	99.9	19 897	22 069	10.9	139
100.0	100.0	20 571	23 054	12.1	129
100.0	100.0	14 568	16 167	11.0	132
63.6	89.7	12 456	14 229	14.2	138
69.8	86.5	20 338	22 960	12.9	149
71.7	96.6	22 374	24 219	8.2	227
88.6	97.8	1 869 163	2 007 731	7.4	175

附属資料22 都道府県別事故

都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	858	11	161	12 435	2 338	1 502
青森	188	7	75	4 312	514	262
岩手	136	3	56	3 747	476	297
宮城	265	12	58	4 935	519	248
秋田	29	—	51	2 781	393	238
山形	125	2	48	3 153	428	192
福島	68	8	68	5 973	693	358
茨城	171	2	106	9 967	888	438
栃木	230	8	34	7 791	585	333
群馬	74	3	43	8 033	764	376
埼玉	577	18	97	21 727	2 188	1 081
千代田	735	13	157	19 553	1 798	867
東京都	2 246	36	114	50 903	4 367	2 686
神奈川県	1 398	14	183	27 189	2 933	1 470
新潟	85	3	112	8 142	1 197	458
富山	38	1	60	2 836	435	150
石川	77	2	46	3 287	412	173
福井	53	2	71	2 772	430	166
山梨	109	12	22	3 523	312	312
長野	105	1	37	6 172	734	521
岐阜	179	2	66	6 758	921	426
静岡県	331	4	124	13 525	1 430	617
愛知県	1 035	3	125	21 378	2 554	1 037
三重	55	2	64	5 622	611	335
滋賀	79	2	35	4 941	681	324
京都	233	3	57	12 216	756	527
大阪	2 544	4	156	26 054	4 303	1 637
兵庫県	367	13	135	14 771	1 900	767
奈良	39	—	19	4 248	552	226
和歌山	65	2	38	3 700	502	205
鳥取	32	3	59	2 092	295	112
島根	13	2	51	2 095	410	210
岡山	87	2	77	7 673	834	296
広島	195	3	115	9 378	1 136	493
山口	152	11	74	5 283	524	310
徳島	41	1	24	3 686	398	163
香川県	74	3	44	4 506	446	276
愛媛	138	13	70	5 870	763	385
高知県	115	5	56	3 375	528	213
福岡	310	19	200	13 231	1 403	618
佐賀	14	3	65	2 981	302	209
長門	73	5	90	3 363	571	254
熊本	191	11	69	4 959	558	437
大分	28	2	52	3 527	393	212
宮崎	164	2	68	3 194	305	245
鹿児島	245	2	71	4 612	480	320
鹿儿岛	73	3	84	3 757	360	298
計	14 439	283	3 687	406 026	46 320	23 280

種別救急出場件数

(昭和55年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他	計
11 192	1 140	1 283	45 709	10 552	440	69	1 766	89 456
2 606	270	240	10 850	2 005	86	5	341	21 761
2 437	170	220	9 647	1 873	67	11	284	19 424
2 259	290	296	10 054	2 739	373	19	455	22 522
1 784	110	167	7 624	1 357	47	3	241	14 825
1 912	122	173	7 735	1 244	126	18	222	15 500
3 679	332	302	15 294	2 170	359	55	327	29 686
4 336	494	399	17 232	2 399	241	96	593	37 362
2 504	274	304	11 403	1 649	214	24	310	25 663
3 480	321	351	13 181	1 821	203	25	359	29 034
12 297	1 579	887	46 180	4 142	799	110	2 330	94 012
12 268	1 545	804	43 617	5 981	807	267	1 871	90 283
44 164	7 637	3 122	150 055	14 616	3 215	213	927	284 301
21 989	2 862	1 364	80 578	8 173	1 069	112	2 552	151 886
4 944	307	340	14 824	3 322	217	33	497	34 481
1 686	121	158	5 956	933	86	35	363	12 858
1 882	152	151	6 154	769	108	47	154	13 414
1 493	88	103	4 974	681	62	9	183	11 087
2 084	162	153	7 447	936	180	68	299	15 619
4 060	199	258	13 149	2 026	214	39	449	27 964
3 307	234	266	11 739	1 431	130	61	367	25 887
5 867	604	611	22 672	3 335	286	50	862	50 318
11 415	1 248	1 086	43 739	5 495	876	112	1 289	91 392
3 095	235	217	10 538	1 222	106	123	268	22 493
2 993	158	147	9 252	1 112	58	18	224	20 024
6 151	704	599	20 611	1 868	7	9	328	44 069
29 899	4 348	2 412	114 649	13 271	287	863	2 683	203 110
11 082	1 301	1 154	39 687	4 941	577	313	1 538	78 546
3 081	205	257	9 662	1 314	50	12	301	19 966
2 505	237	223	8 471	971	71	39	537	17 566
976	78	101	3 824	703	10	1	115	8 401
1 368	60	117	4 696	612	23	4	138	9 799
3 761	272	298	11 320	2 124	58	48	348	27 198
5 713	503	465	18 049	3 730	132	124	822	40 858
3 577	374	318	12 713	2 524	152	103	502	26 617
1 654	167	122	6 198	1 072	26	3	183	13 738
2 370	229	181	7 945	1 374	92	13	134	17 687
3 735	328	322	10 778	1 849	90	5	510	24 856
2 662	260	212	7 606	1 089	29	4	433	16 587
8 527	1 209	1 089	35 698	8 491	464	18	1 264	72 541
1 487	121	145	5 170	1 299	125	17	304	12 242
2 924	274	301	10 775	2 688	130	73	548	22 069
2 654	209	279	10 587	2 481	122	40	457	23 054
2 239	169	211	7 248	1 658	151	22	255	16 167
2 139	224	220	6 315	1 353	87	14	383	14 229
2 608	328	352	10 086	2 780	168	36	872	22 960
3 172	582	362	12 276	2 316	7	78	851	24 219
273 533	32 836	23 142	993 967	142 491	13 227	3 461	31 039	2 007 731

附属資料23 都道府県別事故

都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	296	15	137	15 203	2 324
青森	69	14	55	5 016	518
岩手	43	2	42	4 371	459
宮城	52	12	36	5 379	505
秋田	24	—	39	3 128	388
山形	33	2	37	3 520	404
福島	75	9	55	6 867	680
茨城	70	—	85	11 793	870
栃木	66	11	24	9 183	562
群馬	81	5	27	9 180	740
埼玉	247	18	65	24 255	2 151
千代田	172	12	133	22 959	1 757
東京	880	36	81	54 263	4 270
神奈川	351	13	130	30 158	2 888
新潟	79	3	85	9 002	1 171
富山	37	1	45	3 164	419
石川	34	1	40	3 692	400
福井	22	3	52	3 289	411
山梨	42	24	14	4 005	298
長野	63	—	23	7 186	718
岐阜	69	4	47	8 038	906
静岡	135	3	94	15 368	1 398
愛知	255	2	95	24 742	2 493
三重	59	2	46	6 515	591
滋賀	52	2	31	5 869	670
京都	134	3	44	13 987	750
大阪	546	4	120	27 423	4 162
兵庫	216	15	112	16 103	1 843
奈良	38	—	15	4 831	546
和歌山	24	2	29	4 052	491
鳥取	21	4	43	2 437	287
島根	15	2	41	2 353	394
岡山	83	1	67	8 323	813
広島	101	3	90	10 394	1 086
山口	57	12	47	5 834	596
徳島	32	1	21	4 152	391
香川	59	5	34	5 211	443
愛媛	71	19	64	6 710	758
高知	44	4	48	3 623	521
福井	124	16	143	15 012	1 384
佐賀	14	2	41	3 396	290
長崎	33	9	52	3 544	563
熊本	44	7	42	5 425	526
大分	25	2	33	4 013	387
宮崎	30	3	44	3 570	282
鹿児島	84	3	52	5 093	451
沖縄	13	3	75	4 005	354
計	5 114	314	2 775	455 636	45 309

種別救急搬送人員数

(昭和55年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 540	10 660	1 114	1 024	43 301	11 749	87 363
264	2 480	250	185	10 176	2 233	21 260
315	2 330	168	180	9 179	2 083	19 172
249	2 080	278	213	8 956	2 863	20 623
237	1 719	104	132	7 283	1 527	14 581
202	1 791	113	126	7 229	1 393	14 850
370	3 537	366	241	14 338	2 343	28 881
445	4 150	502	338	16 344	2 750	37 347
349	2 393	280	239	10 630	1 800	25 537
395	3 375	311	284	12 376	2 020	28 794
1 131	11 772	1 571	659	43 698	5 496	91 063
929	11 765	1 579	594	41 405	7 242	88 547
2 765	40 711	7 222	2 153	135 535	14 603	262 519
1 533	20 826	2 805	1 060	75 150	9 824	144 738
473	4 750	293	268	13 822	3 683	33 629
154	1 615	121	120	5 592	1 057	12 325
184	1 784	161	122	5 729	907	13 054
175	1 417	81	67	4 685	756	10 958
315	1 980	154	119	6 869	1 143	14 963
531	3 895	177	211	12 347	2 359	27 510
462	3 186	219	196	11 204	1 645	25 976
635	5 600	592	485	21 145	3 968	49 423
1 102	10 902	1 216	821	40 707	6 035	88 370
370	2 978	240	167	9 981	1 327	22 276
333	2 884	165	114	8 741	1 286	20 147
542	5 838	691	498	19 250	2 082	43 819
1 695	28 194	4 196	1 951	107 351	14 466	190 108
823	10 312	1 279	838	36 879	5 669	74 089
231	2 988	201	205	9 158	1 531	19 744
219	2 421	232	194	8 089	1 286	17 039
113	915	71	83	3 616	759	8 349
214	1 314	54	95	4 469	679	9 630
307	3 577	265	257	10 773	2 296	26 762
516	5 402	481	369	17 072	4 246	39 760
324	3 388	370	252	11 977	2 799	25 656
170	1 584	171	108	5 894	1 165	13 689
333	2 275	227	156	7 562	1 452	17 757
395	3 613	338	299	10 295	2 134	24 696
219	2 545	250	174	7 212	1 385	16 025
663	7 848	1 167	868	32 601	9 117	68 943
217	1 400	120	118	4 793	1 495	11 886
257	2 724	245	234	9 996	3 052	20 709
465	2 472	195	213	9 736	2 706	21 831
238	2 109	174	168	6 716	1 767	15 632
251	1 552	220	171	5 759	1 671	13 553
324	2 420	307	265	9 213	3 472	21 684
294	3 004	557	311	11 716	2 893	23 225
24 268	258 475	31 893	17 945	926 549	160 214	1 928 492

附属資料24 都道府県別経営主体別救急病院及び

都道府県	病 院	診 療 所	計	国 及	
				病	
				国	国に準ずるもの
北海道	188	126	314	5	2
青森	49	40	89	2	—
岩手	47	7	54	1	—
宮城	31	14	45	1	—
秋田	24	2	26	—	—
山形	12	9	21	—	—
福島	35	—	35	1	—
茨城	85	37	122	2	—
栃木	65	66	131	2	—
群馬	57	64	121	3	—
埼玉	137	55	192	3	—
千代田	106	40	146	5	1
東京都	379	112	491	9	—
神奈川県	140	63	203	3	—
新潟	46	35	81	2	—
富山	54	42	96	—	—
石川	60	48	108	2	—
福井	44	30	74	2	—
山梨	30	34	64	1	—
長野	77	42	119	3	—
岐阜	63	23	86	—	—
静岡県	82	232	314	7	—
愛知県	231	212	443	2	—
三重	63	42	105	3	—
滋賀	18	1	19	1	—
京都	79	2	81	3	—
大阪	147	17	164	4	—
兵庫県	108	47	155	4	—
奈良	21	2	23	1	—
和歌山	39	18	57	1	—
鳥取	16	6	22	1	1
島根	15	2	17	2	—
岡山	74	13	87	3	1
広島	101	99	200	5	1
山口	59	38	97	3	—
徳島	34	5	39	—	—
香川	48	39	87	1	—
愛媛	37	5	42	1	—
高知	23	9	32	1	—
福岡	72	42	114	5	—
佐賀	22	21	43	2	—
長門	36	—	36	5	—
熊本	47	48	95	3	—
大分	35	12	47	2	—
宮崎	39	2	41	1	—
鹿児島	84	70	154	3	—
沖縄	6	—	6	1	—
計	3 265	1 873	5 138	112	6

(注) 厚生省調べによる。

救急診療所告示状況一覧

(昭56.4.1現在)

び 公 的 等				私 的 等		
地 方 公 共 団 体	公 的 等	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
57	22	—	86	102	126	228
24	1	1	28	22	39	61
23	3	—	27	20	7	27
15	2	1	19	13	13	26
7	10	—	17	7	2	9
6	1	—	7	5	9	14
6	5	—	12	23	—	23
6	6	—	14	71	37	108
2	10	—	14	51	66	117
9	5	—	17	40	64	104
9	9	—	21	116	55	171
20	2	—	28	78	40	118
16	5	—	30	349	112	461
14	14	—	31	109	63	172
11	8	—	21	25	35	60
10	6	—	16	38	42	80
16	3	—	21	39	48	87
5	2	—	9	35	30	65
12	3	—	16	14	34	48
16	14	1	34	44	41	85
14	9	—	23	40	23	63
21	13	—	41	41	232	273
25	13	—	40	191	212	403
14	9	—	26	37	42	79
9	4	—	14	4	1	5
6	6	—	15	64	2	66
8	5	—	17	130	17	147
16	5	—	25	83	47	130
7	2	—	10	11	2	13
8	3	—	12	27	18	45
5	3	—	10	6	6	12
3	6	—	11	4	2	6
12	2	—	18	56	13	69
14	5	1	26	76	98	174
13	8	—	24	35	38	73
6	5	—	11	23	5	28
11	6	—	18	30	39	69
5	4	—	10	27	5	32
5	3	—	9	14	9	23
5	5	—	15	57	42	99
5	2	—	9	13	21	34
6	9	—	20	16	—	16
7	3	—	13	34	48	82
5	2	—	9	26	12	38
14	3	—	18	21	2	23
6	1	—	10	74	70	144
4	—	—	5	1	—	1
538	267	4	927	2 342	1 869	4 211

附属資料25 都道府県別救助

都道府県	火災時における救助活動		火災以外の災							
			交通事故		水難事故		風水害等自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	322	56	193	254	31	10	12	11	26	80
青森	60	3	43	61	6	4	6	—	2	1
岩手	193	11	26	29	6	3	—	—	—	—
宮城	143	7	56	85	12	10	6	57	7	7
秋田	21	1	36	43	8	8	2	2	6	21
山形	25	1	61	88	6	6	1	1	6	6
福島	41	11	72	91	9	6	2	3	2	2
茨城	22	3	92	118	21	9	1	1	6	7
栃木	82	8	80	113	12	14	2	6	7	7
群馬	82	5	34	43	10	5	—	—	8	8
埼玉	192	11	172	221	40	22	1	—	19	21
千葉	304	63	243	334	25	39	1	—	18	27
東京都	1 027	101	516	740	50	45	10	10	70	97
神奈川県	357	188	234	328	59	50	5	—	34	40
新潟	59	12	64	79	19	12	2	2	3	4
富山	45	13	80	120	7	9	1	1	9	9
石川	7	2	26	33	5	17	3	4	5	13
福井	17	2	33	35	6	5	3	2	5	5
山梨	63	1	55	67	3	1	1	25	5	5
長野	75	4	47	56	7	4	—	—	9	12
岐阜	46	17	106	133	21	9	1	1	8	14
静岡	89	96	152	206	17	15	5	1	12	14
愛知	621	47	189	253	37	28	2	1	28	33
三重	43	24	101	132	3	1	—	—	3	3
滋賀	8	2	73	89	4	4	—	—	1	1
京都	197	11	85	105	16	13	6	6	8	10
大阪	859	62	227	284	50	38	3	1	72	97
兵庫県	713	55	155	222	31	24	3	2	24	30
奈良	19	2	53	79	2	2	3	5	4	4
和歌山	29	19	27	40	11	9	—	—	7	10
鳥取	44	8	36	48	1	1	—	—	1	1
島根	—	—	52	61	3	—	—	—	5	5
岡山	109	11	80	99	9	5	—	—	3	3
広島	113	17	120	145	30	29	3	4	12	21
山口	64	11	39	46	1	1	9	20	2	2
徳島	29	8	22	22	8	6	—	—	1	1
香川	42	6	45	71	7	5	—	—	6	10
愛媛	30	11	46	67	6	8	2	2	5	9
高松	10	1	16	24	19	9	—	—	—	—
福岡	96	36	145	189	47	26	32	50	16	18
佐賀	6	4	25	35	4	2	2	2	2	2
長門	14	4	24	32	11	7	1	2	6	7
熊野	39	12	43	67	10	9	27	142	6	6
大分	43	1	45	52	8	13	1	1	5	5
宮崎	31	1	24	26	15	3	—	—	1	1
鹿児島	125	23	43	58	19	26	7	3	13	16
沖縄	53	1	7	7	4	5	—	—	3	3
計	6 609	993	4 143	5 530	736	577	166	368	501	698

活動件数及び救助人員数

(昭和55年中)

害時における救助活動										計	
建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他の事故		小計			
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
14	34	8	10	—	—	39	33	323	432	645	488
—	—	—	—	—	—	3	4	60	70	120	73
—	—	—	—	—	—	6	7	39	40	232	51
1	1	—	—	—	—	4	3	93	177	236	184
2	2	4	9	2	4	7	5	68	88	89	89
1	1	7	7	1	1	15	17	89	118	114	119
—	—	—	—	—	—	9	7	99	117	140	128
1	1	2	2	2	5	—	—	—	—	—	—
3	3	1	2	2	3	13	12	139	155	161	158
—	—	—	—	1	2	22	19	124	161	206	169
—	—	—	—	4	8	12	13	68	77	150	82
13	19	21	8	6	15	35	35	307	341	499	352
24	25	7	9	—	—	47	43	365	477	669	540
270	288	42	47	—	—	198	196	1 156	1 423	2 183	1 524
48	48	6	5	—	—	47	41	433	512	790	700
2	2	3	4	—	—	25	26	118	129	177	141
1	1	1	1	—	—	10	9	109	150	154	163
2	2	1	1	—	—	7	7	49	77	56	79
—	—	1	7	—	—	5	7	53	61	70	63
—	—	—	—	—	—	12	12	76	110	139	111
—	—	1	1	1	—	14	10	79	83	154	87
3	3	—	—	2	2	21	20	162	182	208	199
1	1	9	16	1	2	24	24	221	279	310	375
23	24	12	14	3	4	48	46	342	403	963	450
1	2	2	1	—	—	11	10	121	149	164	173
1	2	—	—	—	—	15	18	94	114	102	116
11	12	—	—	—	—	29	33	155	179	352	190
49	51	33	30	3	7	65	64	502	572	1 361	634
26	29	6	15	4	6	76	71	325	399	1 038	454
3	3	1	1	—	—	7	10	73	104	92	106
2	2	—	—	—	—	12	12	59	73	88	92
1	3	—	—	1	1	5	6	45	60	89	68
—	—	—	—	—	—	1	1	61	67	61	67
1	1	6	—	3	1	13	32	115	141	224	152
6	6	12	13	—	—	13	15	196	233	309	250
4	4	12	13	1	2	11	9	79	97	143	108
1	1	—	—	2	6	—	—	—	—	—	—
3	3	1	1	—	—	6	5	68	95	110	101
4	5	—	—	—	—	3	3	66	94	96	105
—	—	—	—	—	—	5	1	40	34	50	35
11	13	9	10	—	—	60	58	320	364	416	400
—	—	1	—	—	—	6	6	40	47	46	51
4	4	1	—	—	—	17	17	64	69	78	73
1	1	—	—	—	—	10	10	97	235	136	247
1	1	2	2	1	14	8	8	71	96	114	97
2	2	1	1	—	—	9	22	52	55	83	56
3	3	—	—	—	—	34	35	119	141	244	164
—	—	1	1	—	—	1	1	16	17	69	18
544	603	214	231	40	83	1 042	1 043	7 386	9 133	13 995	10 126

附属資料26 1980年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
ニューデリー (イ ン ド)	1 486	690	946	3 506
ロンドン (イギリス)	1 579	689	7 891	46 064
ジャカルタ (インドネシア)	650	650	2 211	584
ホンコン (イギリス)	1 045	510	5 174	13 213
ロサンゼルス (アメリカ)	1 209	290	3 512	26 797
横 浜 (日 本)	427	277	2 601	1 249
大 阪 (日 本)	211	265	3 535	1 676
シンガポール (シンガポール)	618	241	984	4 705
ヒューストン (アメリカ)	1 446	240	3 018	12 507
パ リ (フ ラ ン ス)	105	230	6 000	6 788
ヨハネスブルク (南アフリカ)	573	226	522	1 703
名 古 屋 (日 本)	328	209	2 172	1 203
ベルリン (西ドイツ)	480	200	3 295	7 000
フィラデルフィア (アメリカ)	336	169	2 863	27 348
ハンブルグ (西ドイツ)	748	166	2 174	8 040
京 都 (日 本)	611	147	1 688	215
札幌 (日 本)	1 118	140	1 447	514
神戸 (日 本)	542	137	1 191	791
ブリュッセル (ベルギー)	259	110	876	2 157
福岡 (日 本)	336	109	854	389
モントリオール (カナダ)	169	107	2 301	5 802
北 九 州 (日 本)	477	107	894	323
川 崎 (日 本)	142	104	1 376	346
ケ ル ン (西ドイツ)	405	98	850	2 963
ダ ラ ス (アメリカ)	980	90	1 601	15 951
広 島 (日 本)	676	90	927	539
ストックホルム (スウェーデン)	186	65	672	5 956
オ ス ロ (ノルウェー)	453	45	529	1 399

都 市 の 火 災 状 況

出 火 率 (人口1万人当りの出火件数)	死者数 (人)	人口100万人当りの死者数 (人)	死者1人当りの出火件数 (件)	主 な 火 災 原 因		
				1 位	2 位	3 位
6.1	103	12.3	49.1	放 火(疑含)	た ば こ	火 あ そ び
5.1	62	9.0	56.5	電気のショート	た ば こ	裸 火
66.9	196	28.4	235.0	…	…	…
0.9	14	2.2	41.7	電 気	石油ストーブ	石油ランプ
25.9	37	7.3	357.1	た ば こ	電 気 的 欠 陥	石油ストーブ
92.4	31	10.7	864.4	マ ッ チ	た ば こ	自 動 車
4.5	39	14.1	32.0	火 あ そ び	放 火(疑含)	た ば こ
6.3	36	13.6	46.6	放 火(疑含)	た ば こ	火 あ そ び
19.5	6	2.5	784.2	たばこ・マッチ	電 気	太 陽 熱
52.1	41	17.1	305.0	放 火	た ば こ	調 理 器 具
29.5	36	15.7	188.6	たばこ・マッチ	燃 焼 器 具	電 気 配 線
7.5	13	5.8	131.0	裸 火	放 火	電 気
5.8	27	12.9	44.6	た ば こ	火 あ そ び	放 火(疑含)
35.0	45	22.5	155.6	マ ッ チ	電 気	た ば こ
161.8	85	50.3	321.7	放 火	マ ッ チ	た ば こ
48.4	13	7.8	618.5	調 理 器 具	放 火	電 気
1.5	15	10.2	14.3	放 火(疑含)	た ば こ	火 あ そ び
3.7	14	10.0	36.7	た ば こ	火 あ そ び	石油ストーブ
5.8	25	18.2	31.6	た ば こ	放 火(疑含)	火 あ そ び
19.6	9	8.2	239.7	た ば こ	放 火	電 気(屋内)
3.6	6	5.5	64.8	放 火(疑含)	コ ン	た ば こ
54.2	27	25.2	214.9	たばこ・マッチ	電 気	放 火
3.0	14	13.1	23.1	放 火(疑含)	コ ン	た き 火
3.3	19	18.3	18.2	放 火(疑含)	た ば こ	火 あ そ び
30.2	2	2.0	1481.5	不 注 意	放 火	火 あ そ び
177.2	24	26.7	664.6	放 火	マ ッ チ・たばこ	電 気 器 具
6.0	12	13.3	44.9	火 あ そ び	た ば こ	た き 火
91.6	11	16.9	541.5	た ば こ	裸 火・過 熱	放 火
31.1	11	24.4	127.2	暖炉・煙突・裸火	電 気	放 火